

## 令和5年伊豆市議会9月定例会会議録目次

### 第1号（8月28日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	3
○開会宣告	4
○開議宣告	4
○議事日程説明	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○行政報告	11
○報告第7号～報告第12号の上程、説明	15
○発言訂正について	17
○報告第13号及び報告第14号の上程、説明、質疑	18
○議案第49号～議案第64号の上程、説明	20
○議案第65号～議案第67号の上程、説明	37
○議案第68号の上程、説明	40
○議案第69号の上程、説明	41
○議案第70号～議案第72号の上程、説明	43
○議案第73号の上程、説明	46
○議案第74号の上程、説明	47
○議案第75号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	47
○諮問第1号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	49
○散会宣告	50

### 第2号（8月30日）

○議事日程	51
○本日の会議に付した事件	51
○出席議員	51
○欠席議員	51

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5 1
○職務のため出席した者の職氏名	5 1
○開議宣告	5 2
○議事日程説明	5 2
○一般質問	5 2
下山祥二君	5 2
永岡康司君	7 3
三田忠男君	8 8
星谷和馬君	1 1 2
黒須淳美君	1 3 1
○散会宣告	1 4 5

### 第 3 号 (8月31日)

○議事日程	1 4 7
○本日の会議に付した事件	1 4 7
○出席議員	1 4 7
○欠席議員	1 4 7
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 4 7
○職務のため出席した者の職氏名	1 4 7
○開議宣告	1 4 9
○議事日程説明	1 4 9
○一般質問	1 4 9
小川多美子君	1 4 9
杉山武司君	1 6 2
杉山誠君	1 8 6
浅田藤二君	2 0 5
小長谷順二君	2 1 8
○散会宣告	2 3 5

### 第 4 号 (9月4日)

○議事日程	2 3 7
○本日の会議に付した事件	2 3 8
○出席議員	2 3 8
○欠席議員	2 3 8
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2 3 8

○職務のため出席した者の職氏名	239
○開議宣告	240
○議事日程説明	240
○議案第49号～議案第64号の質疑、委員会付託	240
○議案第65号～議案第67号の質疑、委員会付託	240
○議案第68号の質疑、委員会付託	242
○議案第69号の質疑、委員会付託	253
○議案第70号～議案第72号の質疑、委員会付託	263
○議案第73号質疑、委員会付託	264
○議案第74号質疑、委員会付託	264
○散会宣告	264

## 第 5 号 (9月22日)

○議事日程	265
○本日の会議に付した事件	266
○出席議員	266
○欠席議員	266
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	266
○職務のため出席した者の職氏名	267
○開議宣告	268
○議事日程説明	268
○議案第49号の委員長報告、質疑、討論、採決	268
○議案第50号～議案第64号の委員長報告、質疑、討論、採決	276
○議案第65号～議案第67号の委員長報告、質疑、討論、採決	282
○議案第68号の委員長報告、質疑、討論、採決	285
○議案第69号の委員長報告、質疑、討論、採決	295
○議案第70号～議案第72号の委員長報告、質疑、討論、採決	298
○議案第73号の委員長報告、質疑、討論、採決	301
○議案第74号の委員長報告、質疑、討論、採決	302
○日程の追加	303
○報告第15号の上程、説明	304
○議案第76号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	305
○発議第5号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	312
○発議第6号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	313
○閉会宣告	314

○署名議員	3 1 5
-------	-------

## 令和5年伊豆市議会9月定例会

### 議事日程(第1号)

令和5年8月28日(月曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 7号 専決処分の報告について(工事請負契約の変更)
- 日程第 6 報告第 8号 専決処分の報告について(市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)
- 日程第 7 報告第 9号 専決処分の報告について(市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)
- 日程第 8 報告第10号 専決処分の報告について(市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)
- 日程第 9 報告第11号 専決処分の報告について(物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)
- 日程第10 報告第12号 専決処分の報告について(物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)
- 日程第11 報告第13号 令和4年度伊豆市健全化判断比率の報告について
- 日程第12 報告第14号 令和4年度伊豆市資金不足比率の報告について
- 日程第13 議案第49号 令和4年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第50号 令和4年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第51号 令和4年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第52号 令和4年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第53号 令和4年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第54号 令和4年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第19 議案第55号 令和4年度伊豆市簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

- 日程第 2 0 議案第 5 6 号 令和 4 年度伊豆市温泉事業会計決算の認定について
- 日程第 2 1 議案第 5 7 号 令和 4 年度伊豆市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 2 議案第 5 8 号 令和 4 年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 議案第 5 9 号 令和 4 年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 4 議案第 6 0 号 令和 4 年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 5 議案第 6 1 号 令和 4 年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 6 議案第 6 2 号 令和 4 年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 7 議案第 6 3 号 令和 4 年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 8 議案第 6 4 号 令和 4 年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 9 議案第 6 5 号 令和 5 年度伊豆市一般会計補正予算（第 3 回）
- 日程第 3 0 議案第 6 6 号 令和 5 年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）
- 日程第 3 1 議案第 6 7 号 令和 5 年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）
- 日程第 3 2 議案第 6 8 号 財産の減額譲渡について
- 日程第 3 3 議案第 6 9 号 財産の取得について
- 日程第 3 4 議案第 7 0 号 伊豆市議会議員及び伊豆市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 3 5 議案第 7 1 号 伊豆市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 6 議案第 7 2 号 伊豆市達磨山観光施設条例の制定について
- 日程第 3 7 議案第 7 3 号 伊豆市沼津市衛生施設組合格約の一部を変更する規約について
- 日程第 3 8 議案第 7 4 号 市道路線の認定について
- 日程第 3 9 議案第 7 5 号 伊豆市監査委員の選任について
- 日程第 4 0 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（16名）

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	教育長	鈴木洋一君
総合政策部長	新聞康之君	総務部長	滝川正樹君
市民部長	佐藤達義君	産業部長	井上貴宏君
建設部長	大村俊之君	危機管理監	加藤博永君
教育部長	小塚剛君	健康福祉部参事	福室昌朋君
社会福祉課長	梅原進君	子育て支援課長	森嶋哲男君
会計管理者	原恵子君	代表監査委員	渡邊光由君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	稲村栄一	次長	土屋洋美君
主任	原亜里沙		

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

ただいまから令和5年伊豆市議会9月定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（青木 靖君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（青木 靖君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下、関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（青木 靖君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。議席番号6番下山祥二議員、議席番号7番杉山武司議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（青木 靖君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月22日までの26日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月22日までの26日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程表のとおりです。御了承願います。

次に、休会日についてお諮りします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりといたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 御異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程表に記されたとおりとすることに決しました。

### ◎諸般の報告

○議長（青木 靖君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より、法に基づく例月出納検査結果並びにその他、議長等の会議、出張等につきましては、お手元に配付の資料のとおりです。

また、議長が出席した会議の資料等は議員掲示板前にて閲覧できますので、御確認ください。

続きまして、7月に実施した総務経済委員会の行政視察報告を行います。

総務経済委員会委員長、波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） おはようございます。11番、総務経済委員長、波多野靖明です。

本年7月12日から14日に実施した総務経済委員会行政視察の委員長報告をいたします。

東京駅から仙台駅、新幹線はやぶさは直線が多く、時速320キロでも車内の揺れは少なく、旅行者は快適な旅ができるとまずは感じ、東北への行政視察へ向かいました。

まず、宮城県東松島市で、東日本大震災の復興経験から震災復興後のまちづくりを学びました。

盆栽をテーマにした奥松島クラブハウスへ行くと、復興支援に派遣された伊豆市職員と同じ職場で働いた皆さんが説明をしてくださいました。伊豆市でも、地域づくり協議会が地域のコミュニティ再生に活躍をしています。

避難所運営から復興計画の話合いなど、地域分権型の自治協働のまちづくりを進める東松島市の取組は大いに参考になりました。

さらに、復興のまちづくりとして特徴的なのが、東松島方式と呼ばれる災害廃棄物のリサイクルです。説明の中で、震災瓦礫109万8,000トン、ふだん発生する一般廃棄物110年分に当たります。それらは、市民を雇用して徹底した手作業により、最終的に災害廃棄物全体の99.2%をリサイクルしたとのこと。2003年の宮城県北部地震の苦い経験を基に、建設業協会会長のアイデアで「混ぜればごみ、分ければ資源」を合い言葉に、発生直後から広大な空き地を確保し、被災者を中心に市民800人を雇用した結果ということです。この取組は、事前に準備することで伊豆市でも実現できると感じました。

東松島市震災復興伝承館には復興に寄与した皆様のパネルがあり、伊豆市から派遣された飯田主幹も記されておりました。2年間というまだまだ復興の混乱時期に、被災者への気遣いなど大変苦勞されたことと思います。同じ伊豆市民として誇りに思います。

13日は、岩手県矢巾町の住民参加とフューチャーデザインの取組について学ぶことができました。水道事業は住民の日常生活に欠くことのできないインフラであり、公衆衛生向上等の点か

らも極めて公共性の高い事業です。

水道設備を維持更新していくためには利用者の負担増は避けられませんが、それを住民に理解してもらうこと、納得していただくことが欠かせないとの思いから、重層的な住民参加を考えたと聞きました。

平成26年10月、矢巾町の水道事業の取組がNHKの「クローズアップ現代」で取り上げられ、これを機に大阪大学の原圭史郎先生から連絡があり、フューチャーデザインを知ることとなり、平成28年に町は水道事業経営戦略策定でフューチャーデザインを実施、その間、水道サポーターワークショップを開催し、住民参加の双方向コミュニケーションを図りました。

しかし、水道事業の社会的ジレンマは、水道料金の値上げには非協力的な行動に走ります。住民に水道事業の実態を知ってもらい、水道事業の知識を得る行動に参加してもらい、信頼を得て合意形成につなげる、このような手法を用いて水道料金の改定を実現したと聞きました。この手法は矢巾町の水道ビジョン策定にも生かされ、日本水道協会から最高賞である水道イノベーション賞を受賞しています。

伊豆市でも、水道施設、特に水道管の老朽化による漏水は深刻な問題で、必要な更新費用が賄えないことから、水道料金の改定は避けて通れません。いかにして市民の理解と納得を得ていくか、矢巾町の先進的な取組から多くを学ぶことができました。

なお、フューチャーデザインは、数十年先の未来人になったつもりで、現在起きている、または起きるであろう課題に向き合う手法で、どのような課題に対しても有効であると聞きました。

伊豆市の水道事業も上下水道管の漏水をよく耳にいたしますが、「漏水」を「老衰」と捉え、現実から逃げることなく、課題解決のために、矢巾町のフューチャーデザインの取組を完全コピーした内容でも試してみる価値があると考えます。

次に、岩手県釜石市で、震災復興後の持続可能な観光地づくりについて学びました。

釜石市内に入り、海岸に近づくにつれ、建物の壁に青色の看板が目につくようになります。それは、2011年3月11日の津波がこの高さまで来たという表示でございます。釜石市魚市場に隣接する魚河岸テラス近くの建物の壁を見上げると、その看板が見えます。2階の天井部分辺りで、とてつもない高さです。

釜石市はもともと観光面での優位性が低く、新日鉄の企業城下町として発展されてきましたが、東日本大震災で荒廃した釜石の復興のため、観光に関連したユニークな仕掛けで、地域の文化・自然・施設・住まう人々・なりわいを展示する宝と見立て、それらに関わる人々に会いに行く観光を釜石市の観光振興ビジョン「オープン・フィールド・ミュージアム」（屋根のない博物館）として定義し、教育旅行や企業研修、ワーケーションの受入れを促進しています。

「世界の持続可能な観光地TOP100選」5年連続の選出となり、そして、グリーン・デザイン・アワード「シルバー賞」受賞と大きな注目を集めるようになったのは、

若い有能な人材が集まる株式会社かまいしDMCの活躍によるものが大きいようです。

観光は伊豆市にとって主要産業であります。持続可能なまちづくりのためには良好な市民生活の維持が欠かせません。地域での生活を維持させるためのバランスを取りながら観光を進めていく、サステナブルツーリズムの考えを取り入れた観光振興策が欠かせないと感じました。単に観光客のみならず、それを提供している住民の満足度にもつながる取組です。

震災を経験した釜石市ならではの感じたことですが、会話の中で、防災無線の日本語の後に英語での案内もしているということでした。これからのインバウンドも見据え、伊豆市も観光防災に向け、試験的に発信することも必要なのではないかと感じました。

最終日の14日は、岩手県盛岡市で、ニューヨークタイムズで「2023年に行くべき52か所」に選ばれたまちづくりについて学びました。

盛岡市は、3次産業が中心の商業城下町として発展をしてきました。

令和5年1月に、ニューヨークタイムズ紙で「2023年に行くべき52か所」の2番目に選出されたことから、これを好機と捉え、令和5年3月に2,000万円、4月に4,000万円の補正予算を組み、おもてなし推進協議会として事業を行うなど、積極的なプロモーション活動と受け入れ体制の整備を行ってきたと聞きました。記事を書いたクレイグ・モッド記者は「ありのままの盛岡でいてほしい。何もなくていい」と観光担当者に伝えているそうです。何気ない日常が盛岡の魅力だと感じました。

今回、ニューヨークタイムズ紙で取り上げられ、観光であるので経済効果は当然大事だが、観光客も住んでいる人も同じく大事である。積極的に展開していく部分と、これまで大事にしてきたものが壊れたり変わってしまわないこと、人や風土、文化を守っていききたいという思いが伝わってきました。

また、コロナ禍でも盛岡に来ていただいた観光客に楽しんでもらうため、伝統的な盛岡さんさ踊りを日頃より見ていただく「街なかさんさ」の実施をすることで、コロナ禍でも伝統芸能お披露目の場がなくならずに、日本伝統の後世への継承、保存につながることに力を入れていたと聞きました。

コロナ禍で低迷していた観光地がニューヨークタイムズ紙で紹介され、新型コロナウイルス対策の緩和と相まって、にぎわいを取り戻しています。今がチャンスと捉え、持続性のある観光政策を構築していこうとする当市の施策を学ぶことができました。

伊豆市も狩野川、天城山、駿河湾など素敵な風景、歴史や文化、伝統を有しています。地域の持つ風土、文化を大切にしながら、「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりをしていきたいと感じました。

また、私たちが盛岡市役所に訪れた際、多くの皆さんに出迎えていただき、帰り際も同様でございました。先ほど説明の中にありました、おもてなし施策のたまものでしょうか。訪れて、気持ちのよい時間を過ごせるおもてなしの精神を感じることができ、「旅の印象は人の印象」というワードが心に落ちました。

研修後のボランティアガイドの案内でのまち歩きでは、歴史ある町並みを学びながら見学することもできました。行程中は好天に恵まれ、有意義な視察となり、今後の議員活動に役立つものを多く感じることができました。

各委員の報告書は伊豆市のホームページに掲載されていますので、御確認ください。

以上で総務経済委員会の行政視察報告を終了いたします。

○議長（青木 靖君） 続きまして、一部事務組合等の議会議員から報告の申出がありますので、これを許します。

初めに、静岡県後期高齢者医療広域連合議会の報告について、議席番号12番、小長谷順二議員。

〔12番 小長谷順二君登壇〕

○12番（小長谷順二君） おはようございます。12番、小長谷順二です。

それでは、報告をさせていただきます。

7月24日、静岡市ニッセイ静岡駅前ビルにおいて、令和5年静岡県後期高齢者医療広域連合議会7月定例会が開催されました。

10時30分より、全員協議会で菊地豊連合長の挨拶の後に、事務局より協議事項の確認と議案の概要説明が行われ、全員協議会終了後、本会議が開かれ、議案審査が行われました。

認定第1号 令和4年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入決算額は1億2,917万9,983円、歳出決算額は1億2,295万8,940円となり、歳入歳出決算差引額は622万1,043円となりました。

認定第2号 令和4年度静岡県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入決算額は4,664億6,262万107円、歳出決算額は4,539億2,527万1,192円となり、歳入歳出決算残高は125億3,734万8,915円となりました。

議案第9号 令和5年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1回）は、令和4年度一般会計決算剰余金について、これを市町に償還するための予算の補正を行うもので、令和4年度決算剰余金を令和5年度予算に繰り入れ、市町の負担金の精算に伴う償還金を増額するため、一般会計歳入歳出予算をそれぞれ522万1,000円増額するものです。

議案第10号 令和5年度静岡県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）は、令和4年度特別会計決算剰余金について、これを国、支払基金及び市町に償還するなどのため予算の補正を行うもので、令和4年度決算剰余金を令和5年度予算に繰り入れ、国庫負担金等の精算による償還金を増額するなど、特別会計歳入歳出予算をそれぞれ20億1,569万4,000円増額するものです。

上程された議案は全て可決されました。

同意議案第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について、議員から選任された監査委員の辞職に伴い、その後任を選任するに当たり議会の同意を求めるもので、磐田市選出の鈴木喜文氏が選任されました。

以上、報告いたします。

○議長（青木 靖君） 次に、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会の報告について、議席番号15番、永岡康司議員。

〔15番 永岡康司君登壇〕

○15番（永岡康司君） 15番、永岡康司です。

令和5年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会について報告いたします。

令和5年8月4日、管理者、伊豆市長出席の下、クリーンセンターいず会議室にて開催されました。

最初に、管理者より行政報告がありました。クリーンセンターいずが本年1月に稼働し、7か月が経過しました。令和5年1月から6月までの半年間でごみの受入れ量は1万713トンで、焼却量は月平均1,537トンです。また、発電量については合計3,717メガワットアワーで、このうち2,147メガワットアワーを売電し、売電収入は6か月で2,986万円との報告がありました。

以後、議案審議に入りました。

議案第7号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、専決処分報告があり、承認についての報告がありました。南伊豆地域清掃施設組合が加入し、事務組合の一部を変更することの承認を求め、全員賛成で承認いたしました。

議案第8号 令和4年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計歳入歳出決算の認定についての報告があり、歳入決算額は42億3,476万9,232円、歳出決算額は42億1,084万911円で、差額実質収支額2,392万8,321円は令和5年度に2市に返還する予定であるとの報告がありました。

審議の結果、全員賛成で承認されました。

議案第9号 令和5年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第1回）について報告があり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,392万8,000円を総務管理費に追加し、総額を5億2,892万8,000円とするとの報告があり、審議の結果、全員賛成で承認されました。

議案第10号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の指定金融機関の指定についての報告があり、令和6年1月1日より2年間、スルガ銀行を指定金融機関とするとの報告があり、審議の結果、全員賛成で承認されました。

以上、報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 次に、伊豆市沼津市衛生施設組合議会の報告について、議席番号10番、間野みどり議員。

〔10番 間野みどり君登壇〕

○10番（間野みどり君） 皆さん、おはようございます。10番、私の名前は間野みどりです。よろしくお願ひいたします。

令和5年第2回伊豆市沼津市衛生施設組合議会定例会の報告をいたします。

本会議は、去る8月18日金曜日午後3時より、この伊豆市役所2階議場において開催されました。

初めに、このたび沼津市の常任委員会議員の議会構成が改正され、議長が不在となっておりますので、地方自治法第106条の規定により、副議長の私、間野が議長選出までを進行いたしました。

会議は、まず①管理者の発言、②議事日程の報告、③諸般の報告があり、令和5年5月22日、沼津市議会において組合選挙を実施し、佐藤健一郎議員、佐野博一議員、大場豪文議員、小泉宣子議員が選出された報告がありました。

そして、議長の選挙を行い、指名推選により議長に大場豪文議員が当選されました。

その後、大場議長の下、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定がありました。

その後、議事に入り、専決処分の報告及びその承認について2件、その他議案が1件ありました。

まず、認1号の専決処分の報告及びその承認について（静岡県市町村総合事務組規約の一部を変更する規約）、当局の説明は「南豆衛生プラント組合」の次に「南伊豆地域清掃施設組合」と加えるというものでした。

認第2号は、令和4年度伊豆市沼津市衛生施設組合会計歳入歳出決算の認定についてでした。歳入総額1億1,189万4,639円、歳出総額9,008万320円、歳入歳出差引額2,181万4,319円でした。主に、支出は人件費、施設を維持するための経費との説明でした。

その後、令和4年度伊豆市沼津市衛生施設組合会計について、永岡議員の監査報告があり、2議案についてはそれぞれ審査に入り、質疑、討論はなく、採決の結果、認第1号、認第2号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第1号 伊豆市沼津市衛生施設組合情報公開条件の制定について、質疑はなく、討論を省略し、採決を行い、原案のとおり可決されました。

定例会閉会后、事務局より施設解体に向けた工事などの進捗状況についての説明がありました。これは先日の全協で皆様にも同じく説明がありましたが、令和9年3月31日に組合の解散のためのスケジュール、及び令和6年4月5日、事務所移転の予定（しばらくは伊豆市土肥支所内に設置する）などの説明がありました。

以上です。

○議長（青木 靖君） 次に、駿東伊豆消防組合議会の報告について、議席番号2番、浅田藤二議員。

〔2番 浅田藤二君登壇〕

○2番（浅田藤二君） 2番、浅田藤二です。

駿東伊豆消防組合議会についての報告をさせていただきます。

議会は8月21日、沼津市寿町にある消防本部で行われ、黒須議員と出席しました。

初めに、議長選挙が行われ、沼津市選出の梶泰久議員が就任されました。

9件が提案され、初めに専決処分3件の報告がありました。

報第1号から第3号で、いずれも交通事故損害賠償額決定の報告でした。

消防組合職員が運転する公用車が道路構造物や車両に接触し、損傷させたもので、3件の賠償額合計は74万8,765円との報告がありました。

報第4号では、繰越明許費繰越計算書の報告があり、これは水槽つき消防車2台を購入予定していましたが、部品調達が間に合わず、1億2,893万8,000円を繰り越すもので、財源には1億2,040万円の地方債が充てられます。

認第1号では、静岡県市町総合事務組合規約の一部の変更の同意が求められました。

認第2号 令和4年度駿東伊豆消防組合議会会計歳入歳出決算の認定について報告します。

収入総額66億2,740万7,082円、支出総額65億525万5,311円、差引残額は1億2,215万1,771円となりました。

歳入のほとんどは構成市町の負担金によるもので、その他の財源としては使用料及び手数料、補助金、財産収入、繰越金、諸収入のほか組合債が挙げられます。

伊豆市の共通経費、個別経費その他経費の負担金合計は6億4,396万9,000円で、構成市町の全体負担金の約11%になります。

歳出については執行率98.2%で、おおむね計画的な執行がなされています。

議第5号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正については、急激に普及・発達する自動車等への急速充電設備に対応するため、全出力の上限を撤廃し、火災予防上の見直しを行ったほか、所要の改正を行うものです。

議第6号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,360万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億9,024万1,000円とするもので、令和4年度の繰越金を令和5年度の予算に反映させたものです。

認第3号 監査委員の選任について。

伊豆の国市選出の天野佐代里議員の選任について同意が求められました。

これらの議案は全会一致で可決されました。

令和5年度上半期中の伊豆市の火災件数は10件で、前年度より4件増加し、救急搬送人員は880人で、前年度より14人増えております。

以上、報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎行政報告

○議長（青木 靖君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

令和5年伊豆市議会9月定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

まず、安全安心なまちづくりについて。

新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行されましたが、県内では感染拡大警報が発令されるなど、いまだ感染が収まらない状況が続いています。

ワクチン接種は、現在65歳以上を対象に実施していますが、9月20日から新たに全市民を対象として、現在の主流であるオミクロン株派生型「XBB」に対応したワクチンの接種を開始する予定です。ワクチンの配分量は国から示されていませんが、希望する人が適切に接種できるよう努めてまいります。

（仮称）日向公園の整備について。

（仮称）日向公園は、狩野川沿いの立地を生かした水辺ならではの憩いの場として、また、災害時には避難先や災害対策の拠点として、令和8年度の全面開園を予定しています。

現在、新中学校の開校に合わせた一部供用開始に向けて、公園北側の調整池の整備や公園の造成、園路及び園内設備等の工事を進めています。

自然災害による死者ゼロを目指して。

私は、2035年に発生するとも言われている南海トラフ巨大地震を非常に危惧しています。自然災害で絶対に死者を出さないためには、防災対策の強化が不可欠であると感じています。

津波対策では、松原公園に建設中の津波避難複合施設などのハード対策だけでなく、南海トラフ地震臨時情報発令時の事前避難を徹底するなど、逃げ遅れることのない体制づくりを進めます。

また、災害時に職員が本来の業務を行うためには、避難所は自主防災会が中心となって運営していただかなければなりません。防災指導員を対象とした避難所運営訓練等を継続して実施し、自助・共助の文化を避難所に築く取組を進めてまいります。

津波災害では死者ゼロは不可能だと、私はここでもう死んでいいというような声も聞きますが、あと12年かけて本当に災害死者ゼロを目指す体制を築くべきであると私は確信をしています。

高齢者のささえ合い活動について。

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、居場所づくりや生活・移動支援など、住民主体のささえ合い活動を推進しています。

現在、50を超える団体が活動しており、去る7月14日に開催した「伊豆市民ささえ合い活動フォーラム」では、各団体の取組を発表し合い、地域でできることを考えました。高齢化が進む中、引き続き住民主体の地域のささえ合い活動を支援してまいります。

市役所消防隊について。

消防団員が減少している中、出動が難しい平日昼間の火災に対応するため、市役所消防隊を発足し、職員も初期消火活動を行うことといたしました。火災発生時に迅速に出動できるよう、本庁と中伊豆支所の2隊、各10名程度の編成を予定しています。現在は、訓練を実施するなど本年10月の発足に向け準備を進めており、地域の安全・安心の一助となるものと考えています。

大きな2つ目、活力あるまちづくりについて。

わさびの郷拠点施設について。

わさびの郷拠点施設は、施設整備に着手したほか、去る8月23日には地域の皆様に対し、整備方針などに関する説明会を開催しました。世界農業遺産に認定された「静岡水わさびの伝統栽培」、歴史的価値の伝承や食体験等による魅力の発信などにより、「伊豆市のわさび」を核とした地域の活性化やわさび生産の振興を目指し、来訪者だけでなく生産者にも喜ばれる施設を整備してまいります。

公共施設の適正化について。

県が所有する達磨山高原レストハウス及びキャンプ場は、現在、市が委託を受けて管理運営しています。これまで民間活力による有効活用を念頭に、施設の譲受けについて県と調整してまいりましたが、このたび協議が調いましたので、今定例会に財産の取得及び施設条例に関する議案を上程いたしました。県から譲り受けた後、当面は市有施設として管理していきますが、将来的には民営化に向けて検討してまいります。

また、旧天城湯ヶ島支所及び旧天城保健福祉センターにつきましては、相手方との協議の上、基準価格から減額して売却することとし、今定例会に譲渡に係る議案を上程しております。

いずれの施設も、民間に運営を委ねることにより地域振興、さらには産業振興につながるものと確信しています。

公共施設を整備する中で、達磨山レストハウスの取得は逆の方向を向いているように思われがちですが、これはあくまでも民営化するためのステップであると御理解をいただきたいと思えます。

地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業について。

観光庁の補助事業である、地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業に3年連続で採択されました。今年度は、市内を2つのエリアに分け、それぞれ伊豆市産業振興協議会が宿泊事業者、飲食店などを取りまとめ、申請しました。

採択は、市内全体で49事業者66事業、総事業費は44億8,000万円となっており、本事業の実施により、魅力あふれる観光地域づくりがさらに進展するものと期待しています。

新中学校開校に向けて。

新中学校整備事業は、本年6月に国の補助金の内示を受け、本格的な建築工事を開始しました。現在、建物の基礎工事を主として、グラウンドの外構工事なども進めています。

また、開校に向け、社会の変化やデジタル化などの環境に対応した学ぶ場・働く場を実現する「理想の職員室」について、この夏休み期間に教職員によるワークショップを開催しました。子供たちだけでなく教職員にとっても魅力ある学校となるよう、働きやすい環境づくりに取り組んでまいります。

校章は、去る7月18日までデザインの募集を行い、247件の応募がありました。今後は、校章作委員会を中心に、デザイン案を絞った上で校章やエンブレムの制作を進め、今年度中に決定する予定です。

最後に、行財政改革について。

まず、DXの推進について。

DXについては、伊豆市DX推進方針に基づき、デジタル社会の構築に向け、現在その取組を進めているところです。

その一つとして、専門知識や技術なくしてシステムが開発できる「ノーコード」を積極的に推進することとし、去る5月に全国9市町と共に、全国第1次宣言自治体として「ノーコード宣言シティー」へ参画いたしました。これまでに職員研修を実施したほか、来月にはノーコードアプリをつくるためのソフトを導入する予定であり、今後は職員自らの手でDXによる業務改善を図り、働き方改革や人材育成、住民サービスのデジタル化などに取り組んでまいります。

また、昨今話題となっている、チャットGPTと呼ばれる生成AIの利用に向けた検討を始めました。まだまだ課題の多い生成AIですが、使い方によっては業務の効率化や行政サービスの向上に大きく貢献するものと考えております。まずは生成AIについて職員の理解を深めるとともに、業務における活用方法や有効性、問題点などを洗い出すための実証実験を行いたいと考えています。

市民との懇談会について。

人口減少、特に少子化については、市の最重要課題として、その対策に多面的かつ総合的に取り組んでいるところです。本市の子育て施策は、他市町に勝るとも劣らないものと自負しておりますが、子育て世代のニーズを的確に反映し、子育て施策のさらなる充実を図るため、私が市内各園を訪問し、今月から保護者の皆様との懇談会を行っております。これまで、なかいずこども園、あゆのさと、あまぎこども園、3園において懇談会を行いました。

また、9月19日からは旧小学校区単位で地区懇談会を開催し、市民の皆様と地域が抱える問題や市への要望などについて意見交換させていただく予定です。コロナ禍を経て4年ぶりの開催となりますので、多くの皆様と活発な意見交換ができるものと考えております。

皆様の一般質問の内容にも見られますように、20年近くかけてやってきた伊豆市建設事業は発注が終わりました。これからは、その本来の目的である、いかに伊豆市の市民の皆さんが安心して、そして快適にこの地で過ごすことができるか、そこに焦点が向いていくものと考えております。ぜひ議会の皆様と一緒に、将来に向けて汗を流させていただければと思

います。

以上、行政報告です。

○議長（青木 靖君） 以上で行政報告を終わります。

#### ◎報告第7号～報告第12号の上程、説明

○議長（青木 靖君） 日程第5、報告第7号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）から日程第10、報告第12号 専決処分の報告について（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）までの6件について、一括して議題といたします。

本6件の報告は、地方自治法第180条第1項の規定により議会が指定した市長の専決処分であるため、令和4年4月の議会運営委員会において質疑は行わないことと決定しておりますので御了承ください。

では、提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第7号から報告第12号について一括して提案理由を申し上げます。

報告第7号は、令和4年度観光地域づくり整備事業松原公園整備工事の契約金額の変更に  
ついて専決処分したので報告するものです。

報告第8号から報告第10号は、市有林の倒木に伴うわさび田への物損事故に係る和解及び  
損害賠償の額について専決処分いたしました。

報告第11号及び報告第12号は、職員の公務中における公用車の物損事故に係る和解及び損  
害賠償の額の決定について専決処分いたしました。

詳細をそれぞれ担当する部長に説明させます。

○議長（青木 靖君） 本件の報告について補足説明の申出がありますので、これを許します。

報告第7号について、産業部長。

〔産業部長 井上貴宏君登壇〕

○産業部長（井上貴宏君） それでは、報告第7号 工事請負契約の変更についての専決処分  
の補足説明をさせていただきます。

議案書3ページをお願いいたします。

本工事は、昨年度9月1日の議会で議決を得て締結した令和4年度観光地域づくり整備事  
業松原公園整備工事において、契約金額に変更が生じたことから専決処分したものです。

本工事は、松原公園内に建設中の（仮称）松原公園津波避難複合施設とともに、松原公園  
内に遊具また木造デッキの設置、市道の付け替え、花時計の改修等が主な内容となります。

変更前の金額は2億1,560万円、変更後の金額は2億1,764万6,000円で、増額する金額は  
204万6,000円となります。

工事の変更の主な要因といたしましては、敷地造成に伴う残土について、近隣の総合会館

跡地に敷きならす予定でしたが、工事の資材置場等に利用するため、残土を他の処分場へ搬出及び処分したことが主な理由のものとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（青木 靖君） 続いて、報告第8号から報告第12号までについて、総務部長。

〔総務部長 滝川正樹君登壇〕

○総務部長（滝川正樹君） それでは、報告第8号から報告第12号につきまして補足説明を申し上げます。

報告第8号から報告第10号につきましては、1件の事故に対して相手方が3者で、それぞれに和解と損害賠償の額を決定したものでございます。

まず、報告第8号です。

議案書は5ページからとなりますが、7ページの専決処分書を御覧いただきたいと思えます。

本件は倒木による物損事故で、損害賠償の額は12万6,000円、相手方は市内在住の方で、発生日時は本年5月2日午後3時頃、発生場所は地蔵堂843番地の6付近でございます。

事故の概要でございますが、9ページの事故発生状況図をお願いいたします。

9ページの図にお示ししたとおり、市有林に自生をしていた直径約130センチ、高さ約20メートルのナラの大木が根腐れによって隣接するわさび田に倒木し、栽培中のわさび900本を押し潰したものでございます。

7ページの専決処分書にお戻りいただきまして、和解の内容でございますが、双方の過失割合を伊豆市100%、相手方ゼロ%として損害賠償の額を決定したものでございます。

続いて、報告第9号です。

13ページの専決処分書をお願いいたします。

報告第8号と同じ倒木によりまして栽培中のわさび300本を押し潰したもので、損害賠償の額は4万5,000円、相手方は市内在住の方で、発生日時と場所、事故状況、和解の内容はいずれも報告第8号と同様でございます。

続いて、報告第10号です。

19ページの専決処分書をお願いしたいと思います。

本件も報告第8号と同じ倒木により、わさび田内に敷設された運搬用モノレールのレール、支柱、支持金物を歪曲・破損させたもので、損害賠償の額は31万2,620円、相手方は記載のとおりで、発生日時と場所、事故状況、和解の内容はいずれも報告第8号と同様でございます。

続きまして、報告第11号ですが、25ページの専決処分書、25ページをお願いいたします。

本件は公用車による物損事故で、損害賠償の額は41万1,273円、相手方は記載のとおりで、発生日時は本年5月25日午前11時45分頃、発生場所は市山526番地の2でございます。

事故の概要でございますが、26、27ページをお願いいたします。

27ページの図でお示ししております。

発生場所は市山の国道414号沿いで、職員が出張の帰路、河津町方面から修善寺方面に公用車で走行中、運転操作を誤り、進行方向右手の国道沿いの相手方倉庫に衝突し、倉庫の壁及び雨どいを破損させたものでございます。

25ページの専決処分書にお戻りいただきまして、和解の内容でございますが、双方の過失割合を伊豆市100%、相手方ゼロ%として損害賠償の額を決定したものです。

続きまして、報告第12号ですが、31ページ、専決処分書をお願いいたします。

本件も公用車による物損事故で、損害賠償の額は29万1,086円、相手方は記載のとおりで、発生日時は本年6月1日午後4時20分頃、発生場所は修善寺997番地の4でございます。

事故の概要でございますが、32、33ページを御覧ください。

事故状況図でお示ししております。

発生場所は修善寺に隣接する駐車場で、自車両と表記しておりますが、こちらが公用車でございます。この公用車と相手車両は、駐車場の図にお示ししてあるとおり駐車しておりました。職員が業務を終え、駐車場を出るためバックした際に、公用車の右側後部を相手車両の後部に接触させ、へこみを生じさせたものでございます。

31ページ、専決処分書にお戻りいただきまして、和解の内容でございますが、双方の過失割合を伊豆市100%、相手方ゼロ%として損害賠償の額を決定したものでございます。（18ページの発言により訂正）

公用車による事故が散見していることから、改めて職員に対して公私を問わず安全運転、交通ルールの遵守を徹底してまいります。

報告第8号から報告第12号までの補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 以上で専決処分の報告についての補足説明を終わります。

ここで休憩としたいと思います。

10時35分まで休憩します。10時35分、再開します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時35分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◎発言訂正について

○議長（青木 靖君） ここで先ほどの発言について総務部長から訂正の申出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 滝川正樹君登壇〕

○総務部長（滝川正樹君） すみません。先ほどの専決報告の中で、ちょっと私のほうが言い間違いをしておりましたので、訂正をお願いしたいと思います。

27ページをお開きいただきたいと思います。

公用車による事故の説明の際、河津町方面から私、修善寺町方面というふうに申し上げました。修善寺方面でございますので、訂正をさせていただきます。

あわせて、31ページをお願いいたします。

31ページの和解の内容のところで、双方の過失割合を私、相手方10%というふうに申し上げました。改めて説明させていただきます。

過失割合は、伊豆市が100%、相手方ゼロ%として損害賠償の額を決定したものでございます。（17ページで訂正済み）

大変申し訳ございませんでした。

○議長（青木 靖君） それでは、議事を続けます。

#### ◎報告第13号及び報告第14号の上程、説明、質疑

○議長（青木 靖君） 日程第11、報告第13号 令和4年度伊豆市健全化判断比率の報告について及び日程第12、報告第14号 令和4年度伊豆市資金不足比率の報告についての2件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第13号及び報告第14号について、一括して提案理由を申し上げます。

これら2件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率、及び同法第22条第1項の規定に基づく資金不足比率について、監査委員の意見をつけて報告するものです。

詳細を総合政策部長に説明させます。

○議長（青木 靖君） 補足説明の申出がありますので、これを許します。

総合政策部長。

〔総合政策部長 新聞康之君登壇〕

○総合政策部長（新聞康之君） それでは、私から報告第13号と報告第14号、併せて補足説明をさせていただきます。

お手元の議案書の35ページをお開きください。

まず、報告第13号でございます。

こちらは健全化判断比率。こちらにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律におきまして、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必

要性を判断するためのものをごさいます、こちらのページに記載された4つの指標が判断比率項目として定められております。

1つ目の実質赤字比率でございますが、こちらは一般会計等、伊豆市では一般会計と公共用地取得事業特別会計を指しますが、こちらにおける実質赤字が財政規模に対しどれだけの割合になっているかを示すもの、2つ目の連結実質赤字比率につきましては、一般会計をはじめ財産区特別会計を除く市の全ての会計を合計した結果、どれだけの赤字が生じているかの割合を示すものになります。

いずれも赤字は生じておりませんので、健全化判断比率の欄は棒線表示となっております。

次に、3つ目の実質公債費比率でございますが、こちらは地方債の借入れに対する返済額と、これに準ずる額の財政規模に対する割合を示してございまして、数値が大きいほど返済の資金繰りが厳しいということになります。

表の右の欄にありますとおり、財政悪化の黄色信号とされている早期健全化の基準は25%、当市は6.9%でございますので、基準を下回っている状況でございます。

4つ目の将来負担比率は、借入金——地方債でございますが——や、将来支払っていく可能性のある負担額等の現時点での残高の程度を示し、数値が大きいほど今後の財政を圧迫する可能性が高いことを表します。

当市の将来負担比率は49.4%、早期健全化の基準が350%となっておりますので、こちらも基準を下回っている状況でございます。

以上、4つの指標から見まして、伊豆市の財政は健全な状況にありますことを御報告させていただくとともに、今後も引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

続いて、報告第14号資金不足比率の報告についてでございます。

議案書の39ページを御覧ください。

こちらは、公営企業会計における資金の不足額について、事業規模に対する割合を見るものでございます。

こちらに記載してございます伊豆市の4つの公営企業会計については、いずれの会計も赤字決算ではないため、資金不足額はございません。したがって、表については棒線での記載となっております。

以上、2件の報告について、補足説明をさせていただきました。

○議長（青木 靖君） 以上で説明は終わりました。

報告第13号及び報告第14号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

これで報告第13号及び報告第14号の質疑を終結いたします。

以上で報告第13号及び報告第14号の報告を終わります。

◎議案第49号～議案第64号の上程、説明

○議長（青木 靖君） 日程第13、議案第49号 令和4年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第28、議案第64号 令和4年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの16議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第49号から議案第64号まで、一括して提案理由を申し上げます。

議案第49号から議案第53号まで及び議案第58号から議案第64号までについては、地方自治法第233条第3項に基づき、令和4年度決算について監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものです。

議案第54号及び議案第55号については、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づく利益剰余金の処分に係る議決及び第30条第4項の規定に基づく令和4年度決算について、また議案第56号及び議案第57号については、同法第30条第4項の規定に基づく令和4年度決算について監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。

決算の詳細について、一般会計決算を会計管理者に、特別会計決算についてはそれぞれ担当する部長及び参事に説明させます。

○議長（青木 靖君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申出がありますので、これを許します。

初めに、議案第49号について、会計管理者。

〔会計管理者 原 恵子君登壇〕

○会計管理者（原 恵子君） おはようございます。

それでは、議案第49号 令和4年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について補足説明をさせていただきます。

お手元に一般会計歳入歳出決算書と決算説明資料を御用意ください。

まず、決算書の3ページをお願いします。

歳入総額は241億9,438万1,562円、歳出総額は225億3,855万4,444円、歳入歳出差引額は16億5,582万7,118円となりました。

続きまして、後ろのページ、299ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

3の歳入歳出差引額から4の翌年度へ繰り越すべき財源の計1億2,817万5,000円を差し引いた実質収支額は15億2,765万3,000円となりました。

それでは、歳入について御説明いたします。

決算書は14、15ページ、決算説明資料は決算概要報告書の36、37ページをお願いいたしま

す。

まず、決算概要報告書の36ページ、(1)歳入決算の状況を御覧いただきたいと思います。ページの一番下、合計欄でございますが、最終予算額は現年、繰越明許費を合わせて261億4,359万8,000円となりました。決算額は241億9,438万2,000円となり、前年度決算額と比較いたしますと100.3%で、7,179万9,000円の増となりました。

決算書の14、15ページをお願いいたします。

1款市税は、決算額41億7,517万9,000円となりました。こちらは、個人市民税が新型コロナウイルス感染拡大の影響による個人所得の落ち込み等で減になったものの、固定資産税の令和3年度に実施した中小企業に対する新型コロナウイルスによる課税特例の終了などにより、前年度比102.96%、1億1,989万4,000円の増となりました。

ここからは前年度比や決算額が大きく変わった項目について御説明いたします。

決算書の20、21ページをお願いいたします。

10款地方特例交付金は、決算額1,891万9,000円となりました。こちらは、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の減によるもので、前年度比10.13%、1億6,780万5,000円の減となりました。

次に、28、29ページをお願いいたします。

15款国庫支出金は、決算額27億6,877万円となりました。こちらは、住民税非課税世帯に対する価格高騰緊急支援給付事業費補助金や松原公園津波避難複合施設整備事業等に係る都市防災総合推進交付金が交付された一方で、新型コロナウイルスワクチン接種体制費負担金や、令和3年度に実施した子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金の減によるもので、前年度比93.28%、1億9,935万4,000円の減となりました。

次に、46、47ページをお願いいたします。

18款寄附金は、決算額10億3,661万9,000円となりました。こちらは、ふるさと伊豆市寄附金の増によるもので、前年度比118.26%、1億6,003万4,000円の増となりました。

次に、58、59ページをお願いいたします。

22款市債は、決算額44億1,889万5,000円となりました。こちらは、新中学校整備事業や新ごみ処理施設整備事業などに係る合併特例事業債、(仮称)日向公園整備事業や市道駅前柏久保線改良工事などに係る公共事業等債の借入れを行いました。臨時財政対策債の発行可能額の減などにより、前年度比90.73%、4億5,139万9,000円の減となりました。

続きまして、歳出について御説明いたします。

決算概要書は37ページ、(2)歳出決算の状況を御覧いただきたいと思います。

決算額は225億3,855万4,000円となり、最終予算額に対する執行率は86.21%、前年度比100.59%、1億3,117万2,000円の増となりました。

次に、前年度と比べ大きく増減があった款について御説明いたします。

決算書の112、113ページを御覧ください。

3款民生費は、決算額48億4,659万5,000円となりました。こちらは、住民税非課税世帯に対する価格高騰緊急支援給付金事業に係る費用が増加した一方で、令和3年度に実施した子育て世帯への臨時特別給付金の減などによるもので、前年度比94.33%、2億9,126万2,000円の減となりました。

次に、148、149ページをお願いいたします。

4款衛生費は、決算額25億1,585万1,000円となりました。こちらは、中伊豆温泉病院に対する移転新築事業費補助金が令和5年度に繰り越されたことや、新ごみ処理施設整備の進捗に伴う伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合負担金の減によるもので、前年度比56.3%、19億5,254万5,000円の減となりました。

次に、232ページ、233ページをお願いいたします。

9款消防費は、決算額20億2,098万8,000円となりました。こちらは、松原公園津波避難複合施設整備工事や八木沢、小下田地区における避難施設改修工事、(仮称)日向公園における防災倉庫整備に向けた土地購入費などの増によるもので、前年度比136.06%、5億3,562万1,000円の増となりました。

次に、240、241ページをお願いいたします。

10款教育費は、決算額32億1,765万円となりました。こちらは、新中学校整備事業に係る実施設計業務委託料や建築工事、造成工事などの増によるもので、前年度比156.82%、11億6,584万5,000円の増となりました。

最後に、地方債残高と基金残高について御説明いたします。

まず、地方債残高について、決算概要報告書の40、41ページを御覧ください。

41ページ、合計欄のとおり、令和3年度末の市債残高が218億3,012万1,000円に対し、令和4年度に44億1,889万5,000円を借り入れ、元金、利子を合わせて17億3,358万8,000円を償還したことにより、令和4年度末の市債現在高は245億8,018万9,000円となりました。

次に、基金について御説明いたします。

決算書に戻っていただきまして、最終ページ、307ページを御覧ください。

下段、一般会計合計のとおり、令和3年度末の現在高が94億9,424万6,000円に対し、令和4年度に8億5,725万8,000円を取り崩し、それぞれの事業の財源として充当いたしました。

また、財政調整基金やふるさと伊豆市応援基金など10基金の合計で14億6,763万1,620円を積み立てて、令和4年度末の現在高は101億461万9,597円となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長(青木 靖君) 続いて、議案第50号から議案第64号までについては、各関係部長ごとに説明を受けます。

まず、議案第50号及び議案第58号から議案第64号までの8議案について、総務部長。

[総務部長 滝川正樹君登壇]

○総務部長(滝川正樹君) それでは、総務部所管の令和4年度特別会計決算につきまして、

こちらの令和4年度伊豆市特別会計歳入歳出決算書、白い冊子のこちらの決算書により補足説明を申し上げます。お手元に御用意いただきたいと思えます。

決算書3ページをお願いいたします。

議案第50号、公共用地取得事業特別会計でございますが、歳入歳出総額とも142万281円、差引額はゼロでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入のうち主なものでございますが、財産貸付収入として普通財産の貸付料が73万8,980円、繰越金が67万8,500円となっております。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございますが、歳入で御説明しました財産貸付収入のほか、収入した全額142万281円を積立金として土地開発基金に積立てを行っております。

13ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございますが、1の土地、2の建物に変動はなく、3の土地開発基金の預金につきまして、歳出で御説明した積立金分が増加をしております。

議案第50号につきましては以上でございます。

続きまして、241ページ、お願いをいたします。241ページでございます。

議案第58号から議案第64号まで、令和4年度の各財産区特別会計の決算について御説明申し上げます。

まず、持越財産区ですが、歳入総額269万6,347円、歳出総額113万7,656円、差引額155万8,691円です。

246、247ページ、お願いをいたします。

歳入でございますが、土地建物貸付収入として65万6,935円、こちらは鎌倉女学院への土地貸付けの収入でございます。

また、前年度繰越金として203万9,412円を収入しております。

次に、250、251ページ、お願いをいたします。

歳入の主なものですが、一般管理事業及び財産管理事業のほか、基金積立金として100万円を積み立てました。

253ページ、お願いをいたします。

財産に関する調書ですが、基金積立金において、歳出で御説明した積立金分が増加しております。土地につきましては、増減はございません。

続いて、257ページ、お願いをいたします。

市山財産区ですが、歳入総額16万1,562円、歳出総額4万3,320円、差引額11万8,242円です。

262ページ、263ページ、お願いをいたします。

歳入でございますが、前年度繰越金として16万1,562円を収入しております。

次に、266ページ、267ページ、お願いをいたします。

歳出でございますが、一般管理事業として4万3,320円、財産区管理委員の報酬と公務災害負担金となっております。

269ページ、お願いをいたします。

財産に関する調書ですが、基金積立金に増減はございません。土地につきましては、国土調査が実施された成果、地積更正として原野が910平方メートル、保安林が850平方メートル、それぞれ増加をしております。

続いて、273ページをお願いいたします。

門野原財産区でございますが、歳入総額8万2,672円、歳出総額3万3,984円、差引額4万8,688円です。

278、279ページ、お願いをいたします。

歳入でございますが、前年度繰越金として8万2,672円を収入しております。

次に、282、293ページ、お願いをいたします。

歳出でございますが、市山財産区と同様に、一般管理事業として3万3,984円、財産区管理委員の報酬と公務災害負担金となっております。

285ページ、お願いをいたします。

財産に関する調書でございますが、基金、土地ともに増減はございません。

続きまして、289ページ、お願いをいたします。

吉奈財産区でございますが、歳入総額280万631円、歳出総額60万9,894円、差引額219万737円でございます。

294、295ページ、お願いをいたします。

歳入の主なものですが、土地建物貸付収入として39万5,486円、こちらは鎌倉女学院等への土地貸付けの収入でございます。

また、前年度繰越金が240万5,145円でございます。

続きまして、298、299ページ、お願いをいたします。

歳出ですが、一般管理事業のほか、財産管理事業で53万310円、こちらは、財産区有林の伐採跡地における造林未済地に有害鳥獣防護ネットを設置するための資材購入費となっております。

301ページ、お願いをいたします。

財産に関する調書でございますが、基金、土地ともに増減はございません。

続いて、305ページ、お願いをいたします。

月ヶ瀬財産区ですが、歳入総額361万3,124円、歳出総額305万6,484円、差引額55万6,640円です。

310ページ、311ページ、お願いをいたします。

歳入の主なものですが、土地建物貸付収入として41万2,055円、こちらはソフト

バンクモバイル基地局のための土地貸付収入などがございます。

また、財政調整基金繰入金が251万9,000円で、財産区財産の維持管理工事を行うための財源として取崩しを行ったものでございます。

続きまして、314、315ページ、お願いをいたします。

歳出でございますが、一般管理事業や財産管理業務委託のほか、財産区有地への進入路整備などの工事として251万9,000円を支出しております。

続きまして、317ページ、お願いをいたします。

財産に関する調書でございますが、歳入で御説明した基金の取崩しによりまして基金を減額しております。土地については、増減はございません。

続いて、321ページ、お願いをいたします。

田沢財産区ですが、歳入総額173万121円、歳出総額2万7,984円、差引額170万2,137円です。

326、327ページ、お願いをいたします。

歳入ですが、土地建物貸付収入のほか、前年度繰越金が172万9,751円でございます。

次に、328、329ページ、お願いをいたします。

歳出ですが、一般管理事業として2万7,984円、財産区管理委員の報酬と公務災害負担金となっております。

331ページ、お願いをいたします。

財産に関する調書でございますが、基金、土地ともに増減はございません。

続いて、335ページ、お願いをいたします。

矢熊財産区ですが、歳入総額25万889円、歳出総額2万3,320円、差引額22万7,569円です。

340ページ、341ページ、お願いをいたします。

歳入ですが、前年度繰越金が25万889円です。

342、342ページ、お願いをいたします。

歳出でございますが、一般管理事業として2万3,320円、財産区管理委員の報酬と公務災害負担金となっております。

345ページ、お願いをいたします。

財産に関する調書でございますが、基金、土地ともに増減はございません。

総務部所管の令和4年度特別会計決算に係る補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 次に、議案第51号及び議案第52号について、市民部長。

〔市民部長 佐藤達義君登壇〕

○市民部長（佐藤達義君） それでは、議案第51号及び議案第52号について補足説明させていただきます。

初めに、議案第51号 令和4年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明させていただきます。

特別会計の歳入歳出決算書の17ページを御覧ください。

国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額39億4,531万2,803円、歳出総額38億9,349万3,083円で、歳入歳出差引額は5,181万9,720円となりました。

まず、歳入についてですが、22、23ページをお願いします。

1款国民健康保険税については、一般被保険者分7億8,433万1,344円、退職被保険者分56万2,348円、合計7億8,489万3,692円を収納しました。収納率は、一般被保険者現年課税分が96.98%で、前年度に比べ0.06ポイント上昇しました。

24、25ページをお願いします。

3款県支出金は27億5,239万3,881円で、前年度より9,517万5,224円の減となりました。これは、保険給付費の必要な財源となる保険給付費等交付金の減によるものです。

5款繰入金は2億7,263万9,163円で、前年度に比べ2,093万4,206円の減となりました。

26、27ページをお願いします。

一般会計繰入金は、保険基盤安定、未就学児均等割、職員給与費、出産育児一時金、財政安定化支援事業の法定分として2億6,663万9,163円、その他繰入れとして600万円を繰り入れました。

30、31ページをお願いします。

10款国庫支出金は、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金1万1,000円の収入がありました。

次に、歳出について説明させていただきます。

決算書の32、33ページをお願いします。

1款総務費は、国民健康保険事務に従事する正職員5人、会計年度職員5人の職員給与費が3,507万2,276円、事業を運営するための経費である一般管理費が2,601万3,384円で、賦課徴収費等を加えた総務費合計で6,542万5,836円となりました。

34、35ページをお願いします。

2款保険給付費は、総額26億7,348万2,253円で、前年度と比較し8,947万780円の減額となりました。内訳として、1項療養諸費が23億3,785万8,300円、次のページになりますが、2項高額療養費が3億2,823万9,123円、38、39ページになりますが、4項出産育児諸費が10件で手数料含め417万4,890円、5項葬祭諸費が61件で305万円を支出しております。

次に、3款国民健康保険事業納付金は9億9,597万3,566円で、前年度と比較し3,133万2,454円の減額となりました。内訳としては、医療給付費分6億7,678万1,358円、次のページになりますが、後期高齢者支援金分2億3,579万4,926円、介護納付金分が8,339万7,282円となりました。

5款保健事業費は、総額で6,915万2,947円となりました。主な支出は、次のページの42、43ページをお願いします。1項保健事業費の人間ドック委託料が268人受診で670万円、2項の特定健康診査等事業費の特定健診委託料が2,698人受診で2,115万1,650円、後期高齢者健

康診査委託料が2,110人受診で2,186万4,080円となりました。

44、45ページをお願いします。

6款基金積立金は、利子を含め6,900万2,102円を積み立てました。

次に、49ページをお願いします。

財産に関する調書ですが、下段のほうにあります基金について、国民健康保険事業基金につきまして、令和4年度末に6,900万円及び利子を積み立て、現在高は2億7,993万1,865円となりました。

続きまして、議案第52号 令和4年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明させていただきます。

特別会計決算書の53ページをお願いします。

後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額4億9,750万7,189円、歳出総額4億8,119万1,943円で、歳入歳出差引額は1,631万5,246円となりました。

まず、歳入についてですが、58、59ページをお願いします。

1款後期高齢者医療保険料は、特別徴収分2億4,450万6,700円、普通徴収分1億4,333万3,052円、合計3億8,783万9,752円を収納しました。

3款繰入金は、一般会計からの事務費繰入金が307万3,178円、保険基盤安定繰入金が1億403万1,711円、合計で1億710万4,889円となりました。

次に、歳出についてですが、62、63ページをお願いします。

1款総務費は311万3,878円で、主な支出は、三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会負担金、賦課徴収に係る諸費となります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は4億7,773万5,765円となりました。前年度と比較すると1,131万9,001円の増となりました。

補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 次に、議案第53号について、健康福祉部参事。

〔健康福祉部参事 福室昌朋君登壇〕

○健康福祉部参事（福室昌朋君） それでは、私から、議案第53号 令和4年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明をさせていただきます。

特別会計歳入歳出決算書の69ページをお願いします。

歳入総額39億662万6,526円、歳出総額36億9,360万2,025円、歳入歳出差引額は2億1,302万4,501円となりました。

歳入の主なものについて説明させていただきます。

決算書の74、75ページをお願いします。

1款の介護保険料の現年分ですが、調定額は7億6,070万2,275円、収入済額は7億5,912万7,422円で、収納率は99.79%でした。前年度比では収入済額は550万9,214円減少し、収納率は0.14ポイント増加しました。

続いて、80、81ページをお願いします。

7款の繰入金です。一般会計からの繰入金は5億5,179万1,000円で、前年度比で1,238万3,000円、2.3ポイントの増でございました。

次に、歳出の主なものについて説明させていただきます。

決算書86ページから91ページ。86ページの2款保険給付費ですが、33億5,912万2,036円で、前年度比では3,997万5,360円、1.2ポイントの増となりました。主な要因は、施設介護サービス費のサービス利用者が増加したことによるものです。

次に、90ページから95ページの3款地域支援事業ですが、1億9,161万8,137円で、前年度比では448万6,902円、2.3ポイントの減となりました。主な要因は、介護予防・日常生活総合支援事業のサービス利用者の減少によるものです。

次に、96、97ページをお願いします。

6款2項の繰出金ですが、令和3年度の決算額が見込額を下回ったため、精算により一般会計への繰出金として2,539万2,229円を返還いたしました。

最後に、99ページをお願いいたします。

基金でございますが、令和4年度は取崩しを行わず、利息の1,903円を積み立て、令和4年度末現在高は2億4,273万6,208円となっております。

補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 次に、議案第54号から議案第57号までの4議案について、建設部長。

〔建設部長 大村俊之君登壇〕

○建設部長（大村俊之君） それでは、私から、建設部が所管する4つの公営企業会計の決算について補足説明をいたします。

特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

議案第54号 令和4年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてとなります。

まず、令和4年度の業務量について、120ページ上段を御覧ください。

令和4年度の年間配水量は637万5,770立米、年間有収水量は前年度に比べ5万4,027立米増の414万6,158立米となり、有収率は前年度より0.18ポイント上昇し、65.03%でした。

次に、104ページ、105ページを御覧ください。

104ページから107ページまでは税込み表示、108ページからは税抜き表示となっております。

令和4年度水道事業決算報告書の（1）収益的収入及び支出、上段の収入でございますが、水道事業収益が5億9,782万2,925円、下段の支出、水道事業費用5億5,790万363円となりました。

106ページ、107ページを御覧ください。

（2）資本的収入及び支出になります。上段の収入は建設改良費の財源として企業債が

9,170万円、他会計支出金として一般会計から電源立地地域交付金440万円の収入となりました。下段の支出でございますが、建設改良費2億3,704万770円で、上和田配水管布設工事外8件が主な工事となっており、企業債償還金につきましては1億3,109万1,635円となりました。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億7,203万2,405円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分・当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

各収入及び各支出の詳細については123ページから126ページに明細書がございますので、御確認いただければと思います。

次に、108ページ、109ページをお願いいたします。

水道事業損益計算書になります。

営業収益から営業費用を引いた営業利益が182万4,544円、営業外収益、営業外費用を含めた経常利益が1,917万7,621円、これから特別損失を差し引いた純利益は1,795万4,264円となりました。

110ページ、111ページの上の表、水道事業の剰余金計算書となります。昨年度の9月議会において御認定をいただきました剰余金の処分が行われたことと、本年度発生した純利益が当年度未処分利益剰余金として計上されます。この未処分利益剰余金を110ページ下段の令和4年度水道事業剰余金処分計算書（案）にお示しするとおり、建設改良積立金として1,000万円、減債積立金として795万4,264円を積み立てる処分案を決算の認定と併せてお願いするものでございます。

117ページをお願いいたします。

下段の表、経営指標の推移を御覧ください。

経常収支比率が100%を超えていることから、健全経営の水準ではございますが、有形固定資産減価償却率や管路経年化率、管路更新率が大きく100%を下回っていることから、管路施設の更新が急務と考えられます。引き続き、市民に密着した業務であり、安心安全な水道水を安定的に供給できるよう努めてまいります。

続きまして、議案第55号 簡易水道事業の会計剰余金の処分及び決算の認定についてとなります。

簡易水道事業につきましては、本年度から水道事業へ統合したことにより、最後の決算となります。

152ページ上段を御覧ください。

まず、業務量になります。令和4年度の年間配水量は40万7,550立米、年間有収水量は前年度に比べ1万3,170立米増の32万3,350立米となり、有収率は前年度より1.5%増加し、79.34%でございました。

136ページ、137ページを御覧ください。

こちら136ページから139ページまでは税込み表示、140ページからは税抜き表示となっ

ております。

令和4年度の簡易水道事業の決算報告書の(1)収益的収入及び支出、上段の収入でございますが、水道事業収益が1億5,131万8,858円、下段の支出、水道事業費用が1億4,219万7,001円となりました。

次の138ページ、139ページを御覧ください。

(2)資本的収入及び支出になります。

上段の収入は建設改良費の財源として企業債4,490万円となりました。下段の支出でございますが、建設改良費2,209万3,500円で、主な工事といたしまして、本柿木配水管布設替工事と小下田配水管布設替工事となっております。

企業債償還金につきましては、4,414万5,065円ございました。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,133万8,565円は、減債積立金、建設改良積立金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

各収入及び支出の詳細については155ページから158ページに明細書がございますので、御確認ください。

次に、140ページ、141ページをお願いいたします。

簡易水道事業の損益計算書になります。

営業収益から営業費用を引いた営業損益が8,695万8,473円、営業外収益、営業外費用を含めた経常利益は724万4,492円、これから特別損益を差し引いた純利益は711万3,357円となりました。

また、最後の決算に当たり、会計上の整理を行うため、積み立ててありました1,382万8,645円を一旦未処分利益剰余金としましたので、当年度の未処分利益剰余金は2,094万2,002円となりました。次の142ページ、143ページ、上の表、簡易水道事業剰余金計算書の右から3列目、未処分利益剰余金の最下段の額と一致をいたします。この未処分利益剰余金を142ページ下段の令和4年度簡易水道事業剰余金処分計算書(案)として1,382万8,645円を資本金へ組み入れることを、計算の認定と併せて議決をお願いするものでございます。

149ページをお願いいたします。

先ほど水道事業で説明をいたしました但、経営指標の推移を記載しております。経常収支比率が100%を超えておりますが、経営収益には一般会計からの補助金が含まれており、また、経常費用は水道事業と併せ持つ部分が多く、費用が抑えられているためです。今年度からは水道事業と統合し、安定経営に近づけるよう努力してまいります。

続いて、議案第56号 令和4年度伊豆市温泉事業会計決算の認定についてとなります。

180ページ中段を御覧ください。

温泉事業の業務量です。給湯戸数は前年度比1戸減の318戸、年間総配湯量は前年度比2,380立米増の143万1,560立米でございました。

それでは、166ページ、167ページをお願いいたします。

温泉事業についても、166ページから169ページまでは税込み表示、171ページからは税抜き表示となっております。

令和4年度温泉事業決算報告書、(1)収益的収入及び支出の上段、収入でございますが、温泉事業収益が7,720万559円、下段の支出、温泉事業費用は8,422万4,164円となりました。

168ページ、169ページ、(2)の資本的収入及び支出の収入はなく、支出としまして建設改良費2,459万6,000円で、主な工事は市道高根中浜線の配湯管布設替工事となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,459万6,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

各収入及び支出の詳細については182ページから186ページに詳細がございますので、御確認願います。

次に、171ページ、令和4年度温泉事業の損益計算書を御覧ください。

営業収益から営業費用を引いた営業損失が1,116万6,599円、営業外収益、営業外費用を含めた経常損失が927万505円となりました。当年度は純損益が927万505円となったため、当年度未処理欠損金として同額を処理、計上しております。この未処理欠損金については、172ページ下段の令和4年度温泉事業欠損金処理計算書(案)において繰越欠損金として記載し、令和5年度以降の利益剰余金で補填することとなります。

179ページを御覧ください。

経営指標の推移を記載しております。下から2番目の表を御覧ください。経営収支比率が本年度は100%を下回りました。これは、令和3年度から検討を進めているアウトソーシングに係る委託料及び動力費の増加による支出が大幅に増加したことにより88.4%となりました。また、累積欠損比率についても、欠損金が発生したため13.5%となりました。

なお、流動比率につきましても100%を超えており、短期的な負債に対して支払うことのできる現金がある状態を示しております。

温泉事業につきましても、安定供給が図られておりますが、令和4年度はアウトソーシングに係る委託料が支出を大きく増加させる結果となりました。温泉事業のアウトソーシングについて、引き続き早期の完了に努めてまいります。

最後に、下水道事業になります。

議案第57号 令和4年度伊豆市下水道事業会計決算の認定についてになります。

令和4年度の処理区域面積は765ヘクタール、区域内人口は1万7,863人となりました。前年度に比べ、面積は東部処理区の大平地区整備で1.85ヘクタールの増加となりましたが、人口減少により区域内人口は439人減少いたしました。実際に区域内で下水に接続している人口の割合を示す水洗化率は85%となりました。また、年間総処理水量は412万3,208立米となり、前年度に比べ4万1,235立米増加いたしました。

下水道事業決算報告書についても、192ページから195ページまでは税込み表示、196ペー

ジからは税抜き表示となっております。

それでは、192ページ、193ページを御覧ください。

令和4年度下水道事業決算報告書、(1)収益的収入及び支出の上段でございますが、収入では下水道事業収益が12億9,799万3,664円、下段の支出は下水道事業費用12億8,798万2,488円となりました。

194ページ、195ページを御覧ください。

(2)資本的収入及び支出の上段、収入についてでございますが、建設改良費の財源として企業債1億4,300万円、一般会計からの出資金9,411万円、国庫補助金が9,982万8,000円などとなっております。

下段の支出ですが、建設改良費3億4,647万8,789円で、主な事業といたしまして、208ページ、209ページを参照していただければと思います。企業債の償還金は4億1,490万8,402円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額6億1,042万4,626円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額と繰越工事資金、及び過年度分、当年度分損益勘定留保資金で補填をしました。

各収入及び支出の詳細については214ページから218ページに明細書がございますので、御確認いただければと思います。

次に、196ページ、197ページをお願いいたします。

令和4年度下水道事業損益計算書となります。

営業収益から営業費用を引いた営業損失が8億5,172万7,501円、営業外収益、営業外費用を含めた経常損失が823万5,796円、これに特別損失を加算した当年度純損失は891万4,256円となりました。これに前年度からの繰越欠損金1億5,175万6,796円を足したものが当年度未処理欠損金1億6,067万1,052円となります。

次に、207ページ上段をお願いいたします。

経常収支比率でございますが、健全経営の水準とされる100%を若干下回り、99.3%となりました。収益で費用を賄っている状況で、経営改善に向けた取組が必要となっております。次に、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄っているかを示す経費回収率でございますが、72.5%となりました。

下水道事業は、令和元年度から公営企業会計に移行し、財政状況の適切な把握が可能となりましたが、厳しさを増す経営環境を踏まえ、下水道施設の適正な維持管理の下、経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等により一層の経営の効率化と健全化に努めてまいります。

建設部所管の決算の補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 以上で補足説明を終わります。

ここで、監査委員から決算審査の意見書が提出されておりますので、意見書についての補足説明を求めます。

渡邊代表監査委員。

〔代表監査委員 渡邊光由君登壇〕

○代表監査委員（渡邊光由君） 監査委員の渡邊でございます。

それでは、ただいま議長から求められました議案第49号 令和4年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第64号 令和4年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの一般会計及び特別会計12件と、基金の運用状況並びに公営企業会計4件につきまして、審査結果並びに意見等について御報告いたします。

審査の結果につきましては、各会計の決算書及び歳入歳出決算事項別明細書ともに関係法令に準拠して作成されており、決算内容については計数的に正確であり、予算の執行状況も全般的に適正であると認定いたしました。

また、各基金についても計数的に正確であり、基金の運用状況は、いずれも設置目的に沿い、適正に運用されているものと認定いたしました。

詳細については、配付いたしました意見書に記述のとおりであります。

それでは、意見書の1ページから7ページにあります審査の総括意見を中心に概要を御報告いたします。

まず、令和4年度伊豆市一般会計の歳入総額は241億9,438万2,000円に対して、歳出総額は225億3,855万4,000円で、差引き16億5,582万8,000円となっており、前年度と比較した場合、歳入総額は7,179万9,000円、0.3%の増、歳出総額は1億3,117万2,000円、0.6%の増でありました。

普通会計ベースでの歳入を性質別に見ますと、自主財源は85億8,503万2,000円で前年度比4億6,219万7,000円の増となり、自主財源比率は35.5%で、前年度比2.1ポイント増加しております。

市税は前年度対比1億1,989万4,000円の増となりました。ふるさと納税を含む寄附金は10億3,661万9,000円で前年度比18.3%の増となりました。

一方、依存財源は156億1,076万9,000円で、前年度比5億7,703万5,000円の減となりました。これは、市債が前年度比4億5,139万9,000円の減、国庫支出金が前年度比1億9,935万4,000円の減、地方特例交付金が1億6,780万5,000円の減となったことなどによります。

本年度の特出すべき主な支出は包括的アウトソーシング事業、価格高騰緊急支援事業、長寿命化橋梁修繕工事、公園整備事業、松原公園津波避難複合施設の整備工事、新中学校整備事業などが挙げられます。

市税における収入未済額は1億4,369万4,000円で前年度比3,504万9,000円、19.6%の減となりました。これは、令和3年度に立ち上げた滞納整理対策強化チームにより、滞納処分などを積極的に行った効果により滞納額が減少しております。

コンビニエンスストア取扱いによる徴収や、P a y P a yやL I N E P a yの電子決済による収納は、納税者の利便性がよくなり、利用件数が前年度よりさらに増えています。今

後も財源を確保する意味も含めて、新しい納税方法のさらなる導入により納税者の納税意欲を増幅させ、引き続き滞納整理機構との連携も図り、徴収率向上と徴収強化に期待するところでございます。

当市の財政状況を見ると、普通会計ベースでの経常収支比率は87.0%で前年度比1.5ポイントの増となり、財政構造として昨年度より弾力性をやや欠くこととなりましたが、安定水準にはあると思います。また、財政力指数は0.460と低い水準にあり、公債費比率は4.5%で前年度比0.4ポイント増となりました。

次に、35ページからの特別会計になりますが、初めに、議案第50号 令和4年度伊豆市公共用地取得事業特別会計について、歳入は普通財産の貸付けによる財産運用収入74万2,000円と繰越金67万9,000円で、歳出は積立金142万円で、実質収支額はゼロ円となっております。また、財産の状況については決算書に記載のとおりですが、保有する土地について、当初の取得目的にそぐわないものは処分方法を検討し、新たな活用が図られることを強く望みます。

次に、議案第51号 令和4年度伊豆市国民健康保険特別会計ですが、歳入決算額は39億4,531万3,000円で、前年度比1億1,621万7,000円、2.9%の減となりました。

国民健康保険税の収入未済額は8,724万7,000円となり、そのうち滞納繰越金は6,399万6,000円、73.4%を占めていますが、被保険者間の負担の公平性を確保するとともに、国民健康保険事業の財政健全化を図るためにも、他の税や使用料と合わせた徴収体制の下に、引き続き効果的な滞納整理に当たっていただくよう期待します。

また、保険給付費のデータを分析して適正な保険給付を図るとともに、被保険者へのコロナ禍における健康診断受診の低迷を抑制しながら、引き続き健康指導等をお願いいたします。

次に、議案第52号 令和4年度伊豆市後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額4億9,750万7,000円で、前年度比2,584万2,000円の増となっています。

本会計は、保険料の収納業務と医療給付に関する申請書類の受け付けが市の主な所管業務となっています。なお、保険料率は広域連合が決定しており、令和4年度については8月から所得割8.29%、均等割4万2,500円となっております。

次に、議案第53号 令和4年度伊豆市介護保険特別会計では、歳入決算額は39億662万7,000円で前年度比1億5,761万3,000円、4.2%の増となりました。

伊豆市における高齢化率は42.28%となり、高齢者福祉サービスの需要はこれからも増大するものと思われます。予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業の実施により、介護保険利用者を増やさないう、健康支援対策のさらなる充実に力を注いでいただきたいと思います。

次に、議案第58号 令和4年度伊豆市持越財産区特別会計から議案第64号 令和4年度伊豆市矢熊財産区特別会計までは財産区特別会計となりますが、歳入決算額及び歳出決算額並びに実質収支額は意見書の42ページ及び43ページを御覧ください。

続きまして、44ページからの基金運用状況は、それぞれの目的達成のために安全な運用が

されていますが、今後とも運用に当たっては、厳しい財政状況を鑑み、内容を十分に検討され、引き続き適切な運用を図ることを望みます。

次に、50ページからの公営企業会計ですが、初めに、議案第54号 令和4年度伊豆市水道事業会計につきましては、税抜きの総収益は前年度比735万円増収の5億4,446万7,000円、総費用は2,629万3,000円増の5億2,651万3,000円で、純利益は1,795万4,000円となりました。

年間配水量は637万6,000立方メートルで、年間総有収水量は前年度比5万4,000立方メートル増の414万6,000立方メートルとなり、有収率は65.0%となっております。

建設改良事業は、上和田配水管布設替工事、修善寺大下配水管布設替工事などが施工されました。

本事業の最大の課題である総配水量と総有収水量の格差の是正は、有収率が前年度より0.1ポイント増加したとはいえ、改善の傾向は見られません。広大な敷地を有する本市において、排水設備等の老朽化が原因であると判明しており、次期以降の計画的な改善に期待します。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいた観光事業に持ち直しの兆しを感じられますが、工事が必要な箇所も多く、支出を抑えつつも継続しなければなりません。

今後とも水道事業安定のため効率的な事業運営に努め、計画的な施設の更新、耐震整備を引き続き進められるよう望みます。

なお、過年度分未収金がございまして、2,415万1,000円で昨年度よりも減少していますが、引き続き対策を講じるよう望みます。

次に、議案第55号 令和4年度伊豆市簡易水道事業会計では、総収益1億4,728万2,000円で、総費用1億4,016万9,000円となりました。簡易水道事業は、令和3年度から地方公営企業法の全部を適用し、公営企業会計に移行しております。建設改良事業は、本柿木配水管布設替工事、小下田配水管布設替工事などが施工されました。

水道事業と絡め、安定供給に向けて効率的な給水に努められるとともに、施設の老朽化への対応等、経費の削減を考慮しながら尽力していただくことを望みます。

次に、議案第56号 令和4年度伊豆市温泉事業特別会計ですが、総収益は前年度比48万9,000円減の7,035万6,000円、これに対して総費用は前年度比1,022万8,000円増の7,962万7,000円で、差引き927万1,000円の純損失となりました。

なお、収益については、総配湯量は前年度比2,380立方メートル減少し、143万1,560立方メートルとなっております。

本年度においては、前年度から引き続き、温泉事業のさらなる効率的・効果的な経営改革に向けて、アウトソーシングの可能性に関する基礎的な調査を行っている土肥温泉事業経営改革方針策定支援業務委託等で総係費が増額となり、純損失となっております。今後、計画的な施設更新などを図りながら、安定経営に努めていただくよう望みます。

なお、過年度分の未収金は1,191万2,000円あり、前年度より171万円増えましたが、水道事業会計と同様、早期に対策を講じるよう望みます。

次に、議案第57号 令和4年度伊豆市下水道事業会計につきましては、税抜きの総収益は12億4,409万9,000円、総費用は12億5,301万4,000円で、純損失は891万4,000円となりました。

伊豆市全体の下水道普及率（整備率）は62.5%で、処理区域内の水洗化率（接続率）は85.0%、年間総処理水量412万3,208立方メートルとなっております。

建設改良事業は、特定環境保全公共下水道事業管渠布設工事、同じく管渠更生工事などが実施されました。

河川や海の浄化という環境整備事業本来の目的を鑑みて、接続率の低い地区について特に重点的に接続促進を図るように引き続き尽力されることを望みます。

また、料金の過年度未収金579万3,000円については、水道、簡水、温泉事業会計と同様、早期に対策を講じるよう望みます。

終わりに、決算審査全般を通して、公園整備や津波避難複合施設の建設、新中学校の建設など大型事業の実施でさらなる財政需要の拡大が予測されます。こうした財政状況の中、経常経費を含めた歳出の効率的な運用と、新たな収入源が求められます。財政の健全化判断比率を注視しつつ、効果的な政策が実施されることを望みます。

また、第2次伊豆市総合計画の後期計画の2年目となり、安心安全なまちづくりの推進として、新ごみ処理施設クリーンセンターいずが完成し、順調に稼働しました。公園整備事業や津波避難複合施設の建設、校名が伊豆中学校に決まった新しい中学校の建設など、引き続き順調に進んでいます。多くの大型事業を実施中の当市ですが、医療・環境についてはめどが立ってきています。重ねて言及しますが、今後は財政の抑制と新たな財源を確立し、重要施策として掲げる公共施設の再配置計画を聖域なき改革と定め、無駄を省き、DXを駆使し、強い意志を持って推進し、市民が期待する持続成長する「伊豆市の未来」に向かい、力強く歩を進めていただくことを強く望みます。

以上、報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 以上で代表監査委員の決算審査意見書の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案第49号から議案第64号までの16議案に対する質疑は、9月4日開催予定の本会議において行います。

ここで昼の休憩といたします。1時間休憩を取ります。再開を1時5分からといたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時05分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議案第65号～議案第67号の上程、説明

○議長（青木 靖君） 日程第29、議案第65号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）から日程第31、議案第67号 令和5年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）までの3議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第65号から議案第67号まで、一括して提案理由を申し上げます。

議案第65号は、市内公的病院等への補助金や中伊豆交流センターのアスベスト撤去及び温泉ボイラー交換の追加工事のほか、接種期間の延長に伴う新型コロナワクチン個別接種促進支援金の追加分を計上いたします。

また、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金など前年度の国・県補助事業の精算による返還金のほか、決算剰余金に係る財政調整基金への積立金を追加計上するなど、総額として9億8,130万円を増額し、歳入歳出予算額を241億7,100万円とするものです。

あわせて、伊豆総合高校土肥キャンパス下宿運営事業補助金に係る債務負担行為補正等、臨時財政対策債及び中伊豆交流センター改修事業に係る地方債の変更補正をお願いいたします。

議案第66号は、静岡県後期高齢者医療広域連合への負担金の増額として1,532万円を計上し、歳入歳出予算額を5億3,131万5,000円とするものです。

議案第67号は、前年度介護保険給付費等の精算による返還金や一般会計への繰出金など1億2,473万3,000円を増額し、歳入歳出予算額を39億9,173万3,000円とするものです。

詳細について、それぞれ担当する部長及び健康福祉部参事に説明させます。

○議長（青木 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで補足説明の申出がありますので、これを許します。

初めに、議案第65号について、総合政策部長。

〔総合政策部長 新間康之君登壇〕

○総合政策部長（新間康之君） 議案第65号について補足説明を申し上げます。

9月補正予算の資料を御用意いただきたいと思います。

説明の都合上、主なものについて歳出から御説明を申し上げます。

2ページ中段の歳出を御覧いただきたいと思います。

まず、総務費でございます。

総務費では、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の返還金8,465万円がございます。こちらは、新型コロナウイルス対策として令和4年度に交付された交付金について、事業実績に基づき、精算を行うものになります。

続いて、民生費の介護保険費では、認知症高齢者のグループホームの浴槽の大規模改修に

対する整備交付金として732万円を計上、こちらは全額国庫補助のトンネル事業となっております。

また、福祉施設管理費では、中伊豆交流センターの施設解体工事においてアスベストが検出されたことによる工事費の増154万円と、施設改修に伴うボイラー交換工事に1,870万円を計上いたしました。

衛生費では、保健衛生総務費に伊豆赤十字病院と中伊豆温泉病院への公的病院等補助金2億6,433万円を計上、この80%を特別交付税として歳入に見込んでおります。

また、予防費では、新型コロナウイルスワクチンの個別接種期間が延長されたことに伴い、協力していただける医療機関への支援金といたしまして1,980万円を計上いたしました。

なお、民生費、それから衛生費におきましては、前年度事業費の精算に伴う国それから県からの支出金の返還金がございます。毎年この時期に計上しているものがほとんどでございますので、資料の9ページに一覧でまとめてございます。後ほどそちらにつきましては御覧いただきたいと思っております。

続きまして、3ページに移り、農林水産業費では、水産業振興費に水産業共同施設整備事業費補助金700万円を計上いたしました。こちらは赤潮で損壊した海上釣り堀施設の再建に対し、県と同様、事業費の3分の1を補助金として交付するものでございます。

土木費では、建設指導費に県が防災上重要な道路としている緊急輸送ルート沿道にある建築物の除却に対する耐震改修促進事業費補助金といたしまして、国・県からの補助金分と合わせ627万円を計上し、対応をいたします。

教育費では、中学校管理費に天城中学校の土地の不動産鑑定業務委託料を計上、中学校統合後の跡地活用に向けた準備を行います。こちらは50万円。災害復旧費では、6月2日に発生いたしました台風2号に伴う市山地区の農地災害復旧工事に130万円、歳出の最後、諸支出金では、前年度決算剰余金に基金を積み立てるための基金費に5億1,384万円を計上いたしました。

続いて、歳入に参りますので、資料の1ページにお戻りをいただきたいと思っております。

歳入の主なものといたしましては地方交付税がございます。

まず、今年度分の交付額の決定に伴う普通交付税として、当初見込額に対し2億7,848万円の増、また、歳出の衛生費で御説明いたしました公的病院への補助金に対する措置分として特別交付税を2億1,100万円増額計上いたしました。

国庫支出金では、歳出で御説明した新型コロナウイルスワクチンの個別接種期間の延長に伴い、接種体制の確保に対する補助金1,980万円を見込むほか、土木費で触れました緊急輸送ルートの沿道建築物の除却に対する社会資本整備総合交付金を313万円計上しております。

こちらの除却に対しましては、その下の表に県支出金がございますが、そちらにおきましても耐震改修事業費補助金として157万円を計上してございます。

繰入金は、介護保険特別会計からの令和4年度の事業の精算に伴う戻入金といたしまして

2,945万円。

繰越金につきましては、令和4年度決算で確定した繰越金から財源調整のため4億4,270万円。

市債は、発行可能額の決定に伴い臨時財政対策債を減額する一方で、社会福祉施設整備事業といたしまして、先ほどの歳出で御説明しました中伊豆交流センター解体工事の財源として過疎対策事業債分150万円を増額いたします。

最後に、今回の補正では、歳入歳出予算の補正のほかに債務負担行為と地方債の補正がございます。

恐れ入りますが、すみません、3ページにお戻りいただきたいと思います。

3ページの中段から下段に表示してございます。

まず、債務負担行為補正では、伊豆総合高校土肥分校の下宿運営事業について、令和6年度入学の下宿生分10名を想定した補助金について追加をお願いいたします。

地方債補正につきましては、発行可能額の決定に伴う臨時財政対策債の減額と、社会福祉施設整備事業として、歳出で御説明した中伊豆交流センター解体工事の財源とするために150万円を増額したく、それぞれ限度額の変更をお願いするものになります。

以上、一般会計について補足説明をいたしました。

○議長（青木 靖君） 次に、議案第66号について、市民部長。

〔市民部長 佐藤達義君登壇〕

○市民部長（佐藤達義君） それでは、議案第66号 令和5年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の補足説明をさせていただきます。

まず、歳出から説明させていただきます。

議案書の110、111ページをお願いいたします。

2款1項1目の静岡県後期高齢者医療広域連合納付金ですが、令和4年度保険料負担金の確定に伴い過年度負担金の精算をするため、1,531万5,000円を増額するものです。

次に、歳入を説明させていただきます。

議案書の108、109ページをお願いいたします。

5款1項1目の繰越金は、前年度の繰越金の確定により1,531万5,000円を増額するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 次に、議案第67号について、健康福祉部参事。

〔健康福祉部参事 福室昌朋君登壇〕

○健康福祉部参事（福室昌朋君） 議案第67号 令和5年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、令和4年度の介護保険事業の決算に伴い、負担金等の精算を行い、償還するためのものでございます。

初めに、歳出について説明させていただきます。

議案書の126、127ページをお願いいたします。

令和4年度介護給付費事業交付金等の精算により、6款1項2目償還金は国と県の負担金及び支払基金の交付金等の返還金として8,409万円を、また、9款2項1目一般会計繰出金は2,944万7,000円をそれぞれ増額するものです。

また、議案書の124、125ページでございますが、4款1項基金積立金ですが、令和4年度において余剰金が見込めたため、介護給付費準備基金積立金として1,119万6,000円増額するものです。

これ以外の2款保険給付費と3款地域支援事業は、財源の振替に伴う財源内訳の変更となっております。

次に、歳入ですが、議案書の120、121ページをお願いいたします。

4款1項支払基金交付金ですが、令和4年度介護給付費交付金の精算に伴い、追加交付分として71万1,000円増額するものです。

7款2項基金繰入金ですが、財源の振替に伴う財源内訳の変更となります。

8款1項の繰越金ですが、負担金等の精算に伴う返還金の財源として2億999万6,000円を増額するものです。

補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号から議案第67号までの3議案に対する質疑は、9月4日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第68号の上程、説明

○議長（青木 靖君） 日程第32、議案第68号 財産の減額譲渡についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第68号について提案理由を申し上げます。

本案は、現在、東京ラスクの工場及び販売店舗として貸し出している旧天城湯ケ島支所などの建物について、これを減額して譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決をお願いするものです。

旧天城湯ケ島支所の東京ラスク事業施設としての活用については、平成22年の企業誘致としての減額貸付け以降、湯ケ島地区のにぎわい創出と活性化に寄与するものとして、同社と協議を重ねながら進めてまいりました。

市としては、施設の経年劣化による将来にわたる財政的及び人的負担や、公共施設再配置計画による市有施設の適正化をスピード感を持って実行することを考慮したとき、減額して

も譲渡することが市の公益に最もかなうものと確信しております。

詳細について、総務部長に説明させます。

○議長（青木 靖君） 提出者からの説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 滝川正樹君登壇〕

○総務部長（滝川正樹君） それでは、議案第68号について補足説明を申し上げます。

議案書は129ページをお願いいたします。

まず、譲渡の対象となります財産でございますが、1の財産の種類にお示ししてあるとおり、現在、東京ラスクの製造や販売店舗として貸し付けております市山地区の旧天城湯ヶ島支所庁舎、旧天城保健福祉センター、旧車庫及び旧防災車庫の4つの建物で、それぞれの構造は記載のとおりです。

合計の延べ床面積は4,829.35平方メートルです。

建物の位置関係につきましては、131ページの位置図にお示しをしております。

2の鑑定評価額ですが、4つの譲渡対象建物について、市で実施した不動産鑑定評価額で1億1,072万6,000円となります。

なお、この鑑定評価額には消費税を含んでおりませんので、売買における基準価格としてはこの不動産鑑定評価額に消費税分を加算した1億2,179万8,600円となります。

3の譲渡の方法でございますが、随意契約による売買契約となります。

4の契約の相手先でございますが、現在の賃貸借契約の相手先であります株式会社グランパーです。

最後に、5の譲渡価格は1,100万円で、これは売買契約書に記載する金額で、消費税分を含んだものとなっております。

補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号に対する質疑は、9月4日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第69号の上程、説明

○議長（青木 靖君） 日程第33、議案第69号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第69号について提案理由を申し上げます。

本案は、達磨山観光施設としてレストハウス、ロッジ、キャンプ場、その他附帯施設を県

から譲渡を受けることについて、地方自治法第96条第1項第8号、及び伊豆市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

先ほどの件は市の施設を減額して譲渡する、今回の議案は県の施設を県の鑑定結果で取得するというものです。旧天城湯ヶ島支所の場合には残存価値がありますけれども、それを投資していただく事業者にとっては、これは後で議案質疑の際にもひょっとしたら御指摘があるかもしれませんけれども、経営上、取得しないことが有利な条件になってしまいます。1億2,000万円で取得することによって、さらにそれに投資をすることで、取得しないことが合理的な条件になってしまいます。

この達磨山の施設については、現在、県が観光施設として整備し、市が観光施設として使用しているものをそのまま観光施設として使う。そして、一旦市が取得した後、改めて民営化に付す予定であるというものです。

したがって、市が県から取得した後、直ちに何かを改修する、それから施設を除却するといったことはございません。つまり、当初目的として建てられた施設をそのまま同じ目的で使用する場合、それから、全く異なった施設に改修もしくは再投資して使用する場合の大きな違いが出てまいります。ここの違いが、これから議案質疑の中で詳細に御説明したいと思っておりますけれども、かなり状況が異なっておりますので、ぜひ、これから本件については産業部長に説明をさせますが、議案質疑においては疑義が残らないよう、皆さんから多岐にわたる御質問をいただければと思います。

本案については、産業部長に説明をさせます。

○議長（青木 靖君） 提案理由の説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

産業部長。

〔産業部長 井上貴宏君登壇〕

○産業部長（井上貴宏君） それでは、私から、議案第69号 財産の取得、達磨山観光施設について補足説明を申し上げます。

議案書の133ページをお願いいたします。

また、135ページの財産の一覧も併せて御参照ください。

契約の内容について御説明いたします。

取得の方法につきましては、随意契約となります。

取得価格は4,961万円となります。

契約の相手方でございますが、静岡県となります。

取得する財産の内容につきましては議案書135ページの財産一覧の表のとおりとなりますが、建物がレストハウスやケビン棟6棟、公衆トイレなど10施設、また、工作物は給水施設や案内標識などの18施設などとなります。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（青木 靖君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号に対する質疑は、9月4日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第70号～議案第72号の上程、説明

○議長（青木 靖君） 日程第34、議案第70号 伊豆市議会議員及び伊豆市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてから日程第36、議案第72号 伊豆市達磨山観光施設条例の制定についての3議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第70号から議案第72号について、一括して提案理由を申し上げます。

議案第70号は、市議会議員及び市長の選挙において、候補者の負担軽減のため選挙運動用自動車、ビラ及びポスターに係る費用について公費負担を実施するため新たに条例を制定するものです。

議案第71号は、生活に困窮する外国人に対する生活保護措置について、マイナンバーカードを利用した特定個人情報の取得を可能とするため所要の改正をするものです。

議案第72号は、県から譲渡を受ける達磨山観光施設について、公の施設として設置及び管理をするため、地方自治法の規定に基づき新たに条例を制定するものです。

詳細をそれぞれ担当する部長に説明させます。

○議長（青木 靖君） 提出者からの説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

初めに、議案第70号及び議案第71号について、総務部長。

〔総務部長 滝川正樹君登壇〕

○総務部長（滝川正樹君） それでは、議案第70号及び議案第71号について補足説明を申し上げます。

まず、議案第70号について。

議案に併せまして、議案書のつづりの裏に9月定例会の条例議案説明資料、表裏1枚ですが、けれどもおつけしてあります。そちらも併せて御覧いただきたいと思います。

当市では、現在、ポスター掲示場の設置と選挙公報の発行について公費負担を実施しておりますが、これに加えまして、選挙運動用自動車の使用、ビラ及びポスターの作成に係る費用についても公費負担ができるよう、新たに条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、失礼しました。議案書は137ページをお願いいたします。

条例の内容でございますが、選挙運動用の自動車の使用につきましては第2条から第6条まで、ビラの作成につきましては第7条から第10条まで、ポスターの作成につきましては第11条から第14条まで、それぞれ公費負担の実施、契約の締結、上限単価、公費負担限度額などを規定しております。

条例の主なものを説明させていただきます。

137ページ一番下から138ページにかけての第4条でございますが、選挙運動用自動車の公費支払いについて規定をしております。

選挙運動用自動車は、運転手つきハイヤーなどの運送契約または自動車の借入れ契約の2種類がございます。

ハイヤーなどでは、第1号で1日当たり6万4,500円を限度と定め、借入れにおきましては第2号アで1日当たり1万6,100円、燃料は第2号のイで1日当たり7,700円、運転手の雇用は第2号のウで1日当たり1万2,500円をそれぞれ限度と定めております。

139ページの第9条でビラの1枚当たりの作成単価の上限を7円73銭とし、第10条で候補者1人の限度額を公職選挙法で定める枚数としております。この規定で、市議会議員選挙では4,000枚、市長選挙では1万6,000枚となります。

140ページ、第13条でポスター1枚当たりの作成単価の上限について計算式を定め、第14条で候補者1人の限度額を市のポスター掲示場の数としております。この市のポスター掲示場は、現在153か所でございます。

なお、ただいま説明しました条例に規定する単価につきましては、いずれも公職選挙法施行令で定められた国の単価に準拠しております。

本条例の施行日でございますが、来年、令和6年4月1日としております。

議案第70号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第71号について。

議案書は141ページをお願いいたします。

条例の改正理由でございますが、令和6年、来年3月から生活保護法等の改正に伴い、生活保護の医療扶助においてマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認が導入されますが、外国人の生活保護措置につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の適用対象外であるため、外国人の個人番号を利用するためには地方公共団体が独自に条例で定める必要があり、今回、本条例の一部を改正するものです。

内容でございますが、議案書143ページ、新旧対照表をお願いいたします。

事務として生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務でございますが、こちらで利用する特定個人情報を定めた別表の3の項で、改正前は「地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの」としているところを、「法別表第2の26の項第4欄に掲げる情報」に改正し、番号法において生活保護法による保護の決定及び実施または徴

収金の徴収に関する事務、つまり一般国民の生活保護に関して利用できる情報を規定している部分を引用し、改正するものでございます。

本改正の施行日は公布の日からとしております。

議案第70号及び議案第71号の補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 次に、議案第72号について、産業部長。

〔産業部長 井上貴宏君登壇〕

○産業部長（井上貴宏君） 私から、議案第72号 伊豆市達磨山観光施設条例の制定について補足説明を申し上げます。

現在、達磨山観光施設は、静岡県と達磨山観光施設の維持管理の委託に関する協定に基づき市が管理運営を行っております。

本議会で財産の取得の御承認をいただいた後は、公の施設として設置及び管理を行うため、地方自治法第244条の2の規定に基づき条例の制定を行うものです。

議案書の145ページを御覧ください。

第1条で設置について規定しております。

第2条で達磨山観光施設の名称及び位置を規定しております。

レストハウス、ロッジ等は伊豆市大沢1018番地の1、キャンプ場は大沢1021番地の19と規定しております。

第3条で施設について規定しております。

第4条で供用日及び供用時間を規則で定めると規定しております。

第5条で禁止行為について規定しています。

第6条から第8条については、利用の承認、利用の不承認、また利用の承認の取消し等について規定しております。

第9条で損害の賠償について規定しております。

第10条で使用料について規定しております。

使用料は149ページの別表のとおりとなります。

なお、こちらは現行の使用料金を引き継いだものとなっております。

第11条及び第12条で使用料の減免、不還付について規定しております。

第13条で規則への委任を規定しています。

附則第1項で、本条例は公布の日から三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行としています。また、附則の第2項の規定は、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において規則で定める日から施行するとしています。

附則第2項では、指定管理者による管理のための改正について規定しています。

改正後の第10条で指定管理者による管理、改正後の第11条から第13条については利用料の納付、減免、不還付について規定しております。

改正後の第14条で、指定管理者の事業報告について規定しております。

附則第3項から第5項について、市の直営から指定管理者による管理運営に移行する場合の経過措置を規定しております。

補足説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（青木 靖君） ただいま議題となっております議案第70号から議案第72号までの3議案に対する質疑は、9月4日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第73号の上程、説明

○議長（青木 靖君） 日程第37、議案第73号 伊豆市沼津市衛生施設組合理約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第73号について提案理由を申し上げます。

組合が管理運営する土肥戸田衛生センターは、クリーンセンターいずの本格稼働に伴い、令和4年12月をもってごみ処理施設の稼働を停止しておりますが、今後の財産の管理や処分に関する事務が必要となりますので、規約の一部について所要の変更を行うものです。

詳細を市民部長に説明させます。

○議長（青木 靖君） 提案理由の説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

市民部長。

〔市民部長 佐藤達義君登壇〕

○市民部長（佐藤達義君） それでは、議案第73号 伊豆市沼津市衛生施設組合理約の一部を変更する規約について補足説明させていただきます。

議案書の153ページの新旧対照表をお願いいたします。

今回の変更は、組合が運営する土肥戸田衛生センターのごみ処理施設を廃止し、今後は解散に向け、財産処分を行うこととなりますが、負担割合の根拠を現状に合わせて変更するとともに、施設解体に向け、事務所の位置を変更するものでございます。

新旧対照表、規約第4条を御覧ください。

組合事務所の位置を、これまで「伊豆市小土肥1460番地の3土肥戸田衛生センター内」であったものを「伊豆市土肥670番地の2伊豆市役所土肥支所内」に改め、土肥支所2階の一部を間借りし、事務所を移転するものでございます。

また、解散に向けた財産処分を行うに当たり、負担割合の根拠となる人口とごみ量について現状に合わせるため、第11条第3項中の人口割の根拠となる国勢調査は「予算の属する年度の直近の」を「令和2年」に、実績割は「予算の属する年度の前々年度」を1年を通した稼働の最終年度となる「令和3年度」に改めるものでございます。

補足説明は以上です。

○議長（青木 靖君） 補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号に対する質疑は、9月4日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第74号の上程、説明

○議長（青木 靖君） 日程第38、議案第74号 市道路線の認定についてを議題といたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第74号について提案理由を申し上げます。

本案は、修善寺中学校体育館東側の公衆用道路を市道に認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

詳細について、建設部長に説明させます。

○議長（青木 靖君） 提案理由の説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 大村俊之君登壇〕

○建設部長（大村俊之君） それでは、私のほうから市道路線の認定について補足説明をいたします。

議案書は155ページとなります。

本議案は、修善寺中学校の付近に存在する狭い幅員の道路を拡幅整備することに伴い、周辺地域の生活道路として活用が見込まれる同路線について、市道として新規認定をお願いするものです。

157ページの位置図を御覧ください。

柏久保公民館側の接続道路である市道駅前柏久保線を起点とし、修善寺中学校側の接続道路である市道原丁諸海道線を終点とし、道路幅2メートル未満であった狭い道路を車両の通行を可能にした道路幅5メートルの道路へ拡幅をお願いするものです。

本提案は、この区間を原丁7号線として、新たに市道として認定するものです。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（青木 靖君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号に対する質疑は、9月4日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第75号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第39、議案第75号 伊豆市監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第75号について提案理由を申し上げます。

本案は、現在委員をお願いしております渡邊光由氏が本年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き監査委員として選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

渡邊氏は、昭和47年4月から平成21年11月までの37年余りにわたりスルガ銀行株式会社に勤務し、平成21年12月から平成30年5月まで嘱託として同行の審査部審議役を務め、また、これまで4年間の監査委員としての実績から、財務管理、事業の経営管理、行政運営に対して優れた識見を有するとともに、民生児童委員を務められるなど人格高潔で、引き続き当市の監査委員を務めていただく適任者であると考えます。

なお、任期は本年10月1日から令和9年9月30日までの4年間となります。

御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（青木 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第75号について質疑に入ります。

議案第75号に対して質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

次に、討論に入りますが、討論につきましては、伊豆市議会運営規程に従い、省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第75号 伊豆市監査委員の選任について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第75号、渡邊光由氏の伊豆市監査委員への選任については同意することに決定いたしました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第40、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 諮問第1号について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、基本的人権の擁護と自由人権思想の普及・高揚を図るため、市長が推薦し、法務大臣が3年の任期で委嘱しております。

このたび人権擁護委員の植木和久氏が令和5年12月31日をもって任期満了となりますので、後任委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものです。

候補者となる植木和久氏は人格、識見とも高く、地域住民の人望も厚く、広く社会の実情に通じており、本職に適任でありますので、引き続き委員として推薦しようとするものです。

御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（青木 靖君） 提案理由の説明を終わります。

これより諮問第1号に対し質疑に入ります。

諮問第1号に質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 御異議なしと認めます。

委員会付託を省略いたします。

次に、討論に入りますが、討論につきましては、伊豆市議会運営規程に従い、省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 御異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、適任であることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、諮問第1号の植木和久氏の推薦は適任であることに決定いたしました。

### ◎散会宣告

○議長（青木 靖君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は8月30日午前9時30分から開催し、一般質問を行います。

当日は、発言順序1番の下山祥二議員から発言順序5番の黒須淳美議員までを行います。

なお、本日提出されております各議案に対する質疑の通告期限は、8月30日の正午までとなっております。もう一度申し上げます。本日提出されております各議案に対する質疑の通告期限は8月30日の正午までとなっておりますので、御承知ください。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 1時55分

## 令和5年伊豆市議会9月定例会

### 議事日程(第2号)

令和5年8月30日(水曜日)午前9時30分開議

#### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	教育長	鈴木洋一君
総合政策部長	新間康之君	総務部長	滝川正樹君
建設部長	大村俊之君	危機管理監	加藤博永君
教育部長	小塚剛君	健康福祉部 子育て支援課	福室昌朋君
社会福祉課長	梅原進君	環境衛生課長	森嶋哲男君
市民課長	大川勉君	農林水産課長	山口雄一君
観光商工課長	山下芳之君		小川正洋君

---

#### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	稲村栄一	次長	土屋洋美
主任	原亜里沙		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名です。出席議員が定足数に達していますので、会議は成立しました。これより令和5年伊豆市議会9月定例会2日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（青木 靖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（青木 靖君） 日程に基づき一般質問を行います。

今回は、10名の議員より通告されております。

質問の順序は配付資料のとおりです。

本日は、発言順序1番の下山祥二議員から発言順序5番の黒須淳美議員までの5名を行います。

それでは、これより順次質問を許します。

◇ 下 山 祥 二 君

○議長（青木 靖君） 最初に、議席番号6番、下山祥二議員。

〔6番 下山祥二君登壇〕

○6番（下山祥二君） おはようございます。6番、下山祥二です。

発言通告書のとおり一般質問を行います。

今回は分割形式で行います。発言予定時刻は30分以内といたします。

件名1、修善寺駅周辺を基点とする今後のまちづくり。

本年7月20日開催の全員協議会において、修善寺駅周辺まちづくり基本構想の説明がありました。修善寺駅は、伊豆半島の中心に位置する伊豆のへそであり、鉄道の玄関口です。今後の伊豆市のみならず、伊豆半島南部の未来をも大きく左右する一大プロジェクトと言っても過言ではありません。

修善寺駅周辺地区のまちづくりは、5年から10年先を見据え、修善寺橋の改良（拡幅）は、20年先を見据えた構想であると説明がありました。伊豆市の玄関口である修善寺駅周辺の慢性的な渋滞が一日でも早く改善され、日々のストレスから解放されること、住民の安全や利便性が確保され、にぎわいの創出により若い世代がずっと住み続けたいくなるまちづくり、移住希望者がさらに伊豆市に移住したくなる未来志向のまちづくりに期待して以下の質問をいたします。

①現状の修善寺駅周辺の具体的な課題と、まちづくり基本構想の目的及びこの構想に期待する効果について伺います。

②現時点で、修善寺駅周辺の皆さんや移転される可能性のある住民の皆さんの反応は、どのように捉えているか伺います。

③横瀬付近の国道136号線、県道伊東修善寺線、熱海大仁線、修善寺天城湯ヶ島線とのアクセスについて、現状の課題とその対策をどのように考えているか伺います。

④新中学校の開校まであと1年半、当然のごとく修善寺地区の小学校再編も視野に入れ、交通安全対策も施されるまちづくり基本構想だと推察するが、現状ではどのような課題を抱えているか、また、その対策について伺います。

⑤多くの市民が不便を感じ、長年の課題であった修善寺駅周辺の大改修により、修善寺駅周辺のにぎわいが創出されることを大いに期待しますが、具体的な構想はどのように考えているか伺います。

⑥短期、中長期の整備構想です。早期着手早期完成を目指してほしいと期待します。今後のスケジュール感と市民説明について伺います。

答弁を市長、教育長に求めます。

○議長（青木 靖君） ただいまの下山祥二議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

将来への影響が大きな案件ですので、少し長くなりますが、私から基本的な考え方を申し上げます。

修善寺駅周辺整備を核とするまちづくり構想の本質は、修善寺駅を伊豆箱根鉄道駿豆線の真のターミナルに位置づけるということにあります。1924年、100年前、大仁駅から修善寺駅まで延伸されており、当時は、さらに下田まで延ばすことを要望していたようです。したがって、ターミナル特有の形状になっておらず、バスやタクシーは進行方向の横になる南口で乗降するようになっています。しかし、今後、将来にわたり、修善寺駅からさらに南に延びることはありません。まさに100年を経て、改めてこの駅のあるべき姿を実現しようというのが私の考えです。

井上靖の自伝的小説「しろばんば」の時代には大仁駅までしかなく、湯ヶ島から馬車で移動したことが書かれています。大変残念ながら、今なお、都市開発業者や不動産業の方々は、「商売は大仁まで」と明言されます。新幹線三島駅を発する駿豆線は、修善寺駅まで沿線をしっかりと都市整備するべきです。そして、その先、中伊豆地区、西伊豆地区には静岡県総合計画に示された「世界レベルの魅力あふれる自然」が広がっています。修善寺駅周辺には伊豆市として必要な都市機能を集約させる。牧之郷駅周辺は穏やかな住宅地として整備する。これは狩野川対岸の熊坂から横瀬までのエリアにも適用されるべきです。

幸いにも、平成28年に都市計画を見直して非線引き区域にすることができました。その後の新たなまちづくりがやや停滞しています。これを力強く再スタートするための起爆剤が修善寺駅周辺の新たな再開発だと考えています。

具体的には、まず道路に関して、県道伊東修善寺線の改良により駅への進入を容易にすること、修善寺橋の増築または架け替えと横瀬三差路の改良、駅前商店街の活性化も必要ですが、かなりの店舗が住宅として改修されてしまいました。もちろん地元の皆さんにとって大切な所有権を持つ土地ですが、駅前の公共性を御理解いただき、ターミナル駅として必要な機能を充実させるために、話し合いを進めてまいりたいと思います。特に観光繁忙期には、飲食店を探すお客様の姿が散見されます。どのような手法で必要な飲食を提供できるのか、検討課題の一つだと考えています。

また、駅北は道路の形がよく、金融機関や店舗もそろっています。市民生活に必要な行政サービスと商業サービスをどのように組み合わせ、どのような手法で再開発していくのか、今後の大きな課題になるものと認識しています。

具体的なほかの②から⑥については、建設部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 次に、教育長。

〔教育長 鈴木洋一君登壇〕

○教育長（鈴木洋一君） おはようございます。教育長の鈴木洋一と申します。

質問の④については、教育部長より答弁をさせたいと思います。

○議長（青木 靖君） 続いて、建設部長。

○建設部長（大村俊之君） それでは、私のほうから②番から⑥番について答弁をさせていただきます。

まず、②番の住民の皆さんの反応についてです。

駅前のまちづくりと事業化を目指している県道の改良は密接な関係があるため、県土木部局と相談しながら、駅前のまちづくりにも寄与する設計を取り入れていただくよう要望しており、想定される地権者には相談をさせていただいているところでございます。あくまで事業についての合意のレベルではありますが、県道改良についてはおおむね賛同していただける旨の回答をいただいておりますので、引き続き事業化に向けた同意を得られるよう対応していきたいと考えております。

③番目です。アクセス道路についての課題と対策になります。

修善寺駅前周辺は、主要な4路線が集中する場所であり、これにより慢性的な渋滞が発生しています。また、これらの渋滞を避けるため、抜け道として市道を通る車両も多く、市道が狭いため、歩行者の安全が確保できていないことが問題であると考えられます。対策としまして、修善寺橋の改良や連続した交差点の改良などが挙げられるため、引き続き要望してまいります。

次に、④番目です。現状の課題についてです。

修善寺駅周辺の道路については、歩道のない箇所や十分な幅員が取れていない箇所があり、歩行者の安全対策が十分でないことが問題であると考えます。短期的な対策として、カラー舗装等による歩車区分やゾーン30等による速度規制などが挙げられます。

⑤番目のまちづくりの具体的な構想です。

本構想における短期構想の中では、県道の改良時期に合わせて修善寺駅南口について一般送迎車両や通過交通の利用を抑制し、公共交通事業者と歩行者のみの空間としております。また、中長期構想の中では、修善寺橋の改良に合わせて公共交通のターミナルを主要地方道伊東修善寺線沿いに設置し、車両と歩行者を完全に分断させ、南口は歩行者のみの空間とすることで利用者が快適に滞在することができる「にぎわいを創出できる空間」にしたいと考えております。この構想を基に今後、事業計画を検討し、可能なものから進めていきたいと考えております。

最後のスケジュール感と市民説明についてでございます。

今後は、基本構想の事業化を目指し、整備形態や交通シミュレーション等の技術的な検証を実施し、事業計画の検討を推進してまいります。事業計画の進捗状況により、必要な時期に随時、市民への説明を実施したいと考えております。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 私のほうから、④の修善寺駅周辺で抱える現状の課題と対策についてお答えさせていただきます。

修善寺駅周辺の交通安全対策としまして、最も重要なのは安全な動線の確保だと考えます。新中学校までの修善寺駅からの距離は約1.2キロメートルで、通学方法はいろいろ考えられますが、徒歩の場合、県道伊東修善寺線の一部に歩道がないところや狭い箇所があり、中学生を歩かせた場合に危険な箇所が幾つかあること、修善寺交番の交差点の交通渋滞や歩行者の滞留箇所（たまり）がないことも懸念されるところであります。また、バスでの通学でも修善寺駅周辺の交通渋滞が懸念されますので、やはり県道改良の一日も早い工事着手を願うばかりです。令和7年4月の新中学校開校に向け、通学方法を今年度しっかりと決めていくと同時に、関係部署とも連携して課題の解消について協議を進めております。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 1問目の答弁が終わりました。

再質問はありますか。

下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） それでは、再質問いたします。

去る7月20日の全員協議会で、初めてこの基本構想の説明を受けました。私は座長として会を進行しておりましたので、質問は遠慮しておりました。本日改めて質問させていただきます。

この基本構想は、20年先を見据えた中長期の構想ではありますが、今後の伊豆市の発展を予期し、夢が広がるような構想であると思ひ、大いに期待するところであります。目的については、駅周辺の慢性的な渋滞解消、住民の安全性や利便性の向上、駅周辺のにぎわい創出であると理解しております。さらに、基本構想の段階であり、今後は変更、修正もあり得ると認識しております。

まずは、現状の課題について伺います。

ふだん、駅の周辺を車で走っているときに、観光客の皆さんが修善寺駅周辺で食事をするところがなかなか見つからずに右往左往している様子や、夜の8時頃にタクシーが一台もなく途方に暮れているような人を見かけるようなことがあるんですけども、このような認識はありますでしょうか。お伺いたします。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 議員、今、おっしゃられた認識についてでございますが、ワークショップを今回やる中でもこの辺については、意見出ましたけれども、私ども部局についても担当者の中でそういう認識はございました。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） コロナ禍から全国的な傾向で、タクシー業界に限ってですが、運転手さんが転職してしまって、復職せずにもどこも運転手不足であると聞きます。伊豆市も同様で、修善寺駅周辺の経済活動もコロナ禍の営業自粛状態からV字回復をすることがなくて、あまり元気がないように感じていますが、この辺は行政としてどのように捉えているのでしょうか。また、今後、経済活動が活発化してくるような対策は考えているかどうかお伺いします。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 建設部長が担当なんですが、今の話は観光に関することですので、私のほうから答弁申し上げますけれども、今回報告しております令和4年度の決算を見ると、入湯税が1億1,000万円余りまで戻っております。したがって、宿泊客はかなりコロナ以前に戻ったんだろうと思います。ただ、我々の実感として、そこまでお客様が来ているかなという感じがして、やはり日帰り客を含む遊興していらっしゃる方々は、やっぱりまだ戻っていないのかなという感じがいたします。

それから、観光に携わっている市町によりますと、かなり欧米の外国の方が増えている、場所によってはコロナ以前より増えているところもあるようで、そういった面では、まだ静岡県東部全体として十分なレベルまで達していないと考えています。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） コロナも完全に収束することがなくて、最近ではまた伊豆市役所内でも感染がちょっと蔓延しているような状態で、なかなか妙案は見つからないと思います。

タクシー不足については、一例としてですが、最近では日本でもガイドシェアサービス、いわゆる白タクの解禁論も浮上していると聞きます。伊豆市も鉄道の玄関口である修善寺駅周辺がコロナ以前の元気を取り戻し、一刻も早くにぎわいが回復することを期待いたしております。

次に、この基本構想は、第2次伊豆市総合計画の修善寺駅周辺将来構想が突如として前に進み、大きく飛躍したような印象を受けましたが、これは何かきっかけがあったのか、今日までの経緯について伺いたします。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 事業が突然進んだというお話なんですけれども、具体的なお話になりますと、やはり県道の改良の事業のお話が具体化してきたというところにあるかと思えます。やはりまちづくりの中で何か起爆剤となるような事業がないと前へ進まないというのは、いろいろなまちづくりの中ではあるかと思えます。今回については、県道の事業が本当に具体的になってきましたので、それに併せてまちづくりもという中で機運が高まり、今回に至っているかと思えます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど御質問にあったタクシーなんですけど、これやっぱり深刻です。これ東京でもそうで、この3年間でかなりの数、タクシーの運転手さんだけではありませんけれども、何とか失業手当で人件費は維持されてもボーナスがもうゼロになっていたとか、それが3年も続いたとかいって一気に人数が減ったそうです。

その一つのやり方として、ウーバーとか白タクとか乗り合わせとかもあると思いますが、私は、最近、S.R.I.D.Eというアプリを使っているのですが、東京で申し込むと一番近いタクシーを探すわけです。ところが、東京でうまくいかないのは、GPSでやっているの、例えば日赤本社で呼ぶと数百メートル離れることがあるんです。

探すの大変で割と迷ったりするんですが、伊豆の場合には、修善寺駅で立っていたらまずGPS間違いませんから、だから、大仁駅、伊豆長岡駅で待っている、あるいは走っているタクシーが修善寺駅で呼ばれているという場合に、まずこのGPSだったら間違えることありませんので、そういう新しいシステムを取り入れることは伊豆市では有効だと今、考えて、何とかタクシー会社の皆さんと相談したいと思っています。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） また、第2次伊豆市総合計画では、修善寺駅周辺を都市生活交流拠点と称し、市民や来訪者のにぎわいや交流を創出するとあります。今回の基本構想では、南口は将来的に歩行者空間エリアを拡大する計画であることも大いにこれは興味深いんですが、西口広場を駅前ロータリーとする計画は非常に画期的であり、少し驚きました。この発想は、日大理工学部大沢教授の提案なのか、あるいはタウンミーティングの中から市民の意見だっ

たのかお聞きいたします。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 私が考えたとか誰々さんの意見とかということではないんですが、駿豆線の兄弟路線で伊豆箱根鉄道大雄山線というのがあるんです。やっぱり三島と同じように新幹線の止まる小田原駅から大雄山駅まで、修善寺とそっくりなんです。こちらは修善寺駅を降りると狩野川というのがあるんですが、向こうは狩川、野という字が入っていない狩川というところがあって、バスで10分で大雄山最乗寺というやっぱり修善寺と同じような位置関係にあって、ただ、大雄山駅の周りにはアサヒビールもあつたり、その周りにやっぱりコンパクトなまちづくりがなされているんです。

そこがまだ、さっき申し上げたとおり、修善寺駅はあたかも南に延びるような形になっていて、下田駅もそうですけれども、降りたら真っすぐバス、タクシーがある。そして、周りにホテルがあつてお店がある形になっていないんです。ここまでやっぱり私は、ちゃんと新たに修善寺駅を再整備して、そして中伊豆、西伊豆への入り口は修善寺駅ですよ。そこで問題は、まだ道半ばなんですけど、これ先輩たちの悪口ではないんですけども、やっぱり駅前と修善寺温泉がまだ一体化している感じがしないんです。やはり天下の修善寺温泉に行く方々が降りた修善寺駅という感じになっていない。

やはりそれを考えると、駅北、駅南という、どっちがどっちではなくて、今の形を鑑みたときには、やはり駅の北側のほうが再開発しやすい形になっていますので、まずはそちらでどのような行政サービスが必要なのか、どのような商業サービス、飲食含むが必要なのかというのを恐らくゼロベースで考えたほうが少しお金と時間はかかっても将来のためにはよいのではないかと、そんな発想から今、構想として市民の皆さんに説明させていただいているところなんです。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） もしこの西口広場が駅前ロータリーとなるような構想が実現すれば、慢性的な渋滞や利便性が大きく改善されるのではないかと期待していますが、この西口広場を駅前ロータリーとする内容は、修善寺駅周辺の皆さんには既に説明済みなのかどうか、また、その周知度はどうなのかお聞きいたします。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 皆様への周知でございますが、6月8日、それと11日に駅前区民を対象にこの成果について説明会を開催し、40名程度出席がございました。日曜日も使つての説明ですので来られない方ももちろんいますが、この構想については、浸透ということはちょっとあれかもしれないですけども、皆さんにはそれなりにちゃんと周知されているとは認識しております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 分かりました。私も駅前の方に1人聞いてみたら、参加しなかったんでしょね、初めて聞いたというような回答がありましたので、分かりました。

それから、私、修善寺駅に用事があるときに、いつも加殿の交差点や鈴誠さんの前でその日の時間帯によって渋滞状況を予測して、真っすぐ行くか、あるいは左折するか迷いながら運転しています。恐らく毎日修善寺駅を利用して混雑にストレスを感じている市民の皆さんは、この基本構想を知るところになると、一刻も早い実現に向けて取組を進めてほしいと心底期待すると思います。

次、②番に入ります。

立ち退きや移転される可能性がある地権者はおおむね賛同いただいていると、そういった意向だということですが、仮に強く反対する地権者がいると、この基本構想は計画段階で頓挫するとか、説明や説得に時間を要して時間まで超長期になるような心配もあるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） ほかの事業でもそうなんですけれども、やはり地権者さんの意見というのは絶大、重視しなければならないところになります。先ほど申し上げたとおり、事業に直接関わる方については、丁寧な説明を早いうちからやらせていただいて、今、懸念されるような問題が出ないように、そういう対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 分かりました。

この基本構想は、ある意味、文教ガーデンシティ構想に匹敵するほどの一大プロジェクトではないかなと思っています。しかるに、文教ガーデンシティ構想の否決というような同じ轍を踏まないようにより丁寧な説明に努めて、また、問題が発生した場合には、その解決のために迅速な対応が求められると思います。そこはどうでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） お答えが先ほどと重複してしましますが、やはり重要な事業の中では、議会のほうについても同じような説明はしっかりとしていかなければならないとは考えております。今後も長いスパンの事業となりますので、途中の説明、一つの説明だけで全てが終わらない、それと、事業の経過の中で問題も発生してくる可能性は十分にあるかと思えます。その都度、皆様に説明をして事業の進捗をしっかりと丁寧に図っていききたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 2つとも当たり前のようなことをお聞きしましたけれども、ぜひ前に進んでほしいという願いからだということで理解してください。

次に、③に移ります。

アクセスの対策として、修善寺橋の改良や交差点の改良という回答でしたが、中長期の事業計画に向けて現状の課題と対策についてお伺いします。

国道136号横瀬付近の慢性的な渋滞ですが、この基本構想では、修善寺橋の改良拡幅工事は、最終的には20年先を見据えた中長期構想です。それまでの間、現在の横瀬付近の渋滞解消対策は具体的にありますか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 横瀬の渋滞については、先ほどから申し上げているとおり、やはり修善寺橋の架け替えというのが以前からの検討課題としてずっと残っております。根本的なやはり主要な道路の改良の改善については、それが一番やはり望ましい形として残っていると思います。ただ、長期にわたる中で、渋滞の対策として迂回の案内とか、そういう形で今、ずっとやっているところですので、引き続きこれらを実施していく形になるかと思えます。ただ、長い中でほかの対応がまだ可能であれば、そういうものを取り入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） ここが構造的な課題が残ってしまったのは、やっぱり牧之郷、熊坂、それから加殿がずっと40年間市街化調整区域だったんです。そうすると都市計画道路を入れられないわけです。つまり修善寺地区で都市計画がほとんどできていなかったところが問題であって、それを今から変えるわけですから、相当大変です。かなり大変です。しかし、今、やらないと、20年後、30年後も同じ状況が続いてしまっていますので、したがって、さっき議員御指摘があったように、まさにとても大切な案件なんです。横瀬の渋滞対策で県はずっと、上の修善寺道路がいずれただになるから、そのときには上に流れるからという説明でした。

先般、いろいろあったとおり、私は、伊豆中央道と修善寺道路は有料化を維持してください、観光のお客様から頂戴してくださいということを書いてまいりました。これを速やかに入れて、今、県に強くETCに早くしてくれとお願いしているんですが、ETCにして平日の朝夕、つまり市民が使うときにはただに近いくらい安くしていただければ、横瀬を通る方、有料が続いても上に流れるわけです。有料道路だと逆にコントロールできるものですから、ですから、私は、早くETCを入れて市民の皆さんが上と下を選べるように早くしていただきたいと考えています。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） ETCプラス熊坂インターチェンジの無料化もぜひ進めてほしいなと思います。

この横瀬の渋滞については、市民や観光客の皆さんは、常に渋滞を覚悟するようなエリア

であって、効果的な渋滞解消対策が求められる箇所だと思います。ぜひETCと熊坂インターチェンジの無料化、進めていただきたいと思います。

次に、中長期構想の道路整備で熱海大仁線の新町交差点の改良工事の計画もありますけれども、現在工事中の市道駅前柏久保線の修善寺南小学校前の三差路付近の工事の進捗とこの完成までのスケジュールについてお伺いします。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 現在施工中であります市道駅前柏久保線でございますが、令和7年度の完了を予定しております。令和6年度、来年度、かなり予算積まさせていただきます、今、駅前から南小に上がってくる歩道の改良に進みます。それで、令和7年度に最後、舗装をやって完了予定、こういう形になっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） さらに市道上船戸大仙1号線というんですか、市道駅前柏久保線の先ですが、こちらの拡幅もできれば、伊東修善寺線と熱海大仁線がつながって、結果的に修善寺駅周辺の渋滞解消の効果となるのではないかなと思います、構想の前段階でこの2つの市道拡幅工事は考えませんか、お聞きします。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 今、先ほどの質問にありました市道駅前柏久保線から南小のほうから交番のほうに下りる市道のことかと思えます。こちらについても今、県道の改良の計画をしている中で、具体的に言いますと、少し道路が交番寄りに動いてくる形じゃないかと考えております。そうなりますと、今の申し上げた市道については、付け根から少し改良の余地が出てきて、実際、線形を全部見直すと南小までつなげたほうがいいのではないかと、それと、市道駅前柏久保線、今、施工しているものについては、歩道の設置もしております。歩道の継続性、安全性も全部考えた上で歩道の設置も考えて改良はすべきではないかと今、考えておりますので、県道の事業の進捗に合わせて予備設計から始めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 恐らく過去にもこの拡幅については検討されて、事業費や工法的にいろいろ難しいということで事業化されなかったのではないかなと思います。今後も県道伊東修善寺線のボトルネック状態を解消するために、可能性を追求して事業が進むように期待しております。

続きまして、県道伊東修善寺線の課題は、1日に1万6,000台以上とも言われる交通量による渋滞、それからアスファルト舗装の改良、さらに歩道の整備などが長年の課題であると認識しております。大分先の話になりますけれども、もしこの基本構想が具体化してきて事

業に着手した場合、工事期間中はさらにひどい渋滞が発生すると予測されます。その際の工事  
中の渋滞対策は考えていますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 県道伊東修善寺線、事業とすれば県のほうが施工する形になりま  
す。この事業についての今、懸念されるような問題については、そのおのおのの工事期間、  
県のほうにしっかりと現状を申し上げ、対策は練ってもらうように進言していきたいと考  
えております。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 今現在も慢性的な渋滞に悩まされている箇所です。大分先のことで  
すが、今から対策を講じていただきたいと思います。

次に、県道修善寺天城湯ヶ島線ですが、新中学校の開校後は天城湯ヶ島方面からの通学バ  
スの運行も考えられると思います。現在、佐野区、梶山地区で工事が中断しております。雲  
金地区の狭隘部分の拡幅整備も含めて、現在の計画についてお聞きします。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 県道修善寺天城湯ヶ島線の佐野区、雲金工区については、ごみ処  
理場ができたときに県道の一定の改良は今年度終わる予定でありますが、次の構想、事業に  
着手のために、事業着手前制度にのるように今、活動を要望させていただいて、来年度秋に  
事業化のテーブルにのせられるような形で、動いているところです。現在、県のほうでは、  
概略の測量の予定を回覧で、配って、秋口から始め、もう測量は始めておりますね。10月を  
めどに説明会をする予定で、進捗されていると伺っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） この件については組合の議会では申し上げていますが、伊豆市  
議会の皆さんも、それから伊豆市の市民の皆さんも正しく御理解いただく必要があります。  
というのは、新しいごみ焼却場の施設は完成しましたが、この事業はまだ完了しておりませ  
ん。あのとき佐野の皆さんにお約束したのは、県道の改良だったんです。それは伊豆市と伊  
豆の国市が責任を持って進めますとお約束していることですから、その完了がない限りは、  
この事業はまだ完了していない。まだ伊豆市、伊豆の国市は、その責任を持っているとい  
うことですので、その事業のお約束の一環であるということこれから議員と、それから市民  
の皆さんにさらに御説明申し上げたいと思っています。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 部長に確認ですが、事業着手準備制度にのるように進めるというん  
ですが、着手制度に採択されたのではないのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 事業着手前制度の採択に向けてのテーブル、その位置づけとして、

位置づけられているので、今の検討の中で事業がこれから進んでもいいよという結果を踏まえて、改めて事業着手前制度の路線としての形になりますので、今、その最中ということ  
で理解していただければと思います。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 市長も答弁いただきましたけれども、佐野の区民からは、既にクリーンセンターいずは稼働しているのに本当に県道の拡幅工事が遅い、完成まで時間がかかっているという声しか聞こえてきません。さらに遅滞なく工事が進むように、県への要望を強く継続するようお願いいたします。

次に、④ですが、両部長の答弁のとおり、私も安全な動線の確保のために歩道の整備が大変重要であると思います。歩道があれば安全を100%担保できるものではありませんけれども、児童生徒の登下校時の安全対策としては、幅員の狭い箇所は歩道の整備を進め、バス停などのたまりは車と歩行者をしっかりと区分すべきだと思っております。具体的に歩道の整備として、どの辺りが一番必要だと考えていますか。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 歩道整備には、用地の問題ですとか道路計画とかいろいろ背後地の問題などがあって、なかなか長期的に時間がかかることと思えますけれども、今、考えていますのが県道伊東修善寺線の修善寺交番前の交差点付近から鮎見橋までの間、歩道は狭いんですけれども、歩道があります。ですから、その歩道の一部ない部分の歩道整備がまずは必要かなというふうに考えます。

それと、市道では市道狩野橋線、交番から加殿木工さんの横を通って加殿に行く道路なんですけれども、そこの狩野橋を越えて加殿に向かうところが特に今、必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 加殿木工さんの前ですよ、あそこも本当に狭いですよね。駅から少し距離がありますけれども、牧之郷地区からはクリエイト前の歩道整備も強い要望があることを伝えておきます。子供が多い牧之郷地区ですので、よろしくをお願いします。

新しい伊豆中学校においては、徒歩、自転車、バス、電車通学の距離規定はどのようになっているか、決まっているのかどうかお聞きします。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 通学距離につきましては、基本、現状と同様におおむね2キロまでは徒歩通学といたしまして、それ以上の場合はバスや電車の公共交通機関、また、自転車通学もできるように今、考えております。自転車につきましては、想定では4キロ程度までを今のところ想定しているんですが、それ以上の距離でも希望があったりルート  
の安全が確認できれば、自転車通学を可能とする調整も考えているんですけれども、いずれにしまして

も推奨ルートのようなものを設けて、そちらを通れるような格好で自転車通学のほうは考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 中学校の開校に向けて、保護者と通学方法や通学ルートの話合いがされていると聞いております。修善寺駅周辺の危険箇所は何か所ぐらいあって、具体的にそこはどのようなところがあるのかお聞きします。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 修善寺駅周辺の危険箇所につきましては、各小学校と大仁警察署、県の沼津土木事務所、庁内の関係各課で構成されます子供の移動経路安全推進会議というのがあります。通学路の安全点検というものを実施しております。これは小学校が対象なんですけれども、交通安全を語る会とか保護者の方と学校と関係者の方で危険箇所とか上げていただけるんですけれども、そこで基本的には整備とか改修を必要とする場所がメインとなりますけれども、今のところ10か所程度把握をしております。

以前は猫坂と言われていた階段の下の、階段が道路に出っ張っていて子供が急に飛び出すとか、そういうのがあったんですけれども、あそこは修善寺駅周辺整備で改良されました。あと、南小学校の入り口の交差点部分も今、工事していますけれども、あその交差点が分かりにくかったり、あと、スピードをどうしても出してくる車がいるということで、そちらもドットラインといいまして、車幅を狭く見せる塗装ですとか、現在はカラー舗装などがされていて、交差点を視認できるようになっております。

それと、大きな改良ができていないのが今、行っております市道駅前柏久保線ですか、猫坂と言われておりますあの道路の改良の2か所が要望で上がっておりますので、そちら建設部局のほうで今、改良工事を進めていただいているというような状況になります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） さらに今後、修善寺地区の小学校の再編が進んで修善寺中学校の跡地利用を検討する可能性もあると思います。私は、やはり③で質問した駅前柏久保線の拡幅工事の早期完了と上船戸大仙1号線の市道拡幅整備もできれば本当に進めてほしいなと思っております。

次に、中伊豆方面から新中学校への通学ルートとなる県道伊東修善寺線と市道小川遠藤橋線は、どちらも車道と歩道の区別がなく、徒歩や自転車通学は危険を伴うと思うんですが、どのような対策を練っていますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 議員おっしゃるとおり、市道小川遠藤橋線、なかなか道幅も狭くて危険な箇所が多いというふうに感じております。今年の6月末に実際に建設部の職員とか

学校教育課の職員で歩いたり、自転車を走らせて箇所での現地確認を行いました。その中で田んぼ側、農道、田んぼの中を走っています市道になるんですけども、あの道路の利用も有効ではないかというふうに考えたんですけども、照明等の明かりがないものですから、その辺の課題をどうクリアしていくか。農地がありますとなかなか害虫とかの問題がありますので、LEDですとかタイマー式ですとか、そういうものを導入して何とか使えないものかなというふうに今、考えております。

また、生徒さんにも非常に高輝度というんですか、明るいライトのほうをもし自転車通学される方がいれば、そういうものをつけていただいて安全確保を考えていきたいというふうに思っております。

また、今、なかなか先ほどの歩道の話じゃないんですけども、歩道、時間かかりますので、早急にできる対応としましては、加殿までしか引いていないグリーンベルトを田代まで延ばしたり、薄くなったところもまた引き直しなども考えているところでございます。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 教育部長の答弁のとおり、私も加殿地区においては、明るい昼間だったら農道を通学路にしてはどうかなというような意見を聞いております。

次に、⑤になります。

中長期構想の中で、南口は歩行者のみの空間としてにぎわいを創出できる空間としたいと考えていると伺いました。私も伊豆市を訪れる観光客が修善寺駅に降り立ったときに、期待感というかワクワク感を抱いてほしいなと思っております。例えばですけれども、箱根の玄関口である箱根湯本や熱海駅周辺は、いつも多くの観光客でにぎわっておりまして、活気に満ちております。今後、実現可能なものから進めていきたいとのことですが、にぎわい創出の最大のポイントはどのようなことを考えていますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 構想案の中で、今、議員おっしゃられたとおり、南口についてはできるだけ歩行者を中心という考えでおります。具体的には、先ほど市長もちょっと話されましたが、温泉場と駅前はちょっと離れている、こういうのが懸念されます。箱根や熱海とは状況がちょっと異なることはありますけれども、修善寺駅に降り立った観光客が温泉を味わえるような仕掛けづくり、それと、やはり地域住民や駅利用者、これら皆様の利便性もしっかりと考慮した上でにぎわいづくりはやっていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 私は、若者の移住定住施策を考えたときに、伊豆市は自然豊かで美しい景観を誇り、観光スポットも多くありますが、同時に多くの市民が集う居場所、特に多くの若者が集うような居場所づくりがポイントではないかと考えますが、その意見については

どう思いますか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 今、伊豆半島で一番V字回復の勢いが大きな熱海市を去年、1日ぐらい見て回ってきました。駅の周辺というのは、ほとんど外の方なんです。駅の周辺ではいろんな飲食店とかお土産物屋さんとかあります。ここ、大体地元ではない方々、そこから温泉街に入って巨大な資本の大きなホテル、旅館があるわけです。ほとんどの熱海の地元の方々が南熱海、多賀、網代辺りが地元の方々が営業されていると、全部元気なんですよ。だから、多賀、網代の辺りのもともと小さな旅館をされていた方がどんどんお客さんがいらして元気だから、熱海全体として元気なんです。

ところが、私たちの場合には、修善寺駅でなかなか貸していただけない。やっぱりここはさっき申し上げましたとおり、駅前というのは、その場所そのものが公共財、公共性の高い場所ですから、やはり地域全体の発展のためにお店なり土地なりを貸していただいて、ここなら商売やろうという方々がある程度自由にビジネスができるような御理解をいただきたいということと、それから、以前ラフォーレである総合商社の企業研修をしたときに感想を伺いましたら、こんなに修善寺駅がきれいなところだとは思わなかったと聞いて聞いたら、桜並木なんです。若い方々にとっては、駅から狩野川沿いの桜並木って何の距離感もないけれども、お店も座るところもない、西口広場もお店も出店もないと。

だったら、今、あるお店から出していただくなり、キッチンカーを並べるなり、やはり駅から少しウイングを広げて若い人たちが喜んで買ったり食べたり座ったりのような空間をつくってあげないと、ちょっと若い方々が集まる環境そのものができないかなという感じを持っております。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） ちょっと表現はよくないですが、30年、40年ぐらい前は不良のたまり場とってあまりよくないんですが、このような居場所も今、何もないんですね。伊豆市の子供たちを考えた場合に、自然体験と同時に市内にちょっと華やかな場所があることによって、学生時代の思い出づくりができ、より郷土愛が育まれるのではないかなと、そして、おいしいお店、おしゃれなお店が増えて修善寺駅周辺のにぎわいづくりができればなと考えています。

もっと言わせていただくと、よく市長が夢物語のように語りますが、市役所も同居する駅に複合ビルができて、そうすると伊豆市で唯一そこが商業施設ができて、魅力が出てくるのではないかなと思います。夢が実現するといいですね。

次に、⑥ですが、鉄道利用者の多くは修善寺駅周辺の市民だけではなく、市内には社会人や高校生など多くの方々が利用されております。今は基本構想の段階ですが、多くの市民に構想の内容を周知徹底してより多くの市民の声を聞くべきだと思いますが、そこはいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 今、構想をつくる段階のワークショップでは、地元の地区の方、それと観光商工、金融機関、あと交通機関の事業者の方、それと市の職員が入って意見を出し合ったところです。今、議員おっしゃったとおり、まちづくりに関しては長期にわたるかと思えます。幅広い皆様、特に社会人の方、あと高校生、今、言われた方などにも意見を言っただけの場を設けて、やはりまちづくりの主人公が誰なのかというところをもう少し皆様にも認識していただいて、自分がつくっていく、将来にわたってまちづくりはつくっていくという、そういう意識をできるような形で機運を盛り上げて事業は臨んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） この修善寺駅周辺まちづくり基本構想は未来志向の構想で、夢や期待感も広がります。我々も完成を見届けたいと思いますが、20年先を見据えた構想であり、とてもかなわぬ夢かなと思えます。

それでも、次の2件目でも触れますけれども、水道事業の課題と対策でも触れますけれども、まさにフューチャー・デザインによる都市が求められると思えます。我々もこの構想の完結を見届けられる可能性があるのは10年、せいぜい15年ぐらいかなと思えます。ぜひとも可能な限り計画の前倒しによって早期に完成することを心から期待しています。

2件目に移ります。

○議長（青木 靖君） はい、2問目の質問をしてください。

○6番（下山祥二君） 件名2、水道事業の課題とその対策。

本年7月13日、常任委員会の行政視察で岩手県矢巾町に行ってきました。視察目的は、「フューチャー・デザインによる水道料金の改定」という調査項目でした。矢巾町政策推進監兼未来戦略課長、同時に岩手県立大学客員准教授である吉岡律司氏から、——「の」をちよっとこれ削除してください。——吉岡律司氏から矢巾町の取組の詳細説明を聞き、改めて当市の水道事業の現状を市民や市内事業者の皆さんと共通認識を持ち、未来に向けて先延ばしにできない重いインフラ整備の改修に取り組むべきであると考え、次の質問をいたします。

①当市の水道事業の現状、特に水道管の維持管理及び経年劣化に伴う改修状況について伺います。

②今後20年、30年先を見据えた場合、当市の水道事業の進むべき方向性と、そのための課題と対策について伺います。

答弁を市長に求めます。

○議長（青木 靖君） ただいまの下山祥二議員の2問目、水道事業の課題とその対策についてに対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 水道事業は、伊豆市の将来において最も難しい、最も重要な課題の一つです。ただ、これ伊豆市だけではありませんけれども、路線バスも水道も人口が減れば値上げする、人口が減れば値上げする、御丁寧に説明して理解をいただいて値上げするだけでは、とてもとてもあるレベルからもう耐えられなくなりますから、特に水道は市がやっている公営企業ですので、どうしてほかの事業を合わせて財源を得られるのか相当考えてきましたけれども、まだ結論出ておりませんが、水だけ以外の何らかの収益を上げないと、とてもとても市民の負担を求めるだけでは耐えられないと。期間をと言いますけれども、申し訳ありませんが、まだ現時点では、私は結論に至っておりません。

具体的な御下問については、建設部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、建設部長。

○建設部長（大村俊之君） まず、①番の伊豆市の水道管の状況です。

令和4年度末の時点での総延長は約385キロとなり、そのうち布設から40年以上経過した一般的に老朽管と言われるものは全体の61%となり、約235キロでございます。改修状況でございますが、毎年約2キロの管路更新を行っている状況となっております。改修には既存管路の状況を踏まえた上で優先順位をつけた効果的な布設替えを進めております。

②番の将来を見据えた水道事業の方向性と課題と対策でございます。

人口減少社会の到来による収益の減少や施設の老朽化、近年の災害を踏まえた対策の在り方など、水道事業を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっております。

その対策としまして、令和4年度より現在の社会情勢を基に20年、30年先を見据えた伊豆市の水道の基本理念及び理想像を設定する新たな水道ビジョンの策定を進めており、また、本年度からはこのビジョンと並行し、今後10年間の健全な経営を持続させるための経営戦略の策定も進め検討しております。それぞれ、令和6年度の策定完了予定としており、課題解決に向けた対策を設定するものとしております。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） 質問の2件目については、波多野委員長の行政視察報告にもありましたが、先月の岩手県矢巾町の行政視察で学んだことを参考に当市の水道事業の概要について質問いたします。

一昨日の監査委員の令和4年度決算報告、決算審査の意見書は、今後とも水道事業安定のため、効率的な事業運営に努め、計画的な施設の更新、耐震整備を引き続き進められたいと結ばれていました。

多くの市民は行政が安心・安全でおいしい水を安く供給するのは当たり前であり、老朽化した管路の更新は今はお金がかかるので、最低限できる範囲でいいと考えていると思います。当局はどのように捉えていますか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 今、議員がおっしゃられた市民の認識については、私も一市民と考えれば、水は出て当たり前、先ほどは道路の話がありましたけれども、道路もインフラについては、安全で安心なものが当たり前という認識については、そのとおりかと思っております。ただインフラについては、やはり高度経済成長期に大量に整備されたものが同時に老朽化が進んでおり、更新時期については一気にやってくる、こういう認識でおります。これらについても皆様への認識がされていないということについては、私どももしっかりと皆様に認識してもらうような啓発の活動はしていかなければならないと思いますので、それについてはしっかり分かるように説明はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 一般的に市民はふだん使っている水に対しては、蛇口から出てきた水に対してはカルキ臭いとか、砂が混じっているとか濁っているとか。水道代が高いなどの関心を持つが、何事もなければその先のことはふだん意識していないと。行政視察の座学で聞き、改めて自分も含めて全くそのとおりだと考えさせられました。

伊豆市の市民の多くは老朽化した管路の浄水施設などについて、どの程度問題意識を持っていると想定していますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 先ほど申し上げたお答えと重複するかと思います。水が出て当たり前というところの中の先の老朽化している現実、それについてやはり皆さん知らないことが多いかと思います。やはりここについては改めて皆さんにも認識してもらい、この課題解決に向けた取組についても皆様と一緒にやっていければと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） それでは、少し伊豆市の現状についてお聞きします。

市内の水道管は385キロになると伺いました。これは伊豆市から大体東は福島まで、西は京都までの距離に匹敵するほどの長距離の管路の維持が行われていることになります。

市内全域の管路は、どのような材質が使われているかお伺いします。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 管路の材質でございますが、主に塩化ビニール管、それとポリエチレン管などがございます。あと铸铁管、それと鋼管、あと一部ですが、まだ石綿管が少し残っている状態となっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 一部だけでも、石綿管も残っているということですね。いまだに石

綿管があるというのはちょっと驚きましたけれども、次に老朽管と言われるのが235キロあり、毎年2キロの更新を行っているという回答でしたけれども、布設替えの優先順位はどのように進めているのか、工事はどのように進めているのかお伺いします。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 優先順位については、漏水事故の多い路線、管が当時どういう形で入っていたか分からないですけれども、やはりそういう傾向を基に優先順位はつけております。それと、先ほど管の材質の話がありましたが、特に耐震性のない硬質塩化ビニール管、それと石綿管を優先的に布設替えをしております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） それでは、市内の浄水施設は何か所あって、それぞれの現状についてお伺いします。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 浄水場の数でございますが、市内では27か所、ちょっとちゃんとした数字でございませぬが、約30か所以下少し足りないぐらいあります。更新時期等については、やはりもう50年ぐらい過ぎているものがありますので、更新時期がもうじきやってくるような状態となっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） それでは、今後市内全域で老朽化した管路の更新や施設の改修を進めていくためには、一体どれだけの期間を要して現状でざっくりと予測すると事業費はどのぐらいかかるのかお伺いします。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 管路の更新、あと施設の更新、それぞれちょっと単価は違いますが、全部平均して申し上げますと、今やっている更新については毎年約2キロ、これを2億円程度かけてやっております。1キロ1億円という形になります。先ほど申し上げた385キロ全長ありますので、そのまま385を掛ければ金額的には出ます。実際これを例えば40年で割り戻すと大体1年間で10億円程度やっていかなければならないという計算上にはなっておりますが、実際にそこまでの財政的な負担については、なかなかそうはいかないところもありますので、今後これらをどう進めていくかというのは課題となっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 予想どおり非常に重いインフラ整備だということで再確認できました。次に、最後になりますが、②に移ります。

人口減少による収益の減少、施設の老朽化、技術職の不足、さらに大規模災害に備えた対

策などを考慮すると、当市の水道事業は大変厳しい状況であると理解しました。

伊豆市の水道料金は、近隣の自治体と比較した場合、どのようになっていますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 令和5年4月に発行されています静岡県の水道の現状というものがあります。令和3年度のデータになりますが、1か月当たり比較する単位になりますが、20立米当たりの水道料金のお話になります。伊豆市については2,595円、隣の伊豆の国市では1,584円となり、一方、令和2年度の全国平均のお話になりますが、3,306円となります。伊豆市の料金とすれば全国平均からは下回っておりますが、近隣市町、今伊豆の国市のお話をしましたが、清水町、小山町近隣の市町については伊豆市よりかなり安い金額となっておりますので、近隣市町と比較しますとちょっと高くはなっていますが、全国平均よりは安くなっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） よく分かりました。

近隣市町よりは高いけれども、伊豆半島全域が水が豊富ということでお伺いしておりますが、全国平均よりは安い。ただ多くの市民からは伊豆市の水道料金は高いという意見をお聞きします。当局にもそのような意見があるのか。あった場合、どのように答えているのかお聞きします。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 高いという御意見については伺うことはございます。ただ説明の中で、先ほど申し上げた管路の更新やほかの費用がかかることは説明に付け添えさせていただいております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 今月号の広報の差し込みにも、伊豆市水道事業審議会委員の募集チラシが入っていました。伊豆市水道ビジョンや伊豆市水道事業経営戦略の計画の作成に幅広い市民の意見を反映していくというようなことですが、募集人員は若干名、書類選考となっていました。

水道ビジョン策定の前からこの多くの市民の声を聞く、意見を聞く予定はありませんか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 審議会の募集は、今議員おっしゃったとおり出しているところがございます。審議会については水道利用者、学識経験者、もろもろ約20人以内を考えております。しかしながら、今議員おっしゃったように、皆様への周知ということもありまして幅広い意見についても、関心を持っていただくようなことも考え、仕掛けづくりについては必要と考え、募集をもう少しやり方を考え直していきたいとは考えております。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） ①で質問した市長が今後の事業費はいまだたどり着かないということですが、今後、この事業費については、どのように捻出していくつもりかお聞きします。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 水道が高いということは私が市長になった頃から耳にしてきました。こんなに水がたくさんあるのに何で高いと言われるんですが、やっぱり産業の多い富士市、沼津市、それから伊豆の国市なんかで大量に水を使う企業があるところとないところと、残念ながら異なっているし、水道管400キロもあるという話です。私が最初考えたのはこれだったんです。500ccで100円ですから、伊豆市の水は1トン100円なのでこれ2000倍するわけです。伊豆市でミネラルウォーターやったら2000倍もうかるなと思ったら、よく調べたらこれ大半がペットボトルの料金で、水は幾らもないので、これを売ったところで水は幾らにもならないということでした。

それから、その次にさんざん調べたのが小水力発電、もうこれもいろんな企業に来てもらって調べていただきましたけれども、残念ながらまだ事業化できていません。ただ市民の皆さんに水を売る。観光客に水を使ってもらうだけでは間違いなく水道料金どんどん高くなっていきますので、何か新たな産業、産業というか収益事業を併せつけないともたなくなると思っています。引き続き、これからも水道のインフラを使ってどのような収益事業ができるか検討をさせていただきたいと思います。現時点で私以外のもし案があればもう一度建設部長から答弁をさせます。

〔「ないです」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） あと45秒ですので、まとめてください。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 45秒ですので、ちょっと早口で言って進めます。

矢巾町の視察で最も感心したのは、水道サポーターのワークショップを重ね、参加されていた市民のほうから料金改定の提案があったことです。

今後、伊豆市でも料金改定も検討することになると思いますが、審議会の答申により行政から議会に上程した場合には、現状を認識されていない市民からは必ず反対の声が上がることと思います。私は矢巾町の完全コピーでもよいと思います。吉岡博士を伊豆市に招いて直接話を聞くとか、上下水道課の職員の皆さんが矢巾町に行政視察に行くことを強く勧めたいと思います。

水道ビジョンの策定や経営戦略計画も大切ですが、当市の水道事業は既に今後30年、40年先まで安全・安心な水を供給できるように改良整備済みで将来にわたって子や孫の世代に負の財産を残さない健全経営であると市内外に発信できることがベストだと考えます。待たなしです。

今後とも健全経営の水道事業を他の自治体に先駆けて推進することを要望して、私の一般

質問を終わります。

○議長（青木 靖君） これで下山祥二議員の質問を終了します。

ここで10時55分まで休憩します。10時55分に再開します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時56分

○議長（青木 靖君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

一般質問を続けます。

◇ 永岡康司君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号15番、永岡康司議員。

〔15番 永岡康司君登壇〕

○15番（永岡康司君） 15番、永岡康司でございます。

通告に従いまして一般質問を分割でお願いいたします。

答弁を市長に求めます。

1番、ソーラー発電事業計画と訴訟について。

令和3年9月議会において、伊豆市八木沢西浜区ソーラー発電事業計画について質問しました。当時の当局の説明と質疑を再確認しながら質問したいと思います。

現在、八木沢西浜区の一部を囲むようにソーラー発電施設の設置が計画されています。

令和2年9月から令和4年4月までの間、4回の説明会を開催しましたが、事業者の説明に到底理解することはできませんでした。西浜区の役員は、このことから「伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」第8条の手續に関して訴えられ、多額の弁護士費用もかかります。私は、このような不条理が許されるとは思いません。

ここで、この条例について、次の質問をいたします。

①この条例の制定の目的を確認します。

②この条例の第8条、事業者は事業に着手しようとする60日前までに（1）から（9）までの事業を届け出て、市長の同意を得なければならないとなっておりますが、この（1）から（9）までの全て必要なか確認いたします。

③、この条例の小規模な太陽光発電は不同意の対象にならない。その意味を教えてください。

④不同意の対象とならないとは、何を意味するのですか。

⑤、小規模な太陽光発電は、不同意の対象になっても条例第8条は必要ですか。

⑥、この条例の法的効力と法的規制はありますか。

⑦、不同意の対象とならないのに、同意しないことで住民を起訴することはできますか。

⑧、この条例とFIT法との関連をお聞きします。

なお、この問題は係争中のことであり、差し障りがある質問であれば答弁は結構です。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（青木 靖君） ただいまの永岡康司議員の1問目、ソーラー発電事業計画と訴訟についてに対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） この太陽光発電については、全国市長会をはじめ、いろいろな広域の会議で大変話題になっておりまして、強い危惧を抱いています。この世界に誇る美しい地方の自然を切り刻んで、なぜそれが持続可能な国づくりなのか全く分かりませんし、それからもうけるだけもうけて事業を停止した後、計画倒産してそのまま私たちの山にソーラーパネルが残ってしまったら一体どうなるんだと。何度も何度も質問しているんですけども、どちらかというやはり推進する機運が強いという感じがしています。

具体的に私質問したんですけども、去年の7月から太陽光発電事業者から撤去費用を積み立てさせることにはなっているんですが、稼働開始、既に始まっているところから20年、ですから去年から取り始めて十分に積み上がらないわけです。それで残されたらどうするんですかという質問に対して担当の市長は、最後は行政代執行でしょうねとおっしゃるので、国がやるんですねと聞いたら、国はやりませんとおっしゃるんです。そうすると、私たちが税金を使ってやることになるんでしょうか。

こういう状況の中で、伊豆市の中の事業計画を見ている、これならぜひという案件はほとんどない。ほとんど見たことはないというのが現状なので、議員と同様に私は大変強い危機感を抱いております。

個々の御下問については建設部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、建設部長。

○建設部長（大村俊之君） それでは、私のほうから①番から⑧番についてお答えをいたします。

まず、①番の条例の制定の目的でございます。

この条例は、伊豆市における景観や自然環境、市民の生活環境を保全しつつ太陽光などの再生可能エネルギー発電の利用との調和を図るために、再生可能エネルギーの設置に関し必要な事項を規定し、もって自然環境と発電施設の共存を図り地域を発展させることを目的としております。

②番の届出についてでございます。

届出については、第8条の（1）から（9）までの項目全てが整ってから受理することとなっております。

③番の小規模な太陽光発電は、不同意の対象とならない、その意味はでございます。

条例第6条に示す適用事業が対象であり、発電出力が10キロワット未満の事業で、事業区域の面積が1,000平米未満、道路景観軸の道路中心線から両側1キロ以内にあるものについては、500平米未満の小規模な太陽光発電は、隣接した地権者の現状の土地利用や居住環境に影響を及ぼすことが少ないことから、条例が適用されないものとなります。

④番の不同意の対象とならないとの意味ですが、事業区域の全部または一部が抑制区域内に位置する場合は、原則として、その事業について同意しないものとしております。景観や自然環境の保全、自然災害等に影響の少ない規模の事業として、太陽電池モジュールの総面積が1万2,000平米以下のものについても、ほかの法令に照らし同意するものとしております。

⑤番の条例第8条は必要かについてです。

③番でお答えしたとおりの適用事業が対象となり、対象であれば第8条の届出は必要となります。

⑥番、条例による規制の効力についてでございますが、先ほど申し上げたとおり、本条例は、再生可能エネルギー発電事業の規制を目的としたものではなく、環境の保全と再生エネルギーの利用との調和を図ることを目的としていることから、条例では規制に付随した罰則規定もございません。本条例は許認可制でなく、届出制となっており、届出に必要な書面が要件を満たしていれば受理することとなっております。

⑦番起訴については、一般的に一方の相手方が不当に権利を侵害されていると判断されれば訴えを提起することは可能であると思われまます。

最後です。この条例とFIT法との関連です。

事業者が太陽光発電を行うに当たっては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法FIT法による事業の許認可が必要となります。条例の届出については、FIT法に準じ必要な要件を定めております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

永岡康司議員。

○15番（永岡康司君） ありがとうございます。一つ一つ確認させていただきます。

最初のこの条例についての目的ということ聞きしましたんですけれども、今説明いただきましてありがとうございます。その中で、一番うたっているのが市民の安全・安心及び地域社会の発展に寄与するというところで、やっぱり一番最初に一番住民が大事でありますよ、安全・安心が大事ですよということをうたっているのを頭に置きながら質問していきたいと思っております。

伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例、この条例の8条1号から9号まで必要であるということは今の建設部長の答弁でも分かりました。ただ、この中の5号の地元自治会等への説明に関わる報告書、または6号の近隣関係者への説明に係

る報告書ですけれども、自治会等と書いてあるんですけれども、この「等」という意味をどう捉えているのか教えていただきたいと思います。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 5号に地元自治会等への説明に関する報告書と記載があります。ここの地元自治会等というのは、報告書の様式に、できれば自治会の区長がよろしいんですけれども、区長の報告を求めているところがございます。ただし、区長という限定はされていませんので、地元自治会への説明会がなされたことの報告がこちらとしては必要となりますので、その報告ができているかどうかの確認として記載を求めているところがございます。以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） 再度伺いますけれども、その自治会等と書いてあるのは区長であるということでもなくてもほかの地区の方たちの副区長か誰か分かりませんが、そういう人たちの同意があれば受理されるということでもよろしいんですか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） できればやはり地元自治会区長が代表になるかと、その記載が一番望むところなんですけれども、ここの部分については、区長という記載がございませんので、説明を受けた代表の方への報告がなされれば受理することとしております。以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） 確かにこの自治会等と書いてあって、それを意味するものが区長であるということは区長としては大変な責任を負うという形ですから、こういう自分たちの住民の住居の周りに太陽光発電が来るということは賛成もあるでしょうし、反対もあると。その説明会を開催して納得しなければやっぱり、同意報告書の受理というのはできないと思うんですよね。それによって、事業者も大分不満を持っているということなんですけれども、やっぱり区長となればその責任を大分負わなければならない。ですから、報告がなされないということでもあります。

先ほどの質問の中に、不同意の対象とはならない、何を意味するものかということを書いてあるんですけれども、小規模の太陽光発電は発電能力10キロワット未満で、事業区域が1,000平米未満の場合は不同意の対象となっていない。それでこれは小規模な太陽光発電は自然環境や景観に与える影響が少なく、周辺住民への影響が軽微であるためということではない。要するに、事業者は同意を得なくてもこれはいいですよということの解釈でよろしいでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 条例に記載してあります適用事業のところ、やはり1,000平米未満、一部は500平米未満が条例の対象となりますので、これ以下のものについては、条例

の対象にならないという理解でよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） この太陽光発電ですけれども、隣接した地権者の現状の土地や居住環境に影響を及ぼすことがないことが前提条件になっていると思っているんですけれども、この地域は海拔ゼロメートル地帯で、周辺住民に与える影響はものすごく大きいと思っている。軽微なものではない、大きいものと思っております。大潮や台風、集中豪雨では床下浸水の可能性が非常に多く、何回かそのようなことが起きております。

ですから、この説明会において、ゼロメートル地帯にこの太陽光発電を造るのはいかかなものかということで再三再四説明を求めているんですけれども、事業者としては説明がなされていないので、やっぱりその区長としては幾ら報告会を開いたとしても納得できないものについては判こを押せないという事実があるんですけれども、この報告が出せないということで今悩んでいるし、連合区のほうもこの問題には一切関知しないと、連合区としては。そうすると、連合区もこの5号6号のほうも印鑑、報告書が出ないということになると（1）から（9）までの書類が整わなくなるということは、当然伊豆市としても書類が受理できないということの確認でよろしいでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 届出については、先ほどから申し上げているとおり、8条のほうで（1）から（9）までの書面が整わないと届出は受理しておりません。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） 連合区のほうは地権者の意見もあるし住民の意見もある。両方絡んでいるので、判断できないということで一切関知しないと断言していますが、あくまでもやっぱりこれは6号の項目については必要ですか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 届出については、先ほどから申し上げているとおり、書面が整わないと届出は受理しません。ただ、議員が今おっしゃっているとおり、地元とのお話ということはありません。第4条に、事業者の責務ということで、利害関係者と良好な関係を保持することに努めなければならない。それと利害関係者、地元の方の理解が得られるようできる限りの対応をするよう努めなければならないと、こういう記載もあります。

当局とすれば、ここをしっかりとやった上で第5号の地元の報告書というものは届出が出ると思っておりますので、こちらについても、地元が納得していない中で、そういうものは受け取れない。もちろん記載ができないという判断になっているかと思えます。ただ、事業者の責務として、しっかりと地元の利害関係者への説明をなささいということも記載してありますので、私どももここは条例に従いやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） ちょっと市長にお聞きしますけれども、この西浜区の地区はゼロメートル地帯なんですよ。もう御存じだと思いますけれども、大潮とか台風とか集中豪雨が来ると、もうあそこの魚屋さんはいつも床下浸水になってきていつも危険な状態にある。本当は地元として要望するのは、本当に魚屋さんにちょっと床を上げてほしいんですけれども、そこまではいかない。いつもそのような危険な状態にある中で、その太陽光発電をしようとしている。そこら辺の市長の考え、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 本件の危険性は私としても承知しております。したがって、本来であれば、条例で規制をかけたいくらい個人的には思いますけれども、遡り遡及は多分適用できないと思いますので、地元の皆さんと事業者との間で今どういう状況になっているか私掌握しておりませんが、何とかうまく解決できないかなと思います。

ただ、これまでの対応を報告を受けておりますと、あるいは地元の皆さんから伺うと、やはりこういう事業を起こすと、地元の皆さんとの信頼感がないまま、だから私さっき申し上げたような不信感が出てくるわけですね。将来ちゃんと片づけてくれるのだろうか。その辺やはり事業者さんの対応が地元の信頼感を得られないようなものであれば、やはり市民の代表である市長としては望ましくないという感じは持っております。ただ法的対応が難しいというのはそのとおりでございます。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） ありがとうございます。

この条例によって大分解釈は変わってくると思うので、それによってまたFITのほうの受け方も変わってくると思うんですけれども、まず、この先ほどもちょっと建設部長のほうで答弁いただいたんですけれども、この条例の法的効力と法的規制、それをもう一度確認したいと思いますけれども、お願いします。

○議長（青木 靖君） 確認ということで、建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 先ほどの答弁と重なりますが、条例では規制に付随した罰則規定などございません。もともとFITによる事業認定がされている中で、罰則規定というものを設定することはできないこととなっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） 法的規制、法的拘束、この関係なんですけれども、この条例については、法的効力については環境保全に関する配慮を義務づけていますし、法的規制については自然環境に配慮すること、住民の安心・安全を守りかつ自然環境に配慮することということで、この条例については拘束力はないと解釈していいですね。この条例だけではないと解

積してもいいんですね。

○議長（青木 靖君） 再度、建設部長。

○建設部長（大村俊之君） ちょっと補足になりますけれども、太陽光発電を実際にやるとなると、ほかの法令も抵触する可能性が十分にありますので、条例自体では縛ることはできないですけれども、ほかの事業を進めていく中で、ほかの法令にかかっていけばそちらでまた審議が行われるという形になります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） この5号、6号の報告事項の確認という書類があるんですけれども、これが出されないということで業者は大変不満を持っていて、この件に関して出さないということに対して西浜区の区長宛てに個人に訴状が届いて訴えています。

先ほど、同意しないことを訴えられるかということを確認しているんですけれども、同意しないことで起訴されるということは分かりましたんですけれども、この訴状を読むと、ちょっと読ませていただきますけれども、本件に関して主文第1項記載の事実、要するに説明会が確認されれば、本件各土地における太陽光発電事業の実施が可能となることが伊豆市からの公式な回答として事業者、要するに原告に提示されており、被告が、要するに西浜区長が本件各文書に署名押印をしなかったとしても原告は本件各土地において太陽光発電事業を実施することは可能となったことから、原告被告間の紛争の抜本的解決に資することが明らかになったと記載しています。

ここに今訴状があるんですけれども、この一部を抜粋して読ませていただいたんですけれども、要するに、伊豆市は説明会の開催が確認されれば、自署押印がなくても事業は可能ですよという公式な回答を出している。ですから、裁判によって訴えて勝てば、これは押印がなくても事業はできるという解釈でよろしいですか。

○議長（青木 靖君） 答弁できますか。

建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 今の個々の御下問についてはコメントは差し控えたいと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員から最初に可能な範囲でということでしたが、法務等を担当する部署から可能な範囲があれば答弁を求めますが、説明があるそうですから。

総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 今、永岡議員が読まれた訴状というのを私も今初めてお伺いしたといいますか、聞きましたけれども、基本原告と被告という間柄がそれぞれが民間個人という間柄でございますので、市としてこの訴訟の中身について、何かコメントを出すということは先ほど建設部長が答えたとおり、ちょっとそこは差し控えさせていただくという意味で建設部長は答えたものでございますので、そこは補足として説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） 了解しました。今係争中であるので、大事なところだと思うので、それは結構です。

ただ、事前に事業者から通知書というのが来るんですけども、裁判で訴えますよという事前の通知書というのがあるんですけども、この裁判の対象者は誰ですかと聞いたら、伊豆市に確認したところ、本件書面に署名押印をいただく必要のある対象者は貴殿であるとの明確な回答がありましたということは、貴殿ということは区長であるということの明確な回答が伊豆市からもあったということで、当時、令和4年度の西浜区長が訴えられた。

要するに、市としては訴える人は西浜区長ですよということを言ったように私は捉えているんですけども、そこら辺はいかがですか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 個々のものについては、お答えできませんが、先ほどから申し上げているとおり、条例第8条の届出の第5号、地元等への説明に係る報告書は先ほども申し上げたとおりなんですけれども、区長が一番望ましいところなんですけれども、ほかの方でも代表となる方の捺印記載があれば、ここについては受理の対象となるとは考えております。以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） はい分かりました。

答弁大分苦しくなるかと思うんですけども、私もこれ地元ですので、やっぱりこれ市の考えを聞いておかないとまたその西浜区長さんにも説明もできないし、私も議員としての責任もあるのであえてここで聞きにくいことも聞いているわけなんです。

確かにこの訴状を見ますと、数百万円という慰謝料を求めています。要するに許可を受けてから今までの逸失利益は数千万円ありますよと。その何分の一かを払いなさいと。それは区長ではなくて、個人に言っていることなんです。要するに、西浜区の区長じゃなくて個人を相手取って訴訟を起こしているわけなんです。西浜区の区長は大分悩んでいますけれども、裁判を受けて立たないことには、この数百万円のお金を払わなければならないのを覚悟して弁護士を立てて自分からお金を払って今数十万円の弁護士費用を払って係争しているわけなんですけれども、自治会長にそれだけの責任を負わせるというのはいかがなものかと僕は思うんですけども、市長、そこら辺どのように思いますか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これ逃げるわけではないんですが、議場で取り上げられることは多分我々行政執行部側で答えられないのではないかと。実は私以前、自分が当事者になって、そして伊豆市長としての菊地豊に対する訴訟、誹謗中傷等の判決文をフェイスブックに上げたことがあるんです。違法なんだそうです、私が当事者でも。したがって、今回当事者がここ

にいない中で、その訴訟に関する議論というのは多分取り上げられないのでは、法的にですよ、あくまでも。したがって、我々行政側としても答えようがないというのが現時点での私の認識でございます。

○議長（青木 靖君） いいですか。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） 分かりました。

これ質問している本人も苦しいんです、実は。もう再三再四前回の質問のときもそうでしたけれども、もう裁判沙汰になる相手方もこの問答を聞いていると思うので、相手も参考になる場合もあるので、聞きにくいところもあるんですけども、やっぱり聞いておかないことには私の議員としての地元に対する貢献ができない。ですから、あえて確認をさせてもらっていますけれども、これ区長が訴えられていることに対しては八木沢連合区、それから小下田連合区も大分心配してしまして、区長が訴えられている、それも個人だと。ましてや数百万円の慰謝料を求めているんだということになると、次、西浜区の区長はもう成り手がないんです。要するに、八木沢連合区のほうの区長ももうこんなことは触ってられないからやられてられないよと。隣の小下田地区も八木沢は今大変なことになっているなど、大変ですよと心配をしてくれている。そうすると、もう区長としての義務が果たせなくなるんですよ。

何を言いたいかと、個人が訴えられているということに対する危機感を僕は懸念している。そこら辺は市としても訴えられたことに対して関知しないじゃなくて、民民だから伊豆市は関知しないんじゃないじゃなくて、民民の民のほうの地元の住民の安心・安全を守るために、もっともっと支援していただければと思うんですけども、市長どう思いますか。

○議長（青木 靖君） 答弁できますか。

市長。

○市長（菊地 豊君） やはり我々としては同じことを繰り返さなければいけない。個人の方の苦しいことはもちろんそれ否定するわけではありませんけれども、こういうプライベートなことで、かつここに公人である市長、議員の中に当事者がいないことについて行政官の立場で申し訳ないんですけども、やっぱり答弁することができないだろうと思います。

○議長（青木 靖君） 永岡康司議員。

○15番（永岡康司君） これは都市計画課のほうの方にも聞きましたんですけども、あくまでも民民の話ですから。伊豆市としては、平等ですよ、イコールですよと、どちらにも肩を持つことはないということは聞いておりましたので、分かりましたけれども、これ極端な話ですけども、敗訴した場合、被告が要するに敗訴しても被告はあくまでも押印を拒否した場合でも伊豆市としては、この発電事業の事業をすることは可能ですか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 先ほどから何回も申し上げているとおり、やはり8条の届出がなされないで条例の中では同意不同意の対象、受理すれば書面が整うので同意する形になって

いくかと思いますが、それらが整わないと条例の中では不同意の形となるかと思いますが、  
以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） 先ほど、区長とこの確認書というのが先に裁判訴えますよと。裁判前に通知書の中では、本件書面に代わる判決によって本事業を実施することも伊豆市は可能ですと、伊豆市は確認済だということが文書になっているんですね。要するに裁判で勝てば、この合意がなくてもできるということを確認されているということを書いて、書面でちゃんと本人に渡されてきていますし、書面でもそのようなことを言っている。

要するに、あくまでも報告会を開いたよという確認があれば、5項6項がなくても事業ができる。それをこの事業者はあくまでも貫いているんですよ。でも、この訴状の後半へいくと、どうしてもやっぱり判こがなければ駄目ですよと。二重の質問を訴状の中には書いているので、そこに矛盾はあるんですけども、やはり訴状の中では勝てば合意がなくてもできる。じゃ、勝ったらその一万円、一万円とはすみません。金額はちょっと訂正してください。数百万円の費用を支払わなければならないということになると、個人としては大変な問題になるんだなと。じゃ、西浜区のほうで持つかといったら西浜区もそんなにお金はないし、連合区はあるかもしれませんが、大変なものがかかってくるなどって僕は心配をしているんですけども、その当時の区長さんも今本当に悩んでいるんですけども、係争中なのでどうしようもない。

どうして解決させたらいいのかなというのは、これは裁判に勝つしかない。勝つしかないということは、今度は逆に提訴して慰謝料をもらうのかという話になってくると思うんですけども、非常にこの質問を取り上げたんですけども、何かしらこの質問をしないことには西浜区の区長がちょっと大分ストレスも重なっていますし、自分の事業も思うようになっていないのが実情ですし、家族全員が今悩んでいる。こんな状態を見ていると、この8条、押印をするかしないかだけによって家族が悩んでいることに対しては僕も苦慮しているところなんです。そこら辺は分かっていたらありがたいと思います。

最後になりますけれども、この条例FIT法との関連を教えてくださいと言いましたけれども、おととの答弁では事業者が太陽光発電を行うに当たっては、FIT法による事業の許認可が必要となります。要するに、この条例が受理されてFIT法に提出されれば、このFITでは受け付ける。そうすると許認可ができるということになっています。この条例の主はFIT法の手続において必要な要件となっている。要するにFIT法をFITで許可するには、伊豆市のこの条例の（1）から（9）までの書類が全部整っていれば、そして市長の同意があればこれはFITは許可しますよということを書いてあると思うんですけども、要するに間接的には伊豆市のこの条例がなければFITでも受け付けられないという解釈でよろしいですか、建設部長。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） F I T法と市の条例については、関連性はもちろんございますが、F I T法で市の条例が通らないからといって事業認定がされないということはないと思います。逆にうちの条例の受け付けをする際に、F I T法の事業認定がされているかどうかということを確認する形になりますので、双方はお互いに相関関係にはなっていないところがありますけれども、市のほうの条例の届出の中では、F I T法の認定がされているのを確認した上でなりますので、今議員おっしゃった順番とはちょっと逆の形かと思いますので、そこはまた確認しておいていただければと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） じゃ、2番に移ります。

○議長（青木 靖君） それでは、1問目の質問を終わります。

次に、永岡康司議員の2問目、大規模自然災害発生時の対応についての質問をしてください。

○15番（永岡康司君） 2番、大規模自然災害発生時の対応について。

日本の国土は、地質、地層等の面で極めて厳しい条件下にあります。全国土の約7割を山地、丘陵地で占めており、世界の主要河川と比べ、標高に対して河口からの距離が短く急勾配であり、降った雨は山から海へと一気に流下する。

このような条件下で、梅雨時や台風時により大雨、近年は自然災害が激甚化傾向であり、大規模な被害により長時間の停電が発生し、停電復旧までの間、事業を継続するための備え、要するにBCPが重要となっています。

BCP、事業継続計画とは、企業が自然災害や経年劣化による受変電設備の不測の事態が発生しても、製品やサービスの供給責任を果たすため、重要な事業の継続、または中断しても早期に復旧するための備えを示した計画のことです。

伊豆市としても事業継続対策はできていると思いますが、確認のため伺います。

①番、停電時の本庁と支所の情報交換の対策は取られていますか。

②番、新たな防災公園の長期停電時の対策は。

③番、各公共施設に、太陽光発電パネルの設置計画は。一つ訂正をお願いします。この例として、庁舎・学校・避難施設・障がい者施設と書いてありますけれども、この障がい者施設をちょっと消していただければと思います。

③番、各公共施設に太陽光発電パネルの設置計画は。例えば、庁舎、学校、避難施設等。

④番、焼却場施設の発電システムの災害時の使用マニュアルはありますか。よろしく願いします。

○議長（青木 靖君） ただいまの永岡康司議員の2問目の質問、大規模自然災害発生時の対応についてに対し答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 御承知のとおり、伊豆市では伊豆の国市と新たに建設したごみ焼却施設で発電もできますが、そのほかの施設においても大切な場所には緊急発電用の施設を備えております。こういったときにやはり例えば緊急発電の原料を軽油にしておくとか、軽油にしておくトラック協会の皆さんの御支援を得たときに、トラックって巨大な軽油のタンクがあるわけですね。ですから、そうやって1つの事業ではなくて、いろんなシステムチックに組み合わせることによって、やっぱり社会インフラが動かないときの対応ということができますので、個々個別に考えるよりも全体としてしっかり体制を取っていくというのが大事なんだろうと思います。

個々の御下問については、危機管理監に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 次に、教育長。

〔教育長 鈴木洋一君登壇〕

○教育長（鈴木洋一君） 御質問の③の学校施設につきましては、教育部長に答弁させます。

○議長（青木 靖君） 続いて、危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） それでは、①番から④番までお答えさせていただきます。

停電時におけます本庁災害対策本部と各支所間の通信手段でございますが、県と4か所で運用しています無線中継局を利用したデジタル移動系防災行政無線による方法。

それから2つ目といたしまして、携帯電話のデータ回線を用いて通信を行うIP無線による方法。

3つ目といたしまして、衛星回線を利用する衛星携帯電話による3つの方法で対応をすることとしております。

②でございます。

（仮称）日向公園内に整備予定の防災倉庫棟の敷地内には、自家用発電機を設置し、防災倉庫棟をはじめ、公園管理棟、新中学校体育館へ電気を供給できるようたがいま設計を進めております。

それから、③番でございます。

公共施設への太陽光パネルの設置計画ですが、現在、庁舎をはじめとした既存の公共施設への太陽光発電パネル設置の具体的な計画はなく、新たに整備します新リサイクルセンター事務所棟の屋根には発電規模40キロワットの太陽光パネルを、（仮称）日向公園の防災倉庫棟につきましては、20キロワットの太陽光パネルをそれぞれ設置する計画となっております。

④でございます。

新ごみ焼却施設の発電システムの災害時における対応についてですが、まず優先されるごみ焼却施設の運転再開については、施設の安全確認と業務再開に向けた確認作業をマニュアルに基づいて行うこととなっております。停電時等において運転が止まった場合には、非常用発電装置により運転を再開することとなっており、その後は焼却施設の発電により施設の電力を賄うこととなっております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 私のほうからは学校施設と公共施設の中でも社会教育施設がございまして、その2つについてお答えさせていただきます。

太陽光発電パネルの設置についてですが、既存施設では電力供給用ではありませんが、中伊豆中学校の体育館のみに設置しております。また、現在建設中の新中学校では、一部の照明を賄える程度の太陽光発電パネルを設置する計画となっております。両校とも非常時には非常用発電機での発電がメインとなりまして、中伊豆中学校は体育館に、新中学校は体育館や職員室、家庭科室などに一定規模の電力を供給することとしております。

なお、それ以外の施設につきましては、今のところ設置の計画はございません。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

永岡康司議員。

○15番（永岡康司君） BCPの話をしましたんですけども、これは業務継続計画ということで、おととい、トヨタ自動車が発注業務のトラブルがあって、全工場及びその下請工場が全て工場が止まったという事例がある、これが危機管理なんです。

要するに事業継承のシステムなんです。これがちゃんと整っていないと今の日本の経済はトヨタの1つの発注業務ができないことによって、全ての工場が止まってしまう。下請工場までも止まってしまう。納入ができなくなる。トヨタは看板方式ですから在庫を持たないので工場を止めなければならない。

もっと前のことを言いますと、新潟沖地震のときに新潟でピストンリングを作っている会社がありました。これが地震によって機械が大分ずれて稼働できなくなった。たかがピストンリング、こんな小さな輪っかなんですけども、それがなくなることによってトヨタ、日産、三菱自動車、自動車産業が全部止まりました。10日間ぐらい止まったと思います。そのときに幹部職員全部その工場へ行って機械を直してやる、これが危機管理、要するに、BCP、これも事業計画の中では事業者の中では当然進んでいて訓練もしています。

これを今僕は伊豆市が大地震が起きたときに、この業務継続計画を進めているのかというのが確認の目的なんですけれども、調べてみたら伊豆市は、内閣府作成の市町のための業務継続計画策定ガイドを基に、大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引を踏まえた幾つかの事項を伊豆市は定めています。

要するに首長不在の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用不可の場合の代替庁舎の特定、電気、水、食糧等の確保、災害時の多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時の優先順位業務の整理等の決まりがあります。

先ほど、危機管理監から多くの対策は立てられていると聞きましたけれども、私はこの長期停電3日間以上7日間程度を想定していますが、電源の確保、要するに先ほど市長が言い

ましたように、灯油とかガスとかディーゼルエンジンの発電とかありますけれども、そういう電源の確保はどのようになっているかお聞きします。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 今議員が御指摘のように、非常電源というのは非常に大事なものでございます。先ほど既存の公共施設には、今のところ太陽光パネルの設置はないと危機管理監はお答えをさせていただきましたけれども、当然我々として今非常発電機、灯油やA重油を燃料として何とか3日間最低限の電源は確保するというのを庁舎には備え付けております。ただ、これで十分かというところ、そこはやはり将来いろんなところで今こういう時期、季節ですので、当然空調とか、それからもう少し長い時間、電気の供給が完全に復旧するまではある程度自前の電力を確保しなければならない。

そういう意味では、議員が今御質問いただいたような太陽光パネルによってある程度電気を備蓄するようなシステムというのも当然考えなければならないとは思っております。ただ、既存の公共施設の屋根にそれでは、全て太陽光パネルを張ればいいのかといっても、当然そこには初期費用もかかりますし、ランニングメンテ、そういった費用的な問題も当然あります。

そういった中で、今私どもが電気事業者から提案をいただいている中に、オンサイトPPAという簡単に言えば公共施設の屋根を貸して、パネルの設置から蓄電池等配線については、全てその電気事業者がまずは最初初期面倒を見る。大体契約期間は10年から20年と言われておりますけれども、そういったことで、市としては初期投資がかからずにその発電した電気は通常は日常の電気に供給できる。また、一定の電気量は蓄電池に確保できるというようなことが今世の中と申しますか、民間を含めてそういったものを検証しているところが多いというふうに伺っております。

ただ、デメリットは契約期間を過ぎた後は、そのパネルから蓄電池は全て市のほうに移管されるので、将来的にそのパネルをどうするのか。いずれ撤去するとかふだんのメンテも20年後以降は自前で経費をかけて管理していくというようなデメリットはありますけれども、当然これは検討に値する制度ではないかなというところで、今庁内では危機管理課や私どもの総務部のほうでそういったものが導入できないかというような検証はしているところでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） ありがとうございました。

次の質問をしようと思った内容を今総務部長に全部答えていただきました。次の質問がちょっと困ったんですけれども、自家発電機とか蓄電池のほかに電気をつくるという3日から7日間当たりのこういう非常災害のときの電源を確保するためには自家発電装置や蓄電池等のほかに、例えば隣接する伊豆中学校、その中に僕は屋上辺りに太陽光パネルを設置して

日常生活は校舎の電源に、また災害時には非常時の電源としての利用は考えていますかということでおっしゃったんですけれども、先にもう総務部長、答弁してくれましたので、これはもう答弁結構です。

先ほども答弁ありましたけれども、また今後、学校施設も避難所となり得る場合があると思います。電源の確保というのは、当然学校としても必要になってくるとは思いますけれども、先ほども言われたように、初期費用がかかるとは言いますが、そういった面ではやっぱり防災を考えたときに、こういう設備も必要になってくるのではないかと思うんですが、学校側としてはどのように考えますか、ちょっとお答え願います。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 市内の小中学校の体育館を避難所になっている学校もあります。これ何校かありますので、今、非常用発電を置いて電力を賄うということを考えております。学校の敷地内に危機管理課のほうで防災用の防災倉庫を置きまして、その中に発電機も入れているということで、基本的にはそれで電力を賄うというようなことで今対応のほうをしております。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） 今、教育部長言いましたように、指定避難所のほうには大体2基ぐらいの発電機を置いてあります。ただし、それが全て賄えるということではない状況です。ですので、その辺、市長一番初めにおっしゃいましたけれども、効率のいい発電の方式、様々な方法が今あるようですので、そこら辺を見てやる部分と今携帯電話が皆さん情報源になっていると思います。ですので、今私たちが避難関係で説明するときにはモバイルバッテリーをできるだけ持ってきていただきたいということで、東日本の地震のときもやはりバッテリーの充電とか、よくテレビで出ていたと思うんですけれども、それを踏まえて今後対策をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 時間ですので、まとめに入ってください。

永岡康司議員。

○15番（永岡康司君） あと2分で終わりますけれども、最後になります。

今、新たなごみ焼却場できて発電設備もできていると思うんですけれども、このごみ焼却場における発電の電気を避難所に使えないかという質問をしたかったんですけれども、これに対しては大変な施設が必要になるということで、ちょっと無理だなということが分かりました。焼却場の電力を避難所に利用できないかと思い質問しましたがけれども、課題が多いということで、これはできないということを事前に聞きましたので、この話は④番の質問に対しては、新たに、僕もごみ焼却の委員をしていますので、次の委員会の定例会でまたそういった話は聞きたいと思っております。

時間になりましたので、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（青木 靖君） これで永岡康司議員の質問を終了します。

ここで議事の都合により昼の休憩といたします。

再開は午後1時からといたします。ここで昼の休憩に入ります。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

#### ◇ 三 田 忠 男 君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 14番、三田忠男です。

議長の許可を得まして一般質問をいたします。

本会議は決算議会です。また来年度の予算編成時期でもありますので、令和4年度決算と来年度予算について、市長、新たに就任されました教育長に予算の考え方等を以下伺いたいと思います。

①令和4年度決算の成果と課題についての総括的な所感を市長に伺います。

②として、市民との対話、各種団体要望、審議会等から見えてくるまちづくり、市民生活等の伊豆市の取り組むべき課題や未来像についての現状認識を伺います。

③来年度予算の編成方針、重点施策の取組について伺います。特に、一番重点を置いて、取り組みたい施策等については、具体的に詳しく説明願います。

市長、教育長に伺います。

○議長（青木 靖君） ただいまの三田忠男議員の1問目、令和4年度決算を踏まえた来年度予算の編成方針について答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 来年度の施政方針のような内容になりますので、すみません。少し長くなります。

まず、令和4年度は、新市建設事業のほぼ全てが事業化され、当初想定したスケジュールよりも数年の遅れはあるものの、伊豆市として整備すべき施設や機能の実現が見えるようになりました。これらが想定している機能を十分に発揮させ、市民生活の充実という最終的な目的達成のため事業に集中できる体制が整いつつあるものと考えています。

次に、この3年余り、コロナ感染の影響で市民の声を十分に聴取することができませんでした。それでも、今年からは幼児教育施設での懇談会や地区ごとの行政懇談会などを再開しつつあり、なるべく世代や地区を越えた市民の声を幅広く伺うように努めています。現時点では、多くの市民が次のような不安と懸念を抱いているように感じています。

まず、合併特例債を使い切り、将来への投資財源をどのように確保するのか。

広い市域において、市民が利用する公共施設をどのように整理していくのか。

コロナ感染の影響が薄れつつある中、厳しい労働力不足が顕在化している。将来にわたり、いかに労働力を確保できるのか。

市内での病院の移転、新築など喜ばしい状況がある一方で、必要な診療科が不足している。小児科など、不足する診療科をいかに確保するか。

出生数が下がり続けている中で、修善寺地区の小学校再編成をどう進めるのか。中伊豆、天城そして土肥の小学校、一貫校をいかに維持するか。

路線バスの運行数減少と料金値上げがあり、高齢化も進む中で、高齢者の買物、通院など移動手段をいかに確保するか。

このような感じを市民の皆さんは抱いていると考えています。

いずれも難しい課題ですが、ここが知恵の発揮しどころと心得え、過去の延長線上には将来がないことを覚悟し、地域と行政の垣根を越えた新たな仕組みを構築することに努めてまいります。

次に、来年度予算の編成方針は既に職員に示してありますが、その根底には第2次伊豆市総合計画後期基本計画、これは令和3年10月に策定したのですが、これがあります。その冒頭、後期基本計画の策定に当たっての中に、この計画の先に目指す伊豆市の姿を記述してあります。その内容が4つあります。

まず、21世紀型の美しい村、県の総合計画に示された伊豆半島における地域づくりの基本方向は、世界レベルの魅力あふれる自然を生かした観光交流圏を具現すること。つまり、最新技術を駆使しつつ、自然景観、温泉、歴史、伝統文化などの地域資源を最大限活用して市の活力を維持することです。来年度予算に向けての具体的には、地域一体となった観光地、観光産業の再生、高付加価値化事業を着実に推進する。

観光庁補助事業後の観光事業振興のための財源を確保する。

産業振興のためのデジタル情報技術を駆使できる人材を育成する。これが1つ目のことです。

2つ目に、子供が健やかに学び育つ教育環境の準備としてあります。

高次都市機能を近隣市町に依存することが宿命となっている伊豆市においては、15歳以下の子育て環境において比較優位性を獲得することが大切だと考えています。

具体的には、新たな伊豆中学校及び隣接の（仮称）日向公園の整備を着実に完了させる。伊豆中学校と土肥小中一貫校相互の教育環境を利用し合える仕組みを整える。例えば、伊豆

中学校の部活動に土肥小中一貫校の生徒が参加すること。あるいは伊豆中学校の生徒が土肥のマリンスポーツに参加することなど、近隣市町にはない選択肢を生徒に提供することができると思います。

修善寺地区の小学校の将来像について、保護者及び関係者の目線に沿った選択肢を列挙し、それぞれのメリット・デメリットを詳細に分析して提示すること。

幼児教育と小学校教育の連携を強化して小1問題の絶無を図ること及び学童保育の待機児童をなくすとともに、その内容を充実すること。

幼児を持つ保護者は、いまだ借家住まいの確立が高いので、当該世代に伊豆市に定住するための十分な情報を提供すること。このあたりはこども園での懇談会で伺ったことを参考にしています。

3つ目が危機管理体制の充実、促進。

南海トラフ巨大地震においても、死者だけは絶対に出さないことを目標として、発生公算が高いと言われる2030年代半ばを目途に対策を強化すべきと考えています。

具体的には、古い木造住宅において、1部屋の安全を確保するための施策を強化する。

この際、県の「TOUKAI-0」に市産材利用の補助を組み合わせ、市民負担の軽減を図る。これは森林環境譲与税を充てることができると思いますので、全額にはなりません。市民の負担は軽減できると考えています。

安全で快適な避難施設を可能な限り多く確保する。この際、民間施設の利活用も促進する。例えば、既にやったことのある湯の国会館とか百笑の湯をお借りするとか、そのようなことです。

避難所の運営を早期に自主防災会に委ね、職員が復旧、復興作業に集中できる体制を確立する。

そして最後に、大胆な選択と集中と記述してあります。

長期的収支見通しの視点で、公共施設の整理や事業の見直しを強化すべきと思います。また、ふるさと納税額増収のため、これはもう不断の改善策を継続する。いろんなことを考えてはやり考えてはやりということを繰り返していくことが必要かと考えています。

観光施設など、市の収益増加に寄与する可能性がある施設については、民間事業者への譲渡を積極的に進めること。

また、移住希望者のニーズが高い空き家・空き地の提供を促すための施策を強化する。併せて、市民の年齢、障がいの有無にかかわらず、安らかにかつ穏やかに生活できる環境を維持する。これは私はあまり強調してこなかった。どちらかというと、人口減少対策で移住・定住促進に重点を置いてきたように、多分皆さん感じられていると思いますが、しかし、これまで何十年も市を支えてきてくださった高齢の方や障がいをお持ちの方がやはり安らかに穏やかにここで生活できることは行政にとっての使命だと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育長。

〔教育長 鈴木洋一君登壇〕

○教育長（鈴木洋一君） 三田議員の質問の全体に関わる教育長としての教育に関する思いと方向性を述べさせていただきます、質問にお答えしたいと思います。

教育は未来への投資であり、次世代を担う人づくりであると考えております。

教育の目的は、教育基本法第1条に規定されているとおり、人格の完成ですが、さらに教育は一人一人が自己の可能性を伸ばし、将来自分が幸せを実感できるような人生を送るための地道な営みであると考えております。

学校教育では、変化の激しい時代を主体的に乗り越えていけるたくましさとしなやかさを持ち、ふるさと伊豆で育ったことに誇りを持てる伊豆人の育成に努めてまいります。また、子供たちにとってよりよい教育環境の整備に努め、安心・安全を基盤とした子供が通いたくなる学校、保護者や地域に信頼される学校づくりを目指します。

生涯学習の視点からは、市民一人一人がお互いの多様な個性や生き方を尊重し、豊かで充実した生活を実現できるよう生涯学び続けることのできる環境づくりを推進したいと考えております。

それでは、まず①の御質問についてですが、令和4年度は、新型コロナウイルスによる様々な規制が緩和され、新しい生活様式の中において、新たな試みをいろいろ試す1年になったと感じております。コロナ禍以前の形式にとらわれず、学校行事や市民向けイベントを実施しましたが、子供たちや市民の方々の満足感がある程度得られ、今後の事業推進の方向性が見えたということが成果として考えられます。課題につきましては、行動抑制の影響によるイベントや行事への参加意欲の低下、活動規模縮小による機会や場の減少、そして、それらに伴う人と人との交流意欲の低下がまだまだ根づいているという点でございます。

続いて、②についてですが、グローバル化や情報化が進展する社会の中では、多様な主体が速いスピードで相互に影響し合い、一つの出来事が広範囲に複雑に広がり、先を見通すことがますます難しくなっています。このような社会情勢の中、子供たちや市民の方々は、時代の流れに対応していくことに懸命になっているのではないかと想像されます。いつの時代もそうですが、我々行政が現在から将来にわたって、伊豆市には何が必要で、どういう手立てを打っていけばいいのかの本質を見極め、様々な事象に対し柔軟に対応していくことがさらに重要だと考えます。

伊豆市の自然の豊かさや伝統文化、歴史などの魅力を学び、体感することを通して、伊豆市に誇りを持って、よりよい社会の実現に向けて尽力できる人づくりを推進したいと思います。そして、市民の皆さんが、幸せや生きがいを感じ、身体的・精神的・社会的によい状態といえるウェルビーイングの実現を目指して、バランスの取れた事業を推進していくことが大切だと思っております。

最後に、③についてですが、予算編成の方針としては、既存事業にとらわれない新しい発

想の事業展開と経費の削減を意識した既存事業の見直しです。削ることのできない経費が多い部署ですが、知恵と工夫と勇気を持って来年度の予算編成に臨みたいと思います。重点的に取り組む事業としては、やはり新中学校の整備となります。施設を完成させるだけでなく、教育内容や学校生活、通学などについてももしっかり準備をしていきます。

取り組みたい施策ですが、先ほども述べさせていただいた多様化する社会に対応する学習環境づくりです。未来を開く子供たちには学校の環境を、市民の皆様には日々の生活でも心に余裕を持てるような学びができる学習環境を用意していきたいと考えています。

学校では、ICTやこれからの社会を生き抜いていくための基礎知識を身につけ、将来の自分を想像できるよう、好きなことや興味のあることを探求できる学習環境をつくっていきたいと思っています。また、生涯学習においても、「伊豆っ子宣言」をベースにした様々な学習や体験を通して、自己存在感を実感し、充実したより豊かな生活が実現できるような事業を展開していきたいと考えています。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

三田忠男議員。

○14番（三田忠男君） 私の1分間の質問に15分もかけて具体的な答弁ありがとうございました。特に何も言うことはないような答弁をいただきましたので、確認をさせていただきたいなと思います。

令和4年3月の定例会において令和4年度の方針として生産性革命に徹したいということをおっしゃってありました。項目を挙げまして移住・定住政策、観光振興、危機管理、財政改革、順番が違いますけれども、福祉政策、教育政策についておのおの全ての分野で生産革命に徹するんだと。それが市民の幸せ、職員のやる気にもつながるんだよと述べたような気がしております。

その観点から見て、今言ったこととの兼ね合いをちょっと説明していただくと幸いです。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 議員御指摘のとおり、私の説明の組立て方がちょっと異なっています。基本的には総合計画を伊豆市はしっかりつくっていますので、その総合計画に沿って毎年の事業を進めていくのが大前提です。ここ2年続けて私が生産性と申し上げてきましたのは、物すごく大きな変動要素がある中で、職員がかなり疲弊した。オリンピックがあり、それからコロナ感染があり、そのような、かなりイレギュラーな状態の中で、職員はルーティンの仕事もたくさんあるわけですから。その中でやり方がやはり市長から見ると、もう何十年も同じ仕事の仕方をしていて、大量の紙の中、手続の中で埋もれている。やはりこれを解消してあげないと市の中がスムーズにいきませんし、結果として市民の皆さんに迷惑をかけるということをかなりこの2年間考えてまいりました。

そのような観点から、どのようにやったら進めやすいのか。本当にやらなくていい仕事はないのかというような意味で生産性改革というのを2年続けて申し上げた。それはやり方、

進め方に力点を置いた内容でございます。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 先ほどの2人の答弁を聞きまして、私が欲しいキーワードで、教育長からウェルビーイングと出るとは思いませんでしたけれども、個人的な背景を知っているとああそういう言葉も出てくる教育長かなと思っておったんですけども、教育の分野においては、やはり人づくり、あるいは教育の分野ではなくて行政の責任としての人づくり、それを各家庭等で一生懸命子育てをしている世代のバックアップをするのが行政の仕事かなと思います。人づくりをやれば、やがてそれが長い目で見れば伊豆市に戻ってくると、返ってくると。伊豆市の新たな発展に寄与する人になるんだと、そういうところで人づくりを今後ともしっかりやっていただければ幸いです。

市長からいわゆる高齢者、障害者等についての穏やかに生活する環境整備だと。障害というのはいわゆる環境との間で生まれると言われていまして、環境を整備することによって身体的なハンディキャップがあってもあるいは知的なハンディキャップがあっても、それを感じないような環境を伊豆市ができれば、健やかに生活できるんじゃないかと。そんな点で来年度の予算方針に大きく期待し、かつ議会としても補えるものは補い、足りないところはお互い出し合ってよりよい予算になればいいなということを思いながら、この答弁を聞かせてもらいました。

ここは大きな方針ですので、たくさん質問するというものではありませんでしたので、ここは終わらせてもらいまして2番目に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（青木 靖君） 2番目の質問をお願いします。

○14番（三田忠男君） 今度は各論になりますが、中伊豆温泉病院移転後のバス路線編成についてお伺いいたします。

中伊豆地区の小川地区に長らく地域活性化等に寄与した中伊豆温泉病院が新たに同中伊豆地区の下白岩地区に本年12月1日開院予定だとお伺いしております。その移転に伴いバス路線の再編が伴うと予想されますが、地元小川区の不安は尽きません。

以下、伺います。

①直接影響のある現況路線の関係区からの要望・意見等の集約状況と内容について伺います。

②として、中伊豆温泉病院移転先の中伊豆地区、とりわけ下白岩地区、あるいは年川地区からの要望・意見等の集約状況と内容について伺います。

③具体的な検討内容、収支状況、改善策、バス路線の再編案、バス停の廃止、移動、新設案、新温泉病院敷地への乗り入れ、あるいは現通学もそうなんですけど、今後予想される通学への影響等を伺いたいと思います。

④として、新中学校開校時にはさらに再編成があると私は予想しますが、現時点での新中学校との関連がある再編成になっているか等を伺います。

⑤地域公共交通会議のワーキンググループとして、旧4地区の市民会議を開催し、意見集約を行う必要があると前々から言っておりましたが、いかがでしょうか。

⑥伊豆市全体での移動手手段の利便性の向上と経費削減について、どのような検討がなされ実行してきたのか、お伺いいたします。

以上、市長、教育長に答弁を求めます。

○議長（青木 靖君） 三田忠男議員の2問目、温泉病院移転後のバス路線再編についてに対し答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育長。

○教育長（鈴木洋一君） ④の質問については、教育部長に答えさせます。

○議長（青木 靖君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、①でございますが、現況路線について直接影響のある小川区・田代区・加殿区・小立野区・本立野区の皆様に対し、6月に2回にわたり路線の変更についての説明会のほうを行っております。要望や意見といたしましては、既存の路線が存続することに対する安心の声があった一方で、小学生の登下校の時間帯を考慮してほしいなどの意見がございました。

②の御質問でございますが、中伊豆温泉病院線につきましては、現況路線に接している先ほどの5地区を対象に説明会を開催させていただいております。下白岩地区、それから年川地区を対象とした説明会は開催しておりません。また、同地区からの要望・意見等もいただいております。

それから③の御質問でございますが、再編内容は、病院開院の予定日の12月1日から路線のルートを変更すること。それから乗車人数の少ない昼間の時間帯を2便程度減便をするという内容でございます。

収支状況につきましては、令和3年度実績で880万円の赤字となっております。それから改善策は、先ほどの再編内容と同じ内容でございます。再編案につきましては、現行路線の小川橋から中伊豆社会体育館方面に延伸をし、交差点を左折して県道伊東修善寺線を進み新中伊豆温泉病院までを往復する路線となっております。

それからバス停の廃止でございますが、現在の中伊豆温泉病院とそれから上小川バス停の2か所、一方で、新設については新しい病院の敷地内に設置を予定しております。こちらにつきましては、敷地内に乗り入れをする形で現在計画を進めているところでございます。

それから通学の影響でございますが、今のところないものと考えております。

それから④の御質問でございますが、今回の中伊豆温泉病院線の再編は、病院の移転に伴う暫定的なものでございまして、新しい中学校の開校に伴う路線の検討は別途改めて行うこととしております。

それから⑤の御質問でございますが、地域交通を検討するプロセスにおきましては、地域づくり協議会など旧小学校単位で御意見をいただくこととしております。

現在進めております公共交通の再編検討業務においても、まずは事務方で利用状況の把握や各種データの取りまとめを行った後、旧小学校単位での意見集約を行って、再編案に反映していきたいと考えているところでございます。

それから、最後⑥番でございます。

伊豆市全体での移動手段の利便性の向上と経費削減につきましては、伊豆市地域公共交通計画の第1期の取組といたしまして、これまでにフィーダー交通の実証運行を行いまして地域内交通の再編、それから導入の検討を行ったほか、路線バスルートの変更やデジタルサイネージの導入など、利用者の利便性の向上を図ってまいりました。

前の御質問でも触れましたが、現在、同計画の第2期の取組として地域公共交通の再編検討業務を行っております、利用状況や各種データの調査・分析を行った後、再編の考え方などについて各地域に対する説明や意見聴取を行ってまいりる予定でございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） ④の新中学校との関連ですが、総合政策部長の説明にありましてとおり、現在行っております地域公共交通の再編検討業務の中で新中学校への通学も含めて検討しております。今後、事業者と調整しまして、仮ダイヤなどを決定していくスケジュールになっております。当該路線の変更が中伊豆からバスを利用する生徒に影響がないよう、しっかりと調整してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

三田忠男議員。

○14番（三田忠男君） それでは、各項目について質問させていただきます。

①の直接影響する小川区とか加殿区とか、そちら2回開いたということですか。その2回の時間帯とか、どのぐらいの時間やって何名ぐらい参加して改めて2つぐらいしか意見が出なかったのか教えてください。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 2回の説明会につきましては、まず6月22日に小川区の公民館で開催をいたしました。こちら出席者が23名いらっしゃいました。それから6月28日にこちらは生きいきプラザのほうで開催をしております。こちらが出席者のほうは残念ながら少なくて5名ということで、合計で28名の出席となっております。この対象の方でございますが、区の役員の方、それから小学生の保護者、それから病院周辺や旧SBSの周辺の住宅で実際にバスに乗っている方をはじめとしまして、近隣の住民の方に広く呼びかけをしたところ、これらの方々が集まったということでございます。すみません。ちょっと時間のほうは

正確な時間は確認して今お答えできないものですから、後ほどお答えさせていただきます。  
以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 小川区で23名、もう一つが5名、この人数の参加はどのような評価をなさっていますか。あるいはこの2回で住民の意見が集約されたという判断になっているのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 説明会の開催につきましては、地区に対しまして回覧等で周知をさせていただきまして、多くの方に呼びかけをいたしました。その結果の人数でありまして、私どもといたしましては、当然多くの方に来ていただきたいと思ったんですが、結果としてこの人数であったというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） もっと開催回数を増やすような考え方はないんですか。もっと集約する必要性はないのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 当然手厚く何回も開けばいいとは思いますが、今回の路線の変更につきましては、路線の廃止とかではなかったものですから、あくまで路線の時間帯の変更とかという部分、それから中伊豆温泉病院の場所の移動に伴う路線の再編ということで、その前提の中で今回の2回という設定をさせていただきました。議員おっしゃるとおり、回数もっと何回も開けばいいとは思いますが、今回は昼と夜、それから平日と休日というような設定の中で2回設定をさせていただいたと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） くどいですが、後の質問と関連があるものですから。年齢層はどのような方が出ていたのでしょうか。実際バスに乗るような方もたくさんいたのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 現在人数しかちょっと確認していないものですから。すみません、後ほど年齢層のほうは確認させてください。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） それで、要はバスに乗らない人の意見を大事にしないといけないのかなという前提でいろいろ質問させてもらっています。

②番の今度新しくできる地区についての説明会なし、要望なし、要望等を出してくださいとか言ったのでしょうか。あるいはなぜこの地区には説明会は要らないという判断をしたのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 年川、それから下白岩地区で開催をしなかった理由といたしますか、その考え方といたしましては、今回の再編はあくまで既存の利用者、ルートを前提とした路線の見直しであると市のほうでは考えております。したがって、先ほど御説明した5地区のみを前提に説明会を実施させていたところでございます。年川、それから下白岩地区につきましては、県道を走る既存の別路線があること。それから、そちらの地区については、既存の路線ではなくて新規の路線であるということと考えたことから、事前の説明会のほうは設定をしておりません。それらの地区につきましては、今後路線のほうは決まり次第、丁寧な説明のほうをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 既存の路線と新規と、ちょっと意味が分からなかったんですが、いわゆる修善寺発を考えたときに、新たな温泉病院ができればその既存のバス路線の変更等も検討してもいいような気がするんですけども、そちらの検討はなくて今まで温泉病院に行った路線だけの検討だったということなんですか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 先ほどの御説明でも申し上げましたとおり、今回は暫定的に既存の中伊豆温泉病院線の見直しを行わせていただいた、あくまで暫定でございます。県道の既存の、県道伊東修善寺線を通るルートまでの路線の再編につきましては、今後全体的な見直しを行うという形で、その辺まで含めた、併せた見直しとしては今回は行っておりません。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 修善寺駅から中伊豆温泉病院に行こうとすると、まず私だったら今までの路線に乗らないで新たな近い路線に乗りたくなるんですけどもね。そのほうが料金も安いという、距離が違うから判断するんですけども。本当にその中伊豆温泉病院に伴う再編ならば、そっちの検討もしなくてよろしいんでしょうかね。いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 今回の路線は、先ほども申し上げましたとおり既存の大見川の加殿、田代とかその辺の地区、先ほどの5地区を対象とした既存の利用している方に対し路線が変更になるというような考え方で、今回の見直しを行いました。

先ほど議員がおっしゃいましたとおり、下白岩、それから年川地区の方は、修善寺駅からそのまま既存の県道伊東修善寺線を使ったバスで乗っていただければ近くて早いと思います。あくまで今回は、先ほどの5地区の利用者を主な対象として再編の見直しを行ったものでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 私は、5地区の人は中伊豆温泉病院に行くために乗るんじゃないで、生活道路にバスが走っているから乗るのかなと理解していたものですから、ちょっと意見が食い違っているんですが、今の人たちを中伊豆温泉病院に運ぶために小川から新たに回ってもらうという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 先ほどの5地区の方の利用状況を見ますと、中伊豆温泉病院の利用をされる方もいますし、要は路線の中間だけの利用の方もいらっしゃいます。

今回の再編で、例えばの話、小川橋とかその辺で路線を終点でもよかったのかもしれませんが。しかしながら、せっかく今度新しい中伊豆温泉病院ができますので、その終点としてはちょっと遠回りといいますか1回回り込むんですが、中伊豆温泉病院までを終点といいますか目的地としたほうが、それ以外の、地元の方以外の利用者も使っていただけると考えまして、新しい病院を終点とした考え方にしております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） それでは、②と③の絡みでやらせてもらいますけれども、旧来の路線が廃止するところと、新たに延長して新しい病院行くところには、敷地内にもうバスが入ると。じゃ、今度修善寺から直に伊東の方面に乗る患者さんについては、敷地内には入らないのでしょうか、入るバスもあるのでしょうか、そういう検討はされているのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 新しい病院ができました際には、病院、その前を通るバスは病院内に乗り入れをしていただくような形で今考えております。ただ、通勤通学の時間帯につきましては、乗り入れると時間が遅くなってしまいますので時間帯を区切って、例えば、午前8時以前は乗り入れをしない、8時以降は乗り入れをするような形で、現在検討のほうを行っているところでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 伊東から来るバスは、その時間帯によっては乗り入れて、そうじゃないのは乗り入れない。じゃ、今度修善寺から行くのも、今までは中伊豆温泉病院に既存の伊東線はなかったんですけども、今度は伊東線のところに中伊豆温泉病院があるわけですから、その修善寺から出るのも乗り入れするバスがあると理解していいんですか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） その辺も含めて現在検討しているところでございます。まだ今の段階では決定ではなくて、どういう形が一番利便性が高いのか、病院を使う方、それか

ら使わない方も含めて、どういう運行の形がいいのかというのを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） じゃ、まだ決まっていないという検討段階だということですね。

それでは、⑥になるのかな、検討段階のやり方なんですけど、手法の違いが明確なんですけど、下山議員のときにも他の部署にもっと市民の声を聞く会議を先にやらないかと言ったら、いやいや、行政で素案をつくってからというようなことを言っていますけれども、多分総合政策部長も同じようなことを答えたんですが、そうするとどうも市民としてはなかなか意見が言いにくいんじゃないかなと思って。むしろ、フリーの中でいろんな意見を聞いて、その意見の中から取り入れるべきものは取り入れて、そうじゃないものはそうじゃない理由をちゃんとはっきりして、またその市民の会議に返すほうが意見集約になるような気がするんですけども、先に素案提示すると、何となくその素案に沿った形での意見、あるいは極端に言えば反対等になってしまうような気がしてしょうがないんですが、もっともっと車に乗らない、公共機関を使わざるを得ない人たちの意見をもっと大事にして、先にそういった声を拾い上げるということはしないんでしょうか。なぜ行政が案を先につくってから提示するような形で市民の意見を聞くということになるんでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新聞康之君） 考え方といたしまして、ノープランという全くフリーの形で市民の方々にいろんな御意見を頂戴すると、意見がばらばらといたしますか、その意見の集約が逆にできないと我々考えております。あくまで、先ほども言いましたとおり、いろんなデータを集めて、いろんな情報を集めて、その中である程度それを整理した中で市民の方にお示しをして、そしてその中から市民の方に意見を出していただいたり選択をしていただくというのが、我々が、そういうやり方のほうがいいのではないかと考えております。ですので、やり方としてはこういう形で進めていきたいと考えております。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） そのデータの中に市民の声があるんじゃないでしょうかね。

もっともっとその市民の声をデータの中につけると、みんなで公共交通を考えようということになるような気がするんですけども。

先ほどの水道の問題についても、行政とかがやってしまうと値上げの問題とかそういうことになって、いわゆる市民にもっと現状を理解してもらおうような場をつくると。その理解する場は、私はこの公共会議ではそのワーキンググループという言葉を使っているんですけど、何かそっちのほうが大事なような気がするんですけども。改めて確認しますけれども、まして、前にも同じようなこと聞いているんですけど、市民会議等は検討するよと答えていただいていたような気がするんですけど、その検討がされた上で今みたいな答弁になったんでしょ

うか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 市民会議のほうは実施をいたします。

繰り返しますが、我々のほうでデータ、それから情報等を集めた中で、ある程度整理した中で市民会議のほうを開きたいと思っております。

それから、決して我々のほうで誘導するとかそういうことではなくて、必要な情報を市民の方にお示しをした中で、市民の方々に検討をしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 地域公共交通会議等でいろんな、料金のこととか再編のことに決めると思いますけれども、構成人数、どんなような職種の人、市民の代表はどんな団体等から何名ぐらい出ているか、教えていただけますか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 地域公共交通会議でございますが、こちらにつきましては道路運送法に基づきまして設置をされているものでございまして、その構成員は、交通事業者、それから、交通事業者の労働組合、そして、何よりも住民または利用者を必ず含めるという取決めがございます。

それで、現在の伊豆市の地域公共交通会議のメンバーといたしましては、21名の委員がいて、あとオブザーバーといいますか、市長が必要とする方として大学の教授等あと4名いらっしゃいますので、全部で25名で今構成をしているところでございます。

あと、質問何でしたっけ、すみません。

○14番（三田忠男君） 市民の代表。

○総合政策部長（新間康之君） あと、市民の代表でございます。

市民または利用者の代表ということで、現在は伊豆市の区長会長様、それから、伊豆市のPTAの連絡協議会長様、それから、市の老人クラブ連合会の会長様に委員になっていただいて御意見を伺っているところでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） これはネットか何かで、たしか会議の議事録とか出ていましたので、その中から見れば分かるんですが、その会議に、あくまで市民の委員が3名しかいない、そこで了解していくとなると、非常に市民の声が本当に拾い上げているかどうかという懸念があるわけですね。そういった意味で、もっともっと下部組織としてもワーキンググループみたいなことをやって、現状をみんなで、市民全体で考えて、それならばやむを得ないとか、そういうようなボトムアップ型の検討会をしたほうが私はよろしいかと思うんですけれども。

⑥と関連して、改めて今のことを確認しますが、この経費が非常にかかっている、たしか決算の説明、1億7,000万円ぐらいかかっていたんですかね、自主運行バス等で。

市長、どうでしょう。万が一、いわゆる公共機関の東海バス等が一切走らないまちになったときの、それでその分、極論ですけれども、市民参加によるデマンドバスとか、あるいはタクシー型のバスとは言わないんでしょうかね、ある時間帯に市内をぐるぐるする交通機関の確保とした場合、何か伊豆市の将来像について、あるいは市長が考えている伊豆市の未来については、いわゆる路線バスの大型のバスが走らないまちというのは考えられないんですかね。ちょっと質問が変ですけれども、極論です。それで、いわゆるそういったお金にかけのをもっと違うところにやると、もっと足の利便性が高まるんじゃないかという前提での質問になっています、すみません。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 今日別のところで私は、過去の延長線上には将来はないと、これはもう職員には再三言っているんですけれども、やっぱり新しいやり方を考えなければいけないんだらうと思います。

ただ、今回については、例えば私もずっと以前に病院が移転することが決まってから、小川の皆さんからバス路線維持してくれという御要望を伺いました。したがって、あの方々の意見を伺いながら、ただ、白岩と中伊豆社会体育館と病院の間は新しい路線ができるだけですから、修善寺駅と行き来するところプラスアルファのところができるだけですので、そこはあえて事前に、施策つくるために聴取することはないだろうというようなことで考えておりました。

そして、さらに言えば、いろんなこうした市民説明会するときに、私はもう今日は御用聞きですからと言っても、もうほぼ例外なく、市のほうを先に言えよと言われるんですよ。ほぼ例外なく、それは何か、本当に何でも御用聞きみたいなこと以外では、まず先に市の考え方を決めてから来いとおっしゃるんですよ。ですからやはり、まずそのとおりやらせろという意味ではなくて、参考としてこちらが原案をつくって、例えばこんなやり方でいかがでしょうかというのを、ほとんどの場合そのようなやり方をしています。これはすみません、今までのやり方の説明。

その上で、まさにそうです。このままどんどん住民が減っていく。本柿木もそうです。大沢もそうだし、冷川もそうだし。この中で、乗らないんだから、市民の皆さんが。乗っていただけのらんだら赤字でもやる価値はあるんですが、全く乗っていない路線がいっぱいあるわけですね。

私の地元でも本当にじくじたる思いですが、8時のバス、維持できているのは、修善寺駅から松ヶ瀬の間までに乗る方がいるから。だけれども、大平柿木から入って本柿木から戻ってくる間は一人も乗っていないんですね。じゃ、それを1日に3本、5本にしたら乗るかといったら乗らないんです、やっぱり。そのために、空気を運ぶために税金使うことをやっぱり

どこかで、もう適切ではないということになると思うんですよ。

他方、伊豆半島は、土日を中心に観光客のお客様が乗られるわけですね。じゃ、土肥へ、湯ヶ島へ観光客が乗るにもかかわらず路線バスゼロでいいのかという議論、出てくるわけですよ。実は、スーパーマーケットも、それからバスも、我々の人口では維持できないお店が維持できているのは、やっぱり観光客というマーケットがあるからなんですね。それを考えたときに、じゃ、路線バスゼロで、俺たちはみんな自家用車で移動しますといったときに、じゃ、修善寺駅に着いたお客様はどうするのということを考えると結局、もしそういう状況まで至ったら、土日だけ本数を維持するとか、平日はもう通学だけのバスにするとか、そんなこともあり得るのかもしれない。

それは、今までの運輸局がずっと考えてきた従来型の路線バスとは形態がかなり異なりますので、したがって、新たなやり方を考えなければ将来はないのかなという気がいたします。これを考えていくこれから10年、20年と、無人自動車ができるのと、どちらが早いのかな、その間、市民の不便が際立たないように行政は配慮していくのかなと考えております。

○14番（三田忠男君） 3番目に移りたいと思います。

○議長（青木 靖君） いいですか。

三田議員の2問目を終わります。

次に、3問目の質問をしてください。

○14番（三田忠男君） 3番目の伊豆市の生活上の現状把握についてということで、ここは先ほど申しましたけれども、予算編成時期なものですから現状の認識を一致したいということで、細かな質問よりは多岐にわたりますが、各市長、教育長、具体的には各部長さんでしようけれどもお答え願います。

伊豆市の現状把握のため、身近な事項についての確認を求め、対策等の現状を伺います。

①マイナンバーカードの交付状況やトラブル発生状況の現状や対策等について伺います。

これは新聞等にぎわせていますので、伊豆市もそういった問題が起きているのかどうかの確認です。

②番、教育現場での人材不足は起きていませんか。

児童生徒の不適切事例はありませんか。働き方改革の改善状況はいかがでしょうか。

これも新聞等で話題があり、かつ文科省も働き方改革の提言等をしているという現状での認識です。

③番、ヤングケアラーの研修が行われたとの新聞報道がありましたが、伊豆市の現状、研修後の支援策の検討状況等は深まったんでしょうか、お伺いいたします。

④番、健康診断の受診状況と対応について伺います。

これも新聞等で歯科検診等が非常に低率だということが出ていて、伊豆市の現状はどんなかなということでの確認になります。

⑤番、生活保護の給付率の推移と、窓口対応での課題はないか。あるいは、独り暮らしの

受給者への見守り等、支援状況はいかがでしょうかという質問になります。

これも生保のワーカーが多忙で、死亡していたにもかかわらず上司への報告が遅れて大きな問題になったと。あるいは、物価高等での生活困窮者が増えているというような現状も聞いておりますが、伊豆市ではどんな状況なのか確認です。

⑥番、聴覚が衰えた高齢者や難聴者等の窓口対応で困っていることはないか、対応はいかになっているのか伺いたいと思います。

これも他の町村で骨伝導型の補聴器とか、あるいは市費で補聴器をやって聞こえるようになったと。耳が聞こえないというのは認知症になりやすい、なる率が高いとかいう、そういうデータもありますので、何かあるいは大きな声を出すといわゆる他の窓口の対応にも影響がありますので、何かこの辺で困ったことはないのか、あるいはその対応についての検討はしているのか伺いたいと思います。

⑦番、県が企業に対して授産製品等をたくさん買い入れた、30万円だと思えますけれども、買い入れた場合、その認定制度をやって、いわゆる公共事業の入札等について便宜を図るといような制度をつくってあるんですが、以前私も伊豆市としてそういった制度をつくって積極的にやったらどうかと、あるいは、優先調達法等で授産製品等を購入したときに入札等で優遇できないかということ質問した記憶がありますが、県の施策を踏まえて伊豆市でも何か検討されたのか伺いたいと思います。

⑧番、伊豆市の観光資源の稼働状況、入湯税の検討状況、この先ほど財源の問題が触れていましたので、増収策としての宿泊税等の検討とか、あるいは、やっぱり環境がよくないとお客様が来ないということで、そういった財源を確保しつつトイレの改善とか、県道、市道の道草等の問題、あるいはソフト面を含めた観光経営の環境等の整備をしなきゃいけないと思うんですけれども、そんな財源の中に宿泊税等の検討はされないのか、伺います。

⑨番、9月から行われると思えますけれども、第6回目のコロナの接種状況で、強制はできないんでしょうけれども、今伊豆市内のコロナの感染状況とかワクチン接種状況、あるいは、東部地区には警戒宣言とかが出てっていると聞いておりますけれども、伊豆市としての対応状況への課題等を伺いたいと思います。

⑩番、伊豆中央道と修善寺道路料金徴収33年間延長に対する伊豆市民への負担軽減策の検討状況と課題について、これ下山議員等も触れていますけれども、改めて伺います。

最後になりますけれども、⑪新中学校開校に伴う、いわゆる生徒・保護者の負担が従来の入学生との割合で負担が生じているんじゃないかという声を聞くものですから、新しいユニフォーム、新しい体操着等、あるいはかばんは、従来に比べてどのぐらい負担増になっているのか、あるいは、なっていないのか、現状の確認をさせてもらいたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（青木 靖君） 三田忠男議員の3問目、伊豆市の生活上の現状把握についてに対し、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する者に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 次に、教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 私からは、②の教育現場における現状と、⑪の新中学校開校に伴う生徒・保護者の負担の従来との比較についてお答えいたします。

まず、②の教育現場における人材不足についてですが、現時点においては、教員は市内全ての学校で基準配当数を満たしております。学校によっては、基準配当数にプラスして教員の配置を受けておる学校がありますが、そのプラスの教員が配当できていないといった事例はございます。

不適切事案についてですが、県費負担の教職員だけでは十分な個別対応が難しく、状況によっては一時的に人手不足に陥ることはありますが、伊豆市では支援員等、児童生徒の教育活動を支援する方々を手厚く配当していただいておりますので、児童生徒の教育活動にとって大きな支障が生じていることはないと認識しております。なお、人手不足に起因すると思われる不適切事案は、当市では発生しておりません。

働き方改革についてですが、伊豆市では、いち早く児童生徒の成績や出欠席を管理でき、教職員の業務をサポートする校務支援システムを導入し、業務改善を行ってきました。最近では、1人1台端末をはじめとするICT機器の活用や、教育現場における意識改革が進んでおります。令和5年度の4月から7月における各学校の教員の平均在校時間についてですが、前年度同月と比較すると、全ての月において軒並み減少傾向が見られます。教員によっては業務が違いますので個人差はありますが、全体的に時間外勤務時間の改善が見られていると認識をしております。

続いて、⑪の新中学校開校に伴う生徒・保護者負担の従来との比較でございますけれども、制服、ジャージ、体育着のいわゆる指定用品については、従来のものを用意するものと同程度の負担であると認識しております。しかしながら、兄弟のものや知り合いからのリユース品が使えないといったことがありますので、従来のもので体育着やジャージについては、部活動や体育での汚れや夏の汗による洗い替えに、また、夏服のズボンやスカートについては、クリーニングが間に合わないなどの折にしばらくの間は洗い替えとして現行の学校で使っているものも着用できるようにしております。かばんなども指定用品とせずに、なるべく費用的な負担を抑えるように配慮しております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 続いて、市民課長。

○市民課長（大川 勉君） 私のほうからは①についてお答えいたします。

まず、交付状況でございます。

令和5年7月末現在の交付率は80.11%、申請率は88.49%となっております。

また、マイナンバーに関するトラブルについては、障害者手帳申請時や健康保険等のひも

づけエラーなど、全国的に判明している状況が報道されていますが、現在、国が総点検を実施しており、8月上旬に中間報告が出され、その状況としては、各法令に基づく手続でのマイナンバーの確認方法等により、総点検が必要となった手続に該当する市町を現在調整中となっております。

今後の対策としては、各業務において国から出される手続の留意事項等に基づき、事務を確実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 続いて、健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） 私から健康福祉部に関連する事項について回答いたします。

③のヤングケアラーの伊豆市の現状でございますが、県において令和3年度に県内の小学5、6年生、全中学生、全高校生を対象に実態調査を実施し、伊豆市では1,484人が回答し64人が家族のケアをしていると回答がありました。

今回の研修は、ヤングケアラーについて正しく理解することが目的で、現時点での支援については具体化されていませんが、本人が気軽に相談できる体制や関係をつくっていくことが第一と考えております。

④の健康診断の受診状況として、令和4年度ですが、国民健康保険の特定健診については6,735人中2,377人が受診し、率で35.3%、後期高齢者は6,497人中1,998人受診し、率で30.8%など、前年度並みの受診状況であります。特定健診等で指導が必要になった方には、電話や訪問などを行っています。

今後も受診者の増加を目指し、あらゆる場面を通じて受診を呼びかけていきます。

⑤については、生活保護受給者の世帯数でお答えさせていただきます。

それぞれ年度末の世帯数については、令和3年度が163世帯、うち1年間の保護開始世帯が19世帯、令和4年度が167世帯、うち保護開始世帯が25世帯となっております。病気や高齢により就労できず、収入減少により生活困窮となった相談が増えてきています。

窓口対応については、適切に対応しており、特に課題はないものと認識しております。

独り暮らしの受給者への見守りについては、定期的に訪問や電話での対応を行っています。

⑥の聴覚が衰えた高齢者や難聴者等の窓口対応ですが、高齢者や障害者が多く来所する生きいきプラザ内では、窓口において助聴器や筆談等を利用しながら対応しており、市民課等の窓口においても同様の対応をしております。

また、窓口での対応に特に困ったという話は受けておりません。

⑨の伊豆市内の新型コロナ感染状況については、5類感染症とされ、把握する方式が変更されています。そのため、市内の感染状況は具体的には分かりませんが、県内では感染拡大警報が発令されています。

ワクチン接種状況ですが、5月8日から春接種が開始され、65歳以上の高齢者等で接種率は51.8%となっております。また、9月20日から秋接種を計画しており、生後6か月以上の全

市民が対象になりますが、予約が集中しないよう接種券の発送を工夫しながら、希望する人が接種できる体制を整えていきます。

健康福祉部については以上でございます。

○議長（青木 靖君） 続いて、総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） それでは、私からは⑦番についてお答えをさせていただきます。

静岡県が創設しました授産製品企業認定制度は、就労支援事業所で働く障害者の工賃向上を図るための取組と認識をしておりますが、現時点で本市において同様の制度として具体的な検討はしておりません。

また、参考でございますが、こちらの制度とはまた別のものになりますが、市では現在、障害者を雇用する事業所に対して建設工事の入札参加の格付等級審査において、市独自の加点項目を追加してAからDまでの格付等級を決定しております。この加点項目は、障害者雇用をはじめ、ISO取得や災害協定締結などで、この加点によって格付等級のランクが上がれば、より大きな規模の入札に参加できるという企業側のメリットがあり、優遇策として機能しているものと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 次に、観光商工課長。

○観光商工課長（山下芳之君） 私からは⑧番について答弁させていただきます。

⑧観光資源の稼働状況につきましては、令和4年度の観光交流客数は約300万人となりまして、コロナ禍前の平成30年度の約350万人と比べ、完全には戻っておりませんが、年々増えてきている状況です。

次に、入湯税の検討状況についてですが、令和元年度から入湯税の引上げや観光資源の有効活用を検討するための検討委員会を設置し、本格的な協議を進めてまいりましたが、コロナ禍に伴い検討を中断しておりました。現在、新たな観光資源として、観光税の導入と合わせて観光協会や旅館組合の皆様と検討している状況です。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 最後に、建設部長。

○建設部長（大村俊之君） それでは私から⑩番についてお答えいたします。

県では、伊豆中央道と修善寺道路料金徴収期限の延長による負担軽減のため、ETCの導入及びETCX等を活用した新たな割引制度の導入に向け準備を進めております。

また、懸念される課題として、有料道路を避けた車両が生活道へ流入することによる渋滞が考えられますので、これら周辺道路の対策が早期に図れるよう対応していきたいと伺っております。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

三田忠男議員。

○14番（三田忠男君） ありがとうございます。

じゃ、確認させてください。

マイナンバーカードで新聞をにぎわせているような事態は、伊豆市ではないと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市民課長。

○市民課長（大川 勉君） 現在、中間報告の第一報では、なかった状況でございます。

今また国ほうで調整をかけている状況で、以上でございます。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） じゃ、②番にいかせてください。

ここで私は、いわゆる先生方には先生方本来の業務に当たってもらえばいいんじゃないかと思って、家庭の問題等はスクールソーシャルワーカーとか、心理的な問題はカウンセラーとか、あるいは事務的な問題は事務職員とかになって、先生の本来の業務をやらしてもらえばいいなと思っているんですが、教育長、その先生方の本来の業務、文科省も言っています、教師でなければできない業務に専念させるという改革をやるんだと言っていますが、先生でなければできない本来の業務、どう考えたらよろしいでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（鈴木洋一君） やはり学校については、児童生徒との関わり、それから授業が一番ですので、教材研究ですとか授業の準備、質の高い授業を実施していくということが一番になるかと思っています。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） そうですね、以前視察に行かせてもらったときに、授業のうまい先生の教室は荒れていないよと、問題のある学校なんてないよと言い切った校長先生がいたんですけれども、そのとおりかななんて思っていました。

それで、もっともっと、いわゆる今までの先生方、今までというかどこが今までか私も分からないですが、一から十までなんか先生が全部やらなきゃいけないようなイメージじゃなくて、もう先生は先生の本当の業務で、学校の運営はまたいろんな人が関わるんだという体制をつくらないと、いつまでたっても若い先生方来ないのかななんてことを思ったものですからぜひ、人員配置は多いんでしょうけれども、多くても雑多な職種もまた同じように先生抱えたら、なんか本質的な先生の質向上にはならないような気がしたものですから、ぜひ頑張ってくださいと思います。

③番のヤングケアラーなんですけど、64人いたというデータが出ているんですが、この64人というのはあれですか、本人は自覚しているんでしょうか。それとも先生方から見て、支援者から見て64人いるんだなということだったんでしょうか。

○議長（青木 靖君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（森嶋哲男君） このアンケートをやるに当たって、ヤングケアラーとはこういうものだという一枚の紙で説明を提示して、それを読んでから、児童生徒が教室でアンケートをやったという状況でございます。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） そうすると生徒から、じゃ、私もヤングケアラーですよというのが64人いたということではないんですか。

○議長（青木 靖君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（森嶋哲男君） アンケートの中で、家族のケアをやっているという回答をした人が64人で、それがヤングケアラーだよという表示ではないんですけども、そういう手伝いをしているということで回答したんだと思っております。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 定義等にもよるんでしょうけれども、家族の手伝いをしているからヤングケアラーじゃなくて、手伝いの度合いが一般の生徒等と著しく異なるような場合をケアラーと私、呼んでいるような気がしているんですけども、そうするとちょっと数字的にもはてながつくんですけどもね。

いずれにしてもそういった自覚があって、じゃ、それに対して今度は福祉部門とかを含めて、どのような支援をすればいいかというのを今度、64人もいるならばやっぱり大きな検討になるかと思っておりますけれども、ぜひ施策は進めていただければなと思えました。

④番、健康診断のことですけれども、この受診率についてはどのように評価して、逆に受診しない方についての、なぜしないのかという意見とか聞いたことあるんでしょうか。

○議長（青木 靖君） 続いて、健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） まず、健診をなぜ受けないとかということは聞いていないんですけども、レセプトの結果なんかで3年間健診を受けていないとかという方とか、そういった方に受診勧奨をしているので、そういうことも聞いているんですけども、具体的にはちょっとここで申し上げられませんが、そういった受けていない方にもアプローチをするような事業を取ったりなんかはしています。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 健康福祉部から伊豆市の健康・福祉、毎年くれる、これ非常に私、参考になってありがたいと思っておりますけれども、そのデータ等から見ても何か受診率が低くて、まして歯科検診は4年度からやったんですかね、そのデータから見ると、1万3,000人くらい受けなきゃいけないものが280人くらいしか、歯科の検診を受けていないというデータがあるんですが、これも静岡新聞等に出ていまして、非常にこれがオーラルフレイルとか今後問題になるわけですね。この辺をちょっと力を入れなきゃいけないのかなと思ったり、あるいは伊豆市は慢性腎臓疾患が多かったんですかね、いわゆる生活習慣病等の中の。そういったことの中で、歯科検診をもうちょっと頑張ってもらってもいいのかななんて思う

んですけれども、非常に丁寧な手紙ももらったり、私、もっとやれと言ったら議員自らやれということで、それから私、毎年人間ドックやらせてもらっているんですけれども、もうちょっと頑張ってもらえるのかなみたいな気があるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） すみません、健康診断の受診率の評価については、やっぱり高くはないと感じております。

そういった関係で、これも新聞にもちょっと紹介されましたけれども、三信さんとかで窓口で受診を広げていこうとかっていうことだとか、あと、がん検診とか婦人科健診でも託児の日をつくったりとか、あと、健診のパンフレットをちょっと奇抜にするだとか目立つようにするだとか、今後もいろんな方策を使ってやっていきたいと思います。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 頑張っていると思いますけれども、ぜひまたお願いいたします。

⑤番の生活保護なんですけど、受給数が新規でやはり増えているというデータだと思いますね。19から25名になったと、世帯ですか。窓口で相談した件数というのはわかりますか。

○議長（青木 靖君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（梅原 進君） 令和4年度につきましては、相談件数は60件になってございます。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 60件のうち25世帯がいわゆる給付というか申請に結びついたと理解でよろしいんですか。

60件のうち、その生保等にならなかった方は、他の福祉サービス等に誘導したり、あるいは相談したらみたいな助言もなさっているんですか。

○議長（青木 靖君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（梅原 進君） 生活保護につながらなかったケースについては、生活困窮ということで相談機関のほうにつないでございます。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） それでは、⑦番。

前にも言いましたけれども、伊豆市は障害者の優先調達法という授産制度を活用している率が非常に高く、非常に私も誇りに思っているんですけれども、かつ工事の入札等について加点したということを知っていて、これまた進んでいるなと思いました。

ですけれども、働いている人が就労支援継続で104人の定員しかないんですが、障害者計画の中では104人というのは充足しているのか、もっともっと就労支援の施設は増やしたほうがいいのかということでしたか、ちょっと確認させてください。

○議長（青木 靖君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（梅原 進君） 就労支援事業所につきましては、今現在、A型が1事業所、

それでB型が5事業所ございます。

その中で、一部の事業所につきましては、定員数を増加して利用者を、サービスを提供しているというような状況が現在ございます。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 今、障害者計画等作成中だと思いますけれども、この継続は増える方向でしょうか。今聞いてもよろしいんでしょうかね。もし差し支えなければお答えください。

○議長（青木 靖君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（梅原 進君） 今、計画を現在作成中でございます。

今後、やはりそういうサービスの充実ということも必要になってくるということも検討しなきゃいけないですので、増やすというような方向も検討の一つと考えてございます。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） ⑧番、観光の関係です。

先ほど観光税と聞こえたんですが、私は宿泊税という言葉を使っているんですが、観光税、どんなものなんですか。いわゆる導入どうのこうのじゃなくて、観光税というのはちょっと私、初めて聞いたものですから、教えてください。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 私ができるべく宿泊税よりも観光税にしたいなということを強く主張しているわけです。

熱海市をはじめ新聞報道でも、特に関西とか、あるいは北海道もそうでしょうか、東京とか、宿泊税、宿泊のお客様から頂いているんですね。宿泊税とか入湯税というのは、財源をどこから頂くか、お風呂に入る人から頂く、宿泊される人からいただく。そうすると、そこに対して還元するようなイメージになるんです。今、伊豆市が必要としているのは観光のための財源であって、その目的のほうに着目したほうが、そうしないと、宿泊税を頂いたら全部旅館に戻せみたいな形になると、本来のやろうとしている観光振興財源にならないのではないのかと考えているわけです、私は。

ですから、基本的には入湯税に上乘せする形の宿泊税が、そうはいつでも99%になるかもしれません。だけれども、例えば大規模な観光施設からちょっと頂くとか、有料駐車場とかゴルフ場も今、ゴルフ場利用税頂いていますけれども、あるいは日帰り温泉だとか、少し市外の方から頂けないだろうか。その比率は圧倒的に違っていても、その宿泊者から頂いて宿泊者に還元するというような印象を受ける名称よりも、観光を基盤産業としている伊豆市の観光事業の財源ですよという名目のほうが、私は分かりやすいのではないかと伝えております。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） いわゆる地方自治体が条例に基づき独自に新設できる、使い道をあ

らかじめ定めた法定内目的税の名称の違いだと。私が提案していることとイコールザットみたいなことですから、そうか、そういう考え方もあるのかと思いました。

税は、つくるといとなかなか抵抗があるかと思いますがけれども、また慎重に進めていただければと思います。

あと、⑨番のコロナ対策なんですけど、1回目の受診が82%で2回目が81%、5回目だと34%、どんどん減っていくみたいですがけれども、6回目はもう任意ですから仕方がないんでしょうけれども、何か今日も、いつ私もなるか分かりませんし、いない部長さんもいる現状の中で、もうちょっと注意喚起とか、いわゆる接種の奨励もしてもいいのかなと思うんですけども、難しいんですかね、強制じゃなくなってからは。いかがですか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） 現在、先ほども報告させていただいたとおり、県内も東部も東部保健所地域も警報という形で、非常にコロナはやっております。

うちのほうも注意喚起をしていかなければいけないと思っておりますし、先ほども申し上げたように、ワクチン接種を来月の9月20日から始めていきますので、ちょっとワクチンの給付量なんかも国から調整があるということなので、混乱が起きないようにできる限りワクチンの接種をしてもらおうとか、今はもう高齢者施設だとか持病のある方の近くだったらマスクをしてもらおうとか、そういったことの注意喚起、心がけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） ぜひお願いしたいなと思っております。

⑩番の伊豆中央道の問題ですけれども、いわゆる伊豆市と独自の、県がやっているということなんでしょうけれども、伊豆市民に対して伊豆市から税金を、伊豆市の税金を使えという意味じゃなくて、伊豆市としてもっと県に要望して、例えば100円の割引率を市民は50円にしるよとか、何か半額は県からもらっていると聞いたものですから、もっとそれ強く言えないのかなみたいな印象があるんですが、なかなか難しいんでしょうかね、伊豆市独自で頑張るといふのは。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 難しいんじゃないかと、私はもっともっと力を込めて県に言わなければいけないと思っております。

先日、富山県に砂防の研修で県内市長、町長と一緒にやってきたんですが、立山の林道ですかね、大型バスが4,900円、普通車が2,000円。おおっと思って、うちの200円より高いじゃないかと思ったら、立山黒部アルペンルートというのは5万1,200円なんです、通行料が。うちの200円じゃなくて、5万1,200円。ただ、あそこは普通の車、通れませんので、それはバスとかに、観光のお客様に全部割り当てますから、それはそれでうまく吸収できるんですけども、ともあれ、私が承知しているのは、修善寺道路、伊豆中央道路、観光のお客

様、土日、連休、2月、8月、物すごい渋滞ができて上に乗っていることを私たち知っているわけですね。あれを、もぎるではなくてE T Cにすれば、500円でも1,000円でもお客様は上を選ぶだろうと。平日の朝晩なんかはもうほとんど市民ですから、そこはさっきやりましたように市内だけで連結している熊坂の出口をただにするとか。市民が圧倒的に使うところは、もう50円でも30円でも下げるとか、そういったやり方を早くやってくださいということをお願いしているんですね。

ですから、有料道路維持で私は賛成してきましたので、早くE T Cにして、E T C XをE T Cに替えてくださいと。そして、市民の負担は、最初は今100円にしているものを、じゃ、市が50円出して県が50円出せばゼロになるかとか、いろんな議論をしたんですけども、やはりE T Cを導入することによって変動料金制にすることが、結果として、これ、目的は違いますけれども、効果としては観光税と同じ効果になるんです。つまり、観光のお客様に負担いただいて、伊豆半島の中の道路をよくするということですから、そういう効果を私は期待して、これまで以上に県には強く申入れようと。伊豆半島のほかの市長、町長と一緒に考えております。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） いろんな資料を、政務活動費で新聞等を購入させていただいて、世間をにぎわせていることが伊豆市内でもどうなのかなと思って、いろいろ質問させていただきました。

また、これを来年度の予算要望等に生かしたいなと思って、いろんな答弁ありがとうございました。

ぜひ庁内だけの会議じゃなくて、町なかに出て市民の声を聞いて、それをぜひ来年度の予算に生かしてもらえば幸いです。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（青木 靖君） これで三田忠男議員の質問を終了します。

ここで2時35分まで休憩します。

2時35分に再開します。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時35分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

一般質問を続けます。

◇ 星 谷 和 馬 君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号8番、星谷和馬議員。

〔8番 星谷和馬君登壇〕

○8番（星谷和馬君） 8番、星谷和馬です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

件名は、総務経済委員会所管施設についてであります。

人口減少が進み、税収も減収します。持続可能な伊豆市を維持するためには、観光客、インバウンド等を増加させる施策が必要です。伊豆市、伊豆半島全域が共に力を合わせ取り組み、実行することが重要です。

総務経済委員会は、去る6月28日水曜日、所管施設3か所を視察しました。伊豆縦貫道、萬城の滝周辺、だるま山高原です。

まず①です。

伊豆縦貫道路は国の事業ですが、完成にまだ20年の歳月を要するとのことでした。もう少し早期完成を目指すためには、市としてどのような対応をしますか、お願いします。

②番、萬城の滝周辺です。

とても静寂で自然豊かです。都会の人たちにとって、コンクリート社会から解放されてオアシスではないかと感じられます。人気がじわりじわり増す予感がします。質問いたします。

(1) 階段歩道の手すりに照明を設置、また、滝をライトアップにする意義は。

(2) 萬城の滝、ここにデッキ、展望デッキ2か所を設置する、必要ですか。

(3) 原保にオープンするわさびの郷施設と共同で取り組む計画はありますか。

③番、だるま山高原です。

景色は抜群、日本一でしょう。レストハウス、ロッジ、キャンプ場を併用して、近年はブームに乗り人気が増しております。質問いたします。

(1) 毎年赤字決算、どうしてですか。

(2) 6月の定休日、6回もありましたがなぜですか。

(3) 売店に地場産品がない、その理由は。

(4) 収益を上げる努力、また、課題等をお願いします。

○議長（青木 靖君） ただいまの星谷和馬議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 伊豆縦貫自動車道について、これは四全総で1987年に決まった計画で、7月に促進大会やりましたときに、当時、そのときは次官だったんでしょうか局長だったんでしょうか、今参議院議員の佐藤信秋先生が当時、四半世紀で完成させたいと言ったけれども、もう四半世紀過ぎてしまったと。何とか、倍になるけれども50年、つまり2037年までに完成させたいとおっしゃっていましたがけれども、現実的にはかなり、かなり厳しいです。

ただ、私は、目標としてはなるべく早くということにならざるを得ないかもしれませんが、現実の問題、2030年台半ばに南海トラフ巨大地震が起こると専門家が言っているにもかかわらず

らず、そこを時期的に目標にしないでいいのだろうか。事業化された浄蓮の滝まで、あるいは河津町までは完成させる、強い意志を持って完成させる。防災拠点もしっかりつくる。そのような明らかに私たちはもうとても大きな危険が、専門家から言われているにもかかわらず何もしなかったら、まさにその不作為の責任が問われている伊豆山と同じことを私たちは繰り返してしまうのではないかと、今強く危惧しているところです。

その上で、そんなことも実は国交省などで申し上げながら一日でも早い完成をとお願いしているんですが、要望活動を行った際の感触としては、最優先課題は大量の残土を置く場所の確保だと思います。現時点で360万立方メートルと言われていますが、今静岡県で残土置場、もう極めて大きな課題になっていることは、政権与党も国交省もみんな承知しておりますので、自然由来の重金属などが混じっている土とそうでない土を区別し、市民生活に対する影響のない安全な場所、事業区域内に選定する。そのために、伊豆市内でもし大量の残土置場確保することができたら、それはそれで大きな前倒しになる要因だと考えております。

そのほかについては、産業部の担当に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） それでは、続いて観光商工課長。

○観光商工課長（山下芳之君） 私からは②③についてお答えさせていただきます。

まず、②の（１）と（２）は滝の整備に関わることですので、併せてお答えさせていただきます。

まず、滝のライトアップや歩道手すりの照明設置につきましては、旧町時代に行っていたことがあり、人気を得て多くのお客様にお越しいただいておりました。

また、萬城の滝は、以前は裏見の滝とも呼ばれ、滝の裏側から滝を見ることができ、多くのお客様にお越しいただいておりました。しかし現在は、安全上の理由から、滝の裏側を通る歩道は通行禁止とさせていただきます。裏の歩道が使えない中で、以前のように滝を間近に感じてもらえる方法はないか、そのことについて観光協会や萬城の滝協働の会の皆様と協議を重ねた結果、迫力ある滝つぼを間近に見ることができ、より多くの方が鑑賞できる滞留場所として、2か所の展望デッキを設置することとなりました。

今回のライトアップの整備や展望デッキ設置など、萬城の滝の魅力を向上させることで多くのお客様にお越しいただき、中伊豆地区の魅力アップ、地域振興につながるものと考えております。

②の（３）につきまして、わさびの郷拠点施設は、ワサビの魅力、歴史、栽培方法などを展示する施設となっております。また、地域の魅力、環境の情報提供も行う機能も整備する予定です。

当然、このような機能を持った施設として、萬城の滝やキャンプ場などの周辺情報を訪れた方に提供し、わさびの郷となる地域を周遊させるための仕組みづくりを共同・連携し、取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、達磨山観光施設について、③（１）過去5年間の収支状況を見ますと、平成

30年度は収入が支出を上回っていましたが、令和元年度から4年度までは支出が収入を上回っております。ただし、施設修繕に係る費用は、県から委託料として市に入ってきております。

収支マイナスとなった主な原因といたしましては、収入面では、コロナ禍による観光客の減少によるレストハウス等の売上げ減少、支出面では、非常勤職員の処遇改善による手当支給や社会保険料の増額など人件費の増加や、電気料等の高騰が挙げられます。

また、市が直営でキャンプ場・レストハウスの営業を行っているため、集客力や営業力、また、収益を上げるノウハウを十分に持ち合わせていないことも要因の一つと感じております。

③の(2)につきまして、市が直営するだるま山レストハウスやロッジ・キャンプ場は、夏休み期間中以外は毎週火曜日、水曜日の週休二日制で運営しております。これは、働く職員の数が限られていることと、経費縮減が図られること、休館日でもトイレやテラスの利用は可能なことから、この体制を取らせていただいております。

③の(3)、現在レストハウスでは、梅シロップやところてんなどの地場産品を販売しております。以前には、干しシイタケや白ビワジャム、天草、鹿のしぐれ煮などを販売していましたが、収益の関係から取扱いをやめております。

③の(4)、収益を上げるためには、集客力や営業力、情報発信など、やはり民間のノウハウが必要と考えております。

今後、達磨山観光施設が県から譲渡され、民営化に向けた作業を進めていくこととなりますが、施設を民間譲渡するまでの間は、指定管理者制度等により、民間のノウハウを活用した事業を行い、収益を上げられるような体制にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

星谷和馬議員。

○8番（星谷和馬君） それでは、質問させていただきます。

この伊豆縦貫自動車道は、東名から下田まで、全線開通までまだ20年の歳月を要することです。

また、2024年問題があります。働き方改革です。

その上で、人件費の上昇とか諸物価の高騰などにより、建設業界は収益の高い物件を受注する、そのような入札制度に自然的になります。隣の中国でしたら、国家事業として10年とか5年で完成してしまうのではないかと自分なりに想像しますが、日本国内です。一自治体の声が届くには難しいでしょうが、早期完成を望みます。その上で市長としてでき得る手段、取組をお伺いいたします。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 今、議員御指摘のように、今建設費が高騰しているんですが、今まで

の15年半の経験からすると、もうこのような建設事業は待てば待つほどお金かかるんです。

今回何とか完成しましたけれども、ごみ焼却施設も、私が市長になった頃は50億円だったんですね。1トン5,000万円以下だったんですが、結局100億円。下田賀茂が130億円ですか。それから、あのとき三、四年前に再三言われた、引き合いに出された江戸崎のごみ焼却場も、結局200億円近くなんですね。ですから、待てば待つほどどんどんお金かかっていくんです。伊豆縦貫道、天城峠越え工区、私が以前3ルートを見たときには1,500から1,700億円ぐらいだったのに、もう4,000億円になっているんです。

ですから、何としてもこの道路整備が遅れた伊豆半島の道路整備は、何としても私たちは早めてもらわなければ、既に三浦半島は、あるいは房総半島は、先端近くまでできているにもかかわらず、伊豆半島だけが遅れているんです。これはひとえに、すみません、これも先輩方に悪口言うようなことになるかもしれないけれども、やっぱり伊豆半島ばらばら過ぎたんです。それぞれ個別に言っても、まさに力に、政治力にはならないのであって、ただ、このところ伊豆縦貫道が進捗してきたのは、長泉町から南伊豆町まで、それから7市6町会議でいえば三島から南伊豆町まで、もう必ずみんなが大勢で、議員の皆さんも含めて強い圧力で要望しているから、何とかここまですることができた。したがって、改めて、これはやはり政治的な影響力も必要ですから、政権与党に予算をしっかりと組んでいただくためには、伊豆半島が一丸となってこの重要性を繰り返し繰り返し訴えていくことだと思っています。

ただ、ここ半年間は、私が直接国交省の幹部から伺っているのは、もうお金の問題じゃない、お金をつけたからできるものではないと。とにかく残土置場だと。360万立米どこに置くんだと。これがむしろ予算よりも重要な課題であって、それを君たちは準備できるのかということに尽きると、私は今そういう感触を持っております。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 市長の答弁の中で残土の問題が出てきました。

ならば、この伊豆半島全域で残土の問題を解決すべき、市長さんのトップ同士で話し合うとか、どうしたらよいだろうかという、そういうような機会を設けて、残土の計画的処理を進めたらいいんじゃないかなんて、今市長の答弁の中で聞きました。

それと同時に、どこかに伊豆半島で処分するだけの立地が、果たして今あるのかどうか分かりませんが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 水面下では既にやっています。

ただ、これは皆さんに申し上げられる形ではできません。なぜならば、御存じのとおり静岡県では、これは全く別の力学で動いておりますので、しばらくの間、水面下で準備作業するしかないと考えております。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） この問題は国家事業ですから、我々がなかなか手の届くところじゃあ

りませんから、希望としては1年も早く2年も早く完成することを望みます。

それでは②番にまいります。萬城の滝の周辺です。

この中伊豆地域は、やっと大きな観光施設ができるということです。この萬城の滝と、原保にオープンするわさびの郷構想です。これは、この2か所で共同歩調するとか連携すれば、多くのお客様がいらっしゃいます。地域振興とか地域の活性化に大変多く寄与すると思います。これ、とても大きく期待しております。

質問します。

これ、手すりのことなんですけれども、手すりとは照明ですね、前にやったときにはお客さんがたくさんいらっしゃったという答弁でしたが、ならば、夜間にお客さんはどの程度いらっしゃったのか。昼間と夜の比率というのは御存じでしょうか。

○議長（青木 靖君） 観光商工課長。

○観光商工課長（山下芳之君） 以前ライトアップをしていたときにはテレビ中継とかありまして、かなりのお客様が来ていたんですけれども、ちょっとそのときの数字は今持ち合わせておりませんので、バスが結構入ってきたということは伺っているんですけれども、正確な数字は、ちょっとまた調べて分かれば報告させていただきます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） お客さんが見えることはとても大事なことです。

けれども、夜間に人里離れた山奥で、夜間にお客さんが見えて滑って転んでけがができれば、市としてはどのような対応を取るのか、その辺も伺います。

○議長（青木 靖君） 観光商工課長。

○観光商工課長（山下芳之君） 夜間のライトアップでちょっと見えにくかったり、けがが発生することは考えられますので、まずはキャンプ場が営業している日につきましては、今、指定管理者のRecampさんの職員が常駐、泊まりもやっただいております。初期対応につきましては、Recampさんのほうにお願いして、それで、その後の大きい事故になりましたら市のほうも協力して対応させていただきますけれども、あと、萬城の滝のキャンプ場が休業日の場合は管理人おりませんので、そのときはライトアップを取りやめという形も考えております。また、冬季、冬場などは歩道が凍ることも考えられますので、冬季、それとあと閑散期、お客様が少ないときはライトアップを止めようかと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） それなりの対策をするということはとてもいいんですけれども、僕らから普通に考えますと電気代はかかるし、そして、ライトアップすることによって周りの植物とか樹木に環境問題等も出ると思うんですよ。そういうことを考えた場合に、本当にライトアップとか手すりに照明というのは必要なのかなということは気になりますけれども、課

長が答えたとおりの答弁でもいいかもしれませんが、もう一回原点に戻ってちょっと検討してみてください。お願いします。

それでは、次はデッキですよね。このデッキのことについても（１）と関連しますけれども、これデッキって本当に必要ですか。

この間、総務経済委員会で7月14日に岩手県の盛岡市に行ってまいりました。そのときに、岩手県の盛岡市というのは、アメリカのニューヨークタイムズに、世界で訪れたい世界の観光施設ということで第2位になったんですよね。そうしたら、それから市としては様々な予算を組んでいろいろな事業を計画しようとしたんです。ところが、盛岡に住んでいる有名な方が、やめてくれ、そのままがいい、何もしないでくれと言ったんですよね。ですので、市もすごく困惑したということの説明の中でおっしゃっていました。

そういうことを含めると、果たしてこの萬城の滝も、デッキ2か所ですよね。やっぱり裏をコンクリで固めたということもありますから、少しでもデッキ、ライトアップをすれば配線も必要だろうし、デッキならば自然破壊にもつながるだろうし、その辺はどのように感じていますか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 2023年行きたい52か所、私、中を全部見ていないんですが、いわゆるオーソドックスな有名な観光地ってあったんでしょうか。

恐らく、ちょっと今までにない、えっ、そこに行くのというようなところじゃないかと推測するんですが、あまりハワイとかワイキキとかで入っている感じしないですね。

伊豆半島は、幸いなことに私は申し上げたいんですが、伝統的な観光地なんですね。やっぱり4,000万人のお客様がいらしている。伊豆市だけでも100万人近い宿泊者と300万人の観光客がいらして、既においでになる方は、伊豆半島という俺たちは観光地に行くんだという思いで来ていらっしゃる方々に対してどのような、私はどちらかという修善寺のお寺があるからとか土肥の海があるからというよりも、伊豆に来られた方々が、あっ、こんなところがあったんだとか、こんなおいしいものがあったんだ、1月に桜が咲いているんだ、そういった小さいサプライズでいいと思っていて、そんな観点から萬城の滝を考えたときに、かつては全国で10か所ぐらい裏見の滝があったようですが、やはり減りつつあります。

いろんな意味で裏へ回せないというところがあって、その一つが萬城の滝なんですが、ただ、やはり地元の方々は本当に裏回せないのか、駄目なのかと何度もおっしゃるんですが、それはもう行政としては回せないの、可能な限り横に、あたかも、裏とは言えないけれども横から滝が見えるようなところまで歩道を造ってあげたいというのが市長の考え方なんです。熱海市の梅園の中には裏に回れる滝あるんですが、あれは全部人工的につくられたものなので、それは裏へ行けるんですけれども、自然の滝で可能な限りつけさせてあげたいということを見ると、歩道整備と展望台の整備は必要なんだろう。これは地元の方々の要求との最大限の合意の中でそれが限界ではないかと考えているところです。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 課長と市長とは少し僕の意見とは相違しますが、私としては、観光地というものとは人工的に作るものもよからう、ディズニーランドじゃないですけども。また、伊豆市のような山奥のほうには、あえてそれをつくらない、そのままがいい、自然のままがいい、そういうお客さんが、東京の都会のコンクリートの中に生活した方はそれを求めていらっしゃると思うんです。その辺を、意見の相違なだけでけれども、それらはもう一回見直してほしいと思います。

そしてまた、確かに地元の方々の要望とかそういう意見もあるでしょうけれども、地元の意見をほぼ100%丸のみもいいですけども、直すところは変更する、ここにふさわしいところ、ここがこの萬城の滝は本当に何もなくて、岩手県の盛岡市じゃないんだけど、本当にこれお客さん、何もしないから逆にもっと増えるんじゃないかというような気がします。その辺を踏まえて、ちょっともう一度答えをおっしゃっていただけますか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 議員が御指摘のことは、私は重々理解しているつもりなんです、したがって、生産地でワサビ沢のほうは、もう積極的に集客しないということにして考えています。あそこは生産地ですので、ワサビ沢物すごくきれいで、あそこに入った観光客の方も車止めたり歩いたりされていますけれども、これは生産地ですから、富良野であったような畑の中にどんどん入っていくようなことは断固として排除したい。したがって、わさびの郷資料館で受け付けたガイドつき有料ツアー以外は入れないという強い意志を示したいと思っているんです。

ただ、その従来型の観光地区である中伊豆地区にあって萬城の滝は、従来からたくさんのお客様がいらした、そういう萬城の滝であってほしいというのが地元の方々の要望ですので、その地元の方々の要望と、残念ながら裏は回せませんというぎりぎりの合意がこういう状況だということでございます。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 意見の相違は相違でいいとします。妥協はしませんけれども。

それでは、滝の前に少し荒れた敷地がありますよね。あそこはかつて出店がありました。バーベキューもありました。私、商売やっていたから、あそこに炭とお酒を納品していました、ちょっと余談ですけども。

それで、今少し荒れているんですよね。そこの整備の予定はあるのかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（青木 靖君） 観光商工課長。

○観光商工課長（山下芳之君） 滝つぼの右岸側のほうに昔お店があった、広場のところにお店がありました。現在はあずまやとかベンチを置いて休憩できるようにしております。ちょっと以前壊れていたの、そこは整備し直しました。

また、もう少し下流側に行きますと、自然の石とちよつとステージ状になっているような広場もございます。その活用につきましては、観光協会中伊豆支部と相談して、イベント等での活用を考えていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 意見として、いいと思ひます。

ただ、言えることは、間違つても滝と自然に合わせてコンクリートにしないようお願いいたします。あれはあのままちよつと平らにして、休憩所だとかベンチだとかそういうものを置いて、都会の人がゆっくりくつろげるような場所にしたら最高じゃないかと思ひますけれども、その辺はちよつと考えておいてください。

（3）番ですね。

この原保にオープンするわさびの郷と、これ、共に連携したらもっともつとお客さん来ると思ふんですね。少し関連質問になつちやうんですけれども、この原保の施設というのは、前に説明があつたんですけれども、バスの駐車場とか何か用意してあるんですか。ちよつと関連で答えられたらお願いいたします。

○議長（青木 靖君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川正洋君） 新しく整備するわさびの郷の拠点施設については、今、原保のJAふじ伊豆の集荷場のところで整備しております。

そちらの駐車場につきましては、普通車16台程度の駐車場になっておりますので、バスが直接そこに入れるというようなことは控えていただきまして、近隣の八岳集会場、そちらの駐車場へ誘導したいというふうになつております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 距離でどのぐらいあるんですか。お願いいたします。ざつとでいいです。

○議長（青木 靖君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川正洋君） 300メートルから400メートルぐらいだと思います。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 分かりました。

ちよつと300メートルという距離が長いんですね。雨が降つた場合どうなのかなという気はしますけれども、新たに造ることもないでしょうから、それはそれで有効活用してください。

また、この（3）番のことは一つの答えなんですよね。原保のわさびの郷と萬城の滝をセットでお客を、集客を増やすということなんですよね。これをやっぱり取り組んでほしいということですね。例えば、エージェントの方々ととかいろいろな方々とタイアップしていただければ、観光バスのお客さんも見えると思ひます。

また、それ以外に、皆様としてはどのような取組だとか対応があるのか、お伺いします。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほどのバスの駐車場は、要するにわさび資料館で乗降していただいて、バスだけ回すということですので、八岳集会所からお客様がみんな歩くわけではありませんから、そこはそんなに大きな問題にはならないと思うんですが、わさび資料館でお客様が来て、そこから帰ってしまうということはやりたくないですね。

以前、あそこの県道、私なんかもいろいろ走っていると、わさびの郷という看板が結構出ていたんですね。知らないお客様がどこだろうと思って入っていくと、実は何も無い。今度はバスが入っちゃうと、今度は抜けられもしない。だから、それだったら、ちゃんとわさびの郷をつくろうというのが最初の発想だったんです。最初は八岳小学校跡地に資料館を造ろうと、市長としては思っていたんですが、やはり検討していく中で土肥南小とか湯ヶ島小のことを経験してくると、小学校の改修というのは、お金は物すごくかかるけれどもなかなか使い勝手がよくない。そこで、一時期は、萬城の滝の中、管理棟のところを少し改修して、わさび資料館を造ろうと考えたわけです。あそこだったら最初から観光施設なので、そこにわさび資料館があったほうがいいのではないかと。

そこを私が指示していたときに、原保の農協が空くようです、ここのほうがいいんじゃないでしょうかという職員からの提案があって、あっ、そのほうがいいやと。いかにも受付機能としては、そこでワサビの勉強をしていただいて、そして、そこから何か食べたい方は、あぜみちとかあまからやさんとか羅漢さんとかにどうぞと紹介をする。ワサビ沢を見たい人は、じゃ、萬城の滝に行ったら近くにワサビ沢ありますから、そこだったら見られますからと御案内する。萬城の滝もキャンプ場もありますしと御案内する。そういった機能を考えているわけです。

ただ、地藏堂や筏場新田のワサビ沢に行くことは、そこで、いや、ここはガイドつきだけです。特定のお客様しかお送りしませんというような、はっきりした特徴のある観光施設にできればなと考えています。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 市長が答弁していただいたんですけども、それ以外に取組方とか提携するとか協力するとかという、産業部では何か持っていらっしゃいますか。

○議長（青木 靖君） 観光商工課長。

○観光商工課長（山下芳之君） わさびの郷拠点整備に合わせまして、中伊豆地区、八岳地区の周遊マップ等を作成する予定となっております。

また、わさびの郷拠点施設へ来たお客様には、先ほど市長が申し上げたとおりに萬城の滝等も御案内をさせていただきますので、その八岳地区、中伊豆地区を周遊していただく、そういう仕組みをつくり上げて、そういうのをエージェントさんとかにも紹介させていただいたり、わさびの郷拠点施設のほうで案内をさせて、周遊して楽しんでいただく仕組みを今後

つくっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） ぜひ頑張ってください。

やっと中伊豆地区に観光施設ができました。よりお客様を増やしていただいて、あの地域が限界集落にならないように、これはやっぱり我々の大きな責任があると思いますから、お願いします。

それでは、③番、だるま山高原です。

8月24日に全協がありました。そして、この達磨山観光施設についての説明がございました。その中で、県による売買金額は4,960万円、県による評価額ですよ。伊豆市は、この金額で売買契約を締結を目指しているという説明がございました。この施設は、何十年にわたってほぼ赤字です。私、議員になってから6年ですから、決算書を全て開いてみました。何とまあ赤字ですね、大なり小なり。そして、ならば、伊豆市はこの県に指定された4,960万円です。そのとおりに買うのか、契約するのか、答えはそのとおりでいい。ならば、県の言いなりにしないでもっと減額修正をかけるのか、ラスクさんが10分の1なら、それじゃ10分の1の496万円にしておくとか、そういう交渉はなされたのかどうかお伺いします。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） このだるま山レストハウスは、県の行政財産なんですね。

静岡県は、観光施設を造って、観光施設として、行政財産として維持管理してきた。それを伊豆市が指定管理を受けて、指定管理者として伊豆市がやってきたわけです。

したがって、私たちがもうこれ使わなくなった昔の教員宿舎とか、あるいは学校とか役場とか、もう使わなくて普通財産にして目的外使用でどこか使っていただけるものありませんかという施設とは別に、行政財産であるものを伊豆市の行政財産として取得するわけです。まだ普通財産にしませんから。分かりますか。

ですから、今、行政財産として、造ったときは何億円かかったか分かりませんが、それは残存価値鑑定してもらいましたから約5,000万円ということになりましたけれども、あの行政財産を要らなくなった、不要になったから、別の目的に改修して、もう好きに使ってください、普通財産ですというものと全く違うんですね。

もし私たちがあれを、いや、1,000万円です、500万円ですとなると、県の行政財産はおかしいということを私たちが論証できない限り、減額させる根拠がないわけです。県の行政財産として今維持管理しているわけです。

ただ、赤字なのは、やはり我々公務員がやっても新しいビジネスのモデルも分かりませんし、仮に市が取得して設備投資しようとしても、全員公務員ですから。ですから、一旦市が取得した後、ちゃんとあそこを活用できる観光ビジネスのプロの方に、いずれは条件が整ったら運営してもらおうほうが、結局伊豆市全体の公益にかなうのではないかとということなんで

すけれども、そこの不要になった施設を普通財産にしたものと、行政財産をそのまま譲り受けるものとの違いが一番大事なところですので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 行政財産、当然県の施設だから行政財産でしょう。なら、県の施設を伊豆市が委託してああいう形で商売をしていたということです。ならば、4,960万円で買った場合、どうなるんでしょうかね。市民の皆様、税金ですよ、納得してくれるでしょうか、市民の賛同を得られるのでしょうか、その辺も僕は危惧します。

ならば、4,960万円、買わないで県にそのまま返還ということも、市長、考えられると思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 私は当時いなかったから、実は詳細を承知してなくて、これは聞いた話ですけども、昔、修善寺町の時代に、県にお願いをしてキャンプ場を造っていただいた、あるいはキャンプ場を地元がやっていたんでしょうか。そこで、施設を造ってください、管理は町がやりますからということで造っていただいたと。正確かどうかは分かりませんが、私はそう聞いているので、つまり、こちらの要望に基づいて県は造ってくれた。だけれども、市もよくやりますけれども、造るけれども地元で管理しなさいよということだったと聞いています。

それを前提にして、あのすばらしい、要するに富士山が世界のマウントフジになった写真を撮ったあの場所のロケーションで、私はとてもいい観光施設になると思いますが、そこは公務員がやるよりも、やっぱりそこを理性的な開発をして、合理的に、あの風情を生かしながら、あの立地を生かしながら事業展開するためには、やはり一旦市が取得した後、一定の条件の下でしっかり事業展開していただけるプロの観光事業者にやっていただくことが伊豆市の公益には最もかなうだろうと考えているわけです。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 市が、公務員の方があの経営をするということはやっぱりちょっと無理があります。だから民間に譲渡して、民間の皆さんに任せて、お客さんはたくさん来ていただいて伊豆市にお金を落としていただく。これはもう理にかなっているんですよ。だけれども、先ほどおっしゃったように、じゃ、ならばこの4,960万円で伊豆市が仮に買った場合、今度は伊豆市が民間に譲渡した場合、民間の方が果たしてこの4,960万円で契約してくれるんでしょうかね。その辺まで考えましたか、お伺いします。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 当然考えました。当然考えていますし何社かにももちろん打診もしています。サウンディングして、正直言って、現状では虹の郷はかなり難しい、扱いが。けれども、達磨山のほうは観光事業として考えたときには扱いやすいという方が多いです。同じように5,000万円で売れるかどうかというのは、しばらく5年間いろんな条件がついています

から、それから実際に中を見ていただかないと、電気なりWi-Fiなり水道なり老朽化なりいろんなことがあるでしょうから、それはもちろん県のほうは鑑定して今回、約5,000万円にしているわけですが、それを思い切り減額したり無償で譲渡するということは当然市長としては考えておりません。

観光事業でやっているものを観光事業として活用するわけですから。ですから、そういった、もちろんなるべく自由な提案をしていただくような公募はしますけれども、そこはなるべく負担をいただくようなことを前提に公募というものをなるべく早くしたいと思っています。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 金額ベースでは答弁いただけなかったんですけども、この虹の郷は規模があまりにも大きいので、委託する企業さんはほんの一握りだと思います。ところが、達磨山のほうの施設ならば規模的にも小さいから、民間業者がたくさんいらっしゃると思います。

それで、僕、何社だか聞いた中で、1社はぜひやりたいなというところがありました。やっぱりそうだろうなと思いました。その場合には4,960万円は僕、金額は、その当時までその金額はなかったから、もしも4,960万円の金額を掲示した場合、果たしてそれを受けてくれるかということとは分からない。当然市が民間譲渡する場合は、どの程度の譲渡額になるかというのは僕、分かりませんが、大分減額修正をして譲渡すると思うんです。

それで、もう一つは先ほど僕が申し上げた4,960万円を買わないで、直接県に返還ということは考えていらっしゃらなかったですか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 今たまたま3つの観光施設が話題となっているんですけども、天城支所のほうは市役所、町役場を観光あるいはお菓子工場に転用するという投資が必要になるわけです。虹の郷は壊さなければいけない施設がたくさんあるというのが見た方からの印象なんですね。つまり、あのまま使えるところが非常に少なくて壊す施設のほうが多い。達磨山の場合には壊す施設はないですね。レストハウスはそのまま、ずっとではないけれども、レストハウスは使う、ロッジは使う、キャンプ場は使う、トイレは使う、管理棟は使うということですから、この3つの観光施設、全く特性が違うんですね。

それで、一番私、伊豆市にとってやりやすかったのは県がそのまま民営化していただくことだったんです。ところが、そこで何度も交渉してきたんですが、行政財産で県が観光施設として必要だと判断しているものを民営化する理由がないという説明だったんです、県は。ただ、造ったときは地元の要望で造っていただいたので、ですから、もし地元が要りませんとなったら廃止するか、つまり県は地元の要望に基づいて造ったわけですから、地元が要らないと言えば、分かった、じゃ県がこれ廃止してということで終わってしまう。あるいは、行政財産だから今のまま伊豆市が使いなさいというのは県の立場なんですね。

だから、あれ廃止していいんだったら、その選択肢も当然私にもあったんですけども、ただ、いろんな方から聞くと、あんないい場所で今のサービスレベルで続けるのかという声が多かったので、やはり一旦は市が取得して、そして将来、ある条件が整ったら民営化することが最も伊豆市の公益にはかなうと判断したわけです。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 市長の答弁もよく聞けばなるほどなということも理解できます。けれども、買う立場になりますと、私は民間の立場だったらあの金額では絶対買いませんね。減額修正を行うとか、毎年赤字なら無償でもいいだろうとか、それは交渉次第だと思うんですけども、市長の答弁の中で4,960万円という金額で、それが行政財産だから、県のものだから、そして最後には、県としてはもしも伊豆市がそれなりの手続を踏まなければ閉鎖ということまで言葉にいただきましたけれども、果たして閉鎖になるのかなということも疑問に思います。

自分が正直に、よく考えたときに、もう少し減額修正できないのかなというのは率直です。例えば前期と前々期と2期連続で副市長がいました。もう少しそういうことを、この方が例えば人脈とかお付き合いとか愛着心だとか、そういうことで人間の本能として、その方を利用してじゃないけれども、その方をお願いしても減額修正というのはできないんでしょうかね、無理でしょうかね。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 私は県会議員になったことがないのでそこは分からないんですが、伊豆市でも市長と議会と同じで、我々は議員の皆さんに説明するときに大変な準備をして、当然必要であり、公平であり、公正であると判断しているからいろんなことを議会にお願いするわけですけども、私が県議会の立場だったら、行政財産で持っていて観光事業でやっているものを、造ったときから経年劣化したやつを正当に判断して、そのまま観光施設で伊豆市は行政財産で使うのにということを考えたときに、私がもし知事だったら、どういう論拠で、伊豆市がお金がないから、つまり合理的な説明がつかない。今、行政財産として使っていて、経年変化を減額してやって、引き続き観光事業の行政財産で使うというものを、不要になった施設の目的外で別に使うものとは全く異なる事業で減額する根拠ですね。今まで伊豆市はそういったことないです。

今まで一度だけ極めて例外的な、伊豆市ですよ、ことをやったのは、修善寺駅前のある土地で公共事業に伴う土地の交換とか返還とかあって、ある方に随意契約でお譲りしたことがあるんです。そのときは、正当な価格だったけれども議会にかけたんです。それは、駅前なので公募したらもっと高い人がいるかもしれない、駅前なので。だけれども、公共事業の経緯からいってこの方にお譲りしないと約束を守れない。だから、公募したらもっと高いかもしれない、けれども算定価格で売るので逸失利益があるかもしれないから議会の議決をいただきたいということでやったことがあるんです。そういうように、物すごくいろいろ論理構

成つくるんですね。

さっき申し上げたとおり、施設は、私、建設費幾らか知りませんが、10億円ぐらいかかったのでしょうか。それが経年劣化の中で5,000万円という算定が出た。行政財産として県が所有している。伊豆市が維持管理している。伊豆市は引き続き行政財産として観光事業として使う。目的も施設も同じ中で減額する理由が、もし私が同じ立場だったら、なかなかその合理的な説明が難しいなと判断するだろうと思います。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 私と市長との考えの相違ですよ。私だったら絶対減額修正します。民間の立場でやったならばこの金額では納得しません。

それでは、③番の（1）です。これ毎年赤字決算、これ、どうしてですかということについて答えをいただいたんですけれども、ならば役場でも様々な研修とか勉強会やっていますよね。それで、産業部ですから、当然マネジメント研修とか、様々な施設がありますけれども施設診断等の研修とか勉強会はなさっているのでしょうか、お願いします。

○議長（青木 靖君） 観光商工課長。

○観光商工課長（山下芳之君） 観光施設を使つての収益性を上げるためのマネジメント研修とかそういう研修は、すみません、実際には行っていない状況となっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） これは大変失礼ですけれども、民間においては企業の経営改善のため、収益を上げるために様々な研修とか勉強会をします。産業部ですから、年に一度ぐらい、市長の賛同を得て勉強会とか研修をやっただけだと、そういった皆さんの意識をちょっとプロ並みにしていただくということの研修をしたらいいと思うんですけれども、市長、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これはやはり公務員、行政官の私は宿命だと思います。ずっと若い頃、私、ある総合商社に研修生で行っていたんですが、総合商社という会社で見るといろんなことを、人工衛星からインスタントラーメンまでと言われていましたけれども、でも中に入った人は一生同じ仕事するんです。充電器だったら一生充電器、開発だったら一生開発、会社全体としてはいろんなことやっているけれども、ある社員さんは30年、40年同じことをするんですね。

ところが、市役所は市民課に3年いたら、建設課へ行ったら別会社ですよ。ある時期からなるべくそういう異動はさせないようにしたいけれども、産業部に行って、じゃそこで観光のプロをつくって、じゃ10年、15年置けるかといったら、絶対置けないです。したがって、今、窓口はシダックスさんに、施設管理はJMさんをお願いしているとおり、公務員でなければできないことは公務員、行政官としてやり、スキルレベルは必要だけれども、公務員で

なくていいところは民営化し、まして観光施設のような産業振興に関わる別のプロがいらっしゃるところを、わざわざ3年で代わる公務員がやるよりも、施設も含めて民営化したほうがそれはビジネスとして合理的ですし、結果として市民の公益に最もかなうと、私はこう考えているわけです。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 市長の言うこともごもっともな部分あります。でも、理解できないところもあります。公務員といえども税金を頂いているんです。だから、いろいろな施設の税金投与を少しでも減らすということを考えた場合、産業部としては様々なマネジメント研修だとか、そういう施設の勉強というのは年に一度でもいいからやっぱりしてしかなるべきです。その辺はちょっと意見が違ったんですけれども。

それじゃ、（2）の6月の定休日が6回もあったということなんですよ。その答えに対して火曜日と水曜日休みだということで回答がありました、8月は除いてということで。それで、6月がなぜ6回もあるのかというのは僕はちょっと理解できない点がある。なぜかという、数キロの下に虹の郷がありますよね。あそこは6月というのはショウブがあつて、1年で一番お客さんが集まる場所なんですよ。そうしますと、そこと何らかのタイアップするとか連携すれば、もっとここのだるま山高原施設にお客さん来ると思うんですよ。その辺が今までやったことがあるのか、取り組んだことがあるのか、お願いします。

○議長（青木 靖君） 観光商工課長。

○観光商工課長（山下芳之君） 修善寺虹の郷とだるま山レストハウスは同じ通りにありまして、当然連携すれば集客にも活用できると思うんですけれども、現在、具体的に連携事業は行ってないんですけれども、相互の施設で、だるま山だったり虹の郷だったりのポスターとかチラシのほうは配荷させていただいて、だるま山レストハウスに立ち寄った方にまた虹の郷に行っていたり、反対に虹の郷に立ち寄っていただいた方にレストハウスに行っていたり、そういうチラシを置いて、そういう事業は行っているんですけれども、具体的な連携事業というのはちょっと現在行ってないところです。

以上です。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 少しもったいないですね。これから、2番目でわさびの郷と萬城の滝ができますから、それでもやっぱりお互いに連携してくださいということを僕、述べたんですけれども、この場所は既存の施設ですけれども、指定管理と市の直轄とシダックスさんの子会社の大新東ヒューマンサービスですけれども、市の施設としては同じなんですよ。ですから、やっぱり何らかの形で提携とか共同歩調とかいろいろな形を取り組めば、お互いに相乗効果あると思うんです。その辺はぜひ取り組んでいただいたら、お互いにいいと思いますから、その辺は御検討いただければと思います。

それで、（3）にいけます。

売店に地場産品がないということですが、これ、自分考えたんですけれども、ふるさと納税だとか納税品の返礼品ですよ。例えばDMOとかそういうのを見ると一覧表で載っているんです。その中でこのレストハウスにふさわしい商品があると思うんです。そういうのをちょっと見て、ふさわしいのがあるのではないかと思うんですけれども、その辺は何らかの検討はなさるかどうか、お伺いします。

○議長（青木 靖君） 観光商工課長。

○観光商工課長（山下芳之君） 現在は地場産品というところは少ないところなんですけれども、今後、せっかく伊豆市に来ていただいて、伊豆市のものを購入して帰っていただきたいものですから、例えば今、伊豆市ブランドのアマガフトというものがあるんですけれども、日もちがするようなものを置くように検討はしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） ここは売店はお客さんが来ないとやっぱり商品劣化になって、ロスになって廃棄になっちゃうから、それにはお客さんを増やすことを考えることが必要なんですよ。

それで、この（4）にいけますけれども、収益を上げる努力、また課題はということで、（1）番とちょっと似ていますけれども、今のお客さんというのは、観光客というのは駐車場から展望台へ行って、展望台からまた帰って来る方が多いんです。そうするとレストハウスの中に入る人いないんですよ。これを解決する方法はあるんです。展望台のところの出入口を1か所つくればいいですよ。そうすればお客さん自然に動線という形でレストランの中に入るんです。こういうのはどこの施設でも皆さんやっています。だから、施設の中にお客さんの動線をつくってしまういろいろの施設あるんですよ。そうすれば行って帰ってくれば2倍になるんです。これをやったらいいと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） レストハウスの富士山側には出入口もちろんあるんですが、これも一番の違いは、私が再三申し上げている観光施設については観光のプロにお任せするよりも公務員でやったほうが良いというところが、私はどうにもよく分からなくて、やはり行政官でなければできない、これからもっと新卒採用採れなくなりますので。今、10人ぐらいずつ採用枠持っていますが、維持してもやっぱりいずれ7人とか5人しか採れない時代が確実に来ることを前提に、今、市役所改革を始めているわけです。

そのときに、こちらに、伊豆半島、たくさんビジネスの観光事業のプロがいらっしゃるのに、あえて行政官がビジネスの世界をやり続けなければいけない理由が私には一つ分からないんです。例えばお隣ですけども、伊豆のへそを見ていると物すごい業態変わってきましたよね。最初は洋らんパークから始まって、ハワイアンになったりレストランやったり、

ああいうように変えることできないわけです、市役所の仕事は。その都度、議会に御説明し、あれは失敗だったのか、今年の予算はおかしいのかと色々な議論をして、一つ変えるのに10年ぐらいかかってしまう。

ところが民間の方は、市内で一番変わったところはまず吉奈温泉ですよね。それから、土肥のLOQUATの若い経営者の方々、それから、ある経営者に湯ヶ島温泉すごくいいところですよと言ったら、一人でやるんだったらやると言うんですよ。つまり、一人のプロデューサーで観光施設づくりやりたいわけですよね。吉奈温泉なんか多分、そういう形にほとんどなってきたんだらうと思いますが、ところが市がやっていると、みんなの意見を丸めて丸めて、議会にお諮りするときは特徴のない、市がやると必ず、やっぱりこういう一番無難なものにならざるを得ないんです。それで絶対成功するのとかリスクがないのと言われると、リスクがあると思っているからお客様が来るんで、リスクがない事業にしようと思えば思うほど丸っこい、どこにでもあるものにやっぱりなってしまう。

だから、私は観光施設については公務員が3年ごと交代して就くよりも、伊豆半島には、あるいは日本にはたくさんプロの方がいらっしゃいますから、その方々に施設の管理も含めてやっていただくことのほうが、結果として収益が上がり雇用が確保できてお客様も来るので、市民の利益には、市民の公益にはよりかなうだろうと思っているんです。そこが、どうして公務員が施設も管理し営業も続けなければ、そのほうがより市民の利益にかなうのかというところが、正直言ってまだ私、分かり切れてないんですけれども。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 市長はそのように言うけれども、やっぱり公務員といえども産業部ですから、少しは経営のプロになって税収のことも考えていていただきたい。観光施設がやっぱり経営状態がよくなれば、先ほどもおっしゃったけれども、税金の投与が減少するわけです。

それで、僕が今、展望台の出入口のところ、もう1件設ければ自然に、絶対無理じゃないんです。ただ1件つくるだけでいいんです、1か所ね。そうすればお客さん通る。おなが空けば食べるでしょう。喉が渴けば飲むでしょう。売店が充実すれば買物するでしょう。これ、民間とか公務員の話じゃないんですよ。これ自然体なんです。その辺を含めて、あと市の直営でやるというのは2年と7か月ですけれども、やっぱりそれはそれとして、お金のわからない経営改善というのは僕はすべきだと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） あくまで2年という限定で今、御質問だったので、その間にやるべきことはあると思います。実際、キャンプ場とかロッジでお泊りの方々がいらっしゃるときに食材も買えないんですよ。やはり地元の米、戸田の魚、地元の野菜のような、あそこ、せっかく戸田と修善寺の間にあるのに、そこで地元で取れた食材を宿泊する方に売っていない

というのは大きな問題で。宿泊される方、人数事前に分かっているわけですから、何人分御用意しましょうかみたいな、そういったビジネスはもっと充実させて、伊豆市が直営する間も収益をより上げなければいけない、これは御指摘のとおりだと考えています。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 最後にしますけれども、虹の郷は敷地については伊豆市が所有します。それで建物については指定管理者が譲渡するということを知りました。それで達磨山に関しても市が土地は所有する、そういった建物は民間に譲渡するという答弁でしたけれども、ならば虹の郷は理解できるんだけれども、達磨山はどうして伊豆市が所有するのか、それをお伺いします。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 施設を所有するのかという御質問。達磨山については、土地はほとんど、一部借地ありますけれども、ほとんど伊豆市の土地で、上物が今、県の所有物をなぜ市が所有するかという御質問ですよね。これはもう、もし議員の皆さんの中でほかにも私たちが考えていることと反対の方がいらっしゃれば、ぜひ大きな、私が今錯誤していることに、私は議員も市民の皆さんも、やはり公務員がやるべきことは公務員がやる仕事に集中して、特にビジネスの世界についてはやっぱりプロにやっていただくことがいいだろうと、私はずっと考えてきていたので、もし議員の皆さんの多くが違っていると言え、物すごい私とギャップができてしまうんですけども。

私は、やはり1,000億円の伊豆市の総生産のうち少なくとも300億円、今うちのDMOの計算では500億円ぐらいが観光のお客様の消費による経済効果だと見積もられているわけです。これはDMOで取ったデータに基づく試算ですから、450から500億円ぐらいというのは多分角度が高い数値だと思っています。伊豆市の総生産のうちの半分近くを観光のお客様で占めているというような立地にある伊豆市において、やはり観光事業というものは公務員がやるのではなくてプロの皆さんにしっかりやっていただくことのほうが、そしてこれから設備投資が必要な施設については財力もあって、信頼できる、経験のある企業にやっていただくことのほうがより成功する確率が高いと考えておりますので、そのための真ん中のステップとして伊豆市が一旦取得するというところでございます。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） ちょっと話がかみ合わなかったんですけども、だるま山高原というのは、4,960万円で買収したときに、土地は伊豆市が所有するんですよね。そして上物は民間に何年後だかに譲渡するんですよね。だから、これも土地も上物も一緒に何らかの形で譲渡、売却するということは考えられるのか、できないのか、ちょっとお伺いします。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） やはり地元の皆さんが一番怖がっているのは全部売ってしまって、例えば外資系企業に売ってしまうのではないかというようなことだあって心配されている方もい

らっしゃるわけですね。そこで、国立公園という制約は一つありますけれども、それに加えて土地の使用を持ち続けることでいたずらに不安なところに転売されるとか、予期していなかった事業をそこで始められるとか、もちろん売り先を探すときにそういったことのない、信頼できる場所を選ばんですけれども、その上で地元の方々が不安を持たないような環境の一条件として土地は市が持ったほうがよいのではないかと考えているところです。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 終わります。ありがとうございます。

○議長（青木 靖君） 以上で星谷和馬議員の質問を終了します。

ここで3時50分まで休憩します。

3時50分に再開します。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 3時50分

○議長（青木 靖君） それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

一般質問を続けます。

#### ◇ 黒 須 淳 美 君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号5番、黒須淳美議員。

〔5番 黒須淳美君登壇〕

○5番（黒須淳美君） 本日最後の一般質問となります。

通告に従い、一般質問を一括でいたします。すみません、忘れました。5番、黒須淳美です。

1、市内小児科の現状に対する市民の不安について、市長に答弁を求めます。

伊豆市では、本年度予算の重点事業の第1番目に少子化緊急対策を掲げました。これは「出会い・結婚支援」「妊娠・出産支援」、そして「子育て支援」の3本柱を軸とし切れ目のない支援を強化する内容で、これまでの取組を含め、近隣市町と比べても保育料無償化、出産準備金や不妊不育治療への援助など決して見劣りするものではなく、むしろ一步踏み込んだ施策であると言えるものと思います。

しかし、これらの恩恵を一番身近に感じていると思われる子育て世代や、また子育てに関わっている祖父母世代の方たちからは、市の施策を評価しながらも実際に出産後の子供の病気などへの対応として小児科が少ないという不安の声をここ最近特に多く聞くようになりました。

子供の発熱などは急で、夜間や早朝など時を選びません。そんなときに時間外でも対応していただく場があったらどんなに心強く安心でしょうか。小児科の新設も含め、情報発信の

方法や子育て世代への当事者目線での対応も必要ではないかと思ひ、次のことについて伺います。

①開院間近の中伊豆温泉病院、そして伊豆赤十字病院、中島病院や地域にある小児科医院などの現状について。

②現状における課題と情報発信について。

③伊豆市における小児科のあるべき姿をどう考えますか。

件名2、修善寺駅の防災対策と駅周辺における安心・安全のための連携促進について、市長に答弁を求めます。

伊豆市の玄関口である修善寺駅は2014年、駅舎の建て替えが完了し、長年望まれていた駅の南側と北側が通路でつながったことで、通勤通学のみならず多くの市民の利便性が向上しました。また、土産物店や観光案内所も整備され、駅舎内の開放的な空間と併せ、観光で訪れる方たちを気持ちよくお出迎えできているのではないかと考えています。

もう2年前になりましたが、2021年夏にはコロナ禍で1年延期された東京オリンピック2020大会の自転車競技が伊豆市で開催され、屋内競技では唯一の有観客会場となったこともあり、修善寺駅には県内外から多くのボランティアが集結し、伊豆市職員とともに観戦客の対応に汗を流したことが昨日のこのように思い出されます。また、日頃、西口広場では各種のイベントが開催され、その都度、地域住民のみならず駿豆線沿線からも多くの人が集う交流の場としても活用されています。

このように修善寺駅は単なる駅という機能のみならず地域と密着した多面性を持っている場でもあります。ここを実際どのくらいの人が利用しているか数字で見ると、コロナ禍前の2019年の1日の乗降客数は平均で4,592人、また観光商工課が管理する観光案内所への来客数は1日当たり152人となっています。

今後はコロナ禍の反動もあり観光客のさらなる増加が見込まれます。豪雨や地震、事故などが起きた際の避難や救助体制の整備が重要になってくると思われませんが、駅周辺を含めた縦ではなく横のつながりを持った体制づくりのために、次の2点について伺います。

①観光案内所における災害時の対応はどのようなものですか。

②災害時における駅前区との連携について。

以上、伺います。

○議長（青木 靖君） ただいまの黒須淳美議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 今年、これまで4園のこども園で懇談会をやってまいりましたが、小児科に対する不安はどこでも聞かれました。そのたびに今、伊豆日赤のほうに週に何回か来ていただき始めているし、これからも増やすようにと申し上げるんですが、やはり同じ先生に診ていただきたいと言うんですね。この子が2歳のとき、5歳のとき、8歳のとき、

知っている先生で、一々違う先生に説明するよりもという、そこはちょっときついかなど。でも、実際にやっぱり小さい子供さん持っておられるお母さんにすればなるほどなどと思って、何とか小児科の常駐医を確保したいところですが、現状と、それから今どのようなことをやっているかについては、健康福祉部の参事に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） ①の小児科の現状でございますが、市内には5つの病院または診療所がございます。伊豆赤十字病院の小児科は4か月と10か月の乳児健診と予防接種を実施していましたが、本年5月から月曜日と木曜日の夕方5時から6時半まで小児科の診療を新たに実施しています。中島病院については、4月から休日・夜間については休診されている状況であると聞いております。移転予定の中伊豆温泉病院については、今までと同様に小児科は入らないと聞いております。

②の現状における課題ですが、市内の医師の確保は継続的な課題と捉えておりますが、特に小児科については休日・夜間の診療がなくなることにに対する保護者の不安払拭が課題だと考えております。保護者が安心できる情報発信として、保健師による赤ちゃん訪問時及び子育て支援課での手続の際に市内及び市外近郊の小児科を紹介しております。また、子育てモバイルを活用し、市内を含む県内の小児科が検索できるようにしています。

③の小児科のあるべき姿ですが、休日・夜間に対応できる身近なかかりつけ医があることが理想だと考えます。現実的には、現況の医療資源を最大限に活用し、伊豆市の医療機関だけでなく伊豆の国市、函南町、三島市なども含めたかかりつけ医を持つことや、休日・夜間の子供の症状の対処に迷ったときに小児科医師、看護師に電話できるこども医療電話相談事業#8000などの電話相談を活用いただければと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 小児科の現状ということで市内の病院の様子を教えてくださいました。現状、伊豆日赤が週1回、火曜日ですね。午前中9時半からということで、こちらが健診とかワクチンということの対応ということですね。中島病院は月曜日から金曜日まで、小児科に関しては金曜日まで毎日午前、午後とも診ていただいているということです。

あと、そうしますと、市内にはほかにあと3つ診療所があるようですけども、こちらの診療所のほうは利用者の方たちはどのように利用しているか分かったら教えてください。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） 市内の診療所については月で30件程度で、やっぱり一つの病院に偏りがあるというふうに承知しております。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 市内では、一応小児科をうたっていられる診療所は3つほど見当

たります。そこで月で30件ほどということは、かなり利用が少ないというふうに考えられるのではないのでしょうか。私も市内にある一つの診療所の先生にちょっとお約束を取っていただいてお話を伺いに行ってきました。そうしましたら、やっぱりその先生も小児科というふうにうたってはいるんですけれども、地域医療のほうに尽力されているようで、なかなか子育て世代とか、そういうお母さん、お父さんたちのお話もちょっと伺ったんですけれども、皆さんがおっしゃるのがやっぱり一様にロコミ、同じママの友達とかそういう方たちからのロコミでここがいいよとかというような話から、そうすると情報が本当にリアルに受け取れるので安心してかかれるということで、どうしてもそういうかかっている方が多い病院とか中島病院のようなところに集中してしまうというふうな、そういう現状はとにかくよく分かります。

ただ、お話を伺いに行った先生のお話ですと、そこでもやっぱり一日数件あるかないか、小児科としてかかってくる方が数件あるかないかというふうな現状だそうです。こちらは、例えば電話をいただければ夜間でも対応できますというふうなこともおっしゃっていました。ただ、夜間のほうも電話をいただくことは今までほとんどなかったというふうなこともおっしゃっていましたので、なかなかやっぱり一度決めてしまうと同じ方に診ていただきたいというふうなことで、どうしても偏りが出てくるのかなんていうふうには思いました。

この伊豆市ばかりではないんですけれども、全国的に診療所の数というのは減り続けているふうな状況だそうです。コンビニの数の2倍ぐらいは全国であるというふうな、数で見ますとそういうことらしいんですけれども、減少傾向にある。もう一つは、やっぱり後継者が、今は開いているけれども、後継者として跡を継いでくれる方がいるかどうかというふうなことも問題になっているのではないかなというふうにも思います。

前に、伊豆市では市内の先生方にお越しいただいて医療懇話会という会を開いているというふうに伺いました。これについて、どのような経緯でこの会が設置されたのかとか、それからその目的についてなんですけれども、なかなか先生方が一堂に会するということがいいことだなというふうに思いますので、その辺のことをちょっと教えてください。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） 医療懇話会についてですね、これまでの経緯とか目的でございましてけれども、医療懇話会の主な目的として、伊豆市の10年後の地域医療をどうしていったらいいのかということ、市内の医師を中心に小児科の存続も含め御意見をいただくことを目的としております。効果としては、地域医療の存続の方向性とかそういったことを共有できたりしているものになっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） もうちょっと、詳しくお話を伺いたいんですけれども、例えばそこに見えている先生方は市内の病院のほとんどの先生方が来てくださっているのかとか、お医者

さんの間でどのような意見、伊豆市に対しての要望とかどのような意見が出ているとか、分かりましたらその辺のところも教えてください。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） この医療懇話会は私が市長になってから設置した、年に1回、本当は2回、3回伺いたいんですが、そういった、まず現場の先生方の声を聞くという目的で始めました。今までの中で顕著に効果があったのが5歳児健診ですね。これは土肥まで三島から通っていらっしゃる加藤先生の奥さんのほうから提案いただいて、すぐに始めて、それがとても効果的だということで続けております。

ただ、だんだん、最初は何だろうと思って皆さんおいでいただいたんですが、やはり夜が忙しいんでしょうか、必ずしも、全員にお声がけはしているんですけども、なかなか参加していただけない方も増えてきました。ただ、現に医療事業は続けていただいていますので、ここ数年、コロナの影響もあったことは確かなんですけども、そういった方々からも定期的に意見を聴取するような形にしていきたいと思っています。具体的に議題を決めて話す場ではなくて、その都度、その都度、皆さんから状況を伺っているということです。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） 医療懇話会のほうで出されている意見なんですけれども、例えばいろんな意見出されるんですが、病院と病院との連携だとか、あと病院と診療所の連携ということがキーワードとして挙げておられるので、そういったことを重点的に考えていく必要があるかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） お医者様方がやっぱり一堂に会して、お忙しい中、意見を出していただくというのは本当に大事な場だと私も思います。ある先生とお会いしてお話ししたときにも、やはり一日診療に携わっていらっしゃるの、ほかの医院の先生方がどんなことをしているとか、そういう面では外でどんなことが起こっているのか分かりにくいというふうなこともおっしゃってました。

私が、例えばなんですけれども、医師会というのがありますね。医師会のほうで、小児科の先生方に対して、当番制で何曜日はここの先生が夜、電話でも対応してくれますよとか、そんなふうなこともできないでしょうかというふうなことも伺ったんですけども、医師会でそれはやるかどうかは分からないけれどもというような形で、そこの話は発展しませんでした。

でも、その先生はとにかく昼間でも来ていただければどんどん診るし、夜も電話いただければ対応もできますよと、ただ患者さんが見えないだけなんですというふうなおっしゃり方をしていました。ですので、病院とか診療所の連携がどんなふうな形で、もし実現するとしたらばどういうふうな形で実現するというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） 具体的な連携の方策というのはなかなか難しいかなというふうに思っているんですけども、例えばICTとかそういったものを活用して患者さんの情報を共有するだとか、そういったものは話として出ておりますので、それ以上は今後いろんな意見を集約していきたいと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） ICTとかやっぱりこれからどんどん導入していくというのは本当に必要なことじゃないかなと思います。先ほど医師会でという話も出ました。お医者さん方の連携というふうなこともお話ししたんですけども、例えばちょっと遠いんですけども、三島にある三島メディカルセンターですね。ここは、三島市の医師会の会員の先生方が、やっぱり当番制で内科とかあるいは小児科、そして外科、それぞれが夜間対応してくださっています。10時とか9時ぐらいに終了するんですけども、その後は沼津の夜間救急センターのほうに、そちらが夜の8時から次の日の朝7時まで対応してくれるということなので、その案内もそのページに載っているんです。

三島市の医師会の方たちはそういうふうなこともしてくださっているようなので、例えばなんですけれども、伊豆市でも田方医師会のほうに働きかけをして、そのような夜間の対応ができたらいんじゃないかなんていうふうにも、ちょっと思いました。

あとは、また③のほうになるんですけども、その前に、まだ先の話になってしまうので、今できることとしたらば、先ほどお話に出ましたこども医療電話相談事業#8000。まず、すぐに病院が開いてないとかないと困るとかというふうなことではなくて、こういうふうに専門のお医者様が対応してくれるということで、こういうツールも活用する。まず、そういうところで電話をして病状話して一回そこで安心するのか、あるいは救急のほうに駆け込むのか、そういうクッションを置いてもいいかなんていうふうにも思いました。

現状についてはそのような形で、これを改善していくのはちょっといろんな方法を考えていかなければいけないかなというふうなことが分かってきました。この話というのは、昨年のやっぱり9月の定例会で、まさに鈴木優治議員のほうからも質問があった内容だと思います。1年たっておりますが、その1年の間にやはりその声はまだ聞こえてくるということなので、どうしてもこれはもう一度伺って、何とか進めていただけたらなというふうに思います。

やっぱり、この4月にすごく子育てのほうに力を入れていくというふうに伊豆市が宣言され、今はラッピングバスも「子育て全力宣言」という、とてもよく目立つようなラッピングのバスが市内を走っていたり、電車の中にも広告が見られます。最初はやっぱり子育て世代の方たちからは、ああいうふうなところにお金を使うのも大事かもしれないけれども、実際にやっぱり小児科が何とかなってくれないかというふうなことで最初、身近な方からそうい

う声が本当に頻繁に聞くようになってしまいました。

私も最初の頃は、全力宣言のラッピングを見ていて、お金の使い方をやっぱり考えていかなきゃなんていうふうにも思っていたんですけども、それを数週間、こうやって毎日、市内を走るたびにバスとか見かけますと、それがだんだん不思議なもので何となく、伊豆市はやっぱりやることはやってくれているんだというふうな潜在意識に働きかけられたのかあれなんですけれども、施策と、ああいうふうな目に見えるような形でやっていることを市民の方に知っていただくというふうな両輪の効果なのかななんていうふうにも思いました。

ただ、現状は現状ですので、これからどういうふうに改善していけたらいいのかということになるんですけども、課題としては、執行部のほうでは一応保護者さんたちの不安を解消するにはということで情報の発進をいろいろ工夫されているというふうなことでした。そのときに、保健師さんによる赤ちゃん訪問とか、それから子育て支援課のほうに来ていただいたときにお話をするとかというふうなことで対応してくださっているということなんですけれども、実際に現場で保護者さん、子育て世代の方たちと対応している職員の方、保健師さんとか窓口の職員の方たちはどういうふうに情報を発信しているのか。あるいは、どんなふうなフィードバックをもらっているのかというふうなこともちょっと伺いたいと思いますが、分かるでしょうか。

○議長（青木 靖君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（森嶋哲男君） 窓口で保健師等は一応子育ての相談にも乗っておりまして、その中で市内の小児科、また近郊の小児科について、ここにありますよということを紹介しております。その中で、窓口での保護者からの話をちょっと紹介させていただきます。「休日・夜間の診療がなくなるのは非常に不安」、「先生の頑張りにより成り立っていただけで、これまでが恵まれ過ぎていた」、また「困りはするけれども仕方がない」という声や、「伊豆日赤が6時半まで診療する日もあるということを紹介したところ安心した」という、そういう声も伺っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） まず、田方医師会の皆さんは、御承知のとおり、伊豆医療保健センターが輪番制で先生を田方医師会から派遣されていますので、田方医師会の先生方にとっては多分、何か夜相談があったら伊豆保健医療センターに行くか電話してねということなんだろうと思います。

以前は、伊豆日赤が赤痢か感染症か何かで広域でやったんですね。田方郡全体で伊豆日赤の補助をしたこともあるんですね。ですから田方郡の頃は伊豆保健医療センター、当時、田方医療センターだったと思いますけれども、と伊豆赤十字病院で広域の役割分担をしていたんだろうと思います。

それが、やっぱり伊豆市、伊豆の国市、函南町になり、実際に三島市と函南町は困ってい

ます。恐らく伊豆の国市まで医療では困っていないですね。うちから南がやはり半島振興地域で難しいんですが、ここで今度は伊豆市と伊豆の国市、田方郡だけではなく別の医療連携が必要になってくるんです。基本的に我々は田方郡ですから、順天堂大学医学部附属静岡病院の下に伊豆医療保健センター、伊豆赤十字病院、中伊豆温泉病院という2つと1つの病院で支えているんですが、他方、自治医大のOBが構成している地域医療振興協会は伊東市民病院、それから伊豆今井浜病院、それと安良里診療所と西伊豆健育会病院と。今、うちの伊豆日赤が自治医の先生がずっと院長さんで就いていますので、事実上、地域医療振興協会の支援を受けてやっているのがうちと伊東市民病院から南がずっとそうなんです、下田は別ですけれども。

そういった地域連携が本当は医療の中でもっと必要になるんですが、ところが今、御指摘の医師会が全然違うので。市町ごとに医師会違いますから、ここの組合せのことをもっとしっかりやっていかないと地域医療が成立しないという大きな課題が一つあります。

それから、もう一つは今、意見にあったとおり、これは親御さんを責めるわけではないけれども、やはり中島恵子先生という、ちょっとよそではない、本当に神様のような先生がいらっしゃったので、ちょっと依存し過ぎて、普通だったら、やはり、今日、夜間病院どこだろうと探しながら電話するのが一般的だと思うんです。ここで今度、中伊豆温泉病院も来年4月頃から救急病院、要するに夜もちゃんと診ますということになれば、小児科のいつもの先生ではないかもしれないけれども、伊豆日赤と中伊豆温泉病院に電話をすれば必ず先生はいるという体制になるわけですね。

そこで、これはお母さん方にどこまで御理解いただけるかどうか分からないけれども、やっぱり地方では大人も子供もすぐ近くには総合医なんですね。大人であっても子供であっても重病はみんな順天堂ですから。ですから、まずは大丈夫なのか、ちょっと熱が出たのか、順天堂へすぐ行けななのかの判断ができる先生にいてもらう。そこで全部、子供の面倒を見てもらうというのはちょっとやっぱりきついな、伊豆市ではと。そこがどこまで現場のぎりぎりの体制づくりと子育て世代の特に母親の皆さんと、そこで、いやそれは足りないと言われるのか、それなら大丈夫ですと言っていたかるところの、少し認識の共有が必要になるかなと考えています。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 本当になかなか難しい問題ですし、私たちかかるほうも少しずつ意識を変えていかなければいけないかなんていうふうにも思っています。

これは、ちょっと違う角度からなんですけれども、私の知り合いの方が都会のほうで獣医、動物病院に勤務していました。その方がお子さんも生まれたりなんかして、子育てを考えたとき都会よりも、に田舎のほうで暮らしたいなんていうふうなことを思いまして、何年か勤務した後、田舎のほうへ、やっぱり後継者がいなくなるということで閉院になりそうになった獣医病院を見つけまして、そこに移住をして、そこで開院をして、院長として今やってい

ます。田舎暮らしができるようになって忙しいけれども充実していますなんて話を伺っています。

そのときにも、やはり伊豆市出身なので伊豆市でも探したそうなんですけれども、なかなかやっぱり難しかったそうです。その方、どうやってその病院を探したのかななんて思いましたらば、それをマッチングする会社があるそうで、そこに登録か何かしておいて、いろいろ物件を探して、実際に気に入ったところ、ここかなというふうなところを見に行ったそうです。その院長さんとも話をしたりして、ここだったらやっていけるということで、移住をしながらそこで開院をしたというふうな、そんな方もいらっしゃいました。ですので、例えばいろんな方向からいろんなことを考えていくというふうになったときに、そういうところに伊豆市としても何かできることがあるのではないかななんていうふうに思って、ちょっと紹介させていただきます。

あと、先ほど伊豆日赤病院のことが出ていました。これは今年の4月から週2回、夜間5時から6時半までの1時間半ですね、診てくださると。本当に大きな前進だったと思います。ただ、もうちょっとわがまま言わせてもらおうと、それをもう少し拡大して日数が増やせるとか、そういうふうなことは今後予定されるでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 一つには、やはり順天堂からお医者さん派遣していただきますので、そこは今、伊豆赤十字病院と順天堂病院の間で少し調整されているものと思います。以前、心療内科でお世話になった先生が、伊豆市の産業医的な方がいらっしゃって、首都圏で女医さんで休んでいる方かなりいるから、常駐は難しいかもしれないけれども、そういった方々にとっては東京、横浜から修善寺だったら来てくれるんじゃないかという話があって、今、このところ実は、その方今、伊豆半島にいらっしゃいませんので、ちょっともう一回、連絡取り直す必要ありますけれども、そういったいろんなツールを使いながら、特にもう産婦人科は伊豆市では無理ですけれども、何とか小児科の先生をおいでいただくように働きかけたいと思っています。

以前、伊豆市出身のお医者さんに2回ほどラブレター、全員の方にお送りしたことがあるんですが、なかなかこれも素人の市長ではお医者さん探しというのは難しいんですけれども、でも汗かいていけば誰かが助けてくれることもあるので、いろんなルートを使って、一日でも多く小児科、要するに子供たちを診ることが得意な先生方に来ていただけるように、引き続き努力を傾注してまいります。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 本当に今こそ汗をかく時期で、今後のことを考えたら汗をかくのは本当に今だと思います。

あと、最後になるんですけれども、このこども医療電話相談事業#8000について、例えば伊豆市からどのくらいの利用があるとか、そういうことが分かりますでしょうか。分かっ

たら教えてください。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） 今年度の4月から6月のデータになりますけれども、伊豆市民の利用状況として62件の利用があったというふうに承知しております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） そうしますと、62件というのが多いのか少ないのか、ちょっと判断できないんですけれども、やはりこれから私たちも考え方変えていかなきゃいけないというところで、すぐに飛びつくのではなくて、こういうふうないろんな支援の窓口があるということで、これを周知、ちゃんと伝わるように周知していただいて、かかり方も見直していくような、そんなふうなやり方もあるのではないかなというふうに思います。

すみません、最後になりますけれども、健康長寿課ですか。健康福祉部、すみません。そちらのほうで一言、最後に小児科について今後どういうふうにしていくかということで、お考えいただけたらと思います。終わります。

○議長（青木 靖君） 答えられる。

健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） 確かに小児科ばかりじゃなくて、お医者さんを何とか市内に確保するというところで、市長もはじめ県とかにも要望したりなんかしているところですので、先ほど言ったように病院の先生方と連携しながら進めていければと思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） ぜひ、連携という言葉もとても大事だと思いますので、ここで汗をかくということで動いていただけたらと思います。よろしくお願いします。

こちらは以上で終わります。

○議長（青木 靖君） それでは、黒須淳美議員の2問目、修善寺駅の防災対策と駅周辺における安心安全のための連携促進についてに対し答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 観光商工課長と、それから危機管理監に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） それでは、続いて観光商工課長。

○観光商工課長（山下芳之君） それでは、私から①の観光案内所における災害時の対応につきましてお答えさせていただきます。

災害時の対応につきましては、伊豆市観光案内所災害時対応マニュアルに沿って対応することとしております。具体的には、地震発生時はおお客様の身の安全を確保し、震度5弱以上で避難指示や、帰宅困難者が発生した場合は伊豆箱根鉄道、修善寺駅構内の各店舗と協力し、指定避難所へ修善寺駅構内のお客様を誘導することともに、観光案内所の外にありますモニ

ターに地震情報を表示することとしております。

台風時には、台風情報や公共交通の情報をモニター等へ表示し、お客様へ正確に情報提供することとしております。避難が必要な場合は地震発生時と同様の対応をまいります。

また、外国人観光客に対してもマニュアルに対応を定めており、地震や台風に慣れていない外国人への案内方法や、避難が必要な場合もマニュアルに沿って対応することとなっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 次に、危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） それでは、②番についてお答えいたします。

台風や地震等の災害により交通機関に運転見合せや運休が発生した場合、最寄り駅である修善寺駅には多くの観光客の滞留が予想されます。このような場合には、先ほど観光商工課長が言ったように対応マニュアルに基づき対応することとなります。これらは主に行政と施設管理者との相互連携について定めてあるものでございます。

今後は、駅前区に協力をお願いする場合も想定されますので、伊豆箱根鉄道や観光協会、それからこの活性化協議会、これらとマニュアルについて共有する機会を設けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） ①なんですけれども、マニュアルがあるということですが、震度5弱以上の場合の避難ということで、地震について気象庁のデータを見ますと、静岡県では2011年以降は震度5弱以上の地震は観測されていないというふうに出ていました。そうしますと、このマニュアルがあっても実際に運用されたことはないかなというふうに想像できるんですけども、案内所の職員の方たちは地震とか台風なども含めて、何か独自に訓練というようなことをしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 観光商工課長。

○観光商工課長（山下芳之君） 今のところ、観光案内所の職員の防災訓練というのは行っていないんですけども、観光案内所災害時対応マニュアルに沿って対応できるように定期的に対応手順の確認や、必要があれば訓練のほうは行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） あと外国人の対応についてもマニュアルがあるということなんですけれども、外国人ですと、やっぱり台風とか地震というのにもほとんど慣れていないかなというふうに思います。その場合、やっぱりかなり戸惑いもあつたりとかパニックになつたりとか、あと言葉の問題も出てくると思うんですけども、災害で言うと、情報伝達は静岡県も

推奨していますけれども、「やさしい日本語」が出てくると思います。これはマニュアルのほうにはもう取り入れていらっしゃるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 観光商工課長。

○観光商工課長（山下芳之君） 外国人対応なんですけれども、観光案内所の職員は英語、人によっては中国語も話せる方がいらっしゃいますので、そちらでの対応と、あと災害時情報提供アプリというのがございまして、そちらの案内のほうもさせていただいております。

そしてまた「やさしい日本語」につきまして、日本語、中国語の対応はできるんですけれども、様々な国からお客様が来ていただいておりますので「やさしい日本語」の導入に向けて準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 「やさしい日本語」のほうはやっぱり進めていくようにしていただけたらと本当に思います。

あと、そういう場合、いろんな国の方もいらっしゃるの、視覚、目で見てすぐ分かるというふうな情報もとても大事だなと思うんですけれども、モニターで流すというふうなことがあります。このモニターのほかには、例えば伊豆市にはFM放送があります。これらの災害情報なんかも流していたりするのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 観光商工課長。

○観光商工課長（山下芳之君） FM I Sの放送についてなんですけれども、昨年度FM I Sさんのほうから放送を流したいという御要望がございまして、そこで伊豆箱根鉄道さん、観光協会と協議をいたしまして、やはりそういう災害時には災害情報も流していただけるということになりましたので、昨年12月、令和4年12月からFM I Sの放送のほうは修善寺駅構内のほうで行っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） なるべく市内にあるそういう資源をどんどん使って、そして人対人というふうな対応が災害の場合なんか本当に大事になると思いますので、訓練なども積極的に進めていただけたらと思います。

②の災害時における駅前区との連携について移ります。

この駿豆線沿線地域活性化協議会のウェブサイトのほうを見ますと、観光部とそれから防犯、防災の3つの部会があって、実効性を確認するための訓練をしているというふうにありました。修善寺駅ではどのような訓練を実際に駅で行われているのでしょうか、詳しいことを教えてください。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） 訓練についてお答えいたします。

持ち回りで函南町、三島市、伊豆の国市、伊豆市とやっております。駅で実際に電車を止めてというか使って、どういう流れでいくのか。車いすを使ってやったりと、そういうふうな訓練を年1回やっております。

また、今回、今年度は伊豆市が当番ですので、多分修善寺駅でやるようになると思いますので、またそのときには見ていただくなり、していただければと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） そうしますと、じゃ毎年1回は修善寺駅で行われるのではなくて、持ち回りで三島市、函南町、それから伊豆の国市、伊豆市で行われているということ。それが今年あるということですね。分かりました。

あと、駅前区との連携についてなんですけれども、例えば西口広場でイベントがあるときなんかでも、南口のほうの商店街の方たちは、観光案内所の職員の方もおっしゃっていたんですけれども、その情報がないばかりに何が行われているんだろうみたいな、ちょっと人がいつもより多いねみたいな感じで、ちょっと蚊帳の外というとあれなんですけれども、そういうふうな状況も起こっています。

例えば西口で何かイベントがあるときには駅前区の、どういうふうにしらいいのか、一緒にやっぱりにぎわいをつくっていくというふうなことを考えたときには、区の駅周辺の方たちの、やっぱりそういう盛り上げ方も大事ななんていうふうに思いますので、その点についてはどういうふうにしていただけるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 観光商工課長。

○観光商工課長（山下芳之君） 西口広場でのイベントについてなんですけれども、市が主催するものでありましたら、市民メール等で広く情報提供のほうはさせていただきます。市だけでなく民間の方もイベントで使われておりますので、そちらの開催につきましては、まず観光案内所のほうには駅を管理している都市計画課から情報がいくようになっております。

また、駅前区の皆様に情報が必要な場合はどのようにしていくのか、どなたに情報提供すればいいのかというのは都市計画課と協議をしております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 先ほども申しましたように、修善寺駅というのはいろんな機能を持って今動いているところだと思います。そして、周辺のまちづくりということで市のほうでも動き始めていてくださっているところです。ですので、そのときにやっぱり一番大事なのが、そこに住んでいらっしゃる人たちの顔が見えて、お互いに情報が共有できて、一緒に動いていけるというふうなことだと思いますので、災害のことに関してもなるべく皆さんで情報が共有できればいいなと思います。

2020大会が行われましたけれども、本当に幸いなことに天候にも恵まれて、事故もなく無

事に終わりました。そのことを考えると、ちょっと今ひやっとするところもあるんですけども、これからは駅の周辺も巻き込んでいただけたらなと思うんですね。

たまたまなんですけども、つい二、三日前の新聞なんですけども、こんなことが載っていました。目を引いた言葉もありますので、ちょっと紹介させていただきたいんですけども、これは港区ですね。住友不動産が所有しているオフィスビルなんですけども、高さ215メートルほどもあるそうです。そこというのが、オフィス街なので会社員とか、それから学生さんたちがとても行き交うところなんですけども、もちろん地元の住民の方も住んでいらっしゃいます。

住友不動産のほうの主催でそのビルを使って、地震が発生したときの帰宅困難者が出るというふうなことがもう東日本大震災のときでも分かっていますので、その訓練をしたそうです。その訓練をしたときに、そこの住民の方なんですけども、の言葉がこれがちょっと目についたんですけども、その住民の方が、全く行き交う人たちの交流がないと。なんだけども、こうやって訓練をしていたおかげで、この訓練などを通じていろんな会社員だとか学生さんとか、そのビルの方たちとかと交流がこういう形でも続いていけば、いざというときでも安心して自分たち地元の人たちも協力ができるというふうなことをおっしゃっていました。

とても、本当に私の言いたいことをこの言葉で表してくれているななんて思ったんですけども、そのためにも行政と伊豆箱根だけとかそういうふうなだけではなくて、そこに駅前区の人たちも、どんな形でもいいのでこれからも一緒に動いていけるような、これからいろんな大きな事業も待っていますので、これも一つのことと捉えて、そんな形でやっていけたらなと思います。一言ずついただけたらと、それで終わりにします。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） 議員さんおっしゃるとおり、確かに災害のときには顔の見える関係が一番重要だと思います。ですので、区の役員さん、自治防災会の皆さんと顔を合わせて、修善寺駅の駅長さんとかそういう責任者の方、それから活性化の協議会の方、そこら辺と一回話し合いを持つような形で今後進めていきたいと思っています。取りあえず、まず活性化協議会のほうで議題で1回上げてもらって、こういうことはどんどん進めていくべきだということをお伝えして、それで進めますということでしたら了解得て、それでやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（青木 靖君） 答弁できますか。

観光商工課長。

○観光商工課長（山下芳之君） やはり観光案内所、防災のときには駅、区民の方、観光案内所も協力して避難誘導等を行う必要もあると思いますので、そういう活性化協議会等のそういう機会にちょっとお声がけをいただいて、もし参加できるようなら、職員の方に負担にな

り過ぎないような形で参加させていただければなど。そういうところを検討していきたいと考えております。

以上です。

- 議長（青木 靖君） 黒須議員。
- 5番（黒須淳美君） ありがとうございます。
- 議長（青木 靖君） これで黒須淳美議員の質問を終了します。

#### ◎散会宣告

- 議長（青木 靖君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

一般質問2日目は、明日8月31日の午前9時30分より、発言順序6番の小川多美子議員から発言順序10番の小長谷順二議員までの5名を行います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

散会 午後 4時41分

## 令和5年伊豆市議会9月定例会

### 議事日程(第3号)

令和5年8月31日(木曜日)午前9時30分開議

#### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	教育長	鈴木洋一君
総合政策部長	新聞康之君	総務部長	滝川正樹君
建設部長	大村俊之君	危機管理監	加藤博永君
教育部長	小塚剛君	健康福祉部参事	福室昌朋君
社会福祉課長	梅原進君	子育て支援課長	森嶋哲男君
税務課長	松本卓也君	環境衛生課長	山口雄一君
観光商工課長	山下芳之君	農林水産課長	小川正洋君
選管委員長	小長谷隆二君	選管書記長	市川和年君

---

#### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 稲村 栄一 次 長 土屋 洋美  
主任 原 亜里沙

開議 午前9時30分

◎開議宣告

○議長（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名です。出席議員が定足数に達していますので、会議は成立しました。これより令和5年伊豆市議会9月定例会3日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（青木 靖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（青木 靖君） 日程に基づき一般質問を行います。

本日は、発言順序6番の小川多美子議員から発言順序10番の小長谷順二議員まで、5名を行います。

これより順次質問を許します。

◇ 小 川 多 美 子 君

○議長（青木 靖君） それでは最初に、議席番号1番、小川多美子議員。

〔1番 小川多美子君登壇〕

○1番（小川多美子君） 皆さん、おはようございます。議席番号1番、小川多美子です。よろしく願いいたします。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

件名は1件です。

在宅医療について伺います。

令和4年のデータでは、日本人男性の平均寿命は81.05歳、女性は87.09歳でした。人生100年時代と言われる現在、高齢者はますます多くなっていくでしょう。長い生涯のいずれの日か、誰もが人生の最期を迎える日は来ます。できることなら住み慣れた自宅で過ごし、最期を迎えたいと考える人は多いのではないのでしょうか。

しかしながら、1人住まいであったり、老々介護であったり、また経済的な理由や家族が仕事などで不在がちなどで、それがなかなか実現できないのが現状です。

そこで、在宅医療について伺います。

①現在、伊豆市で在宅医療を受けているのは何人ぐらいいるのか。また、在宅訪問をしてくれる病院数はどれくらいあるのか。

②在宅医療を受けるにはどのような手続を踏んだらよいのか。

③在宅医療にかかる費用は具体的にどれくらいか。

④病院に入る場合と在宅医療を受けるのとでは費用の違いはどれくらいでしょうか。

⑤1人住まいや老人世帯の場合、また、同居家族が仕事を持っていて自宅でのお世話が思うようにできない場合などはどうしたらよいのか。

⑥医療的なケアを受ける場合、自宅ではどの程度まで受けられるのか。その家族についての支援はあるのか。

⑦自宅で最期を迎えたとき、訪問看護師などにみとりのお世話はしてもらえるか。

以上、市長に伺います。答弁よろしく願いいたします。

○議長（青木 靖君） ただいまの小川多美子議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

アンケート結果を見ると、やっぱり多くの方が最期は住み慣れた自宅だと回答されるようですが、どうしても私がいま一つイメージが浮かばないのは私の祖母は父が亡くなった2か月後に自宅で亡くなったんですけれども、その頃は母もいたし、それから家族も多かったし、それから延命措置という概念がなかったので、心臓が止まれば、ああ、おばあちゃん、さよならで済んだんですけれども、最近はその親戚の方が許されない、どうして順天堂に行かせなかったのか、どうも亡くなった後のいろいろなトラブルも現実であるんだそうです。

それから、以前、伊豆赤十字病院には老健がありました。具合が悪くなった方が一旦入り、よくなったら御自宅にということなんですが、しかし、病院からすると帰っても1人のところに返せないだろうというようなことがあって、いろいろな方といろいろなケースについて話すと、やはり複数の選択肢をカバーできる制度がないと難しい。ところが、日本の場合には遠隔診療はまだ難しいですし、それからいろいろなデータをつけなくても、今は技術で呼吸数とかできるんですが、それを例えば、かかりつけのお医者さんと順天堂が同時に見るということも許されていないので、まだどうしても私はシステムが現場に合っていないのではないかと、特に伊豆市のように、広くて高齢化して独り暮らしが多いところではなおさらそのような新たなシステムの構築がなければ、なかなか難しいのではないかと考えています。

ただ、これは私、一般論であって、議員の個々の御質問については健康福祉部の参事に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） 御質問の在宅医療については、入院や施設入所ではなく、自宅などの生活の場で診療や治療、処置などを行うのが在宅医療です。特にその中でも訪問診療についてお答えします。

①についてですが、まず、訪問診療が可能な医療機関は市内6施設と近隣の伊豆保健医療センターの7医療機関でございます。（151ページの発言により訂正）7医療機関では現在90人ほどの訪問診療を実施していると伺っております。

②についてですが、訪問診療を受けることができる対象者は通院が困難な方です。訪問診療が必要かどうかの判断はかかりつけ医であり、まずはかかりつけ医の相談が必要となります。

③についてですが、訪問診療にかかる医療費は月2回利用の場合で7,000円前後です。訪問診療時には採血などの検査、点滴などの医療措置や薬剤を処方された場合は別途処置に応じた料金がかかります。

④の入院と訪問診療での費用の違いについてですが、利用するサービスの量によっても変わるため、一概には比較できませんが、一般的には訪問診療のほうが費用はかからないと言われています。

⑤について、訪問診療とほかのサービスの組合せにより、月曜日から金曜日まで日中に必ずどこかの介護サービス事業所が訪問するなど、ケアプランを立てることになります。支援の内容と訪問時間を調整することによって、ニーズの充足はできると考えております。また、緊急通報システムなどの行政サービスも併用していただき、独り暮らしの方や高齢者のみの世帯で急変時の対応に不安がある方でも安心して在宅医療ができるような支援体制を構築しています。

⑥について、手術や放射線使用の検査など特殊な環境下で行われる処置は医療機関へ出向く必要がありますが、それ以外の処置については主治医や訪問診療医と連携して対応することができることとなっております。また、訪問診療では自宅の療養環境へのアドバイスや介護指導・助言など家族への支援も同時に受けることが可能です。

⑦について、自宅で最期を迎える場合には必ず訪問診療医がおり、ほとんどのケースで訪問看護を利用している状況です。訪問看護は24時間体制で電話連絡ができるようになっており、必要時には緊急訪問を行い、支援を受けることができます。また、お亡くなりになられた後は身なりを整える整容などの処置のケアに当たります。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

小川多美子議員。

○1番（小川多美子君） まず①についてですけれども、先ほどちょっと私の聞き違いだったかもしれませんが、訪問診療は市内6施設が4施設と聞いたような気がしました。そうしますと医療センターの7医療機関がございますで、4施設と医療保健センターの1では5になりますけれども、これはもし私の聞き違いでしたら申し訳ございません。

この7医療機関あるということですが、伊豆医療保健センターのほかの6施設は病院のお名前など差し障りなかったら教えていただくことはできますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） すみません、ちょっと数を間違えてしまって、市内6ですね。施設と保健医療センターということで7施設でございます。（150ページで訂正済み）

具体的には、伊豆赤十字病院、中伊豆温泉病院、中島病院、今野医院、中村医院、土肥クリニックとなっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 現在、90人ほどのお宅で在宅医療を利用されているようですが、御家族や患者さん御本人の様子というのはいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） 訪問診療を利用される方の状況ですが、例えば、がんの末期の方だとか難病だとか、寝たきりの高齢者など様々で、通院が困難な方となっております。中にはみとりまで自宅という方もおりますし、最後は病院、施設でという方など様々いらっしゃいます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） 先ほどの医療センターの件ですけれども、伊豆保健医療センターには在宅医療に特化した専門のスタッフがいらっしゃるようですが、ほかの病院との違いというのがありますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） 伊豆保健医療センターには、総合診療科の医師を中心に在宅医療に熱心に取り組んでいらっしゃいます。伊豆市民のお宅にも訪問診療をしていただき、現在みとりなんかもされております。

ほかの病院との違いというところは大きくないと思うんですけれども、訪問診療できる範囲だとか、そういったものがやっぱり病院によって異なっていると考えます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） 以前、私、あるフォーラムで在宅医療についてのパネルディスカッションを伺ったことがあります。そのパネラーの中に自宅で御自分の母親をみとったという女性がいました。その方はお家でお世話をして大変だったけれども、よかったというお話でした。

家での介護というのはメリット・デメリットがあると思いますが、そのようなお話は聞いたことありますかでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） そうですね、先ほど、市長からも話があったように、メリットとすれば住み慣れた御自宅で最期を迎えることができるということがございます。それと、やはりデメリットとすれば御自宅なものですから、ある程度家族の負担とか、そういっ

たものもあると思います。家族の負担についてはケアマネジャーさんに相談していただきながら、いろいろなサービスを組み合わせることができるということで、出来る限り御本人の意思を尊重できるように進めていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） メリット・デメリット、御本人はもとより、お世話をする御家族についてもいろいろあるかと思えます。

先ほどの市長のお話の中に、お亡くなりになった後、周りの御親戚の方などがというお話がありましたけれども、これは生前、御本人の意思、あとの医療の治療は必要であるとかないとか、御本人がもう、もしそれまでのこととお話しできないのなら周りの御家族が相談をして、そしてそれは、じゃ、医療措置はもう要らないですよとかいうふうな、だから最後を家で迎えさせてあげたいというようなお話をしておけば、あと後々のいざごごにはならないような気もするんですけども、そのようなまだ御本人の意思がある場合、もし意思がなくても御家族がそのような医療措置は必要ないですよというようなことはできるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） 市でも家族会議の取組ということで、もしもシート、今日ちょっとパンフレット持っていないんですけども、そういったもので、よくお盆だとか家族だとか親戚が集まったときに、できる限りその方の将来とか、最後のみとり方について家族会議を進めようという考え方がございます。もしもシートに延命治療のことだとか、そういったことを確認する考え方がございまして、できる限りそういったもので家族の意思疎通だとか、御本人さんの意思を確認していこうということがございますので、なかなか元気なうちにというのも難しいですけども、逆にぎりぎりになってしまうと本当に問題が難しくなるので、比較的若いうちにそういった家族会議というものをやっていただいて、方向性を考えていただくというのは大事ななというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） 分かりました。①についてはありがとうございます。

②に移ってよろしいでしょうか。

訪問診療を受けることができる対象者は、通院が困難な方のように、もちろん通院が困難だから訪問診療を受けたいということだと思えるんですけども、そのような訪問診療を受けられるかどうかの判断はかかりつけ医が最終的には判断を下してくださると思うんですけども、かかりつけ医がない場合にはどのようにしたらよろしいでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） かかりつけ医がないという場合でも、最終的にはお医者さんの判断というのが必要ですので、とにかくお医者さんに、かかりつけ医じゃなくても関

係のお医者さんに見ていただいて、体の具合だとかそういったものによって介護の計画だとか、ケアマネさんに引き継いでもらうとかということが必要ですので、まずはお医者さんに診てもらおうというのがまず第一だと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） この場合、御自分で指定された病院があるわけですがけれども、その指定された病院の中でどここの病院の何々先生がいいからというようなことで、御自分で病院の指定というのはできますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） 御自分でもちろん探すことも可能だとは思いますが、やはりお医者さんのほうで得意分野とかそういったものがあると思うので、まずは自分が思うところに御相談するというのはきっかけとしてあると思いますので、まずは御自分で信頼できる先生に相談するというのはあると思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） かかりつけ医に関しましては分かりました。

訪問診療を受けられるようになったら、どのような準備が必要でしょうか。症状によっても違いはあるかとは思いますが、例えば介護用ベッドですとか、家の中をバリアフリー化するなど介護に関する様々なことが必要になってくると思うんですが、これらについてはいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） その場の訪問診療を受けるに当たって、すぐに具体的な準備の必要はないんですが、やはりその人の症状や介護の必要度、そういったものによって介護用ベッドだとか医療機器、介護用品などの準備が必要になるので、やはり専門家に相談していただいて、まずはすぐという自分で用意するのではなくて、まず相談して御用意するのが賢明だと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） それは、じゃ、病院の先生とともに介護の方にお聞きしたらよろしいということですがけれども、そのものによってですけれども、多額というか、いくらかの費用がかかると思うんですが、それらはその症状、使うものによって、その費用というのは変わってくるということではよろしいでしょうか。多額のお金ではないでしょうか。それとも、どの程度かお分かりになりますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） 医療費と介護とを分けて試算することにはなると思うんで

すけれども、やはり医療費については3割負担だとか、介護保険については一律負担ということがございますので、極端に大きくなることはないと考えています。また、所得によっての限度額の補助というか、そういったものもございますので、そういったものを含めて検討していただければというふうに思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） ③に移ります。

この③ですけれども、在宅医療にかかる費用は具体的にどれくらいということで、先ほどちょっと伺ってはありますけれども、月2回利用で7,000円前後ということなんです。この場合の医療費は、この7,000円前後ということは介護度による違いもあるのでしょうか。

それから、自宅での採血や、点滴などの医療処置もして下さるようなことを先ほど伺ったんですけれども、そのほかの医療行為というか医療処置というのは御自宅にいた場合、どの程度の医療処置をしていただけるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） 御自宅で受けられる医療行為ですと、例えば在宅酸素の供給だとか、あと経管栄養、栄養を管に入れていくようなもの、あと喀たん吸引、たんを取っていくようなことなんかは主治医の指示の下にやれるということで、あと本人と家族が希望すれば必要な医療処置が在宅でも受けることができると考えております。

また、金額については7,000円と言ったのは訪問診療ですので、それぞれの処置についてはまた必要な費用についてはまた別途かかるというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） このような医療行為というのは、出入りのお医者様がして下さるのではなく、訪問看護、看護師さんがしてくれることはできるんですか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） そうですね、主治医が必ずしも行くということではなくて、先ほども申し上げたように、主治医の指示の下で看護師が必要な医療行為を行うような形になります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） 看護師さんというのも、今はお医者様のようにいろいろなことはできないと思いますけれども、ある程度の治療などというのも今はできるんです。注射すとか。注射もどういう注射かによっても違うと思いますけれども、先ほど点滴なんていうこともおっしゃっていましたが、その点滴というのもお医者様ではなく看護師さんがやってくださったりするんです。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） 医療行為ですので、なかなか細かい範囲のところまで申し上げにくいですが、そういった採血だとか点滴なんかもやっているということは聞いておりますし、繰り返すようですが、酸素の供給だとか経管栄養だとか喀たん吸引なんかはやっておりますので、そういった範囲のものであればできるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） ありがとうございます。

低所得者といいますか、生活保護を受けている方などいらっしゃいますと、この③番のかかる費用についてですけれども、これはやはり生活保護を受けていらっしゃる方などは医療費の違いというのは出てくるわけですか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） 生活保護の方についても、同様な医療処置ということになっております。医療処置についての内容については同じでございます。生活保護の中の補助というか、扶助のほうで進めるという形になってございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） もちろん、生活保護を受けていらっしゃる方も同じ患者さんということで、同じような治療、医療行為をしていただけたらと思うんです。ただ、もちろん生活保護を受けていらっしゃる、そういう方たちの費用の算出方法というのは別にあるわけなんですね。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） そうですね、生活保護にはまた生活保護の基準がございますので、そちらの基準で計算しております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） 分かりました。ありがとうございます。

④に移ります。

病院にいる場合と、それから在宅医療の場合には費用面では、どれくらいの差がありますでしょうか。もちろん病院にいる場合は紙おむつの支給や身の回りの衛生用品、食事の費用などがプラスされて、御自宅ですと、それらの衛生用品やお食事の費用などは御自宅で見ただけのんだと思うんですけれども、どれくらいというか、在宅医療と病院の費用というのは在宅医療の内容によっても違うとは思いますが、それは費用差は大分ありますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） 医療処置によって大きく金額が変わるので、一概に言えないということで最初に述べさせていただいたんですけれども、比較的若い人で回復期にある人だとか、あと、今話をされているみとりに近いような方ですと延命治療をしないととかというあまり治療がないものですから、自宅にいらっしやっても比較的金額がかからないというところはあると思います。

それと、食費とか紙おむつとか、そういった生活でかかるものというものは病院でも自宅でも同じですので、そういった意味ではみとりに近くなってくると医療処置の金額は下がるんですけれども、先ほど言ったデメリットのように家族のちょっと負担があったりだとかそういうことがありますので、金額だけで言えば、みとりに近い場合にはちょっと金額が安いのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） この費用というものについて、今の健康福祉部の参事からはサービスを受ける側の立場での費用だったんですが、伊豆市の問題は医療サービスを提供する側の費用なんです。ですから、町なかですと1時間で2件、3件行けるかもしれないけれども、伊豆市の場合にはAさんのお宅へ行ったら、隣のところまで1時間とかあるわけですね。この移動時間と、その移動時間のお医者さんの人件費は受けるほうには入っていないわけですね。でも、医療サービスを提供するほうにはコストとしてかかるわけですから、最初、この在宅、包括ケアの中での訪問診療の検討を始めたときに、私は当時の厚生労働大臣のところへ伺って、県を通じて伊豆市でモデル的に社会実験をやってみないかと言われて、私、当時の大臣に多分無理だと思いますと申し上げたんです、距離が遠過ぎて。

ただ、今、伊豆赤十字病院を中心にいろいろ頑張ってもらっていて、かなり伊豆市では包括ケアの中の訪問診療、訪問看護を組んで進んできましたけれども、それでもやはり最初は、市長、この移動時間何とかしてくれないかという話がやっぱりお医者さんからあって、そうすると在宅ではないけれども訪問診療、例えば特別養護老人ホームに行って3人とか5人を医療措置すると、これは変な話、サービスを提供する側としては効率的なんです。したがって、伊豆保健医療センターに在宅医療チームができたときに、最初は伊豆市も全部診ますとおっしゃっていたんですが、今はもう修善寺エリア、熊坂プラスアルファくらいだったでしょうか。ですから、伊豆市のようなところでは医療サービスを提供する側のコストについて何らかの措置が取られないと、どこかでこれ以上できませんということになってしまうのではないかと大変危惧をしているところです。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） やはり、提供する側、される側、それぞれの思いがあってということだと思うんですけれども、本当にとにかくお金がかかるとなるといろいろと問題も起きて

くる。何にでもお金はかかるわけですがけれども、そういうふうな距離的な問題、何かというのは1件のおうちに行けばいい、2件のおうちに行けばいいじゃなくて、やはり移動距離などのことも考えなければならないとなると、計算なども大変なことかなと思いますけれども、分かりました。ありがとうございます。

⑤番に移ります。

おひとり暮らしであっても、老々介護、お年寄りがお年寄りを見ているというようなことも今は多々あると思います。ですがけれども、お一人であっても老々介護であっても、もしお医者様が大丈夫ですよという太鼓判を押してくだされば、おひとり暮らしの方が在宅医療を受ける、老々介護生活をしている方が介護を受けるということはお医者様の判断で、病院に行かずとも家で面倒を見ていただけるということですね。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） そうですね、おひとり暮らしの方でも可能だと考えています。御本人の状態や家族様の希望によって、訪問診療以外の訪問看護やヘルパー、通所サービスなど、いろいろなサービスを組み合わせることによって、そういったひとり暮らしでも老々介護の方でも在宅で進めていくということは可能だと。こういうふうを考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） そうしますと、同居の御家族がいらっしゃるけれども、御家族は昼間はお勤めに行っていて、朝晩はいるけれども、日中はいないというような方でも大丈夫だということのわけですね。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） 実際に、おひとり暮らしで、やっぱり介護を受けながら在宅でおうちでお住まいになっている方も結構いらっしゃいます。家族の方も県外だったり遠くにいらっしゃる方もいますので、それは可能だというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） 御自宅に医療関係者が出入りするとか、来てくださる、そういうことは田舎にいますと、何か世間の目がちょっと気になって嫌だなんていうようなお話も聞いたことがありますけれども、伊豆市内で現在在宅医療を受けている方で、そのようなケースというのはありますか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） 今も申し上げたように、いろいろな介護サービスで毎日とか、毎日介護サービスに入っている方も結構いらっしゃいます。ちょっと人数までは把握しておりませんが、そういう方がいらっしゃいますし、ケアマネジャーさんもそういうことの状況とかを見てケアプランをつくったりなんかしていますので、そう

いう方も可能だというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） ありがとうございます。

⑥番に移ります。

⑥番の医療的なケアを受ける場合、自宅ではどの程度まで受けられるのかということは先ほどの③ですね、大体伺いましたけれども、この御家族も介護をすることによって、いろいろ御本人が、御家族がお話合いで在宅医療ということを取り決めなさったとは思いますが、いざ在宅医療を始めてみたら、御本人はもとより、御家族が思った以上に大変だと思うようなケースというのもあると思います。いや、こんなはずじゃなかったのにとというような、そのような場合、御家族に対する支援というものは何かありますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） そういった在宅医療を支える医師や看護師、ケアマネジャーなどの支援者については家族の支援や助言、相談対応などもやっております。そういったものも含めてサービスの一つというふうに考えています。人と人の関わりですので、いろいろなクレームだとかトラブルというのはないわけではありません。ケアマネジャーなどがその間に立って、話し合いを設けることによって解決できるよう、対応しております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） 病院関係には、いろいろなお仕事をなさっている方がいらして、介護ですとか看護ですとかケアマネさんですとか、いろいろな方がいらっしゃるわけですが、どの方もどの方も御自分の仕事を一生懸命なさっていて、このような場合の御家族の支援というのも本当に大事なことだと思うんです。ですから、たまにはクレームなどもあるかもしれませんが、そのような御家族からクレームが出たりとか、あるいは出入りしただきしている方とちょっと相性が合わないから、担当の方を変えてくれなんていうようなことはございませんでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） 実際には、先ほども言ったように人と人の関わりですので、そういったトラブルというのは時々あります。そういったときには関係のケアマネジャーさんとか専門職を集めて、1つの専門職だけじゃなくいろいろな専門職だとかの御意見を聞いて、どう対応していこうかということを考えていくような場を持つようにしております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） 分かりました。ありがとうございます。

⑦番に移ります。

自分の長年住み慣れた家で最期を迎えたいからということで、在宅医療を希望なさったと思うんですけども、誰でも長い生涯の間には一生を閉じて最期を迎えるときが来るわけですけども、在宅介護と在宅看護、ちょっと似たような言葉で難しいんですけども、この最期のみとりというのは在宅看護の方がしてくださるわけですね。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） そうですね、最後、訪問看護という形、訪問看護と訪問介護はなかなか難しいんですけども、訪問看護については看護師が医師の指示のもと、その人の自宅で医療行為や看護を行うこと。それと在宅介護というのは医療以外の生活のお世話をするようなものになってございますが、基本その最期のみとりなんかは訪問看護のほうのケアをしていただいて、最終的にはお医者さんの診断という形になると考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） そうしますと、これは看護の方は大変ですけども、24時間体制ということのようですけども、患者さんが急変したというような場合、夜中でも駆けつけてくださるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） そのように聞いてございます。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） 最近は、在宅医療体制がしっかりしていて、訪問介護、訪問看護、いろいろあるようです。そしてみとりも最後までしっかりやったださるようですけども、以前は病院なり介護施設でお亡くなりになると、まず御遺体をおうちまで運んで、葬儀社に依頼しますと、おうちのほうでそのような身の回りを清めてくださる方がいらして、整えてくれるということですけども、訪問看護を利用している方が、お亡くなりになった場合、どの程度までお亡くなりになった後の処置をしてくださるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） 看護師が、やはり最後の、整容、先ほど言ったように身なりを整えたり、口の中をきれいにしたりだ、化粧とかやってくれるということがございます。プラスアルファで葬儀屋さんとか、そういうところに頼むとまた別の措置をしてくれるらしいですけども、そういったことまでしていただけるというふう聞いております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 今、健康福祉部参事からありましたように、亡くなった後はやはりきれいに整えていただくことは、それはかなり葬儀屋さんのスキルのところなんですけど、それ以前のところで、先ほど看護と介護と違うのでというような話だったんですが、今その複合

型のサービスができていますね。もう数年前に伊豆赤十字病院には我々看多機と俗称している看護小規模多機能型居宅介護（複合サービス）という、例えば高齢の方、かなり体が弱っていて入院したけれども、何とか退院できたので退院直後とか、あるいは逆に余命どれくらいと、いよいよもう最期になった方とか、訪問看護も訪問介護も通院もお泊りも、いろいろなメニューがあるんです。

ところが、あまり知られていないので、それから日赤の本社でも私時々話をするんですけども、もうちょっと、使っていただけないんですよねと。かなり便利なんです、御家族の負担です、特に。御家族の負担をちょっと軽減するとか、使い慣れていけばちょっと家族で旅行行きたいからショートステイのように二、三日お願いみたいなこともできるんですけども、これがあまり知られていなくて、ぜひそういったそのサービスが伊豆市内でちゃんとできるということを私たちも広報しなければいけないし、議員の皆さんからもお近くの方にぜひ広めていただければと思います。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） いろいろとありがとうございます。

今、市長のお話にあったように、本当に私、今回この訪問看護・介護のことをちょっと取り上げてみましたのは本当に知られていないんです。もう本当に自分でいろいろ調べてみて、こんなこともできるのか、こういうこともできるのか、先ほどのお話のように訪問介護と看護の違い、そしてその中にケアマネジャーさんが出てきたり、いろいろなお仕事とか面倒を見てくださる方が出てきます。ですけれども、その幾つかの中の言葉では聞いたことあるけれども、これはどういうことだろう、これはどういうことだろうというようなことが多々あるわけです。今回、その訪問診療のことをいろいろ調べて、いまだにまだ頭の中で訪問介護と看護、お話をするとき、こうだから介護か、こうだから看護かなんて思いながら、頭の中で考えながらちょっと質問をしたりしているんですけども、多分皆さんの中にもそういうふうなことを御存じない方が多いと思うんです。

ですから、もっとそれらを多くの人に知っていただくように、最初に申しましたように人生100年の時代、これから今の平均寿命が八十何、何歳なんて、男性も女性もそうですけれども、そのような方たちがやはり平均寿命の中にはもちろん健康寿命であったり、ただの寿命であったりというような方もいらっしゃるわけですが、誰もがじゃないかもしれませんが、家で最期を迎えたいという方たちが自分の思うように最期を迎えさせてあげたいというような気持ちで、これからはもうちょっと皆さんにそういうことを知っていただけるようにしてほしいなということを感じました。

以上です。ありがとうございます。

○議長（青木 靖君） これで小川多美子議員の質問を終了します。

ここで10時30分まで休憩します。10時30分に再開します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時30分

○議長（青木 靖君） 休憩前を閉じ、会議を再開します。

一般質問を続けます。

◇ 杉 山 武 司 君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 皆様、こんにちは。7番、杉山武司です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

今回の一般質問は、分割方式で質問を行います。

件名1、若年層の選挙の投票率の改善を考えると題して、市長、選挙管理委員会委員長、教育長に答弁を求めます。よろしくお願ひします。

地方自治は、民主主義の学校とも言われています。子育て、教育、医療、介護、防災、まちづくりなど、私たちの生活に最も身近な政治が行われるところでもあります。その自治体の首長や議員を選ぶ選挙の投票率が年々低下しております。過日行われました群馬県知事選では投票率が29.65%と有権者の70%以上の111万3,210人が棄権をしました。さらに8月6日に投開票が行われました埼玉県知事選の投票率は23.76%で、県民有権者の75%以上が棄権をいたしました。こんなに低い投票率では地域の希望に満ちた未来を描くことはできません。

そうした中、若年層の投票率が他の世代と比較して異常に低く、特に20代の投票率は全世代を下回っています。半数以上の若年層の有権者が投票していない状況は我が国の将来の民主主義にとって危機的な状況と言えます。このようなことは以前から続いており、現に伊豆市の選挙管理委員会事務局に残っている過去6回の国政選挙、県議会議員選挙、県知事選挙、伊豆市議会議員選挙では、令和3年10月の衆議院小選挙区選出議員選挙をはじめとして4回の選挙で、世代別では20代が一番低くなっております。2番目が10代となっております。それに比べて60代、70代の投票率がいずれも高い。

地域が活力を保つには、多様な人材が政治に参画し、健全な競争が望ましいとされています。しかし、若年層の低投票率により、国や地方自治体の政策は若年層の投票率が低いことを背景に若年層が期待する政策が少なく、いわゆるシルバーデモクラシーと呼ばれる投票率の高い高齢世代に関係する施策が充実されてきたと言われております。

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、韓国、日本の7か国の将来について国による若者の意識調査では、希望があると答えたのは主な国が40%から50%なのに対して、日本においては僅か10%程度にすぎない。若者が未来に希望を抱くことができる社会を創造することを目的として、自治政治は何をすべきなのか、次の点について質問をいたし

ます。

①行政と選挙管理委員会の役割分担について、市民の皆様に分かりやすく説明していただきたい。

②将来に希望が持てないから、政治に関心が湧かないといった負の連鎖が続いています。近年の若年層の低投票率に関して、どのように認識され、結果としてどのような問題が潜在しているのかとお思いで、何をすべきなのか見解をお示してください。

③近年、伊豆市では子育て支援の予算の拡充が着々と進められていますが、伊豆市の未来を担う若者たちに向けた短期及び中長期的な政策はどのようなことが考えられますか。

④若年層の政治への関心の低さについて、その原因をどのように分析し、投票率を上げるためにはどのような取組が必要であると認識しているか見解をお示してください。

⑤危機に瀕する民主主義を救うためには政治参加を促進する市民運動の強化と学校における主権者教育、民主主義教育の徹底が求められると言われていますが、そのためには具体的にどのような取組が考えられるのかお示してください。

以上です。よろしくお祈りします。

○議長（青木 靖君） ただいまの杉山武司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、私から総論を申し上げます。

投票率が低いのは、年齢に関わらず投票によって社会を変えられることができると実感できるのか否かが根底にあるのだと思います。10代、20代の若者世代の投票率が低いのも自分たちの投票では政治を変えることができないと高齢者以上に考えているのだと推測されます。以前、総合雑誌での記事を目にしたのですが、若者世代が、もう亡くなりましたけれども安倍内閣を支持していたのは、この国を変えてくれるのではないかという期待値が高かったんだそうです。

伊豆市内での投票率を振り返ると、最も高かったのが平成16年10月の市議会議員選挙で77%でした。合併によって著しく定数が削減されたときです。ほかに70%を超えたのが平成17年9月の衆議院議員選挙、平成20年4月の市長選挙、同年10月の市議会議員選挙、平成21年8月の衆議院議員選挙、平成24年10月の市議会議員選挙となっています。平成20年は私を含めてですけれども、4人が争った市長選挙とそれに続く議員の選挙、平成21年の衆議院議員選挙は民主党政権が成立した年であり、平成24年の市議会議員選挙は定数が22人から16人に削減された年で、いずれも大きな変動がありました。自分たちの意思を発揮すべき、あるいは発揮することができると思われたものと思います。

このように見えてくると、若者世代の投票を促すためには高齢者層も含めて、投票によって自分たちの意思を実現できると確信させる要素が必要だと思います。私が幼児教育施設、今はほとんどこども園ですけれども、そこでの懇談を継続しているのも、あるいは商工会青年

部になるべく意見交換の場をつくっていただいているのも、若い世代と交流できるイベントに積極的に参加しているのも、彼ら、彼女らの意見を踏まえた政策を提示することによって、若者世代が政治に参画する意欲を高めることができるものと期待しているからです。

なお、伊豆市の特有の状況として、国は選挙への関心を高めることと、それから選挙費用を効率的に執行するために統一地方選挙という制度を設けたのですが、伊豆市の場合には市長選挙も議員選挙も、それぞれ単独個別の選挙になっていて伊豆市の特別な状況ですけれども、なかなか選挙への意欲、それから選挙執行費用の効率化というものは難しい状況にあると、このように課題認識を持っております。

御質問の①及び③等詳細については、それぞれ担当する部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育長。

〔教育長 鈴木洋一君登壇〕

○教育長（鈴木洋一君） 私からは、⑤学校における主権者教育の具体的な取組についてお答えいたします。

主権者教育とは、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこととされています。また、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身につけさせることもとされておりま。

小中学校の義務教育の段階では、政治や選挙の知識学習や投票を体験する取組などが行われていますが、さらに今日的な課題等について生徒が主体的に考え、十分に議論し、意思決定を促す取組が必要だと考えます。そのための取組として、児童や生徒が社会参画の意識を持てるよう、子供たちが提案した意見やアイデアを大人が真摯に受け止め、提案を実現させることにより、自分たちの考えたことが役に立ったという自己有用感を育成していくことが大切ではないかと思ひます。

小中学校の段階では、最も身近な社会と言える学校の中で児童会や生徒会、学級活動などに取り組むことが社会参画の意識を育み、給食の献立などを投票で決める機会などがあれば自ら考えて投じた1票が実現されることを感じるができるなど、学校生活の中でもこのような活動を通して主体的な社会参画へとつながる主権者意識を醸成することができるのではないかと思ひます。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 続いて、選挙管理委員会委員長。

○選管委員長（小長谷隆二君） 選挙管理委員会委員長の小長谷です。

議員の御質問の②の若年層の低投票率と若年層の政治への関心の低さに関する選挙管理委員会としての認識と原因分析、また、こうした問題への取組についての御質問に併せてお答えいたします。

まず、若年層の投票率はここ数回の投票結果集計において、全体の投票率に対して10代、

20代の投票率が20%以上も低い結果であり、若年層の低投票率は当市においても同様の傾向があると認識しております。その上で、若年層の低投票率や政治への関心の低さの原因や潜在する問題ですが、自分たちが抱える課題や要望に政治が十分に対応していない、また自分たちの声が政治に反映されない、自分たちの声を届ける手段が分からず、政治に参加する機会がないといった意識を若年層の多くが持っていることではないかと考えます。

こうした問題への選挙管理委員会としての取組として、若年層の政治参加意識を高めるために政治、選挙全般への関心向上を念頭に置いて啓発活動を行うことと考えております。具体的にはこれまでどおりの手法とはなりますが、選挙啓発冊子の配布、小中学生への選挙啓発ポスターの作成の依頼、高校生への出前授業や選挙当日の投票事務への従事などを繰り返し行い、若年層に選挙に関わる機会をつくるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 次に、総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） それでは、①の行政と選挙管理委員会との役割分担についてお答えをいたします。

地方自治法では、政治的中立性、行政運営の公平公正を確保するため、地方公共団体の執行機関として市長のほか、教育委員会、監査委員など独自の執行権限を持ち、その担任する事務の管理及び執行に当たる機関を置くこと、また、これら執行機関は市長の所轄の下に行政機能を発揮することが規定されており、一般行政からは独立した機関とされております。選挙管理委員会もこの執行機関の一つで、その役割として選挙が公正に行われるよう、選挙に関わる事務を担当しております。具体的には市議会議員や市長の選挙の管理執行のほか、衆議院などの国政選挙、県の選挙においても投開票事務を行います。また、選挙のない日常においても選挙人名簿の管理や有権者への啓発活動を行っております。

選挙管理委員会は、このように選挙に関して選挙全般の管理、執行や啓発活動を担っておりますが、市長の権限とされております予算の調整や執行、議案の提出などの権限は有していないため、予算の執行、選挙管理委員会との連絡調整は市長、つまり一般行政が担うという役割分担となっております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 次に、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私からは③についてお答えをさせていただきます。

若者が未来に希望を抱くことができる社会を創造するためにできる取組は何が考えられるかという御質問でございますが、改めて我々基礎自治体のレベルでできることは難しいと考えたところでございます。その上で考えられるものを3つ挙げたいと思います。

まず、政策立案や市民参加の場に若者を積極的に招き入れ、彼らの声を聞く若者の参加の機会の充実があるのではないかと思います。若者の声を尊重することで自分たちが社会に影響を与えられるという実感を持つことができ、社会参加につながるのではないのでしょうか。

2つ目に、社会的インクルージョンの強化があると思います。社会的インクルージョンとは誰もが社会に参画する機会を持ち、排除されないことを指しますが、多様なバックグラウンドを持つ若者たちが受け入れられ、尊重される社会をつくるために差別や偏見に対する取組を行っていく必要があると考えます。

3つ目に、環境保護と持続可能な未来への取組があると思います。若者たちが未来を希望的に見据えるための地球環境の保護と持続可能な開発の取組を行い、自然と社会への貢献意識を育む機会を提供することができるのではないかと考えました。

今回の御質問をきっかけに、未来を担う若者に対し、市として何ができるのか、何をすべきかについて改めて考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） それでは、順序よく①から質問をさせていただきます。

首長権限の予算の調整ですが、選挙管理委員会の予算編成権は市長の権限に含まれているようですけれども、改めて選挙啓発事業の予算はいかなる前提の下に予算設定をしているのか伺います。

というのは、過去8年間の選挙啓発事業の予算の総額は平均で43万9,000円です。そのうち、明るい選挙推進委員の謝礼を除くと平均24万5,000円です。残りの啓発活動に使われる予算のリーフレット等の啓発品等に至っては、平成28年の新有権者用リーフレット作成50万円を除きますと年平均5万円にも満たしていません。この予算規模で啓発活動を実施しているわけですが、この予算で啓発活動が十分にできていると、そして投票率を上げることができているのか見解を伺います。

○議長（青木 靖君） 選管書記長。

○選管書記長（市川和年君） 議員の御質問につきまして選挙の啓発は選挙管理委員会に関することとなりますので、書記長の私のほうがお答えをさせていただきます。

選挙啓発に関する予算の算定につきましては、まず若者が選挙や政治に関心を持っていただけるよう、出前授業などで使用する選挙啓発用のリーフレットの配布や選挙のポスターの作成などを検討しまして、そのための予算として、そのリーフレットの購入費やポスターの記念品代等の予算を例年計上させていただいております。

この予算で投票率を上げること、議員おっしゃる投票率を上げることができているかということですが、結果を見れば十分には成果を上げていないというのが現状ではないかと思えます。

しかし、若者への選挙啓発のアプローチの手法としましては、リーフレットの配布やポスター作成、こういったものを繰り返し実施することで、その事業が定着して、非常に有効になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 首長権限の予算の調整と執行に選挙管理委員会のような執行機関は権限を有していないということですが、そのことは予算確保に対して選挙管理委員会は要望のような意見の入る余地は全くないということですか。

○議長（青木 靖君） 選管書記長。

○選管書記長（市川和年君） 選挙管理委員会なんですけれども、事務局としまして、私、書記長を含めまして事務員を配置しており、その書記長以下の職員を総務課の職員が兼務をしております。選挙管理委員会では年4回の選挙人名簿の定時登録時に委員会のほうを開催しまして、選挙管理委員4名の皆様と我々事務局で会議のほうを行っております。そのときに事務局から選挙啓発活動、そういうことがあるときにはその活動の説明なども行いますので、委員から事業などについて予算を含め要望があれば反映するよう努めております。

選挙に関する予算の積算、要求に当たりましては、そういったところで、まずは選挙管理委員会が原案を作成し、市長部局と協議、調整を経まして予算案としているという流れとなり、その意味で、選挙管理委員会の意思というものは予算に反映されているというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 選挙管理委員会の仕事として、選挙啓発活動の実施、明るい選挙の推進に関することが挙げられますけれども、最近実施しました具体的内容をお示してください。

また、毎年同じ内容の啓発、周知を行っているわけですが、それを実施した後に成果等を検証し、次回に向けた改善策等を論議したことはあるでしょうか。

○議長（青木 靖君） 選管書記長。

○選管書記長（市川和年君） 選挙啓発活動で実施した内容ということでございますが、先ほど委員長のほうからも若干紹介はあったのですが、まず、伊豆総合高校と土肥分校におきまして、伊豆総合高校では2年生、土肥分校は全校生徒を対象として選挙に関する講義と、あと、模擬投開票を体験する選挙啓発の出前授業のほうを開催させていただいております。

また、明るい選挙を推進するためにポスターコンクールを行い、選挙に関するポスターの応募を市内の小中、高等学校の児童や生徒の皆さんに依頼をさせていただいております。参考までにこちらの応募の状況なのですが、令和4年度は90点、令和2・3年度につきましては、コロナの影響でこちらのほうは事務局から中止とさせていただいたんですが、その前の令和元年度は260点の応募をいただいております。

さらに、平成27年度から選挙権が18歳に引き下げられたこともありまして、それぞれ各選挙に際しまして、高校生が当日投票所の事務従事というものをさせていただいております。こ

ちらも実績のほうを申し上げさせていただきますと、令和4年度の参議院選挙では26名、令和3年度の県知事選挙で28名、令和2年度の市議会議員選挙で13名、市長選挙で17名の高校生の皆様に実際従事をいただいております。

そのほかにも、昨年度、二十歳（はたち）を祝う会にて選挙啓発の冊子を配布させていただいております。

その中で、成果等を検証して、次回に向けた改善策等を議論したのかという御質問でございますけれども、出前授業の一つを取って答えさせていただきますと、出前授業の実施後に学校の先生から主に講義の内容なんですけれども、私どもがアドバイスをいただきまして、次回の出前授業に向けまして、そういったアドバイスを参考に授業内容などの見直しに努めております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） それでは、②のほうに移りますけれども、先ほど選挙管理委員会の委員長からお答えいただいた内容は②と④を合わせた内容になっていますので、それを踏まえた中で質問をさせていただきます。

若年層の低投票率や政治への関心の低さの原因や潜在する問題をということなんですけれども、自分たちの抱える課題や要望に政治が十分に対応していない、2番目としまして、自分たちの声が政治に反映されない、3番目としまして、自分たちの声を届ける手段が分からず、政治に参加する機会がないと分析した上で、今までどおりの手法を用いて啓発活動を行おうとしていますが、効果があることは切望いたしますが、高校生の出前授業や若者との対話をする機会があったときに、例えば、2050年になったときにどのような社会にすべきか、その社会をあなた方が想像しないと、あなた方が切り開いていかなくてはならないことを主権者教育の中で伝えるべきだと思います。高校生の選挙ブックを頂きましたけれども、この中にはそういったことが書かれていないんですね。

こうした教育周知の考え方について、どのような所感をお持ちなのかお尋ねいたします。

○議長（青木 靖君） 選管書記長。

○選管書記長（市川和年君） こちらの若者との対話というところで、私、書記長のほうで答えさせていただきます。

まさしく、議員御指摘のとおりであるところも考えております。議員、今、リーフレットのほうにもそういったことが書いていないということでございましたが、そのはしり的なところではリーフレットのほうにちょっと書いてあるのではないかということでちょっと御紹介させていただきますと、今、高校生に実施している、先ほどの出前授業で使用しているリーフレットの中身になるんですけれども、初めのページに投票を通した政治への参加というところの項目や、あとは社会の一員として積極的に政治に参加しようという項目で、議員が御指摘する前段、はしり、本当のはしりとなりますけれども、選挙の意味というところで

そういった内容が記載をされております。

選挙管理委員会におきましても、今後の出前授業などでそういった議員御指摘のような、今まであまりそのところを重点的にちょっと説明していない、どちらかというところに行きましようというところの説明だけしかしていなかったようにも思いますので、その根本を高校生の皆様に説明できるようにして、若年層に投票の大切さというものを伝えていきたいというふうに考えております。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 重ねての質問になるかとは思いますが、主権者教育の中で民主主義教育も平行して行われていると解釈いたしますけれども、平成27年度より毎年、伊豆総合高校の2年生を対象に主権者教育を実施しているということですが、回を重ねてどのような成果が得られたのかお示してください。

○議長（青木 靖君） 選管書記長。

○選管書記長（市川和年君） お答えいたします。

伊豆総合高校と土肥分校で行っております出前授業では先ほども申しましたが、模擬投票というものを講義の後に実施しております。その際に高校生になるべく興味を持っていただけるような選挙の題材、項目のほうを毎回私どもで考えて、高校生に投票をしていただいております。参考までに、昨年は新中学校の校名を幾つか並べて、実際投票をしていただいているような状況でございます。

また、実施後には、その授業の後のアンケートというものもいただきまして、そのアンケートの中の一つを紹介しますと、「スマホを活用すれば投票に行きます」、電子投票みたいなことだとは思いますが、そういった意見をいただいたり、あとは、ありがたいことに「大変勉強になりました」というような御意見のほうを高校生からいただいておりますので、実際の投票率というのは、本当にあまりよろしくないという状況ではありますけれども、高校生の皆様には、そういったところでいいますと、関心をいただいているというふうに感じております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 特色ある選挙啓発として、県単位ですけれども、宮城県では10月22日に行われる県議会議員選挙に向け、プロポーザルによる啓発業務の企画提案募集を行いました。これ、8月10日にJR東日本が受けたみたいなんですけれども、ホームページに載っていますから見てください。ほかに兵庫県では高校生による啓発動画を作成し、和歌山県や埼玉県では啓発ポスターや標語の募集、沼津市では啓発ポスターや習字の募集も行っている。静岡市では成人式に啓発チラシの配布を行っている。様々な啓発活動を自治体がやっております。

紹介した自治体の事業を参考に、新たな取組の考えはありますか。

○議長（青木 靖君） 選管書記長。

○選管書記長（市川和年君） 伊豆市におきましても、平成28年度の市議会議員選挙と市長選挙のときに投票率の向上を目的に、PR動画というものを作成して啓発活動を行った経緯がございます。また、先ほども議員おっしゃったように、昨年、二十歳（はたち）を祝う会におきましては、啓発冊子を配布させていただいております。

繰り返しになりますが、こういった活動が、残念ながら、投票率の向上につながっているかと問われますと、決して向上しているとは言えない状況ではありますので、今議員に御紹介いただいた自治体のことも、もう一回ちょっと私どもも研究させていただきまして、新たな啓発活動が有効であると判断すれば、ぜひ検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 若年層の定義で様々あるんですけれども、統計などでは15歳から24歳または15歳から34歳程度とすることが多いんですけれども、低投票率の傾向は、伊豆市においても顕著に表れていると認識されている上で、若年層の政治参加意思を高めるとしてはいますけれども、選挙管理委員会または事務局内、もしくは合同でこの若年層の投票率に関して過去に話題になり、論議の場を持ったことはありますか。あったとしたら、どのような論議があったんでしょうか、お答えください。

○議長（青木 靖君） 選管書記長。

○選管書記長（市川和年君） お答えいたします。

直近の選挙管理委員会におきまして、具体的な若年層の投票率についてという議題として議論をしたことはございません。その他の話題的なところで委員の皆様と雑談までもいけませんけれども、話をしたことはありますが、議題として議論をしたことはございません。

先ほど御説明させていただいている出前授業に関することとなるんですけれども、平成27年度に選挙権年齢が18歳に引き下げられた。公職選挙法と改正法が成立したときのその際の選挙管理委員会ですけれども、低迷している若年層の投票率がさらに低下することがないよう高校生の政治参加の向上のために、主権者教育であることの意識づけというものを目的に、出前授業というものをですね、それを機に始めたという経緯がございます。

また、伊豆市選挙管理委員会以外、それ以外の議論でいいますと、過去に県の選挙管理委員会の連合会の委員長と、私書記長が出る会議におきまして、若年層の投票率向上をさせる取組についてという議題で、県内各市のそういった取組について情報共有をしたことはございます。また、これ以外でも事務局が参加する県東部の明るい選挙推進協議会の中の研修で高校生と有権者の政治意識を比較するという講義のほうを事務局のほうで受けている、そのような状況でございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） はい、ありがとうございます。

それでは、時間もないことですので③に移ります。

先ほど総合政策部長から3つの提案をいただきました。

要約しますと、1つ目は、政策立案や市民参加の場に若者参加の機会の充実を図る。2つ目が誰もが社会に参画する機会を持ち、排除されないこと。3つ目が自然と社会への貢献意識を育む機会の提供との回答を得ましたが、第2次伊豆市総合計画基本構想の後期基本計画の中で、そのことは具体的にはうたわれていません。

一番重要な若者参加の機会とは具体的にどのようなことを指すのか、説明をいただきたい。よろしくをお願いします。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 伊豆市における具体的な若者の施策立案、それから市民参加の場といたしまして、まず、未来塾を挙げさせていただきたいと思います。

この未来塾は、高校生を対象に静岡大学などと連携を図りながら、地域内の情勢やまちづくりへの意識啓発を行うとともに、リーダーシップを発揮する人材育成を行っているところでございます。

昨年の未来塾において高校生が企画立案いたしました事務について、今年度高校生と市が協働事業といたしまして実際に行うなど、成功体験を通じた若者の市政参加が図られているところでございます。また、市役所におきましても、若者世代の柔軟な発想により市の将来を考え、市民満足度の向上のアイデアを練り、施策反映や業務改善などの政策提案を行う伊豆市デザインラボという取組を若手職員の有志によって設立し、様々な施策について現在検討を行っているところでございます。

その他、現行の総合計画の策定の際にはですね、伊豆総合高校の生徒さんとの連携事業、それから若者を対象とした未来会議ワークショップを開催したり、あと、こども園の保護者の方への意見聴取などを行いまして、その意見やニーズなどについて計画に反映したところでございます。

今後も若者世代が自分たちの意見が施策に反映され、将来のまちづくりに希望が持てる取組を充実してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 伊豆市の総合計画の作成に当たっての策定メンバーの年代構成はどのようなになっているか、お伺いします。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 現在の総合計画を策定した際にお願いした審議会の委員は、全部で16名いらっしゃいました。年代といたしましては、70代が3名、それから、60代が5名、50代が6名、30代が2名という構成でした。

それに加えて、総合計画に若者の意見を反映する必要があるということ、それからまた、審議会の委員の皆様は若者の声を踏まえて御審議いただきたいという考えがありましたので、市内の高校生、伊豆総合高校の生徒さんなんですが、2名お願いし、オブザーバーとして審議会に出席をしていただきまして御意見、それから、お考えについて委員と同様に伺ったところでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 自治体の総合計画というのは長期の視点、展望を見据えた将来のあるべき姿を表したものと思います。

その計画策定に未来を担う若者の考え、意見がどのように反映されているのでしょうか。そのような若者の意見が総合計画に取り入れることを政治の参加意識につなげると考えますが、行政サイドとしての考えを伺います。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 将来のまちづくりを担っていく若い世代の考え、それから御意見を総合計画に反映し、盛り込んでいくことは非常に重要でありまして、議員御指摘のとおり、それが若者の社会参加、それから政治参加につながっていくものであると認識をしているところでございます。

現行の総合計画の策定の際には、先ほども申し上げましたとおり、伊豆総合高校との連携事業、それから未来会議のワークショップ等を行いまして計画へ反映したところでございます。

総合計画に反映、取り入れた具体的なものといたしましては、伊豆総合高校の生徒さんから修善寺駅周辺のにぎわいづくり、それから空き店舗の利活用を求める御意見があったことから、修善寺駅周辺整備の取組という項目に位置づけをさせていただきましたほか、地域と連携した環境活動の実践という御提案もございましたので、それを受けまして、環境に優しい取組の推進という項目に反映しているところでございます。

それから、未来会議からの意見を反映したものといたしましては、空き家バンクやお試し住宅の促進、それから移住者と地元の市民の皆様や事業者との連携のための移住コネクトによるマッチングなどがございます。

今後まちづくりに対する若者の声を拾う取組を進めまして、施策に反映してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 若年層の低投票率と人口減少は、直接的な因果関係はないとされていますけれども、間接的には次のようなことが考えられます。

政治的な決定や政策が将来人口構造や社会の在り方に影響を及ぼします。若い世代が政治

に参加しないことが、将来の人口減少や社会の変化につながる可能性は考えられます。さらに、若年層の生活環境の満足度が低下し、結婚や出産の意欲が減少する可能性もあるため、人口減少と関連があるとされています。

その対応策として教育と啓発の強化、情報の提供の充実、若者の関心を持てる政策の策定、政治参加の意義の情報発信、若年層の声の反映などが考えられますが、このような取組にどのようなお考えをお持ちなのか、お尋ねをいたします。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） ただいま議員が対応策として御提示いただいた取組につきましては、どれも非常に重要なことであると考えておりますが、我々政策を行っていく上では、人口減少による投票率への影響については、特に考えておりませんといえますか、特に意識を持って対応している、取り組んでいるということはしていません。

しかしながら、若者の声を聞いて、その声を政策に反映するということにより、若者が政策に関心を持つというようになると思いますので、最初の答弁でもお答えをさせていただいた若者の参加の機会の一層充実を図ってまいりまして、若者にとって希望が持てるような施策の立案とまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 総合政策部長からは、行政の事務方の責任者という立場で答弁しておりますけれども、政治家である伊豆市長としては、私は、基本的に投票に行かれる有権者の皆さんという考え方を取ったということは、ほとんどありません。昨日生まれた方から、大変残念ながら、高齢とか障害で意識のない方も全て主権者なんです。

ですから、私は、政治家である市長として、投票に行かない方、高校生、中学生、小学生、幼児も含めて全員がひとしく同じ権利を持った市民、主権者ですので、したがって、私たちが出ていって、小さなお子さんを持っている親の皆さんから、その小さなお子さんの立場の御意見を伺い、それから、特養ホームやいろんな介護施設に伺って、その方々のスタッフとか御家族の考えを伺い、それを政策にしっかり反映させていく。そして、全ての主権者の立場に立った政策を編成していく。それが私は大事な責務だと思っています。

したがって、有権者ということでは考えたことはございませんが、しかし、残念ながら、議員御指摘のとおり、若い方ほど投票に行かない。これは、やっぱり、我が国の基本的・構造的な大問題で、特にほかの先進国から比べて、あらゆる選挙の投票率が低い。そして、若い人ほど低い。これは、もう本当、国の構造的な最も大きな課題の一つだと考えています。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） それでは、この件の最後の⑤に移ります。

若年層の低投票率のものというのは、多くの自治体が抱える大きな問題ですけれども、国としての具体的・抜本的な動きは見えていません。

若者が政治に興味を持たないのではなくて、若者が政治に興味を持ってないというのです。若者が政治に興味を持ってないのは、教育機関や家庭における政治についての教育が行き届いていないように感じられますが、その件に対してはいかがでしょう。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 義務教育に関する教育についてお答えいたします。

中学校の社会科の公民分野におきまして、地方自治や民主政治の発展に寄与しようとする自治意識の基礎を育成するために、民主主義の推進と公正な世論の形成や選挙などの国民の政治参加との関連について多面的・科学的に考察・構想し、表現することを身につけるとされております。

選挙については、具体的な事例を取り上げて関心を高めて選挙が主権を持つ国民の意思を政治に反映させるための主要な方法であり、議会制民主主義を支えるものであることの理解の下に正しい選挙が行われることや、選挙に参加することの重要性について理解を深めることができるようにすることが大切というふうにされております。

こうした公民等の学習をベースにしまして、先ほども申しあげましたような身近な課題や現実社会の課題等について関心を持って、主体的に解決するための参画意識を醸成していくことが義務教育においては大切であると考えております。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 先ほど第1答弁の中で教育長が児童や生徒の考えを大人が真摯に受け止め、その提案を実現するなどして、自分たちの考えたことが誰かの役に立ったとする自己有用感の育成が大切ではないかと述べられておりますけれども、多くの自治体で開催している児童や生徒の考えを酌み取る場の一つである子ども議会の開催は考えられますか。

ちょっと、私、勘違いしたんですけれども、静岡県教育委員会だと書いてありますけれども、今年の8月21日に昨年に引き続き、県議会ではこども県議会が開催されました。昨年は「多様性あふれる社会をつくろう」と題し、本年は「静岡の文化を伝えよう」というテーマで質疑を行ったとのこと。

中学2年生の県議は、県下34市町の44人が務めたようですけれども、伊豆市からの参加はありましたか。

北欧諸国は、総じて日常生活において政治に対する意識が高く、投票率は全ての年代において高くなっております。それは歴史的な背景もあると思いますが、家庭内の会話の中にも政治の話題が盛り込まれていて、家庭内における政治の関心は高い。このような観点から考えると、黒部市、小矢部市、南砺市の女性議会の開催もうなずけます。変わった議会では杉並区の身障者議会、沼津市の新成人議会などがあります。視点を変えると様々な政治に関する啓発が考えられます。

投票率の改善策は、子供を持つ親や教育現場にいる人たちが民主主義の有用性を教え、投票に行くことを強く勧めることが必要と思いますが、いかに考えますか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 先に県議会のこども県議会のことでお話をいたします。

こども県議会は、知事戦略局・広聴広報課が主催しており、各市町の中学2年生に毎年、各市町から1から2名の参加要請があるとのことでございます。

伊豆市では参加者を選出する中学校を輪番制としておりまして、毎年参加しております。本年度は天城中学校の2年生1名が参加をいたしました。

あと、子ども議会でございますけれども、伊豆市においても開催について関係機関と検討をしていきたいというふうに思っております。

また、18歳で選挙権が得られる高等学校においては、模擬選挙や出前講座など、先ほどありましたけれども、選挙に関わる啓発活動が有効であるのではないかとこのように思われます。

義務教育段階においては、生徒会役員選挙や自主的な活動に積極的に関わることや、総合的な学習の時間における探究的な学習活動がありますが、そういった場で施策の提言をまとめていくなどの主体的な態度を育てていくことが主権者教育につながるものと考えております。そして、良識ある主権者として投票に行くことの大切さも伝えていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 今教育長の答弁にありました大人が真摯に受け止め、提案を実現することにより未来の世界が開けると思いますが、ちょっと例を挙げますけれども、出していいのかわからないですけれども、東京都世田谷区のある小学校の6年生が平和学習の中で学んだ社会問題に関しての思い、考えをつづった手紙が相手方に届いたにもかかわらず、残念なことです、回答を保留され、なしのつぶてとなり期待を裏切られたようです。残念な結果となりました。現在中学生になられた彼らは、どのように受け止めていることでしょうか。彼らの成長とともに、今後政治に関しての考えは醸成を積み重ねていくものと思います。それは必ずや彼の未来に役立つものと思います。我々大人は、彼らのような声を真摯に受け止め、その責任を持っていることを自覚しなければならないと思います。

子ども議会を開催する場合には、ただ開催したという実績づくりで終わらないでいただきたい。継続していただきたいが、もし実施するならば、そのようなことでお願いしたいですが、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（鈴木洋一君） これからの伊豆市を背負っていく子供たちにとって、未来について考え、思いを持ち、発表する機会があることは非常の有意義な機会であると考えます。また、子供たちの考えや意見が市の事業の一部の施策に反映させられるようなテーマや議題を工夫していくことができれば、子供たちにとっても自己有用感を高めることができるものと思

ます。

こども県議会は毎年開催されておりますので、伊豆市においてもこのような機会があれば、開催の趣旨や方法、開催時期などについては、所管する部署や学校と連携をしながら開催することができればと考えております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） ありがとうございます。

この件について最後の質問になります。

選挙管理委員会委員長にお尋ねいたします。

若年層の投票率の改善に関して議会に何か期待することがありましたら、お願いいたします。

○議長（青木 靖君） 選挙管理委員会委員長。

○選管委員長（小長谷隆二君） 選挙管理委員会は、選挙を公正・公平に行うことを本分としておりますが、若年層を含めた投票率低下の課題は今後も重要な課題と捉え、継続的に選挙啓発を実施する必要があると考えております。

若年層に限らず、市民との距離を縮め、政治をより身近に感じていただくためにも、市民に身近な市議会議員の皆様には議員活動はもとより、日頃の政治活動を通じまして市民と寄り添う機会を多くつくっていただくことを期待いたします。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） ありがとうございます。

それでは、2件目の質問に入ります。

外国資本の市内の土地の買収実態はということで、市長に答弁を求めます。

日本ではWTO（世界貿易機関）が1995年に発効した「サービス貿易に関する一般協定」に基づき、外資による土地の売買は合法となり、グローバル化が進むことにより、外資の土地買収が活発化しております。

そのため弊害も生まれている。1つは、過疎地域の土地が買収される安全保障の問題。もう一つは、地域が土地を活用した産業を主導する権利を失うことであります。日本は法整備の遅れから、諸外国にあるような土地の所有権の規制がありません。そのため、国は自由経済と安全保障の板挟みに陥っています。国は現状の実態把握のため、農林水産省が9月から農地の所有権を新たに取得する個人や法人に対して国籍の報告を義務づける方針を示しました。市町村の農業委員会に許可を申請する際に、個人の場合は本人国籍や在留資格、法人の場合は役員等や5%以上の株式保有者の主要株主・出資者の国籍を報告するよう求めることとしました。さらに、農地を所有する法人が農業委員会に毎年行う報告でも、新たに国籍を確認することとしました。

この目的は、経済安全と食料安全保障の両観点で、外国人の農地取得の実態の把握を強化することにあります。

農水省は、今後既存の農地についても住民基本台帳と照らし合わせて、国籍を把握する作業を進めるとしています。農水省は、以前から農業委員会に対して外国資本の動向を毎年調査してきましたが、現在は住所が外国などの「外国人と思われる」にとどまっているが、中国資本などによる国土買収が問題となってきたため、農地法施行規則を改正することとしました。

農水省の調査では、農地における外資の取得状況は2017年から2021年の間で70.9ha。県内では2020年に富士宮市で中国資本による2.3haの取得がありました。

また、農水省は、水源などの重要な森林が外資所有となることへの危惧が予想されることから、2010年に、2006年に遡って実態調査を始め、以降、都道府県を介して外国資本の購入実態を毎年調査しています。2006年から2022年の累計は、320件の2,732haに及んでいます。県内の2022年に外資が取得した山林は熱海市の0.1haで、取得者は中国の個人で、利用目的は資産保有や住宅地ではなく不明とされています。土地の地目は、不動産登記事務取扱手続準則により9区分に分かれております。

以上を踏まえて、次の点について質問いたします。

①不動産登記事務取扱手続準則に定められている9区分別の外資の市内の土地取得状況を国別、面積、個人・法人別、利用目的及び主たる地番について伺います。

②外資が取得した土地が転売を重ねると、どのような弊害が起こると予想されているのか、お示しください。

③現在まで外資とトラブルはありましたか。ありましたら、概要を御教示願います。

④現在、あらゆる地目の土地の地下水の利用についてどのような規則があるのか、伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（青木 靖君） ただいまの杉山武司議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私が若い頃、随分若い頃ですけれども、日本の人口が8,000万人ぐらいいまで少なくなったら、とてもすばらしい国になるだろうと想像したことがあります。多くの国民が労働者として東京に集中して多摩ニュータウンに代表される、今でいえば、狭い団地がたくさん大規模な団地ができてですね、そして、すさまじい通勤地獄があつて、8,000万ぐらいいまで人口が減れば、みんなが裕福に広い家に住んで庭付きの豊かな生活になるだろうと想像していたら、この国では全くそうならないんですね。今でもどんどん町なかに人口が移動して、私が妄想して数十年たって65歳になった今、自分の周りも子供、孫がない家がたくさんあります。というか、そのほうが多いです。そうすると、確実に10年後、20年後は無集落のエリアがたくさん出てきます。それがそのまま山に戻るかと思うと、やは

りそれでも買うという外国人はあるわけですね。そうすると、特定の地域、まとまった一団の地域が外国資本になり、そこに同じ国の外国人が住むようになったら、これはとても怖いことで、まさにそれが今ロシアのウクライナ戦争の理由になっているわけですね。特定の地域には、ほとんどロシア人が住んでいる。こういうことを考えると、やはり人口減少社会になっても、特に世界に誇る美しい自然を有する地方の土地をいかに守っていくかというのは、子供たち、孫たちにとって、とても大切な課題だと思っています。

ただ、では、じゃ、伊豆市長として何ができるかというところは、ここが非常に悩ましいところであって、また、そのような論点で議論する機会があればと思っています。

具体的な御質問については、それぞれ担当する者に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、農林水産課長。

○農林水産課長（小川正洋君） 私からは、①から③について答えさせていただきます。

まず、①外資による土地取得状況についてですが、市が把握できる情報としまして、田や畑などの農地については農業委員会への照会により、山林や原野については、森林法に基づく届出により取得者等の状況を把握しております。また、土地利用計画法の届出により、用途地域内2,000㎡以上、用途地域外5,000㎡以上の土地の取得者について把握しております。

そのような中で、農地につきましては、2017年から現在に至るまで、山林等につきましては、2006年から現在に至るまで、それぞれ外資による土地取得については、該当はありませんでした。

国土利用計画法に基づく届出が必要な土地につきましては、2004年の合併時から現在に至るまで届出者の住所は全て国内となっており、外資系の企業かどうかの判断はできない状況です。

次に、②の土地の転売の弊害は、農地であれば農地の遊休化、近隣農業者の不安、水利権などの管理上の問題が予想されます。

山林としては、管理の行き届かない森林の増大、それに伴う災害への懸念、里山景観の悪化、有害鳥獣の増加による集落への影響のほか、転用による乱開発も懸念されます。また、水源地を含む山林を外資に取得された場合は、水利用に対する影響が懸念されます。

その他の土地として懸念されるのは、既に開発された土地やその跡地を転用して新たな事業を行うことで、周辺や下流域への影響が懸念されます。

最後に、③ですが、これまでに外資系の法人とのトラブルについては聞いておりません。

以上になります。

○議長（青木 靖君） 次に、環境衛生課長。

○環境衛生課長（山口雄一君） ④の地下水の利用における規制についてですが、現在、地下水に関する条例として静岡県条例及び市条例があります。

まず、「静岡県地下水の採取に関する条例」では、大井川地域、中遠地域など5つの地域を規制地域または適正化地域に指定し、揚水機の規模により届出が必要となりますが、東部

地域の指定はありません。

また、「伊豆市地下水採取適正化に関する条例」では、市内において八木沢地域、小下田地域の2つの地域を指定し、井戸の揚水機等の規模により許可申請が必要となっております。

これに加え、県では令和4年に「静岡県水循環保全条例」を制定しました。この条例により、本年度に入り「水源保全地域」の案が示され、告示後には水源保全地域内において、土地の取引や土地の形質変更、地下水採取設備の設置等を行う開発行為が行われる場合は届出が必要となり、その届出の内容は市町にも通知されることとなります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） では、①から順次質問していきます。

答弁にありました伊豆市では、田畑は農業委員会で、山林・原野は森林法の規則により把握ができていますということです。

国土利用計画法の届出により用途地域2,000㎡以上、用途外地域5,000㎡以上の土地の取得については把握できているということですが、逆から言うと、その面積以下は把握ができていないということですか。

国では所有者不明の土地の解消のため、民法と不動産登記法を改正し、来年4月から宅地を含む全ての土地の3年以内の相続登記を義務づけることとしました。この法改正により、面積に関わりなく全不動産の把握は可能ですか。

この規定は過去に遡及して運用となるようです。罰則規定もあり、10万円の過料が科されます。農地の耕作放棄地と山林と全ての土地の相続のための調査や数値が必要となります。今後、所得を生まない山林や耕作放棄地が相続放棄などにより所有権を手放す事案が発生するおそれがあります。相続を放棄した土地が外資に渡ることも予想されます。

このような対策としてどのようなことが考えられますか。さらに高齢化が済んだ土地所有者や相続対象者にどのように周知をするのか、伺います。

○議長（青木 靖君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川正洋君） 国土利用計画法の届出ですね、その要件以下の土地の面積の把握についてですけれども、把握する方法として法務局の登記の届出情報を収集するという方法があるんですけれども、現状は全ての情報を把握できているというわけではございません。

次に、全不動産の把握が可能ですかという部分についてなんですけれども、相続登記の義務づけの法改正によって、登記の届出情報の継続的な更新が行われることによって現状に合った所有者の情報を取得することは可能になると考えられます。

相続を放棄した土地が外資に当たることが予想される対策ということなんですけれども、議員おっしゃるとおりですね、将来的な土地の管理に関わる負担のために土地を手放すこ

とを考えたり、相続の遅延が起こったりすることなどが考えられます。それに伴う土地所有者不明土地の発生が増加も懸念されますけれども、今般の各種の法改正については、それらの所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しが主なものになっていると思われま

す。

御質問にありました相続登記の3年以内の義務化などのルール変更とともに、今年4月からは、相続等により取得した土地を手放して国のものにする制度、相続土地の国庫帰属制度が創設されております。これらの国の制度変更によって、少しでも土地の所有者の明確化が図られて、土地管理情報の共有化が図られることを期待しております。

以上になります。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 先ほどの答弁で相続土地国庫帰属制度が創設されたと説明いただきましたけれども、一定の条件を満たした場合に土地を手放して、国庫に帰属させることを目的可能として、今年4月27日からスタートした制度ですけれども、しかし、いかんせん、ハードルが高い。相続した土地は利用する予定がない、固定資産税等管理の負担が大きいといった理由により土地を手放したいという相談が各地で法務局に多く寄せられているということですけれども、国庫への帰属は無条件ではありません。厳しい要件が設けられ、審査に通ったとしても10年分の管理負担金が生じます。10年分の管理負担金が生じます。宅地は原則20万円、森林に至っては100万円を超える場合もあります。さらに、この制度を利用できる人は、相続や遺言で土地を取得した方のみ限定されています。これに付け込んだ悪徳商法が横行するおそれもあります。次に、ネット上には国庫帰属制度より安く放棄・処分、寄附ができるというような掲示がされています。これを市民のために未然に防ぐための処方箋を考えていただきたい。お願いします。

○議長（青木 靖君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川正洋君） すみません。先ほどの答弁の中で土地所有者や相続対象者にどのように周知するかというようなところについて答弁漏れていました。それも併せて答弁したいと思います。

現在も土地や相続の関係者、土地所有者の変更に伴う各種の届出については、窓口やホームページなどで周知しております。今般の制度変更に伴う案内も相続の事前の準備の方法も含めて、分かりやすく周知していきたいと思っております。

また、今回の質問ですけれども、農地における所有権の移転については、必ず農業委員会の許可が必要になりますので、土地所有者が不明になることはないと考えております。

しかし、外資も法人が農地を取得した場合、不動産取得後に解散などにより関係者の行方が分からなくなったというようなことは考えられます。これは土地の用途にかかわらず起こり得る問題であるため、所有者・法人に関して定期的に情報を収集するというような質問があると考えられます。これらの国の制度変更は、土地所有者の所有者不明土地の解消や抑制

が根本にあって、土地利用の価値が低くなることにより土地の所有意識が薄れることで、相続で取得した土地が放置されるのを防ぐ、そういうこともあります。

相続登記の届出の3年の義務化や、相続土地国家帰属制度など制度のつて手続をすることで長い間放置されてきた所有者不明土地が解消されて、更新された土地情報が継続的に管理されると、そういうことが所有者不明の土地の発生を未然に防ぐことだと考えられます。

以上になります。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 窓口で説明するという事なんですけれども、こういったパンフレットを6月議会の中でいただきましたけれども、これをただ渡すだけで終わらないでいただきたい。お年寄りなんかは、中見ても全然内容が分からない。丁寧に説明をしていただきたいと思います。

では、次の質問に移りますけれども、農地の所有権の移動や利用権の設定などの申請義務がかなり増えてくると思います。

農業委員会の事務局職員の事務量の増加をどのように捉え、その弊害の影響をどのように捉えているのか、伺います。

○議長（青木 靖君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川正洋君） 今般の制度変更による農地の所有権の移動とか、利用権の設定などの申請事務量の増加については、今のところ増えているというような状況は考えておりません。

でも、制度の浸透によって現状以上の申請件数の増加はあると。その中で相談件数とかも多くなると思いますので、それについては、対応のほうをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 制度の認知が進むと、相談件数も増加すると思います。ぜひ適切な、そして親切な対応に努めていただきたいと思います。

それでは、②に行きます。

土地の転売の弊害は、将来外国の租借地というような扱いになりまして、行政が産業の主導権の喪失につながり、自治体が公共的な目的で事業の計画を図り、規制をかけようとしても、その力が及ばなくなります。このことに対してどのような認識をお持ちで、その対策のお考えあれば御教示願います。

○議長（青木 靖君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川正洋君） やはり行政としては、土地の転売によってどのような方が所有者になって、どのように土地を管理したり活用するかについて、防災上の観点や公共事業のための土地取得の観点などから、支障が出るか懸念する部分もあります。

ただし、基本的に民衆の土地の売買というようなことになるものですから、規制等の対応

は難しいと考えております。現行の農地法や森林法など、各法令を遵守した土地の活用や管理をしていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） それでは③に移りますけれども、外資の法人とのトラブルについては聞いてないというような答弁をいただきましたけれども、バブル崩壊後のゴルフ会員権の相場の下落が顕著で、ゴルフプレー料金の値下げが拍車をかけ、ゴルフ場経営は厳しくなっているのが現状です。地価の下落による固定資産税評価額の減少にもかかわらず、課税標準額が減少しない自治体が多いとされていますが、伊豆市では評価替えを行いましたか。

それと、経営コストに占める固定資産税の割合は年々増加している。そうした状況が続くと、外資系に転売され、メガソーラーの事業者に所有権が移る可能性も生じます。既存のゴルフ場は、清流の水源地やわさびの生産地にも近い。どのような規制を講ずることができるのか、国・県と情報を共有して対策を進めるということでしたが、答弁を求めます。

○議長（青木 靖君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川正洋君） ゴルフ場におきましても、他の地目と同様に、定期的な評価替えのほうは実施しております。

また、規制についてなんですけれども、土地の取引に関して規制することは、現状なかなか困難だとは考えるんですけれども、所有権移転後の土地利用の転用などについては、県とも協議しながら、現行の法令等に基づいて対応していくというようなことになります。

以上になります。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） なかなか担当では答えにくいところもあろうかと思うんですが、これは、とっても大きな問題を既に生じていますし、これからもっと深刻になる危機感を持っています。

外資系による買手ではないかどうかというところは非常に難しいところで、御承知のとおり、日本人を代理社長にして、日本人の名目でその背景に外国資本があることは当然あり得ますし、それから、日本の場合には、生活も名前も全て日本人だけれども、しかし、国籍を持っていない、国籍は日本でないという方がいらっしやって、何人かというのは、特定すると極めて難しい。

しかし、事実上外国資本と思われ、既にお買収されたゴルフ場、リゾート2か所はあるわけですね。そういったところがどのような事業展開していくのか。ゴルフ場として既にやめたところもありますし、そのようなケースが全国で繰り返されるのではないかと。ああいったビジネスをされている方は、法的手続をもう熟知していますから、入るときは、完璧に合法的にやっても、その後、しっかりとした対策を取らないということも全国でいろいろなところで起こっているわけですね。そう考えると、まず、この土地の所有の仕方、管理の仕方とい

うのは国の問題でもあり、そして現地にある我々の問題でもあると考えざるを得ません。

それで、国や県と交えて対策を取れるかといったら、私は、基本的には土地の価値を一定レベルで、もう一定水準の土地の価値を維持するしかないと思うんです。

私たちの山は、やっぱり寒い国と違って、ちゃんと杉もヒノキも育っていて、伊豆市の場合にはヒノキのほうが多いくらいです。しかもクヌギもしっかりあって、シイタケにも使える。それをわざわざ、かつては東南アジアから、今は、多分カナダが多いと思いますけれども、何千キロも何万キロも重油炊いて、船に乗って運んできて、そのほうが安いからといって、私たちは自分たちの山を使わずに家を建てているわけです。そこの価値に国民全部が10%高いけれども、日本の山を守ろうと、自分たちの木を使おうと。やっぱり、私たちの生活に対する価値観だと思うんですね。

それから、生活文化をしっかりと見直して、輸入した鉄、輸入したプラスチック、輸入したアルミで家を造るのではなく、昔のように自分たちの木で家を建てる。これ、ヨーロッパでは、もう20階建て、30階建てのビルも木でできているんです。そういう技術は日本でもあるんです。その技術を立証したのは、日本の大学なんです。だけど、私たちは今でも安いからといって、安い建材で家を建てるほうに価値観を置いているんですね。

ですから、これを改めてしっかりと伊豆半島を守る、伊豆半島の山を守る。だから、私たちは伊豆の木を使う。そういうような生活文化と価値観に変えていかないと、施策で変えようとしても、それは耐え切れなと思います。なぜならば、施策でビジネスの論理に勝つことはなかなか難しい。私はこれを、やっぱり、しっかりと市民に訴えていくのは伊豆市及び伊豆市長の役割だろうと考えています。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） では、④の伊豆の地下水の件についてに移ります。

静岡県地下水の採取に関する条例の規制地域及び適正化地域には、東部地区の指定はありませんとの説明でしたが、静岡県水循環保全条例の水源保全地域は、本年9月に告示して、10月に施行となります。

県東部の中に伊豆市も案として指定されている模様ですが、平成16年4月1日に施行された伊豆市地下水採取適正化に関する条例は、合併前の土肥町のみに係る条例で、八木沢地域、小下田地域の2つの地域のみ指定となっているようですが、現在も同地区のみ指定ですか、伺います。

○議長（青木 靖君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（山口雄一君） お答えします。

伊豆市地下水採取適正化に関する条例の指定地域につきましては、現在も八木沢地域、それから小下田地域の2地域となっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 水というのは農水省、国交省、環境省が様々な法整備を施行し、講じていますけれども、なぜ合併後に市全域を指定しなかったのか、その理由をお示してください。

○議長（青木 靖君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（山口雄一君） 伊豆市地下水採取適正化に関する条例は、旧土肥町時代に水源が乏しい八木沢地域、小下田地域において、水源を保全するために昭和47年に制定されております。

合併時の協議においても検討されましたが、他地域の地下水等の問題が生じていなかったこともあり、指定地域の見直しは行われてきませんでした。

以上です。

○議長（青木 靖君） まとめをお願いします。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 見直しを行ってこなかったと説明ありましたが、今後、指定区域の見直しの考えはありますか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これは私からお答え申し上げますけれども、やはりこの伊豆半島北部、天城山に4,000mm、年によっては6,000、8,000mmの大量の雨が降って、それを天城山でろ過されて、きれいな水になってワサビができる。そんな年でしたから、水に対する危機感というのが多分ほとんどなかったと思います。

自分が市長になって初めて小下田では全く水がなくて、土肥から持っていったようなことは知るようになったんですけれども、そうでなければ、こちらの天城湯ヶ島や中伊豆は水が豊富でしたから、ただ、現在は水が買われる、水が昔のように戦略物資として、かなり国策に近いところで外国資本が入ってくる時代迎えました。

そうすると、先ほど御指摘のあった富山県の富山、南砺市、それから立山、私も先週行ってきて、すばらしい雪解け水で、すばらしい米が育っているんですが、しかし、私たちの天城の水も世界で最もすばらしいワサビ生産に適している水を資源として、財産として将来にわたって保全しなければならない。なかんずく、ひょっとしたら悪意を持っているかもしれない外国事業に対してリスクが分かってきた今日、ちょっと過去の水源地を地域のために使うという観点だけではなく、新たな社会の中で水の守り方というものを考えていく段階に入っていると思います。これは、今までの考え方と違う視点でやらなければいけませんので、ゼロベースで今から検討させていただきたいと思います。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 時間も押します、これは。最後の質問といたします。

今、市長がおっしゃった水資源のことですけれども、私が青年団の頃、この天城の猫越の水は売れるかもしれないぞという話をしたことあるんですね。だから、それだけ貴重な水だから、大事にしようねという話をしたことあります。

そうではないんですけども、では、本質に戻りますけれども、伊豆市の条例の罰則規定では10万円の罰金に処すると規定されています。県の条例では5万円の過料に処するとされています。

上位法が後に制定された場合に、現行条例はそのまま有効となるんですか。罰金は、刑事訴訟法の手続による刑罰の一種です。これに対して過料は、行政罰のうち秩序罰の一種です。よって、過料は刑事罰でないため、検察官に起訴されたり、刑事裁判にかけるとは、いわゆる前科がつくことはありません。伊豆市のこの条例は、刑事罰の対象になり得るのか、伺います。

○議長（青木 靖君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（山口雄一君） 伊豆市地下水採取適正化に関する条例の罰則、こちらは10万円以下の罰金です。静岡県水循環保全条例は5万円以下の過料となっておりますが、この2つの条例については、目的も規制の範囲も異なる独自性のある条例でありますので、市の条例の内容に特に問題はありません。

また、伊豆市地下水採取適正化に関する条例の罰則規定は罰金となりますので、議員の御発言のとおり刑事罰の対象となります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 最後に、議員、とても水という大切な御指摘をいただきましたので、繰り返しになりますが、しっかり伊豆の水は将来にわたって守っていきたいと思います。

ここ数年、私、あまり遠くの外国に行っていないんですが、外国出張のたびに、その土地の水は飲めるのかほとんど確認しました。ヨーロッパは全く飲めません。だから、地下水しか飲まないんですけども、きれいなドナウ川もライン川も絵で見るときれいだけれども、全く飲むことなんか不可能で、一度姉妹都市のネルソンに行ったときも、子供たちは遊んでいますけれども、この川の水飲めるのと聞いたら、それは飲めません。日本の川は生活排水と農薬で汚さなければ、実は飲めるんです。大災害があったときに、そこの狩野川は3日や1週間、その水飲んでも大丈夫くらい、流れている水は飲める、とてもすばらしい国なんです。

なかなか、やっぱり、私たちずっとここにいると分からないので、しかも源流を持っている、狩野川の源流を持っているのは伊豆市ですから、それを将来にわたってしっかり守っていく政策を改めてしっかり進めさせていただきます。

○議長（青木 靖君） これで杉山武司議員の質問を終了します。

ここで議事の都合により昼の休憩といたします。

再開は午後1時からとします。午後1時まで昼の休憩といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。  
一般質問を続けます。

◇ 杉 山 誠 君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。通告に従い、一般質問を行います。

今回は1件の質問です。

支え合い助け合うことのできる地域社会の構築に向けた取組について、市長に伺います。

社会は高齢化と核家族化により、高齢者の独り暮らしや高齢者のみの世帯が増加しています。

買物や通院あるいはごみ出しなど、高齢者をはじめ、自立が難しい人々も安心して暮らせる地域社会の構築が求められますが、以下の取組について市長の見解を伺います。

初めに、①路線バスなどの公共交通機関は、一部地域を除いて日中の移動手段として、ほとんど機能していない現状があります。一方で、高齢化による運転免許の返納など、自立した移動手段を持たない住民は、確実に増加すると思われま

す。今後ますます必要性が増す公共交通機関の整備について、どのように考えていますか。

②に、内閣府の調査によると、全国でひきこもり状態にある人は15歳から64歳で推計146万人に上るとされています。ひきこもりが長期化し、高齢の親（80代）と子供（50代）が生活に困窮する「8050問題」も深刻になっており、厚生労働省では、ひきこもりの人や家族を支援するマニュアルづくりのために、全自治体を対象に実態調査を行うとのことですが、当市の現状と対策はいかがでしょうか。

次に、③自宅や敷地などに大量の物品やごみをため込み、近隣トラブルや環境・衛生上の問題を引き起こしている「ごみ屋敷」問題が当市でも散見されます。ごみ屋敷の住人の多くは、高齢化や地域からの孤立、経済的困窮、判断力の低下などの複雑な問題を抱えているケースが多いとされています。

このため、一時的にごみを撤去しても、住人が抱える根本的な問題を解決しないと、再びごみがため込まれるおそれがあります。生活上の諸問題の解決も同時に目指す必要がありますが、どのように取り組むでしょうか。

次に、④認知症高齢者は2025年には約700万人に増加すると推計されており、当市でも確実に増加していると思われま

す。認知症の対策は、医療・介護をはじめ、まちづくり、教育、生活支援、権利擁護など、総合的な施策が求められます。

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせるよう家族や友人、知人の認知症当事者への適切な対応とともに、地域住民が認知症への理解を深めながら、当事者の視点に立って社会の仕組みや環境を整えることが求められています。

そこで、認知症の人や家族が安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、認知症に対する理解の促進・偏見の軽減、相談体制の整備など総合的な対策が必要と考えますが、見解を伺います。

次に、⑤気候変動の影響などにより、台風や豪雨災害などの自然災害が激甚化・頻発化しており、人命を守るための対策強化が求められています。

近年、気象庁では洪水情報をより正確に、早い段階で予測する体制の強化を進めており、気象庁の最先端の情報を活用して、災害時に高齢者や障害者の命を守る個別避難計画や、事前に防災行動を時系列にまとめた防災行動計画（タイムライン）の策定を進めることが求められますが、進捗状況はいかがでしょうか。

最後に、⑥支え合い助け合う地域社会の構築のためには、地域力の向上が欠かせません。各地域で行われてきた祭りも徐々に行われなくなり、自治会役員の成り手不足も深刻と聞きます。

また、地域コミュニティの再生を目的とした地域づくり協議会も自治会との良好な協力関係が進んでいない地域もあると聞きます。

安心して快適に暮らせる地域づくり構築のための課題と今後の取組について見解を伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（青木 靖君） ただいまの杉山誠議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 御指摘の問題は、これからひょっとしたら、ますます深刻化する地域の問題かもしれません。

認知症について、この15年余りいろんなケースで勉強する機会があったんですが、映画が2回、市で上映されまして、「折り梅」と「明日の記憶」だったと思います。小説で伊東潤さんの「修羅の都」という小説があるんですが、去年大河放送になりました頼朝が認知症だったという小説なんです。その観点で頼朝の立場で記述されているわけです。「わしは一体今誰と話をしておるのだ」みたいな感じで、とても自分たちが知っている歴史物語を認知症の立場で書かれているんで、ある意味、とても興味深い本だと思います。これは御紹介ですけども。

今、議員御指摘の課題は、全て地域コミュニティに関することです。

我々行政の勝手を言えば、グループホームとかシェアハウスに住んでいただいて、みんなで住んでいただいて、そこを行政サービスを提供するほうがやりやすいのですが、他方、地

域に、そこに残っている方々はその地域に住み続けたい。それが力となって東日本大震災でもばらばらではなくて、地域単位で移住されたところの地域コミュニティが、やっぱりしっかり残っていたということがありますので、これは行政がどこどこに集まってくださいとか、そこの地域はもう引っ越してくださいということを行うのではなくて、やはり今、かなりのところをつくっていただいた地域づくり協議会と市がさらに連携を強固にして、何とか私たちの地域に最も適したやり方を構築していくのではないかと市長としては考えております。

具体的な御質問については、それぞれ担当する者に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私からは①と⑥の質問についてお答えをさせていただきます。

まず、①の御質問でございますが、公共交通に対する課題といたしましては、1つ目に、人口減少、それから少子高齢化への対応、それから2つ目に、これから始まります学校再編への対応、それから3つ目に、利用者数の減少と非効率化への対応、そして4つ目に、移動ニーズへの対応が必要であると考えております。

特に先ほどの議員の御指摘のとおり、高齢者をはじめとした交通弱者に対する足の確保につきましては、今後ますます求められていくものと思いますので、路線バス以外に地域内交通の確保を図るための検討を行うほか、住民主体の地域交通の導入についても併せて検討を行っていきたいと考えております。

それから、⑥でございますが、少子高齢化の進展により、従来の自治会組織が維持できなくなってしまうという懸念から、新たな枠組みをつくり地域住民が自立した自治活動を持続的に進めていけることを目的に創設した制度が現在の地域づくり協議会でございます。

しかしながら、本年6月の議会で黒須議員からの御質問にもお答えをさせていただいたんですが、既存の自治会との二重構造が解消せず、相変わらず役員さんの成り手不足に苦慮されている状況、それから協議会がまだ設立できていない地域があるなど、まだまだ課題が多いことも承知しております。

また、現在、各協議会で行っていただいている取組なんですが、地域のにぎわいの創出の側面が多くて、地域内の支え合い、それから助け合いのための取組は、まだまだ不十分ではないかと感じているところでございます。

今後、①でお答えした地域交通など移動支援をはじめ、生活支援、それから居場所づくりなどを地域づくり協議会だけでなく、既存の自治会を巻き込んで、住民主体の安心で快適に暮らせる地域づくりを目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 続いて、健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） それでは、私から残りの②から⑤について回答させていただきます。

②のひきこもりの状況ですが、現在、26人の個別訪問などの支援を行っています。また、令和4年度から県のアドバイザー派遣事業を活用し、支援者向けの勉強会や、ひきこもり支援関係機関連携会議を開催しています。

今後は、福祉分野や教育分野など、相談窓口の周知・充実を図り、ひきこもり状態にある人を把握し、時間をかけ丁寧な働きかけを行い、関係性をつくりながら継続的に支援していきます。

③のごみ屋敷については、地域からの孤立や経済的な困窮など、複数の問題を抱えていることが想定されますので、生活上の諸問題の解決のため、庁内連携や重層的支援会議などを開催し、関係機関と共に取り組んでまいります。

④の認知症の見解ですが、議員おっしゃられるように、認知症に対する理解の促進をはじめ、総合的な対策が必要だと考えております。

そのため、現在、認知症の方や家族を支援する「認知症サポーター」の養成をはじめ、理解促進のための認知症講演会の開催や、高齢者支援の総合窓口として地域包括支援センターの周知を進めています。

今後も認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域づくりに取り組みたいと考えております。

次に、⑤の個別避難計画の進捗状況ですが、現在、要配慮者が1,593人中、計画策定の同意を得ている方は406人となっています。そのうち、計画未作成者144人に対して、いざという時に備えた実効性のある計画となるように、警戒区域にお住まいの独居の方を優先し、作成の支援を行っています。

同意のない方については、個人情報取り扱いや個別避難計画の作成について、引き続き理解がいただけるように説明を行っていきます。

避難行動計画（マイタイムライン）については、現在、市のホームページに普及啓発ページを設け、情報発信しているところですが、実際に何人の方が作成をしているかまでは把握していないのが現状です。

静岡県では、洪水だけでなく、土砂災害や地震・津波災害時の避難行動を確認できる「わたしの避難計画」というツールを推進しています。この「わたしの避難計画」は、比較的作成が容易で取り組みやすいものとなっており、市としては、推進していきたいツールの一つと考えています。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） まず、公共交通機関ですけれども、伊豆市地域公共交通計画というものを見させていただきました。鉄道・バス・タクシー・自家用有償運送等の交通手段を連携させて、包括的な交通体系を確立するという大きな目的があつてはありますが、この計

画の中の55ページを見ると、生活交通ネットワーク再構築の概念図として、将来的に中心拠点を修善寺地区では修善寺駅、土肥地区では土肥支所、天城湯ヶ島地区については出口と湯ヶ島の2か所、中伊豆地区では八幡という構想が描かれています。そして、この中心拠点と地域拠点、さらに隣接する市町を鉄道やバスでつなぐという構想だと思いますが、現在でも同じように運行されているバスを使った幹線路線については、これを18ページの路線バスの運行系統及び収支状況というのを見る限りでは、令和2年度は全て路線が赤字となっています。

この赤字のままで路線の維持は、継続難しいと思うんですけども、補助金を継続的に投入して維持していくのか、このことについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） ただいま議員から御指摘がありました路線バスにつきましては、地域の公共交通といたしまして、将来的には抜本的な見直しが必要になると考えております。

現在、御指摘のとおり、ほとんどの路線で赤字が続いているという状況がございます。そうはいいましても、伊豆市を通る路線バスは、地域住民の足に加えまして観光客の足という側面もございます。

ですので、それらを複合的に、総合的に検討した中で、路線バスの必要性等を考えて公共交通の再編を図っていきたいと考えております。それに併せて、今非常に大きな財政負担をしているものですから、その辺の見直しも併せて行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 赤字ということで、利用者が少ないことによるものが多いと思うんですけども、利用者が少ない理由は様々あると思いますが、利用者が少ないので減便する。減便されると、さらに利用者が減る。そして、収益が上がらないので運賃を上げる。なので、さらに利用者が減る、この悪循環に陥っているというのは、地方の路線バスの宿命的課題と思われれます。

バス路線の廃止や減便の理由は、ほかにも運転手不足が主な理由ということも聞いていますけれども、収益が上がって経営が改善されれば、待遇改善などで運転手も確保しやすくなるかもしれません。

計画見てもよく読み取れないんですけども、令和7年度に向けての計画ということですので、そろそろ収支の改善に向けて現実的な検討もなされてはいかかと思うんですけども、以前、私が一般質問で、京丹後市で運賃を上限200円にしたことで利用者が増え、収支が改善されたことを紹介させていただいて、その概念は伊豆市の生き生きパスに活かされたと思っています。伊豆市とは条件が違いますが、山形県の鶴岡市の庄内交通では、住宅地から医療機関、商業施設を小型バスで循環するコースを新たにつくり、バス停もきめ細かく設

置、そして運賃は一律1乗車300円。さらに、70歳以上と運転免許返納者には1か月2,550円で同社の路線バスを乗り放題にするなど、思い切った発想で乗客を3倍に増やして、3年後には市の補助なしで黒字化の見通しということです。

このとおりやれば成功するというわけではありませんけれども、思い切った発想の転換をして考えないと、黒字化、経営の収支の改善というのは望めないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） ただいま議員から御指摘のありました悪循環に陥っていると、もっともなところでございます。それから、運転手さんの不足についても公共交通会議の中で、その事業者の中から、そういうお声も聞いております。

他の先進事例といいますか、取組の中を今御紹介いただきましたが、伊豆市は御承知のとおり、幹線に対して市内に洞が、洞といいますか、地区が枝分かれしているという中で、なかなか循環の交通のルート設定といいますか、そういうのが難しいという特性がございます。

その中で、そうはいいまして、これまでの公共交通の在り方、そういう形というのは、もう限界に来ていているというのは、もっともなところでございますので、先ほど議員からの御発言もありましたとおり、発想の転換といいますか、思い切った形の見直しを行う中で、地域公共交通の在り方を考えさせていただきたいと思っております。

今、その取組を今年度、それから来年度、2か年に分けてやっておりますので、その中で検討させていただくとともに、財政負担、それについても併せて見直しを行っていくというように考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 幹線道路の路線というのは、これからフィーダー交通を考えていくにしても欠かせないものですので、ぜひ安定した運行ができるように考えていただきたいと思っております。

以前に中伊豆と天城湯ヶ島地区で予約型の乗合タクシーの実証運行が行われましたけれども、そのときに聞いた声の中に「中伊豆温泉病院まで行きたい方、あるいは修善寺まで行きたいけれども、路線バスへ乗り換える必要があって、それが大変だ」という声がありました。

今後、地域づくり協議会などと連携して、各地区で地域内交通の方向性を検討するということですが、路線バスに乗り継ぎするには、乗換え拠点の整備が必要だと考えますけれども、この拠点整備については、どのように計画されているのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 先ほど言いましたとおり、伊豆市の交通体系といたしましては、幹線に対して支線はそれぞれつながっているというところで、議員御指摘のとおり、乗換えも当然考えていかなければならないと考えております。その上で、地域の特性から考え

ますと、幹線、それから支線の連結を考えていく上では、そのような交通の結節点といえますか、乗換えの待合所といえますか、そういう場所の整備も検討していく必要があるとは考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 必要があるということは、まだ検討がされていないということだと思わすけれども、以前に中伊豆のパールタウンというところに住む高齢者の集まりで、管理事務所が買物のための送迎サービスを行ってくださっているそうだけれども、通院はそれぞれ受診日や時間が違うのでサービスが利用できない。中伊豆温泉病院の送迎バスがバス路線に沿って運行されているものの、バス停まで出ることができない。また、仮に下まで歩くことができても、交通量の多い県道を歩いてバス停まで行くことはとても危険で怖い。さらにバス停まで行けても、持越口のバス停は露天で座ることもできないので、バス待ちの時間がとてもつらい。そこで、何とか八幡まで行ければ、屋根があり座ることのできるバス停があるので助かるのですがという話を聞いたことがあります。

今後、フィーダー交通が様々検討されていくと思わすけれども、バス路線をなくすことはできない。そんな中で、1つの案ですけれども、路線バスの小型化が進んでいて小回りが利くようになっているので、例えば中伊豆地区であれば、一旦支所を経由する路線にして、1階ロビーに待合所をつくるとかすれば、天候に左右されずに待ち時間を過ごすことができると思わす。

支所を経由するには、交通量が多い県道に出にくいなどの課題は十分承知しているんですけれども、将来的に中学校跡地に、まだ跡地になっていませんけれども、中学校を移転した場合、中伊豆小学校にある待合所のようなものも必要になるので、検討する価値もあると思わすけれども、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど部長からありましたとおり、フィーダー交通で枝路線が多いんですけれども、それは、将来いろいろ考えるとして、まずは、基幹路線の中で修善寺から湯ヶ島方向、土肥方向の連結線が出口にあったわけなんです。ここで西伊豆町とか松崎町の方からも順天堂行きのバスに乗りたいたから、屋根のある停留所をつくってくださいというお話もあったんです。まさにそういう現状だったんです。

しかし、月ヶ瀬の道の駅ができましたから、当初、私が考えていたのは、バスが2台、1つは河津に、1つは松崎になるので、出口までは乗っていただいて、そのまま河津方向に行く人はそのまま乗る。土肥に行く人は、道の駅で降りて、そこで時間をつぶしていただける。つまり、これ、専門の先生からですね、乗換えのときには、乗換えの場所で時間つぶせるようなところじゃなきゃいけないということだったんですが、これができないなら船原を使う方がいるので、国道の136号が船原の方がいいということであれば、そういうやり方もでき

と思っているんですね。

中伊豆のほうは、まさに八幡が分岐点ですから、片方は八岳方向へ、片方は伊東方向へ。そうすると、今御意見がありましたように、市役所入れてしまうよりも、将来ですね、中伊豆小学校が移転した跡をあそこのスーパーマーケットプラスアルファのような少し時間を過ごせる場所もできれば、そういったことは十分考えるべきだと考えています。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 大方の考えは分かりました。

公共交通とは少し違うんですけども、山形県の天童市では2018年度から介護事業所や商業施設などと連携して、出歩くことが難しい高齢者の買物を支援するために、自宅から店舗まで車で送迎する事業を行っているそうです。これは、要支援1・2の認定を受けた65歳以上の高齢者などを対象に、介護事業所のデイサービスの送迎車が空く午後の時間帯を活用し、週に1回実施しているもので、利用料金は月1,430円とのこと。ショッピングリハビリと称したこの事業では、買物支援を通じて身体機能の維持・回復や介護予防を図るもので、店内での歩行運動を続けたことで、以前より歩行時のふらつきがなくなるといった効果や、買物に同行する介護施設の職員が利用者の様子から身体の状態を分析して、機能回復に向けた助言を行うなど、専門的な視点から支援が行われているそうです。

このように買物支援は、単なる生活支援にとどまらず、介護予防効果や自ら商品を選びながら歩くことで脳の活性化や喜びを味わう効果もあると思います。

様々な社会資源を活用して買物弱者という観点ではなくて、介護予防、生きがい対策と捉えて事業を考える視点も必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。これは福祉関係になるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） 高齢者の移動支援ということで各地区、今ですね、地域づくり協議会なんか中心に動いていただいているところがあります。そういうところをぜひ支援していきたいというふうに考えております。

理由としては、やっぱり本当に困っている人がどれだけいて、この人がいたらいいなとかというのがピンポイントで分かるとか、やっぱり先ほど言った公共交通とフィーダー交通がなかなかうまくいかないところの人と人のやり取りの中でうまくいくんじゃないかということで、そういうところは、支援できるところはしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（青木 靖君） 介護予防とかの観点は。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） やっぱり、介護予防としては買物に出られるとか、外に出られる、よくシニアカードとか、そういったものを使って外に出られるようになると、やっぱり介護予防につながるということを専門職からも聞いたことがありますので、そういうことが非常に大事だと、議員のおっしゃるとおりだと思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 様々な支援、そして移動手段を尽くしても、買物に出かけられない人もいます。

そんな中で、移動販売の検討もされていると聞きますけれども、具体的にはどんな様子でしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 移動販売につきましては、先般マックスバリュ東海さんから市内で移動販売を行いたいという旨の御相談がございまして、7月の区長会において同社が説明を行いました。

それを受けて、各地区に対し移動販売車の訪問について希望があるか照会を行ったところ、修善寺地区から11自治会、それから中伊豆地区で10自治会、それから天城湯ヶ島地区は14自治会、そして土肥地区が14自治会、計49の自治会から移動販売車が来てもらいたいというような御要望がございまして、移動販売を行うこととなっております。

今後、各地区と運行ルートの設定などを行いまして、最短で本年10月頃から修善寺、中伊豆、天城の3地区で販売を開始します。それから、土肥地区については別途になりますが、開始時期については、現在調整中と伺っております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 期待したいと思います。

それでは次に、ひきこもりについて伺います。

広報8月号を見ますと、ひきこもりの相談窓口が詳しく紹介されていまして、当市がひきこもり対策に力を入れていることが理解できます。

庁内連携会議などを立ち上げて、対応を進めているということですが、これまで受けた相談件数とか内容、そしてまた居場所として運営されている生きいきプラザのとっこというのも、ホームページから見られるんですけども、その利用状況はいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（梅原 進君） 相談の状況なんですけど、ひきこもりに関しては、障害者の担当課におきましては12件の相談がございました。それと、子育て支援課に関しましては2件、包括支援センターからは18件、介護支援専門員からは2件、相談支援専門員からは6件、あと、本人、家族からは11件、あと、庁内の部署からの連絡による相談が2件、あと、就労支援事業所から3件、あと、保健所から33件ございます。それとあと、医療機関からの相談が2件、生活困窮のほうから25件といったもので、福祉相談センターのほうに令和4年度につきましては、132件の相談がございました。

それと、生きいきプラザのとっことにつきましては、静岡県のほうで実施しております件数

になりますけれども、不登校の子供さんがそこを利用するというような居場所になってございます。毎週金曜日12時45分から活動を始めています。利用者につきましては、県の事業になってございますので、はっきりした件数というのは、現在、分かりません。

以上になります。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 思っていたより数が多いんですけれども、この数字というのは重複しているものもあるんですか、それとも実人数ですか。

○議長（青木 靖君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（梅原 進君） この今言った件数につきましては、重複した件数になります。実人数としては26人ということになります。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 静岡県のひきこもり支援センターから出されている「ひきこもりの正しい理解と支援のために」というパンフレットにも「ひきこもりに対する周囲の無理解や偏見が当事者たちを苦しめているケースも少なくありません」と記されておりますが、そしてまた、20年以上にわたって当事者への聞き取り調査を通じて、ひきこもりの研究を続けてきた松山大学の石川良子教授という方がおられるんですけれども、「ひきこもりの苦悩は、生きることへの葛藤と言える。どうしても親と通じ合えない。自分の努力だけではどうしようもない壁に阻まれ、思うように人生を歩めない。こうした生きることへのまなならなさへのものがき、苦しみがひきこもりの核心」ということをおっしゃられています。また、教授は、「ひきこもりの支援に正解はなく、原則として本人の意向を尊重すべき。本人が働くことの手前でもがいている場合、就労支援が逆効果になる」ということも言われています。今まで就労、何とか仕事に就かせたいということも行われてきたと思うんですけれども、それと逆に、「生きる覚悟が定まれば自分から動き出す。行政は、本人が社会参加を望んだときの選択肢を幅広く用意してもらいたい」と言われています。

従来型の就労支援や精神保健の立場からの医療受診では解決できない問題ということが分かっているようなんですけれども、当市での支援の状況、そして社会参加を望んだときの選択肢の用意ということまでは考えられているのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（梅原 進君） ひきこもりの支援につきましては、窓口に来るまでの第一歩が非常に大切になります。

ですので、まず最初に、窓口等に相談に来たときには丁寧に話を聞き、状況を確認しながら、まず最初に、当事者ではなく家族からのアプローチをまずかけます。その後、本人の個別アプローチをかけて、あるいはその状況がよくなってきた場合におきまして、集団への参加ということで支援を進め、最終的には、社会への参加というようなところを勧めていければと思っております。

それと、市のほうの支援体制としては、窓口対応の周知とか、あるいは継続的な個別訪問等をつなげていければというように考えてございます。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 相談窓口、ここへたどり着ける人はまだいいですけども、人に会うことが苦手であるとか、ひきこもりの本人が進んで相談窓口に来るということは少ないと思うんです。

訪問支援、アウトリーチが今言われているんですけども、このアウトリーチの支援、今、現実で行われているということですけども、家族からの相談があっても、本人に会えないというような状況もあると思うんですけども、そのときのスタンスというか、アウトリーチの進め方、これはどのように行われていますか。

○議長（青木 靖君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（梅原 進君） やはり家族の方の理解が必要だと思います。

ですので、まず、家族の方にひきこもりに関しての理解を得て、その家族の協力の下、当事者の支援が必要になってくるというようなことを考えてございます。

それと、なかなか窓口に来られない方という方もいらっしゃいますので、その関係につきましては、いろんな相談機関から情報収集しながら支援につなげていければなというように考えてございます。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 県の支援センターのチラシにもありましたけれども、周囲の無理解が事態を悪くしていくということもありました。

佐賀県で20年以上にわたって、ひきこもりなど困難を抱える子供や若者と向き合って、支援を続けてきた認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス代表の谷口仁史さんという人がいるんですけども、この方は、毎年6万件以上、一昨年は8万1,000件の相談を受けたということです。その中で多くの方が社会参加を果たしているということで、すごい人なんですけれども、谷口さんによると、支援のプロセスの中で傷ついた人は、待っていてもなかなか助けられない。最初つまずいてしまうと、なかなか厳しいということですよね。アウトリーチで大切なのは、当事者にとって話しやすい関係をつくること。谷口さんは、価値観のチャンネルを合わせると言っているんですけども、相手のニーズに寄り添いながら、丁寧に組み立てていく支援が必要だということです。そのためには、事前準備が重要ということで、谷口さんは、ひきこもり状態に至る経緯から生活実態、障害に関わる情報、過去に支援を受けた経験や、その後の反応、好き嫌い、得意不得意、興味関心、家族構成や対立構図、なかなか家族関係がうまくいってない場合もありますので。そして、事前の働きかけや訪問支援に関する同意の有無など、事前情報の収集・分析を厳密に行っているということです。ここまでは、なかなかできないと思うんですけども、支援する側のノウハウ、これが非常に大事だということが分かります。

この支援人材、この確保、育成、これはどのように進めているのでしょうか。講師を招いての講習や市民に対する理解促進の講座なんかもあればいいなと思うんですけども、これもどうでしょうか。

○議長（青木 靖君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（梅原 進君） 職員の育成というところでございますけれども、令和4年度から県のひきこもりアドバイザー事業というのを活用し、年2回ですけれども、県のアドバイザーに御指導いただきながら職員のほうの育成、職員あるいは相談機関と一緒に受けた研修を実施してございます。

○議長（青木 靖君） 市民向け。

○社会福祉課長（梅原 進君） 市民向けにつきましては、今後ちょっと検討していきたいかなと思ってございます。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） ひきこもりの人への支援というのは対応が非常に難しく、地域福祉の最後の課題と言われています。

人知れず悩み苦しんでいる人々にも光を当てて、誰一人取り残されない社会構築のために、ひきこもり支援にさらに力を入れていただきたいですけれども、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 今の議論、大変勉強になりました。

佐賀県の谷口さんという方ですか。私、存じていなかったもので、ぜひ勉強させていただきたいと思うんですが、知人からもちょっと話をしたことがあるんですが、もう10年以上自宅から出られないケースがあるんだそうですね。

つくづく思うのは、「かわいい子には旅をさせろ」の「旅」って、あれ旅行という意味ではないのではないかと。つまり、親は子供が一番心配ですから、一番強烈に思っているのは親で、その親であるがゆえに、逆に対策が難しいのではないかと考えることがあります。

そこは、しっかり本当に経験を積んだプロの方に適切に接してもらうことのほうが、多分感情が強い親よりもいい場合があるのではないかと思ひ、まさにうちの職員が適しているかどうかも含めて、伊豆市内もしくは近隣の市町と連携をして、どのような人材を確保あるいは育成すべきか勉強させてください。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 次に、ごみ屋敷のことについてですけれども、ごみのため込みは衛生上の問題ばかりじゃなくて、コンセントのトラッキングによる着火とか、台所のコンロの近くなど、室内に大量にため込まれたごみに着火する可能性もあって、一旦着火すると瞬間に燃え広がる可能性があります。

何らかの理由でごみをため込んでしまう人には、様々な支援策を組み合わせる必要がありますけれども、本人にごみ出しの意思がない場合は問題ですけれども、意思はあつ

でも、集積所まで遠くて運べないなどの課題を抱える人には、ヘルパーによる支援も行われているようではございますけれども、ごみ出しに限ったヘルパー事業というのはないと聞いています。また、回数も限られていると思います。生ごみなどは、この時期で特にそうですけれども、幾日もためておくことはできません。

集積所までごみを出せない場合に、戸別収集を行っている自治体もありますけれども、ごみ出しに困難を抱える家庭への戸別収集は考えていないでしょうか。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

はい、では、社会福祉課長。

○社会福祉課長（梅原 進君） 戸別収集ということではないんですけれども、社会福祉協議会のほうの「おたがいさまサービス」とか、あるいは民間の事業所が月に2回ほど自宅を訪問して、ごみを収集しているというようなケースはございます。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 私も以前ごみが出せない、足が弱って集積所まで遠くて歩けないという相談を受けて関わったことあるんですけれども、家庭ごみって月2回、2週間は置いておけないんですよ、本当に不衛生になりますし。

事業として、伊豆市の収集計画の中に戸別収集、特例でそういった支援を必要とする方に戸別収集の制度を設けられれば良いと思うんですけれども、その考えはいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） これは環境衛生課長。

○環境衛生課長（山口雄一君） 先ほど社会福祉課長からもあったように、社会福祉協議会のほうで有料のサービスであります、制度を設けております。ほかにもシルバー人材センター、それから土肥地区においてはNPOのきずな、こういったところが有料のサービスを準備しております。

市としましては、まずは、こういうところの身近なところの組織の制度を活用していただいて、身近な方ですね、周囲の方も支援していただきながら、まずは対応をお願いしたいというふうに考えております。

戸別収集となりますと、かなりの費用とか、そういった体制、制度をしっかりと考えていかなければなりませんので、その辺は、まず、地域のできるのところからやっていただくということをお願いしたいと思います。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 当然、地域の支え合いというのが必要になってくるんですけれども、先ほども申しましたように、ごみは長期間保管できないという理由がありますので、1つの考えなんですけれども、シルバーさんをお願いして不法投棄ごみの回収を行われていますけれども、そういったルートの中に、どうしても集積所まで遠くて歩けないとか、いろんな事情を抱える方もコースに入れて収集するという手もあるんですけれども、それらを含めて戸別収集、1週間も2週間もごみをためておかないで済むようなことを考えていただきたいと

思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（山口雄一君） ただいま不法投棄ごみにつきましては、包括委託の中で業務を行っております。ということで、シルバー人材センターのほうで行っているわけではありません。

それで、現状の状況から戸別収集を今のシステムの中に盛り込むというのは、ちょっと無理があるのかなというふうに考えておりますので、もう少しいろんな角度から考えて戸別収集という制度を研究していければと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 都市部に比べて地方ではごみ屋敷問題、これも大きなことで取り上げられることは少ないと思いますけれども、ごみ屋敷は発生の予防が重要とされています。

県内でもごみ屋敷への対応を目的とした条例を制定しているところもあります。高齢者の単身世帯は増加しています。行政とともに地域でも、早い段階から支援に入る体制整備が求められますけれども、地域から孤立している場合はトラブルになる可能性もあります。

そんなこともあって、住民の理解であるとか、助け合いのシステムができればいいと思うんですけれども、地域としての支援や正しい対応の仕方などを広報していくことも必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（梅原 進君） やはり共生社会ということが非常に重要になってくると思いますので、今後、地域の支え合いについて、いろんな形で連携が取れていくような体制の整備を進めていく必要があるというように感じてございます。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 次に、認知症についてです。

世界でも最も高齢化が進む日本では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には約700万人、65歳以上の5人に1人が認知症になると推定されています。2025年は遠い先の話ではありません。2年後の話です。誰しも無関係ではられません。

国がこの2025年を見据えて認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を作成して、認知症高齢者等に優しい地域づくりを目指してきました。

しかし、現実はどうでしょうか。一部の人を除いて多くの方は社会参加を控え、孤独な思いをしているように思えてなりません。2025年には高齢者の5人に1人が認知症。あくまでも推計ではありますがけれども、それに近い数字で推移しているはずなのに、誰かが認知症になったという話は聞きますけれども、地域で認知症の人を見かけることはほとんどないよう

に思います。

私の親しくしていた友人からも昨年会ったときに認知症になったと聞かされて、今年訪ねたときは、会うことできませんでした。その後電話したところ、「この電話は現在使われていません」というメッセージが返ってきて非常にショックを受けたことがあります。このショックというのは、友だちが認知症になったということではなくて、社会と遮断してしまったという、そういう寂しさです。

伊豆市でも様々な認知症施策を行っていただいていますけれども、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症と共に生きる、また、認知症があっても、なくても同じ社会で共に生きるという地域共生社会の実現、これが求められているんですけれども、いかにお考えでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 私自身が前期高齢者となり、10年後の後期高齢者になった頃は、私の食生活だと高い確率で認知症になるなとびくびくしているわけです。

最近、和田秀樹さんというお医者さんが書いた本を読んだら、いやあ、変わりましたね、私自身が。あくまで全体像ですから、個々には高齢の方で年金が少ない方がいらっしゃることも承知の上で申し上げますけれども、統計的に見れば、高齢の方が日本の資産持っているわけですね。2,000兆円のうちの大半は高齢の方で、その方々がみんな心配しているわけです。みんな心配して大量のお金を使わないまま、心配で心配で認知症になってしまう。こんな漫画みたいな話ないわけですよ。和田先生の話がとても面白かったのは、本当に認知症になったら、特養に入ったら、もう心配ないんだから。だから、高齢社会を楽しめと書いてあるんです。そこを何もわざわざ、あなたたちは心配です、不安です、不安ですと言ってお金を使わせない、買物もさせない、旅にも行かせないのは全く逆効果だと思うんです。

ですから、社会は年金とか特養を含めて、しっかりセーフティーネットあるから、だから、もう十分今までの苦勞は楽しんでくださいと我々が情報発信すればいいのに、マスコミも政治家もみんな心配です、心配ですと言ったら、全く逆効果だと思うんです。私、あの本を読んで、まだ飲んでも大丈夫だなと思ったんですけれども、これはいいことではないんですが、まして、ほとんどの方が自宅を持っていて、年金の少ない東京23区のような状況と全く違うにもかかわらず、過度な不安を与える必要は、私はないと思うんですね。

そんな雰囲気地域でつくっていただければ、振興会の草刈りでもふれあいサロンでも、みんな楽しい場になっていきますから、私が行政としてやるべき立場は、そういういいところですよということを、今までどうしても若者の移住対策に力点を置いていたように感じられると思いますが、やっぱりここを守ってきていただいた高齢の皆さんも含めて、こんないいところないですよという情報発信こそがむしろ認知症対策には効果があるんじゃないかと考え始めたところです。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） さらに一步踏み込んで、認知症の人の働く取組が各地で広がり始めています。認知症になったからといって、何もできなくなるわけではありません。よく認知症になったら、もう人生終わりというような時代もありましたけれども、そうではありません。過去のキャリアを生かしたり、仲間と共に決められた仕事をしたりして働いている人もいます。

群馬県の沼田市のある医療法人では、車椅子の修理や農作業などの一部を障害者や認知症の人が担い、内容によっては報酬が支払われるそうです。また、有名になった注文を間違える料理店では、レストランで接客係として働くスタッフは全て認知症の人で、注文した料理と違うものが出てくることもありますけれども、それを含めて寛容な社会を目指していこうという企画だそうです。

障害者の就労支援と同様に、認知症の人も地域で何らかの役割が果たせるような社会づくりが必要だと思いますけれども、具体的な事はともかくとして、そういった考えいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） そのメニューを間違えるレストランにぜひ行ってみたいんですけども、まだ残念ながら、機会は得てないんですが、実はつい最近ですね、ある施設でデイサービスの利用客がどんどん減っていきます。これ、なぜでしょうかというような話があって、確認をさせたら、介護医療院とか特養が伊豆市の場合充実をしてきて、以前でしたら、介護と医療が分かれていたので、例えば中島病院でデイサービスへ行く、そのまま薬もらうことができない。こっちは介護、こっちは病院です、だったんですが、今、介護医療院のように、お医者さんのいる特養みたいなのところが増えましたから、入所できる方が増えて、家で診ていて、デイサービスにたまにはという人がどうも減っているようなんですね。

その事業所でもう一つ驚いたのは、障害者施設の利用者増えている。沼津から来ている方もいるということです。やっぱり、働いてちゃんとお金をいただく。これは身体障害者であっても、高齢で体が難しくなった方でも、認知症の方でも、やはりできることで仕事をさせていただいて、ありがたいと言ってもらえる。こういった場合は、やっぱり市内でもっと増やしていきたい。成功例をどんどん紹介していきたいと思っています。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 次に、これは明るい話題です。8月21日に認知症の進行を抑制する国内初の薬として、アルツハイマー症治療薬のレカネマブという薬が薬事承認されたそうです。6月14日に成立した認知症基本法では、患者が住む地域にかかわらず、適切な医療が受けられるよう国や自治体が施策を講じていくことを定めていますけれども、認知症治療薬は、体制が整っていない地方部に普及するには時間がかかりそうです。

そこで、市としては、情報収集や体制整備に向けた取組を医師会と協力して進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） 今、議員おっしゃられたレカネマブとかというところは、新聞では承知しておりますが、まだ田方医師会とか、そういうところではまだ聞いておりませんので、医療懇話会だとか、そういったところで、もしかすると話が出てくるかもしれませんし、できる限り情報収集するように努めたいと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 次に移ります。

個別避難計画については、この後、小長谷議員も質問するので、そこで議論を深めていただきたいと思うんですけども、タイムラインについて「わたしの避難計画」ということで県のほうから案内が来ているということですけども、具体的には、これをどういうふうに展開していく予定でしょうか。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） お答えいたします。

「わたしの避難計画」につきましては、県のほうがこれを進めております。この進め方につきましては、今年度印刷費の予算取らせていただきましたので、これを年内中に印刷して、区長会で1回御説明を差し上げた後に全各戸にお配りをして作成していただくという形で、その後、普及につきましては、新年度当初から進めていく計画であります。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 最後の地域力の向上についてです。

少子高齢化と人口減少で、個人主義への意識変化などで様々な要因が重なって地域行事が難しくなっているなど、地域力が弱まっているということですが、旧小学校区単位で組織された地域づくり協議会、様々な取組で地域活性化を進めていただいていますけれども、これ、今後取り組む内容についても展開してもらいたいような働きかけをしていくということですけども、市の財政を考えたときに、将来的に自主財源を確保してもらおう方向も考えているということ聞いた記憶があるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 市といたしましては、ただいま地域づくり協議会に対しましては、交付金事業といたしまして各協議会に交付金を交付させていただいて、その資金の中で地域の取組をしていただいている状況でございます。

その中で、事あるごととといいますか、その場その場で市長、それから私のほうからも地域づくり協議会のほうで稼いでいただきたいといいますか、地域で稼ぐ力を持ってもらって、自分たちのほうで、それを自由に使っていただきたいというような取組をしてもらいたいということを再三申し上げてまいりました。

現在、地域づくり協議会で稼いではいけないというようなお話といたしますか、何かそういう感じを受けられているようなんですが、市といたしましては、持続可能な自治運営ができるよう地域で稼ぐ取組はぜひしていただきたいと考えております。

地域でなぜ稼ぐことが大切なのかということにつきましては、それは、それぞれ住民の皆さん個人がもうけを増やすためではなくて、地域の取組を持続可能にするため、そして稼ぐことができれば、市のほうからの予算に頼らずですね、時期、それから市からの認可とか関係なしに、影響を受けずに自由に民間資金で取組を始めることができるためと考えております。その結果として、その稼いだお金を再投資していただいて、さらに次の事業を連鎖的に行っていただいて、結果的には、地域がにぎわっていくというようなことをイメージとしては考えておりますので、各協議会におかれましては、ぜひ稼ぐ取組といたしますか、自分たちで資金が調達できるような取組を考えていただきたいなと思います。結果として市からの交付金もいきますので、市の財政的にも負担が軽くなると考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 今、部長からありましたとおり、もちろん財政のこともあるんですが、しかし、伊豆市の財政を軽くするために稼いでくださいとは思っていないんです。

一般的に、一般予算の1%ぐらいは地域で使っていただくところがあるようです。そうするとうちの場合には2億円ぐらいになるので、地域づくり協議会の補助金ぐらい大丈夫じゃないかとなるんですが、それだけではなしに、やっぱり人間、汗をかいたらお金を頂いたほうが楽しいと思うんですよね。自分たちの資源をうまく使ってお客様にありがとうと言っていただいて、しかもお金になって、みんなでたまには御飯を一緒に食べることができるみたいな社会のほうが楽しいと思うんです。

そこで気づいてほしいのは、土肥、湯ヶ島、それから伊東方向から修善寺、三島方向に行く車の流れはたくさんあるわけですね。朝だったら朝御飯を四、五百円で買っていきたい、帰りは自分の家に何か買って帰りたいという流れがもっと分かると思うんです。そうすると、スーパーマーケットやコンビニよりももっとはっきりとそのエリアの特色を生かせると思うんです。それは地域でないとできないと思うんです。そういったことができる私たちが考えているので、地域づくり協議会でも、その地域地域に合ったやり方でお金を稼いでいただくのをぜひどうぞということを訴えているわけです。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 高齢者の外出支援などで福祉分野を担う場合に、初めは志のある人たちが活動を始めても、やがて担い手の高齢化や後継者不足で続かなくなることが多いというのを聞いています。

全国では、NPOをはじめ、まちづくりや福祉活動を行っている様々な団体があります。伊豆市の場合、地域づくり協議会もその一つだと思うんですけれども、地域づくり協議会と

は別に稼ぐ力を発揮できるのが、以前一般質問で取り上げたんですけれども、労働者協同組合というものがあまして、これは組合員が自ら出資、運営、労働を行うもので、全国に広がりを見せています。

厚生労働省から出されている好事例を見ると、ビル管理や清掃、医療、福祉のサポート業務、弁当配食やレストランの運営、売店、介護サポートなどの事業を行ったり、あるいは高齢者の移送サービスを行っているところもあるそうです。いずれも地域の困り事を解決したいの思いを持った人たちが立ち上げたもので、労働対価を得ながら生き生きと活動している様子が見られます。厚生労働省からは、労働者協同組合法の説明から設立の仕方など詳しく紹介されていますので、地域づくりに役立つ情報として市民に広報するのも一つの手だと思います。

ちなみに、この労働者協同組合法の第1条の目的を読み上げさせていただきますけれども、「この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。」とあります。

行政サービスの在り方も時代とともに変化しています。人口減少時代の今、学校の統廃合や公共施設の整理・統合など地域力の低下や衰退感が広がる今こそ、行政で賄い切れない部分を地域の力で補っていく、地域を元気にしていく取組が必要だと思いますけれども、地域の力を行政がサポートして元気を出してもらおう、そんな取組はいかがですか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） ただいま議員からありました協同労働につきましては、たしか令和3年の6月議会に議員から御質問を受けたと思います。協同労働は、地域に必要な仕事を自分たちで生み出すこと、それから、やりがいのある主体的な働き方ができることが地域づくり協議会とはまた違うというようなことをその際にも議論させていただいたと思います。

先ほども協同労働の事例をお示しいただきましたけれども、協同労働が行う取組につきましては、ちょっと勉強させてもらいましたところ、その内容についてはシルバー人材センターの内容と重複するところが結構見受けられる部分がありまして、そのまますぐその制度を導入して協同労働に移行するという形は、なかなか難しいのかなとちょっと感じた部分もございました。つきましては、シルバー人材センターの活動と、あと協同労働とのすみ分けができるかについて、今後、検討させていただきたいと思います。

ただ、現在の地域づくり協議会の取組は、あくまでボランティア主体でやっております。

議員から御発言がありましたとおり、働きがいか生きがいかという部分は、やはりただボランティアでは続きませんので、何らかの対価を受ければ当然やりがいもありますし、持続的な取組にもつながっていくと考えておりますので、先ほど来出ています地域づくり協議会の稼ぐ力を担う部分として、協同労働がその部分を補えないか、担えないかというのを検討・研究して、導入に向けて勉強していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） あと8秒ですけれども、杉山誠議員、いいですか。

これで杉山誠議員の質問を終了します。

ここで、10分間休憩を取ります。2時17分から再開します。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時17分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

一般質問を続けます。

◇ 浅 田 藤 二 君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号2番、浅田藤二議員。

〔2番 浅田藤二君登壇〕

○2番（浅田藤二君） 皆さん、こんにちは。2番、浅田藤二です。

発言通告書により質問をさせていただきます。市内経済の循環については市長に、部活動の地域移行については教育長に質問いたします。

初めに、市内経済の循環について。

プレミアム商品券の取組は、市内経済の活性化に大きく貢献する政策だと思います。交付金や補助金といった外から来たお金は、外貨と表現させていただきますが、市内の商店や飲食店などで消費され、さらに材料購入など、生産者にも波及効果が期待できると思います。つまり、外から来たお金（外貨）が増えて市内でお金が循環している、それだけ豊かになっているということだと思います。

民間で考えるなら、宿泊施設を多くのお客様に御利用いただくことで、外から来たお金（外貨）が増えていく。桂流コシヒカリの例もまたあり、経営者の理解や生産者の努力により食材なども地元のものが使われることが多くなっているため、外から来たお金（外貨）が地元で循環していきます。多くのお客様に来ていただければ、施設の改修も必要になってきます。施設の修繕は地元の工務店や大工さんが担う、こうやって市内の経済が動いているのではないのでしょうか。

極端な例えですが、伊豆市の人口を3万人と考えるとして、市外で使っていた1万円を市

民全員が伊豆市内で消費すれば、約3億円が市内で使われることとなります。一家4人、何とか400万円の収入があれば暮らしていけると考えると、75人を雇用することができる経済の余裕が生まれてくるのではないのでしょうか。

外から来たお金（外貨）をいかに市内に循環させるかが、市民の皆様に豊かさを感じていただくことにつながると考えています。こういった制度、仕組みづくりを政策に反映していくことが大切だと考えます。

質問します。

①、プレミアム商品券のほかに力を入れている、市内経済が循環する仕組みについて御紹介ください。

②、伊豆市内に交付金や補助金の効果が出ること、外貨が市内に循環することを最優先に考えたときに、市内業者だけで様々な入札や契約をすることができない理由を教えてください。

部活動の地域移行について。

部活動の地域移行について情報が少なく、指導者である自分たちはどのように関わったらいいのか、また、これからどのように進んでいくのかを知りたいと思っています。教育委員会の皆さんと情報を共有し、子供たちの健全育成に役立ちたいと考えています。

質問します。部活動の地域移行について、現在の取組、目標としている仕組みや形、現在既に動き出している目標とすべき全国の先進事例がありましたら御紹介ください。

○議長（青木 靖君） ただいまの浅田藤二議員の質問、1問目の市内経済の循環についてに対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 市内での経済を考えたときに、大変ありがたいことに観光のお客様がマーケットとして使える、これはとても有利な立地にあると思っています。今、市民が1万円使ったらという前提でおっしゃいましたけれども、300万人伊豆市内に来られている方にあと1,000円使っていただくと30億円になるわけですね。何に使ってもいいわけであって、変な話、みんなで寄ってたかってあと1,000円使っていただこうとすれば、30億円というかなり大きな企業を誘致したことと同じ効果になるわけです。

それから、食材も、伊豆半島においでになった方々が例えば他県の野菜を食べるとか、北海道産の魚を食べるとか、私たちがミュンヘンに行ったときにベルギーのビールが出たら怒らないだろうかと思うんですけども、なかなかそう、必ずしも伊豆半島の中の旅館や飲食店さんが地元の食材をちゃんと使っているかどうか、よく分からないところもあります。

1,000万人の宿泊客がいるとすれば、少なくとも2,000万食出ているわけですから、シイタケ1個入れば2,000万個のシイタケが出るはずなんです、そういった観点から、伊豆半島

でしっかり連携をして、少なくとも伊豆市内というよりも伊豆半島の食材をみんなで使おうということになれば、相当域内でのお金の回り方が変わると思っています。

また、1軒家を建てるとハウスメーカーになってしまうんですが、したがって空き家を改修していただく。そのときに地元の大工さんが地元の木を使う。ここで1つ弱点があって、伊豆市内に乾燥機がないので、ですから、ここで切った木が一旦外に行って、乾燥されて戻ってきて製造業者さんが使う、その不利があるので、今年は森林環境譲与税を使って市内の製材業者さんに少し支援を始めました。なるべく早く乾燥機も市内に置いて共同で使えるようにして、これがないと県産優良材の補助対象にならないんですね。そういった問題があるので、なるべくそういったことは解消したいと思っています。

さらに言えば、特に建設とか土木を発注するときに、どうしても一般競争入札、これは何度も総務省といろんな議論をさせていただいたんですが、総務省は、公平性、公正性、競争性の観点から一般競争入札だとおっしゃるんですが、法律どおり、条例どおりやるんだから、公正は当たり前。じゃ、公平とは誰にとっての公平ですかと。競争する業者さんにとっての公平を言うんですね。市民の公平じゃないんです。

ですから、震度6の地震で天城中学校の校庭に亀裂が入ったときに、最初は入札しようとしたので私が随契に変えさせたんですけれども、今やれば校庭に入っている土建屋さんがいるからすぐに直せるのに、なぜその公平性にこだわって、ほかの中学生は9月から部活ができるのに、天城中はしばらく工事にかかる。中学生を対象に考えたら公平じゃないでしょうと。あまりにも一般論としての制度が特色のある地域にも押しつけられていて、あたかも地元の土建屋を守る悪徳市長のように一部の人からは見られてしまう。

うちのように峠があるところは、船原峠を越えて、天城峠を越えて、中伊豆の峠を超えて災害時に行き来できない地形なんだから、その地域での土建屋さん、水道屋さん、電気屋さんは頑張ってくれないと助けに行けないわけですね。三島市や長泉町とは違うということをもっとはっきり申し上げて、そして結果として伊豆市内により多くのお金が回るように、これはあくまで結果としてですね、そのような政策にさせていただかないと、これはまだまだ道半ばですが、しっかり国とか県に訴えてまいりたいと思います。

そのほかのことについては、まずは観光商工課長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 次に、観光商工課長。

○観光商工課長（山下芳之君） ①の市内経済の循環する仕組みについてお答えさせていただきます。

まず、緊急経済対策といたしまして、キャッシュレス決済ポイント還元事業を明日から1か月間実施いたします。

また、創業者等支援事業補助金において、市内在住の方や市内に本店のある法人が新たに創業する場合等に、事業所の家賃補助や新築・増改築等に係る経費について、市内の施工業者様が施工する場合に補助金を交付しております。市内の施工業者が工事を施工することに

より、市内経済への波及効果が見込まれております。

農業関係では、JAふじ伊豆と連携し、低農薬・低化学肥料による特別栽培米事業を実施しており、学校給食に提供されております。特別栽培米は、市内のお米屋さんや農の駅などで販売され、一般消費はもちろん、市内の旅館等でも活用いただいております。

林業関係では、市産材の活用促進を目的とした2つの補助制度を開始いたしました。

1つ目は、市産材を使用して市内に新築または増改築した建築主に対して助成する制度です。2つ目は、市内で伐採された木材を購入した市内の製造業者様に対して助成する制度です。この2つの補助制度は、いずれも森林環境譲与税を財源としております。森林環境譲与税を有効活用し、市内の森林整備の促進と市産材の地産地消促進を目指してまいります。

また、一般社団法人伊豆市産業振興協議会でも、今後の取組として、市内の農産品・特産品などを旅館、飲食店などで使っていただく仕組みづくりを検討していると伺っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 続いて、総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） それでは、②についてお答えをさせていただきます。

現在、市では、入札の公正性、透明性を確保した上で、建設工事のうち、設計金額が一定の金額以下の土木、電気、管及び水道施設の各工事について、市内に主たる事務所を置く市内業者に絞った上で制限つき一般競争入札を実施し、また、役務の提供や物品購入に関する発注でも、受注できる事業者が市内に一定数以上見込まれる場合は、指名競争入札によって市内事業者の受注機会の確保に努めております。

こうした中で、議員御質問の市内業者だけで入札や契約ができない理由でございますが、発注する工事や業務委託、物品の購入において、その業務が大規模で技術的難易度が高い、特別な資格を必要とする、あるいは特殊な製品など、市内に受注可能な事業者がない、または極端に少ない場合には、入札の競争性や業務履行の確実性を担保するため、市外の業者に対象を広げた入札を実施する必要があることが挙げられます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

浅田藤二議員。

○2番（浅田藤二君） 初めに、観光商工課長にお伺いたします。

お答えいただいた政策に加えて、力を入れていただいているふるさと納税のさらなる推進が、市民の皆様にも豊かさを感じていただける大きな市内経済の循環につながるのではないのでしょうか。返礼品では、好調の宿泊券に加えて、特産品や体験プログラムの充実が課題だと思われま。

ふるさと納税が増えていくことで、予算がないからと諦めていた政策が実現可能になるのではないのでしょうか。子育て全力宣言をさらに充実させることができるのではないのでしょうか。

か。お年寄りへのタクシー券ももっと充実できるかもしれません。納税額を毎年増やしている担当職員の皆様に頭が下がる思いでございます。

市民の一人として、市に貢献することはできないだろうかと考えます。土肥の皆さんは、チラシを作り、ふるさと納税を御案内していると聞きました。すごいことだと思います。今はふるさとチョイスとかさとふるなどのホームページで納税が進んでいると思いますが、市民の皆様は、これから同窓会や市外の皆様、親戚なんかと交流する機会が多くあると思います。ふるさと納税を案内できる営業用のチラシは作っていただけませんか。一般の多くの市民が営業マンになることで自分事になり、伊豆市の政策に関心を持つのではないのでしょうか。

提案です。ふるさと納税市民営業マン制度は考えられないのでしょうか、お答えください。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） ふるさと納税を所管する総合政策部のほうからお答えをさせていただきます。

自主財源が乏しい当市におきまして非常に重要な財源でございますふるさと納税なんですが、その促進のために一般の市民の皆様が営業マンになっていただければ、より多くのふるさと納税による寄附を獲得することができると考えます。ふるさと納税市民営業マン制度ですか、非常にありがたく、また心強い御提案をいただいたとまずは感謝を申し上げます。

その御提案を受けてなんですが、制度の創設まではちょっといかないんですが、まずは市民の皆様がふるさと納税の促進に御協力いただけるための環境づくりのほうをさせていただければなと考えます。

ただいま議員から御提案をいただきましたことに対しまして、今、私がイメージする仕立てといたしましては、当市のほうはDXの推進を行っておりますので、すみません、紙のチラシというよりは、デジタル的にやらせてもらいたいと思います。

ふるさと納税の使い道、それから、先ほども議員からちょっと幾つか御提示いただきましたふるさと納税のポータルサイトのQRコードなどを掲載したチラシのデータをまずは作成させていただいて、それを市のホームページに載せさせていただくと。それを市民の皆様が御利用いただくのはどうかと、今ちょっと考えました。チラシのデータを市民営業マンの方々に、若い方でしたらSNSを使って拡散をしていただいたり、場合によってはそのデータを、お手数なんですが、紙に打ち出してもらうなど、様々な営業のツールとして御活用いただけるのではないかと考えております。

今御提案いただいたもの以外にもあらゆる取組を通じて、市のふるさと納税の促進に努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 早速具体的な対応をしていただけるということで、ありがとうございます。

ます。そのデータが上がるのを待っております。ぜひよろしくお願いたします。

それでは、総務部長にお答えいただいたことで質問をさせていただきたいと思ます。

お答えいただいた入札の件ですけれども、土木とか水道の工事というと、設計金額が具体的に幾らぐらいから市外業者が入札に入ってくるのかを教えてください。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 金額として決めてあるのは土木一式工事でございます、この場合、設計金額が1億円を超える場合は市外の業者も入札に参加すると、資格を有するというところでございます。

あとの工種につきましては、幾ら以上という今の土木のようなことは決めておりませんが、基本的に、先ほども申し上げたとおり、入札の透明性であるとか公平性、こういったものを担保するために、金額によって最低でも何社以上というような決まりを持ってしまして、例えば500万円以上5,000万円未満の設計額であれば6社以上、5,000万円以上のものでは8社以上が対象事業者となるようにしますので、そういった中で、先ほどもお答えしたとおり、市内業者で数が足りない場合、当然、市外業者ということはあるということでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 浅田議員。

○2番（浅田藤二君） ありがとうございます。

その金額は、条例とか規則で決まっているものでしょうか。また、その基準額、設計金額以上で1年間にどれぐらいの割合で市内業者が落札しているか、ちょっとデータがありましたら。なければ結構ですけれども。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 先ほど申し上げました土木1億円ということでございますけれども、条例ということではなくて、これは平成29年度の中で入札制度の見直しを実施しました。外部の入札制度検討委員会の提言をいただきまして、目的としては、先ほど来議員が御指摘のような、市内業者への受注機会の確保等々の問題のために入札制度の改革が必要じゃないかというところで、土木工事については、1億円以内につきましては市内業者というような入札制度の対策を経て、現在も実施しているということでございます。

それから、ちょっと手元には土木工事なんですけれども、令和4年度と3年度のデータですけれども、土木一式工事のうち令和4年度は全体として27件、そのうち1億円を超えるものが4件ありまして、その4件全てを市内業者が受注している。令和3年度につきましては、土木一式工事全体で38件、このうち1億円を超えるものが2件で、2件とも市内業者。ただし、この2件のうち1件は共同企業体としての受注ですけれども、その共同企業体の中で市内業者が構成企業になっているということでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 大変配慮されているということが分かりました。

この金額というのは、今までの経験だとかデータ、担当者の意見などが積み上げられたものだと思いますが、市内の業者も日々進歩していると思います。直近の工事の様子などを観察していただいて、その基準額の変更見直しは考えられるでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 基準額の見直しというのは、当然に、やはり社会とか経済、また時代の変革によるところが大きいと思いますけれども、先ほどの市内経済の循環という議員の御質問も当然のことでございますが、一方で、災害対応であるとか地域の社会インフラの維持に市内業者の協力というのは当然不可欠でございます。そのためには、やはり受注機会の確保であったり、担い手の確保というのが重要な問題というふうに認識をしております。そういったことも含めまして、先ほど申し上げた社会、経済、時代の変革に合わせて、やはりこういった制度の見直しというのは当然進めていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 浅田議員。

○2番（浅田藤二君） ありがとうございます。御検討いただけるということで。

下水道の工事に推進工法というのがあります。縦穴を掘って、機械で横向きにずっと下水管を入れていく工事なんですけれども、市内業者ではこの経験とか技術がないんですよね。だから、ほとんど全部外に行ってしまうというようなことなんですけれども、あと市内業者のそういった技術を育成するとか、経験を積ませるといのは政策的にはありなんではないでしょうか。どうなんでしょうか。お願いします。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 今、事例に挙げていただいた推進の工法なんですけれども、技術的にはやはり市内業者でやるというのは、今後も設備を整えたりしていかなければならないところとか、技術的にもかなり難易度が高いところもありますので、やはり難しいものについては、先ほども総務部長が答弁されましたけれども、どうしても無理なところはありますので、そこはやはり外注になるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 市内業者だけで入札ができない理由を総務部長からお答えいただきました。

新中学校を例に挙げると、コロナ禍で資材の調達に時間がかかることや短い定められた工期の関係から、大変難易度の高い建設工事となつての入札結果だと思いますけれども、通常の工期、資機材調達が順調であれば、市内業者でも請負可能な工事だと考えられますか。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 御質問の新中学校の建設工事でございますが、現実的には、ただいま議員が申されたような理由で現在施工中ということでございます。

仮定の話ということでございますけれども、新中学校の工事は、市の工事としてはこれまでにないほどの大変大規模な工事でありまして、そのために入札の方法として、価格だけではない総合評価落札方式という方式で入札をしております。この方式は、公共工事の品質の向上と確保を目的として、価格と価格以外の要素ですね、例えば技術提案であるとか、会社の施工実績であるとか、そういったものを総合的に評価する入札方法です。

今回の新中学校の入札におきましても、評価課題としては、施工上の課題への対応、また敷地周辺の安全対策に対する工夫、こういった2点を設定して業者を選定したところでございます。新中学校の工事の規模などを考慮しますと、現実的に市内業者のみでの実施は難しかったのではないかとこのように考えております。

ただし、今回の新中学校の建築工事では、工事間調整であるとか施工監理をしやすくするために一括発注方式で実施をしているところですが、これも仮定の話、仮にですけれども、建築の本体工事、電気・機械設備、あと外構工事、こういったものを分離して発注していれば、一定のルールの中で、市内業者が請負をするということも可能かというふうには考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 市内経済の循環ということで、ちょっといろいろ突っ込んで難しい質問をしてしまいました。いろいろ工夫をされているということで承知をいたしました。

それでは、市内経済の循環と危機管理の部分でお伺いいたします。

土木業者、水道業者、工務店、大工さん、電気工事などの職種で消防団に入団しているのは何名で、消防団員のうち約何%でしょうか。また、消防団協力事業所は、今挙げた職種の中で何件で、全体の何%でしょうか。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） それでは、浅田議員のただいまの御質問にお答えいたします。

消防団員の数でございますが、今の消防団員は373名でございます。そのうちの71名、19.03%が建設業とさっきおっしゃった業種に就業されている方でございます。

また、消防団協力事業所ですが、全体で28件でございます。そのうち16事業所が建設業関係の方々の事務所となります。パーセンテージでいいますと57.14%でございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 非常に防災面でも貢献されているというのがよく分かりました。

私は、幾つかの火事現場で初期消火に参加したことがあります。消火の動きを思い浮かべ

てみますと、最初に、家にいる近所の皆さんが動き出して消火活動に協力してくれます。そして、近くで作業している土木、水道などの事業者の皆さん、消防署、消防団といった順番で消火活動が進んでいくのが確認できました。

また、消防団員は、土木や水道事業所などの従業員を兼ねており、若者の雇用という観点からも、その役割は大変重要だと考えられます。土砂崩れの対応や大雪の後の雪かきなど、市民が困ったときに真っ先に対応するのも地元の業者の皆さんです。ぜひ市役所の皆さんの努力や工夫、情熱により補助金や交付金が伊豆市に入ったのですから、その外貨が外に出てしまわないように、もちろん公平公正を基礎としますが、市内にとどまるような政策や制度の見直しの実現を望みます。

10年後、20年後を見据えたときに、市内の経済が活発に動いていること、経済活動が盛んに行われ働く場所が市内にあること、家族が安心して暮らせる環境が整っていることが重要で、政策展開の基礎になることだと思います。私たちは、子育て全力宣言のその先の政策、産業おこしから雇用、働く場所の確保といった伊豆市の活力を生む、伊豆市が持続可能となるような政策に力を入れていかなければならないと思います。伊豆市に住む大人の誰もが、子供や孫に、ここで暮らすと楽しいよと口に出して言えるようなまちにしなければならないと思っています。

市長、見解をお願いいたします。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 行政サービスのもととなる経済的活力という観点からは、冒頭申し上げましたように、観光客という大きなマーケットをしっかりと取り込んでいくということ、これはもう未来にわたっても必要だと思います。

他方、地元になれば困る業種というものはあるわけですね。それは取りも直さず、最も大きなリスクは自然災害です。2030年代半ばと言われている南海トラフ巨大地震。私は、最近、再三議会でも、市の職員にも指示しておりますけれども、どうして私の周りの人たちはこんなに平和な顔をしているのか不思議なくらい。

専門家は、2035年プラスマイナス5年とか、知事の対談相手でも2038年とか、はっきり言っているにもかかわらず、まだまだ伊豆市も準備不足ですけれども、全国で土肥だけが真剣に向き合って津波災害特別区域、全国で1つだけ。だけどそこは船原峠があるので、こちらから十分に支援が行けない、当初は。そして静岡県は、中部、西部が大混乱に陥っていますから、もうほぼ中部、西部に集中している状況の中で、私たちができることは、2030年代半ばまでに一体どの程度の地元のマンパワーとか重機を維持できるのか。

それを私は逆算すべきだと思うんですね。2035年に市内、峠の向こうに重機が一体どれくらいあるのか、事業者がどれくらいいるのかというものをやはり目標に置いて、それはとても大きな、単なる発注の公平性ではなくて、私たちが市民を守るための施策としてしっかり位置づけて、それを根拠にして国とか県に、私たちはこういう政策で今から12年後を迎えた

いんですということをはっきりもう意思表示すべきだと思っています。

その中で、市役所の職員は、ごくごく一部を除き誰も重機を使えない、ドーザーもユンボも使えない人間ですから発注する側であって、動いていただく方々をやっぱりしっかり念頭に置いた体制を築くべきだと考えています。

○議長（青木 靖君） 浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 次をお願いします。

○議長（青木 靖君） それでは、浅田藤二議員の2問目、部活動の地域移行についてに対して答弁を求めます。

教育長。

○教育長（鈴木洋一君） それでは、部活動の地域移行についてお答えいたします。

まず、現在の取組としましては、今年の5月に開催されたスポーツ協会及びスポーツ少年団の総会で、地域との連携の可能性について、スポーツ団体や指導者に調査を行いました。

全ての回答が出そろっておりませんが、現時点では、平日・休日の中学校部活動への指導者の派遣は難しいが、団体活動時の中学生の練習の参加は可能であるという団体もあります。しかしながら、受け入れても、ルールや用具の課題により大会への参加などは難しいといった意見もあり、现阶段では、全ての種目でスポーツ協会やスポーツ少年団との連携は難しいのではないかと考えています。

市として、目標とする仕組みや形などの具体的な全体像はまだ固まっておりませんが、現在の部活動を行っている生徒に対しては、継続して活動ができる機会を確保していきたいと思えます。さらに、今後は、中学校の部活動や少年団の在り方が変化していく中、地域の子供たちがスポーツや文化活動に関わる機会が減っていく状況に対し、社会教育、生涯学習推進の観点から、子供たちが様々な活動を体験する場の検討が必要であると考えています。

先行事例としましては、県内では掛川市が、掛川スポーツ協会、文化財団、その他の地域団体において、令和8年度からのかけがわ地域クラブの創設を目指して準備を進めております。また、焼津市においては、休日の活動を中心とした焼津市地域クラブについて段階的な導入を進めておりますので、まず県内の地域について参考にしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

浅田藤二議員。

○2番（浅田藤二君） 教育長の答弁を伺って安心いたしました。部活動や文化活動は、完全に学校教育から切り離されてしまうように思っていました。一番に生徒のことを考えていただけたことに心より感謝申し上げます。教員の働き方改革が先行してしまっていて、スポーツや文化活動の指導者も時間を調整して働いているわけで、どうやってこの溝を埋めて指導者として子供たちの活動を応援してやれるか、悩んでいるところでした。

お答えの中で、かけがわ地域クラブ、焼津市スポーツクラブについて、もう少し詳しく教

えてください。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（鈴木洋一君） それでは、まず、掛川のかけがわ地域クラブについてお答えいたします。

掛川市は、令和8年の3年生の大会終了後の7～8月にかけて、部活動をかけがわ地域クラブに完全移行するという予定をしております。運営主体となるかけがわ地域クラブとは、先ほどお話ししましたけれども、掛川市スポーツ協会、掛川市文化財団、その他地域団体で構成しまして、生涯にわたって文化・スポーツ活動に親しむことができる環境の整備や、質が高く持続可能な活動を維持できる体制の構築を目的としております。

掛川市においては、令和3年度からの実践研究による調査結果から、現在の学校部活動を地域の主導者や団体にただ委ねるだけの部活動の地域移行ではなく、中学生の部活動を含めた地域の文化・スポーツ活動全体を持続可能にする取組が必要であること、そのために、部活動という学校教育の一環として実施されていた活動を、生涯学習の一環として行われる地域全体の文化・スポーツ活動へと広げる文化活動の地域展開を推進することによって、社会の変化に柔軟に対応することができる持続可能な文化・スポーツ活動へと発展させることを目指しております。

令和8年度の地域移行に向けて、大きく2つの施策に基づいて体制づくりを進めております。

1つは、多様なニーズに応えられる活動環境の整備でございます。具体的には、子供のニーズを把握すること、それから、少子化にも対応するため複数の地域からの参加や、多世代が共に活動できる環境の整備を推進しております。

2つには、持続可能な活動体制の構築として、指導者の負担軽減の仕組みや、また、ボランティアだけに頼るのではなく、適正な会費の設定についても検討しております。また、学校施設を有効利用するための仕組みを整えるなど、導入に向けて段階的に進んでおります。

このように、地域と連携した活動を推進していくためのポイントとなる点について、伊豆市としても参考としていきたいと思っております。

次に、焼津市でございますけれども、焼津市は、国から示された部活動の地域移行について、焼津市地域クラブ活動と称しまして、まずは休日の部活動から、受入れ体制が整った種目ごとに段階的に地域移行する取組を進めております。

このクラブは、学校部活動と並行して、学校外の地域の人を中心となって行う新しい形のクラブ活動と位置づけられていますが、柔道や剣道については、平日の部活動もクラブが実施している競技がございます。ですので、学校の部活動は通常平日は学校で、焼津については、休日の部活動を中心に体制を整えるということでございます。

主には土曜、日曜日の活動が中心ですが、クラブによっては活動日が異なり、平日の夜間も活動しているクラブもございます。各クラブごとに保険料や指導料などに充てられる会費

を支払い、参加する形となっております。市内の中学生は、どのクラブ活動にも参加が可能となります。令和5年度には、柔道・剣道をはじめ海洋体験やeスポーツなど、12種目のクラブ活動が実施されていると聞いております。

焼津市については、まず、土曜や日曜の地域での活動についての体制づくりを考える上で参考となる事例だと思っております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 浅田議員。

○2番（浅田藤二君） スポーツの指導に携わって、このままクラブのほうへ中学の部活の移行が進んでしまうと、指導者は、ずっとそうではいけないということを講習会なんかでも言っておりますが、どうしても強さを追求して行って、強くなることというところへどんどんクラブがそういう考えに激化していく、そういうふうになっていくんだろなというのを予想していたので、先ほどお話のあった掛川の地域クラブの生涯学習とか文化活動の中一緒に入っていくというのは非常にいいことだな、子供たちにとっても選択ができるのではないかなと思って聞かせていただきました。

夏の甲子園、今年は慶應高校が優勝しました。エンジョイ・ベースボールを掲げて、選手たちの自主性を重んじた森林監督が率いておりました。森林監督の優勝後の言葉を紹介させていただきます。

「うちがこうやって優勝することで、高校野球の新たな可能性とか、多様性とか、そういったものを何か示せばいいと思って、日本一を狙って、常識を覆すという目的に向かって頑張ってきました。何かうちの優勝から新しいものが生まれてくるのであればうれしく思いますし、うちの優勝だけではなく、高校野球の新しい姿につながるようなこの勝利だったんじゃないかと思います」。

破れた仙台育英高校の須江監督の「2年間で頂点、あと一つの悔しさを選手と共に味わうことができました。人生はいつも敗者復活です。この経験を次に生かします」。

こんなすばらしい指導者が日本のスポーツを引っ張ってくれている、感謝しかありません。2人の名監督の言葉が自分の歩んできた人生と重なり、多くの大人が感動したのではないのでしょうか。高校野球は坊主頭でなくてもできるんだ。何か私たち大人の「こうあるべきだ」とか「何々らしく」、「決まりだから変えられない」といった考えに挑戦し、プレー中の笑顔からも、昔からの私たちの持つ常識を変えてくれた勝利だったとすがすがしさを感じています。

部活動は、すばらしい指導者との出会いの機会でもあります。私も先生みたいな指導者になりたい、あのときの先生の言葉で嫌なこと、大変なことも乗り越えてこられました、部活動を通じてそんな経験をされた皆さんが多いのではないのでしょうか。それだけ生徒たちにとっては重要な活動の場であり、人間形成の場、自分たちのために一生懸命になってくれる大人との出会いの場であると思います。ぜひ生徒のために検討の場、話し合いの場を設けていた

だけばと思っっています。

森林監督の「常識を覆す」、須江監督の「人生は敗者復活」、伊豆中学校の教育課程に大いに参考になると思っていますので、この言葉について教育長の感想をお伺いします。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（鈴木洋一君） まず、生徒のための検討の場についてでございますけれども、議員おっしゃいましたように、部活動は、好ましい人間関係の構築や自己肯定感、それから責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の自主的で多様な学びの場として教育的な意義を有してきました。これらの教育的な意義を地域と連携した活動においても継承、発展させていくための体制づくりの検討会議について、開催に向けて取り組んでいきたいと思っております。

先ほど御紹介いただきましたお二人の監督の言葉についてですが、共通するところは、自主性や主体性を重視し、生徒の人間的な育成に中心を置いているところであると思っております。また、指導者と生徒が強い絆、信頼感で結ばれており、野球という手段を通した人づくりということを目的として、日頃から一貫した指導を実践している点であると感じました。

教育現場においても、人と人との関わり、信頼がキーワードとなります。学校では、教員が生徒にとって影響力のある「意味ある他者」となることが大切であると言えます。

先ほど議員がおっしゃっていたように、部活動の指導者、それから先生との出会いとか言葉で頑張れたということもお話ししていただきましたけれども、自分が尊敬している人や関係の深い人の言葉は心に響き、腑に落ちるといった経験があるかと思えます。教師の一言や振る舞いは生徒にとっては大きな影響力があり、教師の使命感や責任の重さを、私も、現場にいるときに多くの場面で実感してきました。

新中学校においても、これからの予測困難な時代を乗り越えていくためにも、生徒の個性や多様性を認め、自主性や主体性、信頼を重視した教育課程を作成し、生徒が通いたい学校、保護者や地域から信頼される学校づくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 新中学校、伊豆中学校では、一貫して、生徒の自主性を引き出すことを教育課程の中心に入れてほしいとお願いをしてきました。教育長との共通認識であると答弁から受け取っています。将来ある、夢ある生徒のため、伊豆市のため、話合いを持ちながら一緒に頑張っていきましょう。ありがとうございました。

○議長（青木 靖君） これで浅田藤二議員の質問を終了します。

ここで、10分間休憩を取りたいと思えます。3時18分から始めます。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時18分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。  
一般質問を続けます。

◇ 小長谷 順 二 君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号12番、小長谷順二議員。

〔12番 小長谷順二君登壇〕

○12番（小長谷順二君） 皆様こんにちは。12番、小長谷順二です。

通告に従い、一般質問をいたします。答弁を市長、教育長に求めます。

最後の質問ですので、よろしく願いいたします。一括質問で行います。

件名1、減災効果を高める地震・津波対策（アクションプログラム2013の成果）。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、従来の想定を超える巨大な地震と津波が発生したことから、国は、今後の地震・津波の想定に当たり、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を検討していくべきとの考えに基づき、平成24年8月に人的・物的被害の想定などを公表し、伊豆市の南海トラフ沿いに予想される地震で発生する津波高は、レベル2の地震で最大津波高T. P. +10メートル、平均津波高T. P. +8メートル、死者数は最大で1,400人と想定しました。

静岡県では、第4次地震被害想定及び地震・津波対策アクションプログラム2013を平成25年6月に公表しました。このプログラムは人命を守ることを最も重視し、ハード、ソフトの両面からできる限りの対策を組み合わせることで実施することにより、第4次被害想定で推計された被害を8割減とするために、今後10年間で実施するハード・ソフト施策を取りまとめております。

アクションプログラム2013の成果が本年6月に公表されたので、この10年間の伊豆市の取組の総括と次の10件の進捗について伺います。

- ①住宅の耐震化や家庭内の地震対策の促進。
- ②地域の合意形成に基づく津波対策施設（海岸）の高さ整備。
- ③地域の消防力の確保。
- ④防災人材の育成や意識啓発。
- ⑤県総合防災アプリ・伊豆市情報メールの活用状況。
- ⑥公立学校の防災体制の強化・推進。
- ⑦自主防災組織による地域防災訓練の実施率。
- ⑧避難所運営体制の強化・充実。
- ⑨飲料水・食料等の備蓄状況。
- ⑩迅速かつ着実に復旧・復興を成し遂げる事前復興計画の準備。

件名2、個別避難計画の策定状況。

2013年の災害対策基本法の改正で要支援者の名簿作成が市町の努力義務とされたが、個別

避難計画の作成は任意でした。しかし、度重なる豪雨災害や全国的な作成率の低さが課題で、2021年の法改正で努力義務となりました。国は、福祉専門職の参画が必要であると判断し、早期作成のために優先度の高い人は市町が作成を支援し、改正法施行からおおむね5年程度での完了を求めているようですが、計画作成については、多くの自治体から、コロナ禍、人手不足の現場に対する過重な負担であるとの声も聞いております。

7月14日の伊豆日日新聞に掲載された、三島田方を含む8市町の作成に向け静岡県と意見交換が行われたとの記事によると、多くの課題が上げられたようなので、参加市町の課題などの意見と、豪雨災害に加え津波の発生が危惧される伊豆市の取組について伺います。

○議長（青木 靖君） ただいまの小長谷順二議員の質問1問目の減災効果を高める地震・津波対策（アクションプログラム2013の成果）に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 伊豆市内で最も発生公算の高い自然災害は土砂災害です。しかし、これは、台風や大雨、強風が原因であるため予測が可能であり、事前の避難によって安全を確保することができます。したがって、避難先として過ごしやすい施設を可能な限り多く選定しておくことが行政の務めだと考えています。

例えば月ヶ瀬体育館であったものを隣のふらっと月ヶ瀬にして、畳があつてエアコンのある部屋を避難先としている。あるいは、適切な場所がなかった小下田地区で1か所、農協の跡地を市が買収して、改修して、今、いい施設が小下田にできています。

このように、避難した先で一晩二晩、心地よくと言ったらおかしいですけども、床が痛くて、トイレも汚くて遠くてのようなどころではないところを数多く近くに選定しておくことで、土砂災害の予防は、あとは市民の皆さんの意識で安全を確保することができます。

最大の課題は、震度6強の揺れに耐え、速やかに津波浸水区域外に避難する具体的な対策です。これが実現できれば、南海トラフ巨大地震においても本当に死者ゼロを目指すことができ、具体的には、震度6強で倒壊しない部屋を1つ、1階の外に出やすい場所に確保する。鉄骨を使って耐震補強すれば、何百万円、何千万円もかかるかもしれませんが、外に出やすい部屋で寝起きする、そこの4つの角に、近くの木を切って、そのまま柱としてもう据え付けてしまう。とにかく潰れない、それだけの部屋を1部屋造れば、圧倒的に多かった倒壊死による死者を予防することができるわけですね。

そして、発災後10分以内に安全を確保できる一次避難場所を整備し、十分な訓練をしておく。10分と私が今申し上げたことの根拠はありません。揺れが収まるまで3分、最初の津波が来るまで6分、そればかり言っていると、じゃ、私は逃げられないからここで死んでいいということになってしまう。そこで諦めてもらっては、やはり行政として、じゃ、そういった方はどうぞと言うわけには絶対いきません。

ですから、第1波の津波はそこまで大きくないことがこれまでの例で分かっていますので、

何とか津波第2波までには全員逃げていただく、それを目指して避難先をつくり、何度も訓練しておけば、私は、真に死者ゼロを目指すことはできると考えております。

そのほか具体的な御質問については、危機管理監に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育長。

〔教育長 鈴木洋一君登壇〕

○教育長（鈴木洋一君） 御質問の⑥の公立学校の防災体制の強化・推進については、教育部長に答弁させます。

○議長（青木 靖君） 次に、危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） それでは、御質問の総括と①から⑤、それから⑦から⑩につきまして答弁させていただきます。

地震・津波対策アクションプログラム2013については、静岡県第4次地震被害想定を踏まえ、一人でも多くの市民の命を守るため、自助・共助・公助の相互連携の下、想定される被害をできる限り軽減することを目指し、109のアクションを掲げました。その結果、津波避難計画の策定や新たなハザードマップの整備など、72のアクション、約7割が目標を達成することができました。

新型コロナウイルス感染症の影響やハード対策など、完了までに時間を要し目標を達成できていないアクションや、訓練、啓発活動など常に継続が必要なものなどは、アクションプログラム2023に継承し、さらなる減災効果を高めてまいります。

①の住宅の耐震化や家庭内の地震対策の促進の進捗でございますが、住宅の耐震化は、平成30年の住宅調査によると81.7%となっており、昨年までのTOUKAI-0推進事業の実績を加えると81.9%と推定されます。

次に、家庭内の地震対策（家具類を固定している市民の割合）についてですが、全世帯については把握できておりませんが、障害の程度が1級または2級の方が同居する世帯及び65歳以上のみで構成する世帯、630世帯につきましては、平成30年度末までに613世帯、97%が完了しております。

②の地域の合意形成に基づく津波対策施設の整備でございますが、海岸保全施設の整備目標は、八木沢及び小下田の海岸1,260メートルの60%をレベル1の高さに整備することを目標としておりましたが、実績はございません。

整備につきましては、地域の特性を考慮した避難タワーの整備などの津波対策を進めてきており、今後も地域の実情に合わせた検討を行い、地域の合意形成に基づく津波対策施設の整備の検討をしていきたいと考えております。

③です。消防団の現状につきましては、令和4年度末の団員数、こちらは368名で、条例定数520名に対し70.58%となっております。

地域防災の要となる消防団員の確保は、ここ数年、大きな課題となっております。確保に向けて活動の内容の簡素化や報酬の見直しなどを進めてきましたが、残念ながら30歳以下

の団員の確保にあまり結びついておりませんが、機能別団員制度を新設し、団員の確保に取り組んでおります。

④防災人材につきましては、防災指導員やふじのくに防災士、次世代の防災リーダーを担うジュニア防災士の育成を推進しているところです。

防災指導員につきましては、現在、市内118地区の自主防災会から95名を委嘱させていただきました。市民の防災意識の高揚及び啓発、自主防災組織の育成や防災対策の推進を図るため、研修会等を実施しています。

ふじのくに防災士につきましては、現在、防災指導員の中から3名の方が資格を取得し、地域の防災リーダーとして活躍されております。

また、小中学校におきましては、防災講座や避難所生活を想定した宿泊訓練等、ジュニア防災士の資格取得に必要な内容を盛り込んだ防災学習を実施し、次世代を担う防災人材の育成についても推進しており、令和4年度の実績は、186名の中学生がジュニア防災士の資格を取得しております。その内訳ですが、修善寺中学校が101名、中伊豆中学校が41名、天城中学校が35名、土肥小中一貫校が9名でございます。

⑤の静岡県総合防災アプリの登録者の県内外の区分ですが、県内外の区分はできないため、登録者数を県の人口の割合にしますと、40%に相当する方が登録していることとなります。このアプリは、防災情報の収集、避難所の確認、ハザードマップの確認などの機能があることから、市民の皆様にも防災力の向上や情報収集手段の一つとして登録してもらえよう、広報伊豆やホームページ等で呼びかけを行っております。

伊豆市の情報メールにつきましては、2013年（平成25年度）導入当初の登録者数は3,147名でした。当時はフリーメールの形でした。現在の登録者数は7,184名と、4,000人ちょっとの増加となっております。このうち18歳以上から75歳未満の人口の割合では、現時点で37.5%となっております。

情報メールは5つのカテゴリーがあり、災害・防災情報だけでなく、生活情報などの配信、フェイスブックなどのSNSとの連携や、令和4年度からはPDFや写真などの添付も可能となり、活用の幅が広がりましたので、今後も登録者数を増やすべく、引き続き周知を行ってまいります。

⑦の防災訓練の実績につきましては、9月の伊豆市総合防災訓練は、118地区中100地区で実施していただきました。84%です。12月の静岡県地域防災訓練、こちらにつきましては、17地区で14%、3月の津波対策推進旬間・津波避難訓練は、これは土肥地区だけとなりますが、13地区中6地区で46%でした。（後ほど発言の訂正あり）

⑧災害時に職員が本来の業務に当たる復旧復興を行うためには、ある時期から避難所の運営を自主防災会の皆様をお願いすることが考えられます。このようなことを想定しますと、スムーズな避難所運営を行うには、自主防災会と派遣職員との連携・共助がより重要となります。このため、昨年度から、顔の見える関係の構築とより実践に沿った訓練を行っている

ところでは。

また、市民向けの研修会、説明会など、機会あるごとにお声をかけていただいておりますので、そちらに出向き、避難所運営等について説明を行っております。

⑨飲料水・食料品等の備蓄確保の件です。静岡県の第4次被害想定に基づき備蓄しております。

食料につきましては、実績として3万6,588食を備蓄しております。飲料水は、ペットボトルで7,986リットル分を備蓄しており、その他、緊急遮断弁の設置された配水池の水も活用することを計画しております。

現在ある備蓄品については、毎年ローリングストックにて確保しております。各地域の実情に応じ、防災倉庫に必要数を分散し、備蓄しております。引き続き、こちらにつきましては、計画的な備蓄を推進してまいります。

⑩番です。迅速かつ着実に復旧・復興を成し遂げる事前復興計画の準備につきましては、現時点では、県が主催する説明会や勉強会に参加し情報を集めながら、計画策定をどのように進めるべきか検討しているところです。

災害発生時に被害を出さないようにする防災対策では、被害を完全に防ぐことは不可能であり、災害を最小限に抑えるため減災対策を継続するとともに、迅速な復旧復興を進めるため、復興事前準備の取組について検討を進めていきたいと考えております。

それから、すみません。⑦の3月の土肥地区の訓練、13地区中16地区と行ってしまいましたが、6地区でございます。訂正させていただきます。（訂正済み）

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） ⑥のアクションプログラム、公立学校の防災体制の強化・推進の進捗についてお答えいたします。

このプログラムの目標指標は、防災教育推進のための連絡会議の実施率で、伊豆市では100%の達成となっております。

この連絡会議は、市内の全ての小・中・義務教育学校及びこども園で、名称はそれぞれありますけれども、連絡会議として実施しております。この会議は、学校、区長及び地区の自主防災組織の担当者、市の防災担当、また、必要に応じまして関係団体の代表者などが参加しまして、中学校区単位で毎年1回開催されております。会議は、学校が作成します「学校警備及び防災計画」の内容確認及び周知、また、学校が避難所となる場所ではその運営に関する話し合いを行いまして、各地域の特性を踏まえた災害時の学校や地域の役割について必要な協議を行っております。

具体的な取組では、地域の防災訓練に児童生徒が参加しやすくなるよう、学校行事を調整して参加を促したり、避難所として使用できる空間や備蓄状況の確認をしたりするなど、地域と連携した防災体制の強化を図っております。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

小長谷順二議員。

○12番（小長谷順二君） それでは、1つずつ確認をさせていただきます。

まず、①の住宅の耐震化ということなんですけれども、実績が81.9%ということですが、平成30年の住宅統計調査、これはどのような調査を行ったのか伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 住宅・土地統計調査についてお答えいたします。

この調査は、5年ごとに行われており、平成30年に実施され、本年度が調査の対象となっております。

調査内容につきましては、総務省の調査で、居住する建物に関する実態、それと住宅及び土地の保有状況の確認、居住している世帯の実態、これらを調査して、現状とこれからの推移を全国及び地域別に明らかにするものとなっております。住生活環境の諸施策の基礎資料として調査をやることとしており、住宅数、あと建物の構造や建て方、建築の時期などの結果を公表している、こういう調査となっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） ちょっと今の点で確認させてください。これは職員が一軒一軒行っているのではなく、何か資料を見て確認しているということなんですか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 実態調査として、実際、調査員を派遣して調査をやるという形になっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 分かりました。

素早い避難のためには、まず地震で家具等の下敷きになり身動きが取れなくなる、これを防ぐ必要があります。私の記憶では、以前、市の建設協会の力を借りて家具の固定などを実施した記憶があります。高齢者世帯のみということですが、一般家庭についても一度確認をする必要があるのではと思っていますが、そのようなことというのは考えているんでしょうか。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） お答えいたします。

一般家庭においても同様に、転倒防止とか、そういうことは安全の対策のためには当然必要だと思いますので、いろんな対策等の本にも書いてありますが、その辺は基本的なことですので、引き続き声をおかけするということをやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 先ほど住宅統計調査を今年度行うということですので、少し踏み込んでいただければできるのではないかなと思っております。

続いて、②の地域の合意形成に基づき津波対策です。

八木沢地区では、以前から防潮堤のかさ上げ、こちらの要望が上がっております。現在は、土肥のタワーをはじめ、地域の特性を考慮した避難タワーの整備、津波対策を進めていますが、いま一度地域住民の意向というのを確認していただき、八木沢地区の皆さんと話し合いを行っていただきたいと思っておりますが、この辺についてはどのように考えているのか伺います。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 八木沢地区の整備なんですけれども、整備時期というのはまだなかなか先なのかなとは思いますが、第1答弁でも危機管理監が申し上げたとおり、今後も地域の実情に合わせた検討を、やはり地域の合意形成に基づき、津波対策の施設の検討は進めていきたい、こう考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 今度アクションプログラム2023が公表されたということで、そこでも、その辺の整備については力を入れていきたいというふうに県もおっしゃっておりますので、ぜひ地域の皆さんと情報を共有していただきたいと思っております。

続いて、③の消防力の確保というところなんですけれども、この指標は消防団の確保率ということでしたので、伊豆市の条例定数が520名になっております。この520名が地域の安全に合致しているかどうかというのは、ちょっと私、分かりませんが、若い団員の確保というのは非常に重要ですので、引き続き団員の確保に力を入れていただきたいと思っております。ここは意見のみにさせていただきます。

続いて、④の防災人材の育成のところでは、

県が発表した防災リーダーの育成率というのは40%になっております。伊豆市では、3名の方が防災士の資格を取得したということでした。さらなる取得を目指す施策として、私、以前提案したこともあるんですけれども、地域づくり協議会の事業で防災士の育成というのを試してみようかという話をしました。

そのときは、個人の資格を有することになるので、ちょっと地域づくり協議会の事業としてはふさわしくないのではないかというふうに言われた記憶があるんですけれども、災害の発生が危惧される中で、防災士の育成というのは必要不可欠になってきます。取得に向けた具体的な検討があればお示してください。

あと、先ほどの答弁で、防災指導員さんというのはどのような研修を行っているのか。2

つ確認させてください。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） 議員おっしゃるとおり、地域に防災知識を持ったリーダーがいるということは大変心強く、また大切なことだと思います。このようなことから、防災指導員の知識の向上や地域の防災力のためのリーダーの育成、これによりまして地域全体の防災力の向上を図るために、県が開催いたしますふじのくに防災士の育成制度の資格取得につきまして、現在、自主防災会の体制を強化することにつきまして、制度設計を検討しております。ただ、これにつきましては公金を使うということもありますので、一定の要件はつけさせていただきますけれども、そのような制度を来年度に向けて今検討中でございます。

それから、防災指導員の研修でございますが、昨年度、市が実施いたしました研修で、過去2年3年はコロナで実施していないので、昨年度やったものですが、熱海の消防の方がいらっしゃいまして、伊豆山の実体験の講話、それから災害を想定した図上訓練等、あとコロナの関係が当時はまだ2類でしたので、それと併せて避難所の運営訓練をやりました。

それから、そのほかといたしまして、県の地震防災センターの見学と研修、それから、静岡県が主催しました地域防災指導員の向上研修に参加していただきました。計年4回程度の研修を実施いたしました。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 防災指導員の皆さんも、年4回というところかなり刺激があると思うんですけども、先ほどの答弁でも、避難所運営については地域に託したいというような話もありましたので、この指導員さんの中から防災士の資格、より専門的な知識を持った方が育成されればいいのではと思っております。

続いて、⑤の県総合防災アプリです。

県が発表した総合防災アプリの活用率というのは、資料によると40%ということでした。アプリの登録者、実は伊豆市にはどのぐらいいるのかなというふうに確認したかったんですけども、何か県内外の区別ができないのでそこは把握できないということなので、状況は分かりました。

伊豆市の情報メールについては、現時点で37.5%になっているということですので、今後開催するスマホ教室等でこの県のアプリ、非常に便利なアプリですので入れていただくとか、あるいは伊豆市の防災メール、こちらについても積極的な啓発をしていただきたいと思います。

次に、⑥番の公立学校の防災体制のところを質問させていただきます。

県の発表の防災教育推進のための連絡会議、こちらについての実施率は86.5%、伊豆市は100%になっているということで、安心いたしました。

そこで質問させていただきますけれども、当時、2013年はまだ土肥小学校と土肥中学校で

あって、今は土肥小中一貫校になっておりますので、避難行動計画を含む防災訓練計画の見直しを多分行っているのではないかと思います。その件についての状況と、学校にいるときは安心だと思うんですけども、登下校のとき津波に巻き込まれる可能性もあるので、そのときの対策というのはどのようなことを行っているのか、お願いします。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） まず、土肥小中一貫校再編時の防災避難計画の見直しですけども、もともと旧土肥中、旧土肥小にそれぞれ防災避難計画はありましたので、再編のときに旧土肥中学校の防災避難計画を基に見直しを行いました。

見直しの一番は、やはり小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒がいるということになりますので、特に低学年児童への配慮、これが一番に上げられました。低学年児童に配慮した防災避難計画ということで、旧土肥小の低学年部分を一緒にして、その中で中学3年生と一緒にどういう行動をするか、そういうことで見直しを行いました。

それと通学時、やはり学校から離れたときというのが一番心配でもありますし、不安でもあります。とにかく揺れが収まったら安全な場所へ避難するということと、特に津波のおそれがある場合は高台とか高所への避難をするように、とにかく指導しております。

また、状況に応じて様々な場面とか必要な行動が想定されますので、防災訓練の折や各家庭においても、避難場所や避難方法、あと集合場所などの避難行動計画をふだんから決めておくようお願いをしております。

また、登下校中は、本当にどのような状況で地震に襲われるか分かりませんので、万が一登下校中に地震に見舞われた場合は、付近にいらっしゃる大人の方の支援が入ることで、身体的にも心理的にも子供たちの安全が確保されると考えますので、日頃から地域の住民の方同士とか、学校と地域の結びつきを深めることが大切だと考えますので、先ほどの防災教育推進のための連絡会議におきましても、子供たちが安心して登下校できますよう、危惧される状況下での避難体制につきまして、地域の皆様に御理解と御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） ありがとうございます。

東北の震災の事例で、大川小学校でしたか、せっかく高台の家に帰ったのに、学校へ戻ってしまって被災したという事例もありましたので、特に土肥地区の場合は、先ほど市長の答弁で5分から10分以内に津波が来るといいますので、とにかく現時点のところで垂直避難をするということ、そういう教育をお願いしたいなと思っております。

あともう一点、先ほどジュニア防災士の資格取得について、必要な内容を盛り込んだ防災学習というのを実施していると伺いましたが、これ以外に防災教育の推進について何か行っているものがあれば、教えていただければと思います。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 全国的にも、昨今風水害の被害とか、南海トラフ地震についてもその発生が懸念されておりますので、各学校で防災教育の充実を図ろうとしているところがあります。

具体的には、地域の危険箇所マップを作ったり、あと救命救急講習なんかの学習にも取り組んだりしています。先ほどありましたジュニア防災士も、中学校では取り組んでおります。災害時には特に中学生の活躍も期待されておりますので、地域の防災訓練等に積極的に参加するように学校でも呼びかけを行いまして、中学校では当日部活動をしないとか、そういう配慮も行っております。

以上になります。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 続いて、⑦の地域防災訓練のところへいきます。

コロナ禍で防災訓練の中止もあったので、改めて防災訓練の必要性というのを啓発していただきたいと思っております。7月の総務経済委員会の視察で改めてその重要性を確認できましたので、ここで少し報告をさせていただきます。

東日本大震災の1年前、2010年2月に開設された釜石市鶴住居地区防災センターは、消防出張所、行政の窓口、保健福祉サービス、公民館などが集約されたとてもすばらしい施設だったそうです。地震発生後に196名の方が避難をしましたが、生存者は34名、実に160名以上の方が犠牲となったそうです。

防災センターと名づけられたこの施設は、地域の災害対策拠点として位置づけられ、避難訓練も行われていたそうです。訓練への参加者を増やすため、本来の津波避難場所ではない防災センターで避難訓練を実施し、市もどうもこれを容認していたということだそうです。震災の8日前にも避難訓練が行われたので、この防災センターという名称、そして誤った運用で避難訓練を実施していたことから、多くの住民は、防災センターが津波の避難場所であると思い込んでいたとのことようです。

このような悲劇というのが二度と起こらないように、正しい知識の訓練、そしてマンネリ化しない訓練の実施を望みます。

ここは、すみません、意見だけにさせていただいて、次の避難所運営訓練のところです。

静岡県が発表した避難所運営訓練を実施した自主防災組織数は、24.4%という数字になっています。伊豆市の状況について、分かれば教えてください。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） お答えいたします。

令和4年度の実績でございますが、97地区の自主防災会の方々に実施していただきました。パーセンテージでいきますと82.2%でございます。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 実施率は県の数値を大きく上回る数字ということで、安心しました。

先ほどの答弁で、小中学校でも避難所生活を想定した宿泊避難訓練などを行っていると同いました。学校の体育館などでまちづくり防災キャンプというのを実施している事例というのがあります。地震発生時などの避難所開設の流れを確認したり、実際に1泊して避難生活を体験でき、名称を防災の訓練というのではなくてキャンプにし、夏休み中の子供を含めた家族単位での参加を呼びかけ、実施をしているそうです。

現在、伊豆市はキャンプに非常に力を入れておりますので、プロやベテランキャンパーの協力をいただき、このような体験型の訓練も必要なのかなと考えますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） 実体験で経験しますと忘れないと思うんですね。自分たちも、本当は校則で駄目だと思うんですけども、狩野川で泳いで危ないことをいろいろ経験して学んできたところがあると思います。ですので、実体験した知識とか、そういうものについては非常に役立つと思います。キャンプを楽しみながら防災知識を得られる、それもプロの方から学ぶことができることは非常にいい機会だと思います。

ですので、当課以外にもほかの課も関係ありますので、そこら辺と横の連携を取りながら、いいことですので、検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 実は昨年の秋に土肥小学校で試しに、我々、やったことがあるんですけども、なかなか時間がなかったので計画がうまくいかなかったもんですから、もしあれでしたら、ぜひ一緒にやりたいななんて思っております。

続いて、⑨のところです。

飲料水、食料等の備蓄というのは費用もかかりますし、賞味期限があることから管理も大変になってきます。地震で津波が発生した場合、土肥地区は完全に孤立します。応援物資が届くまで自力でしのぐしかありません。地震発生から津波が到着するまで五、六分と言われているので、まずは先ほど来出ている垂直の避難です。

行政として、タワーや高台の一次避難地から食料が確保されている避難場所へ移動する間の対策というのは、何か考えていることはあるんでしょうか、伺います。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） 津波避難ビルの確保とか津波避難タワーへの備蓄品の配備とかは実施しておりますが、一次避難所については、まだそこまで手が回っていない現状でございます。

ですので、自主防災会の方々にそういうところを整備したいとか、そういう考えがございましたら、補助金等を使ってやっていただきまして、私たち、今、余計に自助をお願いしている立場もありますので、ぜひ一回御相談をしていただくなり、私たちも協力をさせていただきますので、そのときはお声がけをしていただければと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） ありがとうございます。

全てではないんですけども、一部の旅館であるとか土肥金山なんかも、実は一次避難場所に避難者用の水とか食料を独自で準備していると伺っています。そういう取組をますます啓発していただきたいのが1つ。

あと裏山などの避難地に、今、危機管理監が答弁された自主防災資機材の補助金を活用して、あるいは地域づくり協議会の事業などで独自の倉庫などを置かせてもらって、そこに必要な備品を少しずつ準備するとか、あるいは、実際に地震が起きたときに例えば家にいなかった場合に、個人の非常持ち出し袋をわざわざ取りに行って津波に巻き込まれてしまうこともあると思うので、事前に自分の持ち出し袋なんかを置いておくことも今後は考えていかなければならないと思っていますので、ぜひこういう提案を行政のほうからもしていただいて、地域と協議していただきたいと願っております。

じゃ、最後の⑩番です。

このプログラムの報告書の最終ページの「迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げる」項目に、事前復興計画の策定の記載があります。この計画は、地震・津波などにより市街地が広域に被災した場合、緊急に円滑な復旧を図る必要があるため、復興事業に着手するまでに関係機関が取るべき都市計画に関する手続の手順などを示しています。

復興事前準備の取組について、先ほど検討を進めていきたいとの答弁もありましたので、現時点で、先進事例などを参考に事前復興につなげていくためには一体どのような準備が必要と考えているのか、市の見解を伺います。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 既に着手はしています。これはやはりオレンジゾーンを受けていただいた土肥だからできる話であって、東日本大震災の後に現地に伺って、本当にじくじたる思いというんでしょうか、憤りと言うと国に怒られるかもしれないけれども、元のおりの復旧でしか駄目なんですね、日本の制度というのは。

ですから、女川町のようにもう本当に海岸からずっと流されてしまったところが、前よりいいところにしようとするとう駄目なんですね。釜石の中学校だったかな、そこもやっぱり周りに敷地があるから、もっといい中学校にしようとするとう駄目なんですね。同じ規模の中学校にきなさいと。だから、プールもたしか屋上に造ったと思うんですよ。

そうならないためには、もう土肥はしっかり事前復興計画をつくってある。県もオーソラ

イズしている、国もオーソライズして、万に一つ津波の被害を受けたらそのとおりにやりますよと準備しておくことが、やはりそういった轍を踏まない大切なことだと思います。

今どういう手続を取っているかは建設部長から説明をさせます。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 現時点での事前準備の内容や事前復興計画については、ガイドラインを基に理解を深めているところで、具体的に示せるものについては、現在ございません。

先進事例も少ないことから、まずは復興事前準備の取組内容や計画の策定必要性を理解し、どのような体制で事前復興準備を進めていくかを明確にし、準備を進めていく必要があると考えております。この復興事前準備については、県のほうがリードしてつくる形となっておりますので、県の指導の下に今後進めていきたい、そう考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） やはり今回の総務経済委員会の視察で、東松島市の野蒜という地区があるんですけども、そこがやはり市全体で1,100人ぐらい亡くなったんですけども、野蒜地区だけで500名の方がお亡くなりになったと。私、ちょっと質問で皆さん逃げなかったんですかと言ったら、みんな車で逃げて、仙石線という鉄道があって、そこの踏切が停電で落ちてしまって車が大渋滞して、そこに津波が来て多くの方が犠牲になったということです。

そういう悲劇があったものですから、今度はまちづくりとして高台に全部移転して、我々が見て、今同じ規模の地震が起きたら、この市は多分被災者ゼロじゃないかなと思うぐらいもう海岸沿いは全然大丈夫、農業なんかはできるんですけども、住まないようになっていて、高台のところで生活しているというようなこともあったものですから、その中でも地域コミュニティが非常に充実していて、避難所もそれぞれ分かれて、新しいそういうまちができていくということで、すばらしい復興を遂げた一つというふうに感じました。

アクションプログラム2013は、静岡県のご想定犠牲者数約10万5,000人に対して、おおむね8割に当たる8万3,000人の減災効果は達成したとの報告でした。ちょっとここについてはよく分からないんですけども、静岡新聞なんかにも記載があって、アクションプログラム8割減に疑問符なんていう、こんな新聞の記事もあったんですけども、一応県が発表したのはそのような数値でございました。

令和5年度以降、新たな行動計画として、ここ10年間のアクションプログラム2023を策定したということです。防潮堤などの着実な整備や早期避難意識のさらなる向上、要配慮者の支援体制の強化などに今度は重点を置き、令和7年度までの3年間で想定犠牲者の9割減災を達成し、その後も減災効果が持続するようハード・ソフト対策を推進し、発災による直接的な犠牲者の減少に加え、被災後の避難環境の質の確保に資する取組を強化し、被災者の健康被害などの最小化を図ることを減災目標に掲げているということです。

定例会の初日、市長の行政報告でも、自然災害で絶対に死者は出さない、防災対策の強化が不可欠であるともう明言をしました。防災の「静岡方式」は、地域の意見を取り入れながら、県と市町が協働で推進しなければならない」とあります。しっかりと連携をしていただいて、このプログラムを着実に実施していただきたいと願っております。

それでは、時間もあんまりありませんので、次の個別避難計画の答弁をお願いします。

○議長（青木 靖君） それでは、小長谷順二議員の2問目、個別避難計画の策定状況についてに対し、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） この要支援者の避難というのは、リアルに考えるととても難しく、熱海市の伊豆山が、熱海市が避難指示を出さなかったとって大分批判をしていますけれども、私も逡巡したことがあります。今は避難指示という言葉の一つになりましたけれども、以前は避難勧告があつて避難指示があつた。避難勧告までは出したけれども、避難指示を出さなかったことがあります。それは、私は出しましたと言って、もう責任はありませんと言い切れるのだろうか。支援が必要な人は誰が、じゃ、民生委員さんですか、防災指導員さんですか、誰かやってくれるんですか、どの車でどこへ避難できるんですか、それが何も示せていないのに、うちは避難指示を出しましたでは済まないだろうと。

それから、要支援者の避難計画をしっかりとつくれという指示をしているんですが、ここでまた個人情報保護とか、一体命とどちらが優先なんだと、もう本当にこの国の制度の不備に非常に問題を感じるわけです。基本的に我が国には、危機管理という概念が憲法にもないし制度にもない、どこにもないんですね。危機管理という法的用語がないんです。

ですから、ある意味、感染症拡大は災害に近いのかもしれませんが、今かなり伊豆市内で感染が広がっていますけれども、一体重症者がどれくらいいるのか、どこの病院が大変なのか、何も分からないんです。だから、私、市民の皆さんに注意喚起のしようがない。

災害のときも、伊豆山で行方不明の方の名簿を出す出さないで県と熱海市で大分もめていましたけれども、出せばいいに決まっていますよね、常識的には。そんなことのたびに個人情報のことを考えなければいけない。危機管理においては、ここまで一定範囲は、知事はこれができる、市町村長はこれができると決めておけばいいだけのことなんです。要するに要支援者というのは、要介護者、あるいは要支援2までなのか、その方々については行政が責任を持って避難計画をつくと定めればいいんですね。

皆さん本当に、大変申し訳ない言い方ですけども、東日本で流されていった方々で、もうこれは無理だと、戻ってこられない、ありがとうねと言って手を振った方々もいらっしゃる。だけど、助ければ助けられるのに、たんすの下敷きになった方々が私は結構ですと言いましたからといって本当にいいですか。そこに市の職員がいて助けないということはできませんか。できませんよね。

だから、事前に計画をつくって訓練しとかなければいけない。それを個人情報だから、あ

の人は要望を出していませんからではとても済まされないと私は思うんですが、残念ながらこの国はまだそれができない状態なんです。ですから、うちの職員が苦勞して苦勞して一人一人に、市も手伝いますから計画をつくりましょうよということを本当に1件ずつやっているような状況なんですね。私は、これをとても大きな国の問題だと思います。

国会議員とか国に申し上げるのは私の仕事なんですが、現状については、健康福祉部の参事に説明をさせます。

○議長（青木 靖君） 次に、健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） 県と市町の意見交換では、近隣住民との関係性が希薄化したことによる地域防災力の低下や、福祉専門職との連携としてどのように福祉専門職の意見を反映して計画を作成するか、また、計画作成後の実効性が課題として上げられました。

個別避難計画の取組につきましては、杉山誠議員にお答えしたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） それでは、再質問をいたします。

まず、避難行動要支援者名簿、こちらは全国の自治体で100%作成済みとなっておりますので、伊豆市も作成済みになっております。

それでは質問しますけれども、名簿の更新状況についてはどのようになっているのか伺います。

○議長（青木 靖君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（梅原 進君） 避難行動要支援者名簿の更新につきましては、毎年1回行っております。その名簿につきましては、地域の協力者である区長、防災会長、民生委員、児童委員にお渡しし、要支援者の支援の協力をお願いしている状況でございます。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 1年に一度更新をしているということですが、避難行動要支援者名簿そのものの情報は、最新の情報が必要になってきます。現実的には、本人や家族からの申出がなければ行政側で把握することは難しいのではないかと考えております。先ほど来から出ている個人情報の観点からも、どこまで行政が突っ込んでやれるのかというようなこともあるのではないかと考えております。

そして、この制度というのは、あくまでも支援を希望する方を対象とした制度ということで、実際に災害が発生した場合、登録をしている方だけの避難を支援してほかの人はないがしろにするということは、先ほど市長の答弁にもありましたけれども、できませんので、静岡県独自の「わたしの避難計画」、あるいは、地区によっては区長さんが作成している避難台帳、区費をもらっている方の住所氏名があるので、それを全部台帳にして保管しているところもあるんですね。そういう情報を共有しながら、誰一人取り残さないものにしていく必

要があると感じております。

総務省消防庁の発表によると、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に係る取組の状況について、作成済みと言われている団体は137で全体の7.9%、一部作成済みは1,030団体で59.2%、両方合わせると全国で67%が作成、もしくは一部作成になっているということです。

伊豆市も、先ほど来の杉山誠議員の説明にもあったように、作成者はもう144人いるということですので一部作成になっていると思うんですが、国に報告している一部作成の内容というのはどのようなものなのか、分かれば教えてください。

○議長（青木 靖君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（梅原 進君） 個別避難計画の策定におきましては、同意を得て計画の策定を行うことになっております。個人情報同意のみで計画策定を行っていない方や、計画策定の項目が未記入の方もいるような状況となっております。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 分かりました。

理想を掲げて計画を主導する立場の国・県、そして実際に運用する市町ではかなりのギャップがあり、この極めて困難だと感じる状況を国でも一定程度理解しているからこそ、法律上ではあくまでも努力義務になっているというような意見もあります。私もいろいろ調べたんですけども、これは本当に難しい計画だなというふうに思っております。

実効性のあるものにするためには何が一番重要と考えるのか、もしお答えできたらお願いします。

○議長（青木 靖君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（梅原 進君） 計画の策定後に実際に避難経路を通ってみて避難経路として正しく避難できるか、避難場所を確認し避難場所として適しているかなど、実際に避難できることが重要と考えてございます。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 最近、豪雨災害などで日本各地、100年に一度とか十数年に一度と言われる災害が頻繁に発生している現状を私たちは直視しなければなりません。

伊豆市の個別避難計画記入例というのを確認させていただきました。計画に記入する事項について、避難を支援する方の名前を書く欄があるんですけども、その方にどこまでお願いをするのか、そしてその方の同意をどのように取っているのか、答えられる範囲で教えてください。

○議長（青木 靖君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（梅原 進君） 避難経路や避難場所の記載事項につきましては、避難支援者と共に考え、共有を図り、同意を得た形でお願いしているような状況でございます。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 同意を取ってそこにお名前を書いているということですね。

個別避難計画の作成は、より実効性のあるものにすることが求められます。豪雨災害に加え、津波が発生する可能性がある伊豆市の計画作成について、他市町との違いなどがあれば伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（梅原 進君） 伊豆市の特徴としましては、自宅から避難先までの経路として、地震編と風水害編の2種類に分けて避難先の経路を載せるようにしてございます。また、災害の種類に応じた記載や現在利用している介護・障害サービス事業所、担当者の介護支援専門員や相談支援事業所などの情報を計画の中に記載しているような状況でございます。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） そうしますと、この避難計画のフォーマットというのは、やはりその地区その地区によって特徴がある、そういうことでよろしいですか。分かりました。

そろそろまとめになりますけれども、土肥地区などの浸水区域は、さらに課題があるのではないかと考えておりますので、より地域との連携が不可欠になってきます。

個別避難計画の策定にいち早く取り組んできた大分県別府市では、誰一人取り残さない防災を目指し、行政が策定を推進するためのコーディネーターというのを配置し、組織として対応していると聞いています。そして、地域住民との調整に当たり、説明会や訪問を通じ徹底的な対話を積み重ね、住民からの意見をよく聞きつつ、避難行動要支援者に対する地元理解を醸成しているということです。こうした進め方というのは、今後策定をする市町にとっては非常に参考になるのではないかと考えております。

個別避難計画は、実際に避難に活用できなければ意味がありません。様々な課題がありますが、実効性のある計画を作成し、自力で避難できない方のサポートができる体制を進めていただきたいと思います。

最後になりますが、本日の伊豆日日新聞の記事なんですけれども、これは伊豆の国市と市内の医療、介護、福祉の専門家が、災害時誰一人取り残さないまちづくりプロジェクトをスタートさせたという記事なんですけれども、この記事のような取組というのは、伊豆市は行っているのでしょうか、伺います。

○議長（青木 靖君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（梅原 進君） 要支援者の支援をしている福祉専門職の方というのはふだんから関わって、身体の状態、生活状況等を理解している方が主でございます。ですので、計画を作成するに当たりまして、福祉専門職との連携、共有というのは非常に大切だと感じておりますので、計画を作成する際、福祉専門職も同行しながら計画の作成ができればというようなことで考えてございます。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（青木 靖君） これで小長谷順二議員の質問を終了します。

◎散会宣告

○議長（青木 靖君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月4日午前9時30分から議案質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

散会 午後 4時24分

## 令和5年伊豆市議会9月定例会

### 議事日程(第4号)

令和5年9月4日(月曜日)午前9時30分開議

- |       |        |                                   |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第49号 | 令和4年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第 2 | 議案第50号 | 令和4年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 議案第51号 | 令和4年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第 4 | 議案第52号 | 令和4年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 日程第 5 | 議案第53号 | 令和4年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第 6 | 議案第54号 | 令和4年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について   |
| 日程第 7 | 議案第55号 | 令和4年度伊豆市簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第 8 | 議案第56号 | 令和4年度伊豆市温泉事業会計決算の認定について           |
| 日程第 9 | 議案第57号 | 令和4年度伊豆市下水道事業会計決算の認定について          |
| 日程第10 | 議案第58号 | 令和4年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第11 | 議案第59号 | 令和4年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第12 | 議案第60号 | 令和4年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第13 | 議案第61号 | 令和4年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第14 | 議案第62号 | 令和4年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第15 | 議案第63号 | 令和4年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第16 | 議案第64号 | 令和4年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第17 | 議案第65号 | 令和5年度伊豆市一般会計補正予算(第3回)             |

- 日程第18 議案第66号 令和5年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- 日程第19 議案第67号 令和5年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 日程第20 議案第68号 財産の減額譲渡について
- 日程第21 議案第69号 財産の取得について
- 日程第22 議案第70号 伊豆市議会議員及び伊豆市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第71号 伊豆市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第72号 伊豆市達磨山観光施設条例の制定について
- 日程第25 議案第73号 伊豆市沼津市衛生施設組合格約の一部を変更する規約について
- 日程第26 議案第74号 市道路線の認定について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 出席議員（16名）

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

#### 欠席議員（なし）

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	教育長	鈴木洋一君
総合政策部長	新聞康之君	総務部長	滝川正樹君
市民部長	佐藤達義君	産業部長	井上貴宏君
建設部長	大村俊之君	危機管理監	加藤博永君
教育部長	小塚剛君	健康福祉部参事	福室昌朋君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	稲村 栄一	次	長	土屋 洋美
主 任	原 亜里沙			

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

ただいまから令和5年伊豆市議会9月定例会4日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（青木 靖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第49号～議案第64号の質疑、委員会付託

○議長（青木 靖君） 日程に基づき、議案質疑を行います。

日程第1、議案第49号 令和4年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第16、議案第64号 令和4年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの16議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

議案第49号から議案第64号までの16議案につきましては、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

◎議案第65号～議案第67号の質疑、委員会付託

○議長（青木 靖君） 日程第17、議案第65号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）から日程第19、議案第67号 令和5年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）までの3議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第65号について、議席番号2番、浅田藤二議員。

〔2番 浅田藤二君登壇〕

○2番（浅田藤二君） 皆さん、おはようございます。2番、浅田藤二です。

議案第65号 令和5年度一般会計補正予算（第3回）、議案書の91ページ、3款1項社会福祉費、9目福祉施設管理費、1節中伊豆交流センター管理事業、施設解体工事154万円、温泉ボイラー交換工事1,870万円について、補正に至った経緯について御説明ください。

○議長（青木 靖君） ただいまの浅田藤二議員の質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

健康福祉部の参事に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） それでは、回答します。

この補正予算計上に至った経緯でございますが、まず、施設解体工事の補正ですが、解体の事前調査により、アスベストが検出されたため、アスベスト撤去工事が必要となり、補正することとなりました。

また、温泉ボイラー交換工事につきましては、昨年度末ぐらいから、ボイラーの調子が悪くなり、温泉の温度が上がりにくく、それに伴い、お湯張りに時間がかかるなど不具合が多く発生するようになりました。最近では、異音がするようになり、制御装置が熱を持ってしまい停止することが何度かありました。

現在のボイラー機器は20年以上が経過し、修理部品の製造が行われておらず、部品交換ができないため、この当初予定していた中伊豆交流センター解体、受付窓口の設置工事と併せて、新たなボイラーを設置するため、補正をお願いするものとなっております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 報告の中でアスベストが含まれているという報告がありました。被害、健康問題等、心配ないのかお伺いします。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） アスベストが含まれているということで、今回見つかったアスベストについては、ちょっとレベルがあるんですが、レベル3というもので、比較的危険度が低いもので、アスベストが含まれる成形板、発塵性、要はほこりで飛んでいくようなものではなくて、建材を破砕、切断作業するときに発塵を伴う可能性があるものであるため、通常の敷設利用ではアスベストの飛散することはあまりなかったという形です。

この解体の際には注意が必要なため、アスベストを撤去する際には、近隣の住民などに被害が出ないように作業を進めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑ありますか。

浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 経費の説明から今回の補正に至ったことは分かりました。施設を見ていましたら、8月から休館していたのかなというふうに思っていますけれども、これからの予定、それから安心して利用できる、また、さらにこの施設に対して利用者を増やしていくような工夫についてお伺いいたします。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（福室昌朋君） 工事のスケジュールですけれども、当初、12月の半ばまで

にということをちょっと予定していたんですけれども、今回の工事が入ったものですから、年度内には工事を終了したいというふうに考えております。

また、今後の安全面とか工夫というお話だったと思うので、一番大事なのは、入浴される方の安全面を第一に考えたいというふうに考えております。ボイラーを替えることによって、温度を安定して上げられることや、また、消毒剤を適正に使って、レジオネラ等の病気の発生を抑えることができますので、今後、そういった形で安定した運営ができるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） これで浅田藤二議員の質疑を終わります。

これで通告による質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第65号から議案第67号までの3議案につきましては、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

#### ◎議案第68号の質疑、委員会付託

○議長（青木 靖君） 日程第20、議案第68号 財産の減額譲渡についてを議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議席番号14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男議員登壇〕

○14番（三田忠男君） おはようございます。14番、三田忠男です。

議案第68号 財産の減額譲渡について、以下お伺いいたします。

旧天城湯ヶ島支所等の東京ラスクへの減額譲渡について、全協で説明がありましたが、情報公開等含めて、改めて以下伺います。

①として、ラスク開業後の伊豆市への経済、税収入、地元雇用、地域活性化等の影響をどのように評価していますか、伺います。

②今回の譲渡の経緯を伺います。

③公募によらないで、随時契約による売買契約を選んだ理由を伺います。

④譲渡価格についての根拠、妥当性を伺います。

⑤譲渡を受けた東京ラスクの今後の事業展開を把握しているでしょうか、伺います。できればどのような事業展開等を述べていただければ幸いです。

⑥契約が成立した後の伊豆市への影響をどのように予想していますか、伺います。

⑦土地については譲渡しないということですので、譲渡しない理由を伺います。

以下、市長に伺います。

○議長（青木 靖君） ただいまの三田忠男議員の質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 個々の御下問には総務部長に答弁をさせますが、この15年半、私、市長をやってまいりましたけれども、4町合併で伊豆市は極めて多くの使用しない施設を抱えておりました。しかも、今、大分減りましたけれども、私が確認した当時は老朽化率が日本一ということで、極めて古い施設をたくさん持っているという非常に厳しい状況でした。

その中で、かなり施設を処分してまいりましたけれども、やはりこの残存価格等処分の仕方の乖離というものが気になるようで、私が市長になってからも船原ホテルの寮の跡地と、それから天城会館、天城温泉会館ですね、当時は。2件は住民訴訟となり、2件とも伊豆市が勝訴しております。

ここで問題なのは、やはり残存価値というものが、当時は温泉会館として、あるいはホテルの寮として、あるいは学校として、あるいは市役所として、そういう目的で建てられたもの、その残った残存価値がそのまま役場や学校で使うのならともかくも、目的を違う、つまりビジネスとして使おうとしているわけですね。そこにその、いわゆる算定価格と私たちが言っている残存価値と、それからビジネスでの価値、利用価値というものがやっぱり差が出てまいります。

例えば、天城会館とか、それから大東小学校、今、工場で使っていただいていますけれども、いずれも無償でもとお願いはしたことはあるんですが、無償でも要らないということなんです、これまでの経緯の中では。

天城会館と八岳小学校も公募したけれども、いずれも地域の皆さんに望ましい案件は出ていないということでした。

また、既に解体しました土肥南小学校、それから湯ヶ島小学校の半分、それからこれから解体します八岳小学校、いずれも算定すれば残存価値が出てまいります。お金かかるからやっていますけれども、必ず残存価値は出てまいります。それを市の財政を充てて解体するというのを今行っているわけですね。ですから、価値のあるものをゼロにしてしまう、お金をかけて。考えてみればおかしな話なんですけれども、しかし、持っているほうが余計に経費がかかるということなんです。

そのような非常に厳しい状況の中で、今回の案件が出てまいりました。なぜこのようなことになったのかは総務部長から答弁をさせますが、今、まだこの案件にかかわらず、将来もこのような非常に難しい課題、そして、なるべく早く処分して、将来の負担を軽減したいという課題をたくさん抱えております。

○議長（青木 靖君） 続いて、総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） それでは、1つずつお答えをさせていただきます。

まず、①の経済等への影響でございますが、東京ラスクが開業して10年以上が経過いたしました。この間、新たな観光拠点の形成を目指して、企業努力を重ねられ、商品開発や地域のにぎわいを常に意識した営業展開により、今では多くの観光客が立ち寄る観光地の一つとして認知されており、市の経済、また地域の活性化に寄与しているものと考えております。

また、同時に現在の市内在住者の雇用者数は、店舗及び工場を含めて40人と伺っており、地元雇用の創出についても貢献されているものと考えております。

また、税収入におきましては、市内に事業所を設立されたことにより、法人市民税や事業用償却資産にかかる固定資産税など、一定の税収確保に寄与されております。

②の譲渡の経緯でございますが、売却を前提とした覚書に基づいて、締結しておりました土地・建物賃貸借契約が本年11月で満了することから、建物については売却、土地については賃貸借を継続することを前提として、昨年来、相手方と協議を行い、建物について減額して譲渡することで合意に至ったものでございます。

③の随意契約の理由でございますが、東京ラスクは旧天城湯ヶ島支所を活用した企業誘致の公募に応じて、ラスクの製造・販売をはじめ、その後、旧天城保健福祉センターも加えて、10年以上にわたって市との賃貸借契約に基づく施設利用で事業展開をされてきた企業でございます。

また、この間に将来的な売却を前提とした覚書も交わした相手方であることから、随意契約による売買契約としたものでございます。

④の譲渡価格についての根拠、妥当性でございますが、先ほど市長も御説明しましたが、当初、市は鑑定評価額を基準に交渉を始めました。交渉の中で、相手方のこれまで、またこれからの投資額や今後の施設活用などについて伺いました。市は想定した以上に、相手方が現有建物に投資をしており、今後も投資を行っていく意向がある旨を伺い、所有権を手放すことによる市の将来に向かった財政的、人的負担の軽減と、地域のにぎわい創出や観光施設としての発展を考慮すると、この時点において、無償譲渡もやむを得ないものとも考えましたが、一方で、市の財産である以上、無償とすることについてはできないというような判断をし、双方協議した結果、売却額を1,000万円とすることで合意に至ったものでございます。

⑤の今後の事業展開でございますが、主に旧天城保健福祉センターについて、既に1階部分の工場増設の工事を実施しておりますが、今後は売上げの拡大を目指して、2階部分への事業施設の拡張を念頭に、設備投資を行う予定であるというふうにご伺っております。

⑥の契約後の伊豆市への影響でございますが、市の財政的な観点で申し上げますと、建物に係る固定資産税の恒常的な収入が見込まれ、また、支出においては、所有者、貸付者の責となる維持補修、老朽化による大規模修繕、さらには、いずれ実施することとなる建物解体の費用負担がなくなります。また、日常的な施設管理に係る職員の人的負担が軽減され、市としては、財政と人的負担の両面で効果があるものと考えております。

最後に、⑦の土地を譲渡しない理由でございますが、当該地西側の狩野川沿いに水道本管が埋設されていること、また、駿東伊豆消防組合の無線中継局があるため、当該部分の将来的な管理を見据え、分筆等を検討する必要があるため、今回の譲渡には含まなかったものでございます。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

三田忠男議員。

○14番（三田忠男君） ありがとうございました。

もうちょっと、①番等で具体的な数字で説明願えて、私の立場は民間手法で、損して得をしろということを常々言っていたんですけども、今、その損したような感覚でも長い目で見れば伊豆市民にとって得になっているんだよと、得とあんまり言葉が適切ではないかもしれません。そういった意味で、市民がもっと分かるような形での説明をお願いしたいなと思います。

もう一つ、ちょっと、私も東京ラスクという名前で申し訳なかったんですが、いわゆるこの法人というか、いわゆる関連事業も含めて、伊豆市民にどんな経済効果があるかということをお聞きしたかったんで、旅館とかグランピングとかいろいろやっている関連会社と理解しているんですけども、そういうこと含めてお聞きしたかったんで、ちょっと説明不足で申し訳なかったんですが、もうちょっと大きな意味で、伊豆市の市民生活にこういった効果が起きているよというような説明をお願いしたいことと、土地については、今後、譲渡の前提で進めているように、私は取れたんですが、それでよろしかったのかというようなことを確認させてください

関連でいきますと、もっと雇用も40人じゃないと、もっと地元雇用は多いのかなと、そんな思いがあって、経済効果はもっと多くきているんじゃないかなと理解したんですけども、それがどうだったのか、もうちょっと具体的な数字が分かれば述べていただければと思います。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） すみません、申し訳ございません。数字的なことということで、これは協議の中で、東京ラスクなども含めた、今、系列の旅館等も含めたということでお伺いしている数値を報告させていただきます。

東京ラスクさんという言い方がいいのか、今回、グランバーさんですけども、雲風々という施設もやっております。そういった地域の関連で言いますと、これまでの投資額というのは、土地の取得とか、建物の改修等々も含めて、約23.8億円というふうに伺っており、今後、これらの施設につきまして、約18億円ぐらいの投資を予定しているというふうには伺っております。合計で41.8億円ですか、ということで、また、現在、今、議題とさせていただいております東京ラスクの工場売店のところでも、今、改修工事を行っている、先ほど、私、御説明いたしました、旧天城保健福祉センターでこれまで令和4年度、令和5年度で2億円、また、今後、約3億円、計5億円等の設備投資と申しますか、等価を考えているというふうに伺っております。

それから、雇用でございまして、先ほど、市内40人というふうに、私、お答えをさ

せていただきました。東京ラスクさん、今、現在、東京ラスクのところでは総数で約60人の従業員がいらっしゃる。その中で市内の方40人、市外、また外国人も含めて20人ということで計60人、これ以外に、雲風々でございますけれども、総数で90人、市内で40人ということは何っております。

また、今回の譲渡といいますか、取得後も工場拡張の工事の中で、当然、従業員の増加ということ、ちょっと私どもも協議の中でお伺いしたところ、2割増しぐらいということで、60人のうち、10名から12名ぐらいの増を予定されているというふうに何っております。

それから、土地の譲渡につきましては、当然、覚書につきましては、土地及び建物ということでの売却を前提としたということでございます。先ほど申し上げた理由で、今回の土地の譲渡には至っておりませんが、引き続き、私どもとしては分筆等の検討をしながら、最終的には譲渡というところは、当然目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 今、議員から伊豆市の将来にわたる利益という話でしたので、これは大切な観点なんで申し上げたいんですけども、数年前、平成25年頃だったのでしょうか、東京ラスク、今はGRグループと呼んでいるそうですけれども、今、会長になった社長さんが当時、将来構想を語られたときは、算定雇用者数、正社員不足臨時社員を一定で計算して、算定雇用者数を出すときに100人を超える数字でした。伊豆市の中で、当時、すみません、今、私把握していないんですが、当時、伊豆市の中に算定雇用者数が100人を超える企業は4つしかなかったんです。ですから、その中に入るような雇用確保になるんだと期待したことを覚えております。

それから、もう一つ、私はこのGRグループだけではなくて、こちらは、今、戸田でも事業展開していますし、南伊豆とか熱海でもこれからやるそうですが、例えば、吉奈温泉の旅館さん、東伊豆にも展開しています。土肥のLOQUATさんも、沼津市戸田にも展開しています。

私、社長さんに申し上げているのは、どんどん外で結構ですと、伊豆半島の中が一番望ましいけれども、どこでも事業展開してくださいと。なぜならば、それだけ伊豆市の事業所が撤退するリスクが減るんです。これを何でもかんでも伊豆市にお願いしますと言っていると、企業が成長しませんので。ですから、何かあったときに伊豆市からも撤退するリスクが出てしまうんですね。まして、伊豆半島の中で事業展開していただければ、まさにこのコロナときにはそうだったんですが、旅館が駄目なら工場に回すとか、工場が調子悪いときにはグランピングに人を回すとか。つまり、雇用を切らずに、これだけの規模になると、どこかの事業所で雇用維持することができるんです。それが私はやはり将来にわたって、伊豆市の利

益にもなると思っておりますので、むしろ伊豆市にかかわらず、伊豆半島の中でどんどん事業展開をしてくださいというのを、ここのグループにも限らずお願いしているところです。

○議長（青木 靖君） 再質疑ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） さっき市長に答えていただきましたが、伊豆半島にも展開しますよねと質問して、その効果みたいなことも確認したかったんですが、今の答弁でその質問はやめますが、最後に、工事等に入ると、要は地元の企業を積極的に活用してほしいなという願いがあるものですから、そんな要望等は協議の中でやっているのか、あるいは過去に地元の企業等が使われてきた実績とか分かれば、これを最後の質問として、なるべく地元の企業をより活用していただければということで質問を終わらせていただきます。お願いいたします。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 今、行っている改修工事、また今後について、こういった企業というか、すみません、今、具体的な企業名は把握しておりません。ただ、今、議員おっしゃられたような、当然、民間の中でお付き合いということもありますので、必ずしも市内ということは今、ここでお約束というのはいけませんけれども、こういった御指摘もいただいておりますので、この旨は協議の中で相手方にお伝えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 以上で、三田忠男議員の質疑を終わります。

次に、議案第68号についての質疑を続けます。

議席番号7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 皆様、おはようございます。議席番号7番、杉山武司です。

議案第68号 財産の減額譲渡について質疑を行います。答弁は市長に求めます。

伊豆市市山字萩原550番の2及び558番の1の旧天城湯ヶ島支所庁舎、旧天城保健福祉センター、旧車庫、旧防災倉庫の4棟は、鑑定評価額が税別で1億1,072万6,000円であるにもかかわらず、およそその11分の1の1,000万円、税別で減額譲渡の議案が上程されています。この金額に減額した根拠、前の議員と重なる部分ありますけれども、あえてもう一回質問させていただきます。

それと、この金額は売主、買主、どちらからの提案でしょうか。回答を求めます。よろしくをお願いします。

○議長（青木 靖君） ただいまの杉山武司議員の質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 先ほども触れました、当時は東京ラスク、グランバーグループが将来構想を説明された頃に、いつだったかちょっと時期は覚えていないんですが、隣に改善セン

ターがあったときに、そこの屋根が飛んで、人様の車を傷つけたことがあったんですね、商業用の車両でしたけれども。車を傷つけただけでも大変ですけども、もしあれが人だったらどうしようと思って、市長は当時、私は当時、すぐにこれはもう無償でいいから、もう譲渡しろと、今後、台風のたびに飛んだり、今でも実は台風が来て雨漏りがするたびに、うちの職員が行っているわけです。

ですから、当時はもう無償でも譲渡する手法を考えなさいと言ったんですが、その後、いろいろ政治的な私の考えと行政の手続となかなか違うこともあるものですから、時間がかかってしまいました。

その間に何とか早く譲渡したいなと思ったときに、これはこのグループの経営者ではない別の方から、菊地、買わないよという話をされたんです。それはビジネスをやっている方です。今、450万円で借りているんだぞ、1億円で買って、固定資産税と借地料を足したら、増える。つまり、1億円で買っておきながら、買った後の固定資産税と土地の借地料で、今の借地料よりも増えてしまうと。だから、おまえが経営者だったら買うかと言われて、それで、なるほどと思って、将来、じゃ投資をどれくらいしていただけるんだらうかと、その投資の金額に応じた固定資産の減額というものでできないんだらうかと、いろんなことを考えて、そこから先は、私はやはり政治家ですから、私が入らずに、総務部長に交渉、協議を委ね、このような結果になった次第です。

御下問の点については、また重ねて総務部長から答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 減額の根拠につきましては、先ほどの三田議員へのお答えと重なるというか、同じでございますけれども、改めて申し上げさせていただければ、もともと、当初は不動産鑑定、評価額を基準に交渉を始めたところでございます。ただ、その中で、先ほど来、三田議員等の御質問にもありましたこれまでの投資や今後の投資、また地元雇用者数、こういったものの話を伺い、そういった意向が今後も企業側にあるということが確認できたということでございます。

そういったことと、今、現時点で、こういった施設を市の所有権から手放すことによる、先ほども申し上げました人的、財政的な市の軽減、また地域のにぎわいを継続して行っただけというようなところを総合的に判断し、無償譲渡もやむを得ないというふうに判断をいたしました。一方、やはり、そうはいつでも金額の有償というところも視野に協議をした結果1,000万円というところで、双方が合意に至ったものでございます。

その譲渡額1,000万円をどちらの提案かという御質問ですけども、市として、無償による譲渡も視野に入れた協議の中で、双方合意に至ったもので、具体的なこの1,000万円という金額をどちらが提案したというものではございません。

また、先ほど市長が御説明をいたしました。これまでににかかっている参考までにお答えさせていただければ、これまでの貸付使用料というのは年間約410万円、これに対して、譲

渡後、固定資産税が加わり、土地の貸付料と合わせると640万円、計約230万円ぐらいの増になるということを補足させていただきます。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） まず初めに断っておきますけれども、私はこの4棟の譲渡に反対をしているわけではありません。今から質疑を行いますけれども、この中に9項目の質問があります。全ての問いに答えていただきたいと思います。

第2次伊豆市総合計画基本構想の後期基本計画の重点目標6に将来にわたる安定的な行財政運営の堅持をすとして、政策1では安定した歳入の確保、政策2として徹底した歳出の抑制がうたわれています。常日頃、伊豆市の財政が厳しいとの言葉はよく耳にしますけれども、この2つの政策と今回の上程される議案との整合性を伺います。これは市長にです。

過去の減額譲渡の2件の事例の資料によりますと、2件とも契約金額は提案事業者が金額を提示したものとされていますけれども、1件目は売却基準額のおよそ4分の1、2件目はおよそ3分の1、今回の件とこの事例とはあまりにもかけ離れたものですが、違和感を感じませんか。これが2番目です。

どのような議論の手順を経てこの金額になったのですか。これが3番目。

そこに至るまでの会議録はありますか。あるならば黒塗りにせずに委員会に御提示願います。これが4番目。

ないならば、このような重大な決断に至った経緯が不明瞭で、市民にどのように説明するつもりですか。これが5番目。

それとも、重大な事案の認識が全くなかったのですか。これが6番目。

議案上程という重大な決断をした場合の議事録は公文書ではありませんか。これが7番目。

また、これに代わる譲渡契約書はありますか。これが8番目。

素案でも結構ですので、これも黒塗りにせずに委員会の議案審査に資料として配付願えますか。これが9番目です。よろしく願います。

○議長（青木 靖君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 最初の総合計画のところで、まさに今でもたくさんの古い施設を抱えていて、これは御承知のとおり施設管理計画を作っておりますけれども、私は職員に作った計画よりも、とにかく前倒しをして早く処分をなさいと。これだけの施設、伊豆市としては、町役場として使っていない施設ですから、持てば持つほど、職員もずっと管理、関与しなければいけませんし、台風等で壊れるたびに出なければいけない。

この本庁も耐震がぎりぎりあって、今、多分、残存価値算定すれば鑑定評価出てくると思うんですが、ここも早く本当は移りたいんです。それがやはり、将来にわたっての行政の責

任ですから、不要なものは早く処分をし、使うものはしっかり投資をしていく。その中で、先ほども申し上げましたとおり、これだけではありません。今回は天城湯ヶ島支所の跡地1本で出ておりますけれども、まだまだ、天城ドーム、天城会館、大東小学校の跡地等々、たくさんの施設を抱えております。どれも恐らく将来的には、ひょっとしたら狩野ドームも含めてですけれども、そのときの鑑定評価で処分できるものは1件もありません。1件もありません。

そのような中で、市民の皆さんにしっかりと、これもう私、何年も施設の件については、議会でも市民の説明会でも、伊豆市はたくさんの古い施設を抱えています。これが課題ですということは申し上げてきましたが、これからも重ねて市民の皆さんには御理解をいただいてまいります。

さらにその上で、なぜ4分の1、3分の1ではなくて、10分の1かということですが、こちらはこちらで、事務方は事務方で作業をしていますから、その経緯は説明をさせますけれども、さっき私が無償も視野に入れて交渉しなさいと申し上げたのは、繰り返になりますけれども、もし、皆さんが経営者だったら1億円で買って、毎年の負担が増えるという、そういう経営判断をするだろうかということなんです。

ですから、金額ではありません。何分の1ならいいということではなくて、経営の理念からいけば、経営の論理からいけば取得しない案件で、しかし、伊豆市としてはやはり手放したいというものについての案件ですので、今までのような施設とは大分異なった状況がございました。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） すみません、質問が多岐にわたっているので、もし答弁漏れがあれば御指摘いただければと思います。

ただいま、2番目の過去の2件、土肥の教職員住宅と月ヶ瀬幼稚園の売却、4分の1、3分の1等の違和感があるということですが、過去2件については、それぞれ使用されていなかった施設について、何とかこれを処分するというところで入札を実施したところ、応札がなく、公募型のプロポーザルということで事業提案をいただきながら、また、価格も相手方から求めて提示したもので契約をしたということで、私どもは通常の適正な対価、価格を、評価額をお示しした中で、相手方から示されたものということで、ここについては3分の1、4分の1というのは、それぞれの事案によって異なっていると。

今回の譲渡につきましては、同じ普通財産ではございますが、もう10年以上、企業様が製造・販売として、もう使っている、これからも投資をしつつ使い続けるということで、これを処分するという概念ではなく、先ほど来、申し上げている今時点での価格だけではなく、将来的な市の負担や軽減というところも見据えた上での譲渡ということで、事案としては全く個別のものと、別のものというふうに考えております。

どんな経緯でということですが、先ほど来お話ししているとおおり、これ、

協議でございますので、11月に現在の賃貸借契約が満了することを前提に、昨年から協議を始めました。当然、民間の企業様ですから、売買価格であったり、土地の賃貸料、固定資産税がどの程度になるというようなどころから協議を始め、私どもとして不動産鑑定をかけて金額を提示したものでございます。その中で、無償譲渡もというところの意識を持った中で、交渉した中で1,000万円ということを双方合意に至ったというものでございます。

これまでの経緯についての資料があるかということですが、直接お会いして、相手方と協議したものについては、当然資料はございますが、なかなか行ったり来たりができないといった都合もありますので、当然、お電話等でやり取りしたものについて、その記録については全てがそろっているということはないですが、メモというか、取ってあるものはございます。

それから、それを黒塗りにするかということですが、特にそこは文書開示の中で判断はさせていただくことにはなろうかと思っておりますが、基本的に出せる情報というのをお出しできるかというふうに思っております。

それから、議案が公文書として重要な認識を持っているかということですが、当然に、今回、お諮りをさせていただいているのは適正な対価ではない財産の処分でございます。自治法に基づいて議案として提案をさせていただいておりますので、当然、重要な議案であるというふうに、私どもは認識しているところでございます。

すみません、7番目は。

○7番（杉山武司君） 公文書という認識があって、ちゃんと保存してあるかという。

○総務部長（滝川正樹君） そうです。公文書という認識で保存はしてあります。

それから、契約の内容ということでございますか。

○7番（杉山武司君） 譲渡契約書はありますかと。

○総務部長（滝川正樹君） 現在、この議会にお諮りをする以前に、仮契約という形で締結を、今月締結したというものがございます。ですので、そちらについても、まだ当然に議会の議決を前提ということをやった上での仮契約書の契約を締結しているところでございます。

○7番（杉山武司君） 私が言っているのは、素案でもいいですので委員会の資料のために配付していただけないかという。

○総務部長（滝川正樹君） 分かりました。御用意できるもの、お出しできるものであれば用意させていただきます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 次の議案第69号との関わりになるんですけれども、達磨山レストハウス、静岡県からの財産の取得額を減額しないで買おうという提案が、この次の議案第69号に

出されるんですけども、財政が厳しい折、今回の達磨山レストハウスを買う財源として、ここの要するに全額ではないんですけども、それを補填する意味で、1,000万円ではなくて、もう少し上乗せするような考えというのは浮かばなかったんですか。お尋ねします。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） もう、これ繰り返しになりますけれども、幾らなら、何分の1なら適正であるということは考えていなかったんですね。繰り返しになりますけれども、経営者の観点からいくと、別にこのまま借り続ければいいんですよ、410万円でこれから減っていきますから。でも、それは我々にとっては常に担当者がついて、強風のために行かなければならないので、何とかこれはそちらで取得してくださいという、これは我々の側のニーズで、やはり、もう使わない施設を伊豆市が所有し、伊豆市が管理し、相手が設備投資するたびに交渉するという、こういう形態を私は持続すべきではないと考えているんですね。しかも、取得したら、今より負担が増えるという、普通の経営者だったらそういうことはしないでしょし、私は経営の経験はありませんけれども、その判断は常識なんだろうなど。

もう一つの一般的な契約の仕方としては、解体費用を相殺する場合があります。たしか、今回、解体費用は2億円か3億円ぐらいだったと思いますけれども、そうすると逆にこちらが足して、要するにマイナスの売買をしなければいけない。これはほかの市でも、要するにお金を足して引き取っていただいたケースがあるんですが、それだともっと市に不利になってしまいますので、そこはむしろすべきではないというか、この形のほうがまだ望ましいということです。

さっきも申し上げましたけれども、この鑑定評価、適正価格と地方自治法で言っているもの、ほかの案件でもありましたけれども、我々が鑑定評価で3,000万円、5,000万円の価値がありますと言っても、価値ありません、どこも手を挙げません。価値はゼロですということがたくさん起こってまいりました。ですから、これが純粋に民間の手続だったら、オークションで、じゃ、この天城湯ケ島支所の跡地、幾らなら引き取っていただけますかと、10万円ですか、100万円ですか、1,000万円ですか、1億円ですかというのは、これは一般的な民間のやり方だと思うんですが、これ、地方自治法では適正価格を基準にきなさいということなんです。

この適正価格、さっき申し上げたとおり、ビジネスのただでも要らないという、その方々にとっては適正価格がゼロかマイナス、算定価格をするとプラスになるところがあって、私はここの適正価格の地方自治法を埋めるのが議会の決議だと思っているんです。

つまり、一応10億円でホテルを造って、真新しいものを使うんだったら、10億円の価値ですけども、今、我々が使われなくなった施設の処分という別のことをやっていますので、その価値を鑑定評価という価値で通らない世間のビジネスに対して何が適正かというのは、最終的に市と相手方が決めたものを議会が議決していただく、それをもって、私は地方自治法が議会の決議という条文をつけてくれたんだろうと考えております。

○議長（青木 靖君） 総務部長からありませんか。補填を考えなかったかと。

総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 基本的には、今、市長の答弁ですけれども、先ほど、ちょっと解体の費用というところで、参考までに補足をさせていただきますと、この天城湯ヶ島支所に関して、解体の見積りというのを適正にとって、適正といいますか、お願いをしているわけではないんですけれども、私どもが過去に行った解体の試算の中では、大体平米当たり2万7,000円ぐらいというのが平均でございます。これはコンサル等にもちょっと口頭で確認したところ、現在の市場価格とほぼ一緒だということになっておりますので、そこから試算しますと約1億3,000万円程度の解体費、今、解体をすればという前提ですけれども、その程度の金額はかかるのではないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 以上で、杉山武司議員の質疑を終わります。

通告による質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第68号につきましては、議案付託表のとおり、総務経済委員会に付託いたします。

#### ◎議案第69号の質疑、委員会付託

○議長（青木 靖君） 日程第21、議案第69号 財産の取得についてを議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議席番号12番、小長谷順二議員。

[12番 小長谷順二君登壇]

○12番（小長谷順二君） おはようございます。12番、小長谷順二です。

議案第69号 財産の取得について質疑をさせていただきます。

過日の全員協議会の説明資料から本議案について伺います。

①達磨山観光施設は、県から譲渡を受け、用途制限期間経過後は民営化するとの説明を受けました。用途制限期間は5年で、その後は民間譲渡を考えているとのことだが、伊豆市の観光の発展にこの施設がどのように寄与していくのか伺います。

②これまで光ファイバー網の整備やWi-Fi整備などを行ってまいりました。これらの整備については、民間譲渡を見据えた中で行ってきたのか伺います。

③取得金額は鑑定評価額の4,961万円ということですが、県との譲渡の交渉の経緯について伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） ただいまの小長谷順二議員の質疑に答弁願います。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長（菊地 豊君） この背景は、伊豆市の基盤産業は観光であるということです。なかなか

か試算が難しいんですけども、伊豆市もコロナ感染が拡大する前、平成30年より前、私が市長になった平成20年から平成30年まで、ほぼ伊豆市の総生産は1,000億円でした。宿泊飲食で約100億円、10分の1ということなんですけど、これは宿泊と飲食だけですので、観光のお客様が落とした消費額を試算すると、私の試算で500億円ぐらい。伊豆市はDMOで、伊豆市産業協議会で独自にサンプルを取ったことがありまして、それを当てはめると、450から500億円ぐらいが観光のお客様の貢献による総生産への貢献度ということでした。

つまり、伊豆市内は製造業も1,000人ぐらい雇用がありますし、いろんなビジネスがありますけれども、相当程度、産業全体を観光で支えているということになります。したがって、基盤産業という言い方をしています。

そこで、観光を基盤産業として考える場合には、今の旅館、今の飲食店、今の公共交通を維持するだけでは維持にしかありませんので、観光事業を増やす、発展させるということが行政の観点から必要になってまいります。

先ほどありましたように、もともと天城湯ヶ島支所で雇用はゼロ、公務員以外の雇用はゼロだったところを、しかも、そこ、もう廃止して雇用が、あの地になかったところを、あの地だけで今60人、そして、月ヶ瀬を含めると150人の雇用を今、確保していただいているわけですね。

それと同じように、ニューヨーク万博に出店をして、日本の富士山が世界のMt. Fujiになった撮影箇所である、あの達磨山レストハウスを我々公務員が使うのではなく、やはりそういった民間のプロのビジネスの方々に経営を委ねて、よりハイエンド向け、要するに、ただ富士山を見て、トイレだけ使って帰るようなビジネスモデルではなくて、しっかりお店に寄って、そこで買っていただく、食べていただく、そういったことをプロのビジネスの方に委ねたほうがよいと。それができる場所であるというような判断をしております。

そのような背景がありますので、県から市が取得をして、将来、民間に、さらに経営を委ねるといふ、これまでは取ったことない手法を今、考えているところです。

○議長（青木 靖君） それでは、続いて産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） ①の伊豆市の観光の発展に、この施設がどのように寄与していくのかについて、お答えいたします。

民間の自由な発想による運営が行われることで、駿河湾と富士山を一望できる絶景スポットがさらに魅力価値を上げ、日帰り観光客の増大につながるものと考えております。また、キャンプやハイキング、サイクリングなど、アウトドア体験の充実が図られ、来場者の増加が見込まれるとともに、アウトドア先進地のイメージ定着が強化されるというふうに考えております。

また、達磨山レストハウスはドライブイン的な要素もございますので、地元食材を活用した飲食、また土産物の販売など、地場製品のPRにもつながるものと考えております。

このように民間事業者の営業ノウハウにより、市内の観光、産業振興の発展に寄与できる

ものと考えています。

そして、②の光ファイバー網の整備、W i - F i 整備については、民間譲渡を見据えて行ったのかについてですが、こちらの整備につきましては、達磨山観光施設がさらなる魅力ある施設となるように実施いたしました。コロナがもたらした新しい働き方として、ワーケーションやテレワークを目的にロッジを利用していただくなど、新しい客層の獲得をもくろんだものとなります。

そのほか、通信環境の整備により、宿泊や利用の予約もウェブで行えるなど、事業者・利用者、双方の利便性が向上することになりますが、当然、将来の民営化を見据えた民間譲渡を考えたときの資産価値を高めることも念頭に置いて実施したのとなります。

③の取得価格は、鑑定評価額の4,961万円だが県との譲渡の交渉の経緯についてというところですが、経緯につきましては、達磨山観光施設の民営化については数年ほど前から県と協議してきたんですけれども、県としてもなかなかそういった事例がなく、具体的に前に進んでこなかったという状況です。

市としては、達磨山観光施設がさらなる魅力、またサービス向上を目指すために、民間事業者による運営は不可欠と考え、県に本格的な協議をお願いしてきました。

そんな中、昨年10月に県から市へ財産を譲渡する方向で協議が調ったという連絡がございまして、その後、譲渡金額、また譲渡条件、その他手続等の詳細について協議を行ったところ です。

譲渡価格につきましては、減額の可能性について、県と交渉してきたところですが、県の判断としては、達磨山観光施設は不要になった施設ではなく、今後もキャンプ場、休憩施設（国立公園の野営場）ということで、現在の利用状況のまま施設を活用していくこと、それから、また市が取得した施設を民営化するということが前提であることから、県の規定による減額理由に該当しないという理由から、鑑定評価額により譲渡を受けることになりました。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） それでは、再質疑をさせていただきます。

まず、①のところですが、民間事業者の営業のノウハウによって、市内の観光、そして産業の振興に、発展に影響をしていくと考えていくという答弁でしたが、達磨山観光施設の建物は県から管理委託協定により市が運営しています。民間事業者のノウハウの力を借りるというのであれば、指定管理をなぜ導入しなかったのか、なぜ今まで直営で行ってきたのか伺いたいと思います。

そして、②なんですけれども、将来の民営化を見据えた譲渡を考えたときの資産価値を高めることも念頭に置いていたという、そのような答弁がありました。昨年9月の定例会で達

磨山レストハウスW i - F i 整備、こちら3,000万円の補正予算を議会で承認しております。今定例会の決算報告を見ると、734万2,000円とあります。大幅に減額となった理由について伺います。

そして、③です。昨年10月に県から譲渡する方向で協議が調ったとの連絡を受けて、その後、手続について協議を行ってきたとの答弁がありました。減額の可能性について、県と交渉をしてきたというようです。直近の事例なんですけれども、八木沢の駐在所の建物は県から無償で譲り受け、避難所としてリニューアルをしましたので、その無償譲渡と鑑定評価譲渡の違いというのはちょっと分かりにくく、理解ができていません。心情的に言えば、県と市の間柄ですので、柔軟な対応も可能かと思っていたんですけれども、先ほどの答弁で県の規定、あるいは無償貸付け等の条例みたいなものがあるようだと思ってるんですけれども、そのようなものに該当しなかったから鑑定価格でということ、そのとおりなのか確認ですけれども、答弁願います。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） まず、①の指定管理者としなかった理由というところになるかと思えます。そちらにつきましては、建物自体が県有施設になりますので、それを市が指定管理制度を導入することができなかったということになります。管理委託という意味では、指定管理はできないんですが平成18年度ぐらいまで、旧修善寺町の振興公社のほうで管理委託はしていたということは聞いておりますが、それ以降は市のほうの直営でやってきました。

すみません、ちょっと②につきましては、総合政策部のほうの管轄になりますので、後ほど総合政策部のほうからお願いしたいと思えますけれども、③の無償譲渡の関係、八木沢の例も挙げていただいたんですけれども、先ほど事例として挙げていただいた八木沢の駐在所の無償譲渡につきましては、こちらの県が用途を廃止して、取り壊す予定だったというところを市が公益事業として、避難所として活用したいと県に申し出て、取り壊さずに無償譲渡に至ったというふうに伺っております。

一方で、達磨山の施設のほうは、先ほども申しましたけれども、県のほうの判断としては不要になった施設じゃなくて、今後もキャンプ場として、現在の利用状況のまま施設を活用していくということと、さらに、また、市が取得した施設を民間へ譲渡する前提というところもありまして、こちらが県の規定で、先ほど言いました条例の名前が財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、こちらによる減額の理由に該当しなかったため、県のほうの判断として鑑定評価額による譲渡を受けることになったということになります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） ②の御質問については、工事の所管が総合政策部なものですから、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員御質問の事業でございますが、達磨山テレワーク環境整備事業といたしまして、達磨

山レストハウスへの光回線の引込みと、あとキャンプ場、それからロッジへのWi-Fi整備が工事の主な内容でございました。

整備に当たりましては、達磨山レストハウス周辺が国立公園内に位置することから、環境省との施設の整備についても協議をする必要がございました。その協議が非常に難航して、不測の時間を要してしまいましたので、同意を得られたのが年度末近くになってしまったということがございます。

そうしたことから、改めて事業の内容の見直しを行わせていただきまして、テレワーク環境の整備として不可欠な達磨山レストハウスへの光回線の引込みと、あとロッジへのWi-Fi整備などは実施をいたしました。一方、埋設工事が必要となり、費用が高額となるキャンプ場のサイト、6か所なんです。そちらへのWi-Fiの設置を取りやめることとした結果、大幅な事業費の減額となったものでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑ありますか。

小長谷順二議員。

○12番（小長谷順二君） それでは、まず①のところの3回目なんですけれども、市が指定管理者制度を導入することができないという、これ、決まりということで確認は取れました。

そして、③の公共同士の譲渡ということで、減額の対象になることを、私も期待をしていたんですけれども、取得後の民間譲渡が前提となっていることから、規則や条例等で減額対象にならないということで、こちらも確認しました。

②なんですけれども、これちょっと質問させてもらいたいんですけれども、将来の民営化を見据えて資産価値を高める、そういう意味での整備ということの答弁でしたので、キャンプ場サイトの6か所については、これから民間譲渡したときにさらに資産価値を高める、あるいは高くその民間事業者に買っていただけるという意味での今後のWi-Fi整備の設置、計画というのはどのようになっているのか伺います。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） この工事なんです。令和4年度の事業といたしまして、キャンプ場サイトへのWi-Fiの整備は見送るという形になりましたが、今後予定する民営化を見据えた整備の必要性につきましては、改めて確認する必要があると考えましたので、当市が現在行っているキャンプ場の事業をやっているんですが、その受託業者に必要性について改めて確認を行っております。

その結果、全国のキャンプ場でWi-Fiを整備しているところは、まだごくわずかということ。それから、この事業の目的であるテレワーク環境の整備を考える上では、レストハウス、それからロッジへのWi-Fi整備を行うことで、ある程度足りるということが確認できましたので、Wi-Fiを整備しないことによるキャンプ場としてのマイナス面というのは特にないのではないかなという意見を事業者のほうからいただいております。

つきましては、現段階ではキャンプ場へのW i - F i の整備は一旦リセットという形にさせていただきますまして、今後のキャンプ需要、それから利用者のニーズを見極めながら、改めて、その整備を必要とする判断のタイミングがきましたら、その整備を活用する補助金の検討を含めつつ対応していきたいと、現在では考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 伊豆半島は非常に立地が厳しいところで、地デジになったときに伊豆半島、大変だったんです。東海総合通信局が何度も何度も伊豆半島だけ来られて、とにかくテレビが見られなくなる、大変ですよ。その結果、昔は東京の放送を見ていたのが、我々は今、静岡の放送を見るようにはなっているんですけども、そのときに、私は総務省の委員になっていて、これ別件ですけども、ラジオの委員会だったんですけども、帰り際、局長に、伊豆市はまだ光ファイバーがないんですよと言ったら、県がやるんですよと言われたんです。

もう、そこから15年前だから、今から20年前ぐらいに、富山県とか徳島県は政策として全県下に光ファイバーもう引き終わっていたんだそうです。それで、産業誘致できるわけですね。だから、富山県も製造業がたくさんある。

ところが、静岡県は東名高速沿いと新幹線沿いがみんな産業力があって、民間でみんなやってくれるんです。当時、私、裾野の市長から菊地君とか大変だね、うちはもう光ファイバー、みんな民間が引いてくれていたからと。このギャップが物すごく大変だったんです。

これは過去形のだったで、技術が変わってまいりましたので、私も自分のスマホを使い切れないのいいのに替えたんですけども、今、月5ギガだったのが無制限になっています。自分のスマホがモバイルで使えるので、自分でタブレットを持っていくと、自分のスマホがモバイルで、そこから取れるんですね。

そんな技術がどんどん変わっていきますので、今、部長からあったように、過去考えていたことが、そのまま必要かどうかというのは、改めて議論する必要があると思っています。

そこで、もう一つ前の御質問ですけども、私がかねてからこの達磨山レストハウスはとにかくすごいポテンシャルがあるので、何とか民営化したい。ところが、県は必要ないと、県は売る必要がないという立場なんですね。さっきの天城湯ヶ島支所と違って、うちは何としても手放したいというのと違って、県は自分が造って、伊豆市にやらせているから問題がない、行政財産としてしっかり事業を継続しているという立場だったんです。私はそれでは民営化できない、つまり県から委託を受けて伊豆市がやっている構造を変えることができないんです、これ。

だから、指定管理もできなかつたし、民営、民間委託だと何にも利益がないので、それだと効果がないんですけども、したがって、私はちゃんと最後に事業展開するためには、県が公募をしてくれればいけれども、県は行政財産の事業として継続する意思が強いので、

そのままではできないから、伊豆市が一旦受けて、そして民営化するというのを、今判断したわけです。

これは、さっきとの繰り返しになりますけれども、伊豆市はその過去が分からないので、私が市長になった平成20年からですけれども、10年間で残念ながら人口が16%減ってきました。3万5,000から、今は2万8,000くらい、平成30年ですと3万くらいまで減ってきました。しかし、総生産はずっと1,000億円で、プラス1%で、人口はうちから南の負け組なのに、産業構造的には伊豆半島では勝ち組になっていたんです。

それはやはり観光という強い産業基盤があるからで、ほかのところで議論になりましたけれども、この3年間、観光施設整備、官公庁の補助金、全部取れたのも、今年2つ取れたのも伊豆市だけです。これはもちろん民間の力、だから、民間の力なんです。民間の金融機関と、民間の事業者さんが力を合わせて100億円近い投資を、国からの補助金を使いながら、だけど半分は自己資金でやるわけですよ。伊豆市だけ70億円です。

これがあるので、こういったことをより後押しするためには、やっぱり民営化だと、私は今でも確信しているところなんです。

○議長（青木 靖君） 以上で、小長谷順二議員の質疑を終わります。

議案第69号に対する質疑を続けます。

次に、議席番号7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 議席番号7番、杉山武司です。

議案第69号 財産の取得についてについて質疑をいたします。答弁を市長に求めます。

伊豆市大沢字奥野1018番地の1ほかに、静岡県が所有する達磨山観光施設のレストハウス、ロッジ、キャンプ場、その他の附帯施設を随時契約で県から取得しようとしています。なぜここで伊豆市がこの施設を取得しなければならないのか、その理由を伺います。

○議長（青木 靖君） ただいまの杉山武司議員の質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 私は、全ての事業を何でもかんでも民営化すればいいとは思っていません。別の事業ですけれども、郵政民営化のときにどうして郵便だけ国営で残さなかったのかなと、今でも思っています。金融と保険は民営化してもいいんですけれども、60円のはがき、80円の封筒が、とてもそのコストで民間のビジネスとして成り立つとは思っていないけれども、今でも法律的に可能なら、そこだけ、郵便だけやっぱり公営に戻したほうがいいんじゃないかと思えますし、今、皆さん御承知のとおり、全国で鉄道が廃止されています。どんどんビジネスの論理だけで縮小していて、ドイツでは日本より早く国鉄を民営化しましたけれども、レールは国が持っています。ですから、運営権だけを民営化したんですね。

いろんな手法がある中で、何でもかんでも民営化すればいいとは当然思っておりません。

ただ、企業誘致とか、観光振興はビジネスの世界ですので、以前もありましたけれども、伊豆市が道路整備とか発注する一般的な公共土木であれば、伊豆市の都合で公募して、入札して、適正な通常の手続なんですけれども、企業誘致とか観光振興は行政である我々がビジネスの世界に入っていこうとするわけですから、そこはビジネスの論理でなければ成功しないし、経営に至ってはととてもとても公務員ができるとは思っていません。

ですから、この事業は伊豆市が無理をしなくても、継続はできるんです。ただし、その際には県の施設で伊豆市がやり続けるという条件なので、これは、私はやはり望ましくないのではないかと、やっぱりそこはプロにお任せすべきではないかと思っているところです。

○議長（青木 靖君） 続いて、産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 伊豆市がこの施設を取得しなければならない、なぜしなければならないかということなんですけれども、ただいま市長が申し上げたとおりなんです。達磨山観光施設の有効活用、また活性化、それから観光事業の発展を図るため、施設の民営化を目指していますが、建物の施設が県所有であるため、市が施設を取得して、市が主体となって施設の民営化を進めるために取得するものです。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 過日の一般質問において、減額規則ができないという問いに対して答弁では、旧修善寺町時代に、静岡県において施設を建設してもらったと、そういう経緯から県に対して、減額のことと言えないというような表現の答弁だったと思います。どうも静岡県サイドの思いを付度したような答弁と受け取りました。

そこに財政の厳しいという伊豆市の現状を鑑みたときの伊豆市側としての思いはなかったのか、あったのか、お伺いします。

その上で、県の提示額をそのまま取得することは、市民の理解を得られると思っているので、この案件を進めているというわけですか。よろしくお願いします。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 旧修善寺町の要望で造ったから減額をお願いできないということではなくて、あのときの御質問は県に返したらどうかという御質問でしたので、もし、県に返して、県が直営するとすれば、すみません、私の推測ですけれども、それならば、地元が要らないんだったら廃止だなと考えるのではないかと、ということをおっしゃったわけなんです。

今回、その減額が難しいのは、今までの伊豆市がやっている施設のように、用途廃止しても伊豆市としては不要になった、そして、その施設の別の目的で使うというものではなくて、現に県は行政財産でその目的のとおりに使っている、経年劣化の分だけ、何億か分かりませんが、造った建設費から5,000万円になって、4,500万円ですけれども、になっているものに対して、私たちは普通財産に変えて、そして減額していただきたいということを、向こう

の行政財産で、事業目的のとおりに行っているわけですから、そこがやはり論理として、市長の立場ですよ、すみません、交渉したのは産業部長なので、そこでまた説明させますけれども、私の立場で言えば、もし、私が逆の立場だったら同じように。今、使っているから、うち手放す気ないからという立場に対して、減額というのは、逆に私が知事でも同じ判断をしたんだろうなと思います。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 先ほど、小長谷議員にもちょっとお答えさせていただいたんですが、減額の可能性について、もちろん、県と交渉をしてきました。また、もちろん、そこに県の判断というのが、やはり先にあって、その中でできる、できないということがやっぱりございます。

先ほどから言っているように、達磨山観光施設が今後同じような用途で使っていくという、現状のまま施設を活用していくということと、それから今後、市のほうで民営化を進めていくという前提である場合、県の規定によって減額に該当しないというようなことで、もちろん、それだけで諦めるということではないんですけれども、県のほうの判断がそういうことなものですから、まずはそちらを考え方としてはのませてもらったということと、併せて、これ、このままずっと市が所有しているわけではなくて、その施設を民間に譲渡するための一時的な取得というような考え方でいますので、今後、その価格については今後の提案になると思うんですけれども、民間譲渡を前提に、また価格移行にはならないかもしれないんですが、そういった今後の譲渡も含めて、今回その金額になったというようなところになります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、私の言い方の中で誤解されるかもしれないと思いますので補足しておきますけれども、同じ目的で使い続ける場合に鑑定評価になる、そうでない場合もあるということだけは、すみません、補足をさせていただきます。

というのは、将来、やはり民営化したい、虹の郷を、残存価値を鑑定評価したときに、そのとおりで売れるかとなると、これは極めて難しいと、現時点で考えています。

もう達磨山も虹の郷もいろんな方に実は見てもらっているんですけれども、達磨山レストハウスのレストハウス、トイレ、管理棟、ロッジ、キャンプ場で、これはもう要らないから壊してくれというものはないんですね。ところが虹の郷の場合には、かなりの施設は壊してくれないと使えない、それを自分で壊して、自分で統治するんではとても合わない。

ですから、そんなケース・バイ・ケースですので、同じ目的で使うから必ずしも評価のとおり売買ができるかどうかについては、必ずしもそうじゃない場合もあり得るということ補足をさせていただきます。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） どうも質問の趣旨を離れたような答弁が見受られますけれども、過日の一般質問の答弁の中に、この施設は収益を上げる要素が今は見いだせないという担当課長の答弁にありました。そのため、2年間は直営で運営をし、その後、3年間は指定管理者に運営委託をするというような予定になっているという説明を受けましたけれども、なぜそこに伊豆市が間に入らなきゃならないのか、そこがよく理解できない。県に直接やってもらえばいいんじゃないですか、直接。

そして、この5年間のうち、4,961万円のお金、市の貴重な財産ですけれども、これ5年間、何も生まない、死んだ、眠った財産になっちゃうわけです。ですから、そここのところが市民に対して説明ができていますかということをお聞きしているわけですが、財政が厳しい、厳しいという伊豆市の財務状況の中で、こんなことをしてどういった果実が生まれるのか、何を意味するのか、そここのところを説明願います。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） まず、1番目、なぜ県の施設なのに、県が民営化すればいいじゃないかというような御質問だったと思います。こちらにつきましては、やはり、県のほうに確認させてもらって、以前に達磨山キャンプ場については、過去に旧修善寺町のキャンプ場として町営として開設され、その後、台風で全壊して、町の要望により再整備されて、県営の施設となった。そのような経緯があり、県としては、そもそも設置者である伊豆市に管理委託して、施設運営をしてもらえればよく、積極的に達磨山観光施設を民営化していくとか、そういった考えがなかったというふう聞いております。

ただ、そうなりますと、土地は市のもので、県は民営化する考えはないという中で、そうなると、もうおのずと、この民間の活力を利用するに当たっては、県から取得してそこで市が主体的に民営化を進めていく方法しかなかったというふうなところになります。

それから、これから指定管理を5年間、今後、まず5年後に用途制限の関係で民営化できないわけですが、その中で、まずはちょっと市で準備期間として、直営でこれまでどおりやらせていただくんですが、準備が整い次第、その指定管理という形まで民営化の一つの手法となる指定管理にしていきます。

ただ、その指定管理制度していく中では、将来的な民間事業者への譲渡も念頭に置きながら、指定管理の事業者を募集したいと考えております。ただ単に指定管理3年間やってくれということではなくて、この5年後の民間事業者への譲渡も念頭に置いて、事業者の発想を基にした指定管理者の選定をしていきたいと思っておりますので、全くその5年間が無駄になるとかそういうのではなく、民営化に向けた準備にその期間が当てられるという形で考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 議員御指摘のとおりなんです。もっと早く民営化したかったんです。だけど、県に何度もここはポテンシャルが高いのもっと使いましょう、民営化しましょうと何度も申し上げたんですが、行政財産で県が使っているもの売れるわけないだろうということで、ずっと交渉が続いてきて、ようやく、じゃ、伊豆市に譲渡しようかということになったわけです。それまでは市が管理するしかありませんでしたので、それが7月頃、協議がまとまると報告を私が受けて、じゃ、所有権が移る前に公募させてもらえと、それは駄目だというんです。

つまり、伊豆市がエンドユーザー、最終的に5年後以降を民営化の経営として運営してくれる方を募集するのも、今10月を予定されている所有権の移転から後にしようということなんです。本当は、もう今、公募していたかったんです、今。

ところが、それができないということですので、10月の時点ですぐに民間に指定管理ということができないので、2年かけるなどいっていますけれども、一旦、伊豆市が今の経営を継続していく中で、なるべく早く、エンドユーザーを公募いたします。

それは、指定管理という募集ではなくて、最終的にあの場所で事業を自主事業として自ら運営してくれる方を募集して、5年後、期限が切れるまでは指定管理とする形を継続していただく。このほうが、県が継続するよりいいのは、県は鑑定価格どおりに譲渡しますので、今の施設を壊すとはならない、けど足すのはいいということなんです。

したがって、今、キャンプ場のところが全部、更地のキャンプ場ですけども、例えば、あそこにハイエンド層を狙ったドーム型のグランピングを造るとか、あそこをもう少し心地よく、より価格がいただけるように展開するとか、それはいいということなので、伊豆市はそれできませんけれども、エンドユーザーが指定管理の間です、指定管理の間にそれができるといので、現時点ではそれが最も望ましい。それは将来への観光事業の展開にとって、最も望ましい形が、県から直接民営化はできない、その条件であれば、今、一番望ましい形だろうというように判断をしております。

○議長（青木 靖君） 以上で、杉山武司議員の質疑を終わります。

これで、議案第69号に対する通告による質疑を終結いたします。

議案第69号につきましては、議案付託表のとおり、総務経済委員会に付託いたします。

#### ◎議案第70号から議案第72号の質疑、委員会付託

○議長（青木 靖君） 日程第22、議案第70号 伊豆市議会議員及び伊豆市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてから、日程第24、議案第72号 伊豆市達磨山観光施設条例の制定についてまでの3議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

議案第70号から議案第72号までの3議案につきましては、議案付託表のとおり、総務経済委員会に付託いたします。

◎議案第73号の質疑、委員会付託

○議長（青木 靖君） 日程第25、議案第73号 伊豆市沼津市衛生施設組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

議案第73号につきましては、議案付託表のとおり、教育厚生委員会に付託いたします。

◎議案第74号の質疑、委員会付託

○議長（青木 靖君） 日程第26、議案第74号 市道路線の認定についてを議題といたします。

質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

議案第74号については、議案付託表のとおり、総務経済委員会に付託いたします。

◎散会宣告

○議長（青木 靖君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は9月22日午前9時30分から開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午前10時58分

## 令和5年伊豆市議会9月定例会

### 議事日程(第5号)

令和5年9月22日(金曜日)午前9時30分開議

- |       |        |                                   |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第49号 | 令和4年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第 2 | 議案第50号 | 令和4年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 議案第51号 | 令和4年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第 4 | 議案第52号 | 令和4年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 日程第 5 | 議案第53号 | 令和4年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第 6 | 議案第54号 | 令和4年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について   |
| 日程第 7 | 議案第55号 | 令和4年度伊豆市簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第 8 | 議案第56号 | 令和4年度伊豆市温泉事業会計決算の認定について           |
| 日程第 9 | 議案第57号 | 令和4年度伊豆市下水道事業会計決算の認定について          |
| 日程第10 | 議案第58号 | 令和4年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第11 | 議案第59号 | 令和4年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第12 | 議案第60号 | 令和4年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第13 | 議案第61号 | 令和4年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第14 | 議案第62号 | 令和4年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第15 | 議案第63号 | 令和4年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第16 | 議案第64号 | 令和4年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第17 | 議案第65号 | 令和5年度伊豆市一般会計補正予算(第3回)             |

- 日程第18 議案第66号 令和5年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）  
日程第19 議案第67号 令和5年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）  
日程第20 議案第68号 財産の減額譲渡について  
日程第21 議案第69号 財産の取得について  
日程第22 議案第70号 伊豆市議会議員及び伊豆市長の選挙における選挙運動の公費負担  
に関する条例の制定について  
日程第23 議案第71号 伊豆市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用  
等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正  
について  
日程第24 議案第72号 伊豆市達磨山観光施設条例の制定について  
日程第25 議案第73号 伊豆市沼津市衛生施設組合格約の一部を変更する規約について  
日程第26 議案第74号 市道路線の認定について
- 

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第26まで議事日程に同じ

追加日程第1 報告第15号 専決処分の報告について（伊豆市職員の給与に関する条例の  
一部改正）

追加日程第2 議案第76号 財産の取得について

追加日程第3 発議第5号 伊豆市議会議員政治倫理条例の一部改正について

追加日程第4 発議第6号 伊豆市議会基本条例の一部改正について

---

#### 出席議員（16名）

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地豊君 副市長 伊郷伸之君

教 育 長	鈴 木 洋 一 君	総 合 政 策 部 長	新 間 康 之 君
総 務 部 長	滝 川 正 樹 君	市 民 部 長	佐 藤 達 義 君
産 業 部 長	井 上 貴 宏 君	建 設 部 長	大 村 俊 之 君
危 機 管 理 監	加 藤 博 永 君	教 育 部 長	小 塚 剛 君
健 康 福 祉 部 事 参	福 室 昌 朋 君	社 会 福 祉 課 長	梅 原 進 君
子 育 て 支 援 長 課	森 嶋 哲 男 君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	稲 村 栄 一	次	長	土 屋 洋 美
主 任	原 亜里沙			

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名です。出席議員が定足数に達していますので、会議は成立しました。これより令和5年伊豆市議会9月定例会5日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（青木 靖君） 会議日程は、お手元に配付した資料のとおりです。

◎議案第49号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第1、議案第49号 令和4年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託し、連合審査会として実施しました。

その審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務経済委員会委員長、波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） おはようございます。総務経済委員長の波多野靖明です。

ただいま議長から報告を求められました議案第49号 令和4年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定（総務経済委員会所管科目）について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本議案の委員会審査は、全議員が参加する連合審査会形式で行いました。委員会審査の内容は、委員会室にて概要書が閲覧できますので、審査の過程は、主な質疑の項目についての報告といたします。

初めに、建設部所管科目につきましては、その他事務事業の中で、各種期成同盟会等の負担金の支出がありますが、具体的に伊豆横断道路建設促進期成同盟会負担金、あと沼津土肥間道路整備促進期成同盟会、令和4年度の同盟会等でどのような進捗が見られたのかとの質疑に対し、沼津土肥間は、改良というよりも、まだ災害復旧のほうに力を入れているような状況です。現在、土のう等で山留めをしているような箇所が多くございます。数年間放置され、草木が繁茂してしまうことがないように、安全な通行ができるように、除草や木の伐採等の通常の維持管理を強くお願いしているところです。将来的には、その辺の狭小部分の解消、曲がりなどを減らしていただくお願いを継続しています。今後も積極的に活動のほうを続けていきたいと思っています。伊豆横断道路は、大きなところでは、伊東修善寺線などの改良拡幅がございます。令和4年度には、徳永のほうから伊東へ向かう旧道と新道、バイパスの左急カーブの改良をお願いし、着手前事業制度に選定をされています。現在、地権者と

交渉を進めており、合意が得られれば早い時期での事業化となり、道路拡幅などが図られると思っています。また、矢熊筏場線についても、本線は市道として整備を進めておりますが、その前後の県道と接するところは、県道の改良工事と市道の改良工事、進捗をうまく整合を取りながら、県にも事業をお願いし、少しずつですが、実施していただいているような状況ですとの答弁がございました。

次に、修善寺駅の防犯カメラについて、1年前倒しで防犯カメラをつけたとの説明があったと思うが、その防犯カメラのついている箇所と個数はいかがかとの質疑に対し、オリンピックの際、修善寺駅に防犯カメラは4台ついており、しっかり稼働していました。ただ、駅を建設していたときのもので、少し古く、画質が悪かったもので、その状態ではあまり意味がないだろうということで、1年前倒しして、もともとの4か所を6か所に増やし、極力死角のないようにするとともに、画質のよい機器を設置しましたとの答弁がございました。

次に、市道維持補修事業について、令和4年度は支障木の撤去の相談は何件ぐらいあったのかとの質問に対し、支障木については、大体緊急で電話等で来ることが多いので、要望の件数というものは整理をしていませんが、実際、維持管理の中で、おおむね10万円程度で片づくものは修繕費の中で対応し、巨木の撤去のようなものは道路工事のほうで対応しています。それぞれ維持管理の対応が24件、工事としての対応が14件でした。そのほかに、職員が行ってのこぎりやチェーンソーで切れるようなものは、自前で処理をいたしますし、電線等にかかっているものは東京電力等に照会をいたしまして、処理してくれる場合もあります。よって、実際は支出した金額以上に対応しておりますとの答弁がありました。

次に、総合政策部所管科目では、学生応援事業支援業務委託で事業成果としてアンケートの概要が記載されています。ここのUターンの意向はどれくらいだったのかとの質問に対し、学生にアンケートを行いました。地元に戻らない予定と答えた方が全体の22%、一方で、戻りたい、将来的には戻りたいという回答の方が39%でしたとの答弁がありました。

次に、ふるさと納税について、ポータルサイトの活用率が圧倒的に多いと思いますが、他市町では返礼品が腐っていたというようなトラブルがあるようですが、伊豆市の場合はそのようなトラブルはなかったのかという質疑に対し、腐っていたというような苦情はなかったと思います。少し傷がついていたとの苦情はあったと思いますが、新たに商品を送り直すなどの対応をしましたとの答弁がありました。

次に、戦略的プロモーション事業の消防団の婚活イベントと日帰り婚活イベントですけれども、これについては何回実施したのか。また、4組と8組が成立とありますが、これは結婚まで至ったのかどうなのかとの質疑に対し、消防団と首都圏の女性との婚活イベントを1回、それと市民と近隣市町の住民を対象とした日帰りの婚活イベントを1回、年間で計2回開催いたしました。1回目は4組、2回目は8組のカップル成立をしましたが、今のところまだ結婚までは至っていないという状況でありますとの答弁がありました。

次に、総務部所管科目では、包括的アウトソーシング事業で、この1年間やってみて総括

的にどのような効果が得られたのか。また、今後のことについて、アウトソーシングを進めるということは、財政負担があるという意味なのか。また、電話対応にて総務課から電話を折り返したことがあったが、一方的に何の御用件でしょうかと繰り返すだけで、つないでもらえなかったことがある。サービスの低下、苦情はなかったのかとの質疑に対し、1年を通して金額の増額のこと、また窓口に対する人員配置のことは全員協議会で説明をさせていただきました。その中で、令和4年度1年間を通して、まずは各課と委託事業者で事業をうまく連携できるように、密になるようそれぞれ毎月打合せをしました。その中で、委託業者は、やはり事業を覚える、事務を覚える、それらを優先に、重点的に職員と打合せをしながら今まさしくやっている状態です。その中で、一応市民からサービスが低下したという声はなかったというところが、令和4年度の成果だと思っています。また、財政面、令和4年度的全員協議会で説明をさせていただいておりますが、やはり事務費等は委託することで上乘せになるというところが確かにあります。ただ、現状をそのまま今の人数でやるということではなく、委託事業者の習熟度、事務レベルがアップすれば、当然今後職員の負担が減ることになり、いずれは職員を減らすことにつながり、財政面でも総括的などところで進めていけると考えます。委員のおっしゃったようなことは初めて伺ったことですが、まさしくそういった声を今後も聞いて、委託業者にそのような声を伝え、直していけるようにしていきたいと思っていますとの答弁がありました。

次に、危機管理課所管科目について、消防団の福利厚生関係の定数が520名ですが、実際は300名程度だと思います。これは見方を変えれば、無駄なお金を出しているのではないかと思います。定数削減みたいな議論は令和4年度はあったんでしょうかとの質疑に対し、定数削減について令和4年度は議論をしませんでした。それは、機能別消防団の関係もあるので、そこがどうなるかということがまだ分らなかったもので、実際ここで令和5年度の時点で下げるのか否かということも検討しなければならないと思います。消防団長、市長とも相談しなければならないと思っていますと答弁がございました。

以上になります。

○議長（青木 靖君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時41分

○議長（青木 靖君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

総務経済委員長からの報告に一部報告漏れがありましたので、報告の続きをお願いします。  
波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） 波多野靖明です。

先ほど結果の報告漏れがございましたので、結果を報告いたします。

議案第49号 令和4年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定（総務経済委員会所管科目）については、審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第49号は全会一致で原案のとおり可決、認定すべきものと決しました。

以上で報告を終了いたします。

○議長（青木 靖君） 次に、教育厚生委員会委員長、三田忠男議員。

〔教育厚生委員会委員長 三田忠男君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（三田忠男君） 14番、三田忠男です。

ただいま議長から報告を求められました議案第49号 令和4年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について（教育厚生委員会所管科目）の審査の経過と結果を御報告いたします。

他の委員会と同じように、本議案の委員会審査は、全議員が参加する連合審査会形式で行いましたので、詳細については、委員会室にて概要書が閲覧できますので、各部の質疑内容の主なものを報告し、他は事業名のみ報告いたします。

初めに、教育部所管科目については、多岐にわたる質問がありました。

現中学校の修繕状況の確認の質疑に対し、修繕は各学校の要望に応じて対応しています。今後、各中学校が閉校するという理由で修繕をやめてしまうことはしておりません。新中学校に入る皆様をいい環境にという形ではなくて、現在通学している子供たちについても、通学学校が思い出になりますので丁寧に対応しています。雨漏り等は、基本的には随時対応していますとの答弁がありました。

新中学校の設備事業の進捗状況はいかがかとの質疑に対し、材料高騰や調達が難しかったことがありましたので、設計を早め、入札も早めにした結果、当初よりもスムーズにいきますとの答弁がありました。

次に、美術館建設推進事業の進捗状況、美術館建設推進委員会の開催日数と進捗情報の更新、日本画の所蔵数は幾つあるのかとの複数の質疑に対し、美術館単体で建設することから、複合施設建設にする方針が了承されましたので、その準備をしています。美術館建設推進委員会の開催は年2回で、委員会で議論が始まってからホームページの更新はしておりませんでしたので、10月初めぐらいには検討内容を公開したいと思います。伊豆市所蔵の日本画は127点あり、ホームページのデジタルミュージアムにて公開していますとの答弁がありました。

他の質疑では、教育資金貸付基金の実績と返還、放課後児童クラブ運営事業の修繕実績と要望、G I G Aスクール推進事業の内容、問題点、課題等です。教師の健康診断受診実績、外国語指導助手業務委託A L Tの業務委託の成果や工夫、5歳児健診実績、総合教育会議、健康管理アプリ使用料、通学補助とバス運行について、新中学校制服負担軽減等について、学校給食費経費の現状と課題、資料館管理事業の利用者増加等の成果、図書館活動事業の実績と課題、伊豆っ子健全育成事業の経緯、成人式運営事業の事業名変更について、中伊豆室

内温泉プール管理事業の協議内容、丸山公園管理事業の今後の方向性、社会体育施設管理事業予約システムと今後のDX化、狩野川記念グラウンド管理事業の整備状況等々であります。

次に、市民部関係では、個人番号制度事業において、現場でトラブルはあったのかとの質疑に対し、特に大きなトラブルはなく、誤登録の相談が数件ありましたが、伊豆市において現時点では報告されておられませんので、窓口サポートも問題なく行われていますとの答弁がありました。

ほかには、滞納整理機構の収納実績、資源ごみ集団回収事業奨励金の実績と成果、地球温暖化対策実行計画業務委託料の業務内容と計画の取組、監視カメラの自治会貸出しの実績、畜犬対策事業の去勢・避妊手術等の内容と効果を上げるための検討状況について、広域ごみ処理施設の売電成果、環境保全事業の地球温暖化防止の環境学習内容、ごみ分別状況と指導内容、柿木処分場管理事業工事内容等々の質疑がありました。

最後に、健康福祉部ですが、民生委員活動事業の民生委員確保状況、困難事例の有無、推薦委員会の活動内容等の複数の質疑に対し、民生委員の定員が110名ですが、修善寺地区で3地区、土肥地区で1地区、民生委員がいない地区がありますので、現在地域で活動している民生委員は106名になります。民生委員が1人で負担になっているケースはなく、地域包括センターや相談センターと共に解決に向けてうまく回り始めています。推薦委員会は、各区長からの推薦を受けた民生委員候補者に対して妥当かどうか、その推薦委員会に諮って、県に提出するための手続をしている委員会ですとの答弁がありました。

予算に対して決算が少ないようだが、敬老会事業の活動状況はとの質疑に対して、敬老会開催は21地区、643名の参加がありました。新型コロナウイルスの影響も考えられますが、前年度が10地区で開催だったので、開催地区は回復していますとの答弁がありました。

他の質疑は、障害者医療費助成事業の中の精神障害者医療補助助成金の方向性、要支援者災害時避難事業の個別避難計画作成制度等の内容、老人憩の家の管理事業、ひとり親家庭等医療費助成金とこども医療費助成金の対象者の関係、児童扶養手当給付事業の個人情報の取扱い、子供広場管理事業の地区管理状況と返還等について、母子保健事業の実績と要因、児童発達支援センター管理運営事業の実績、出産子育て応援給付金の内容、中伊豆交流センター・老人憩の家・城山活動支援センターの電話代と上下水道料金等の格差内容の確認、生活困窮者自立支援事業、健診事業の受診率原因分析と対策等いろいろありました。

議案第49号 令和4年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について（教育厚生委員会所管科目）については、委員間討議、討論もなく、採決の結果、挙手全員、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

本議案につきましては、全議員が参加する形で連合審査会で審査をしていることから、委員長の報告に対する質疑は省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 異議なしと認めます。

次に、討論を行います。

これより暫時休憩します。

この休憩中に、議案第49号に対し討論のある議員は、通告書を速やかに議長に提出願います。

休憩 午前 9時51分

再開 午前 9時52分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第49号について討論を行います。

討論の通告がありますので、順次討論を行います。

初めに、賛成討論、議席番号10番、間野みどり議員。

〔10番 間野みどり君登壇〕

○10番（間野みどり君） 皆さん、おはようございます。10番、間野みどりです。よろしくお願いたします。

議案第49号 令和4年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論をいたします。

令和4年度の一般会計は、最終予算総額261億4,360万円で、歳入決算額は241億9,438万円、歳出総額は225億3,855万円でした。

主な事業の内容で教育部として注目したのは、新中学校整備事業の19億7,833万3,000円です。令和4年度は用地買収、物件補償なども完了し、造成、建物工事が発注され、令和7年4月開校に向け順調に進捗しています。

また、新中学校の校名も決まり、新中学校開校準備委員会各部会での検討課題なども開校に向けて熱心な協議が進行していると伺っています。

教育費においては、新型コロナウイルス対策にも注力し、衛生マニュアル、学校の新しい生活様式の作成や備品の充実もされました。

保健体育費においては、今日、マスメディアで報道を懸念されている学校給食調理委託業者ホーユーの問題が全国規模で大きく取り上げられていました。本市の令和4年度の給食委託業務については、決算内容が適正に執行されていることが確認できました。

今後、伊豆市は現状の業務委託契約の方法や受託業者との間で適正なるコンタクトを図りながら、安全・安心でおいしい給食業務が確実に遂行されるように努めていくと回答をいただきました。

地球温暖化や世界情勢の変化などに伴い諸物価の高騰が続いている現状ですが、本市の給

食食材については、今までどおり地産地消を念頭に対応、努力していくとのことでした。

その他、障害を持つ親や独り親に対する配慮もところどころに感じることができる内容であったと思います。

これらを含め総合的に伊豆市の現状をしっかりと捉え、また将来に向けた令和4年度一般会計歳入歳出決算内容であると評価し、承認すべきものとし、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（青木 靖君） 次に、賛成討論、議席番号16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

議案第49号 令和4年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

令和4年度の一般会計決算額は、歳入総額241億9,438万円に対して、歳出総額は225億3,855万円で、差引額は16億5,583万円となり、このうち翌年度への繰越財源1億2,818万円を差し引くと、実質収支は15億2,765万円となっています。

当初予算では、持続可能な市政運営に向けて、第2次伊豆市総合計画後期基本計画を着実に推進するための予算編成を行い、総合計画の基本方針として掲げた2本柱を軸に、持続可能な市政運営に向けて戦略的に施策を推進するとされていました。

その2本柱の1つ目に掲げられていた本格的な人口減少社会の到来に向けた戦略的対応の中の人口減少抑制戦略の成果について見てみますと、特に若者定住促進補助金を活用した移住が増加し、令和4年度は社会動態が初の増加となりました。これまでは、20から35歳の年代で特に転出者が多かったのですが、令和4年度は改善されて、主に子育て世代の人口が増加したとのことで、移住定住促進事業の成果が見え始めたことは大きな希望となりました。

このほかにも、移住体験ツアーやお試し住宅事業など、伊豆市ならではの魅力を知っていただき、移住定住につながる取組にも一定の成果を見ることができます。

また、戦略的プロモーション事業では、各種施策の認知度向上に向けた積極的なPRのほか、SNSを活用した情報発信、ふるさと納税や企業版ふるさと納税などのシティセールス、新しい形での婚活イベントなど、積極的なシティプロモーションなども、人口減少抑制に向けた取組として一定の成果を上げてきたと評価できます。

一方で、少子化の流れはすさまじいものがあり、令和4年度の出生数は76人と過去最低を大きく更新してしまいました。令和5年度の少子化緊急対策、子育て全力宣言の積極的PRの成果を期待するとともに、令和4年度の移住定住戦略的プロモーション事業の検証をしっかり行い、次年度の取組をさらに強化していただきたいと思います。

さらに、未来を担う子供たちの教育に重要な役割を持つ新中学校、伊豆中学校について、令和4年度は用地買収、物件補償、実施設計が完了し、令和3年度から前倒しで進めてきた造成工事第1期も完了し、3月22日には建築工事、準備工に入っています。令和7年度開校

に向け、今後とも無事故で事業を進めていただきたいと思います。

次に、重点目標2の中の政策に掲げられた安全・安心なまちづくりの推進のための主要事業である松原公園津波避難複合施設整備、（仮称）日向公園整備、広域廃棄物処理施設整備、新リサイクルセンター整備、カーボンニュートラル促進事業のいずれも遅滞なく事業が推進され、広域廃棄物処理施設クリーンセンターいずについては、本年1月から本格稼働されています。

次に、重点目標3の中で掲げられた産業力強化事業については、伊豆市版DMO事業による観光コンテンツの商品化や、新たなコンテンツの開発に向けた取組など、観光事業の発展と市民の生活、文化や経済の発展に寄与することができると期待します。

また、抱負な森林資源を有する伊豆市として、大平中間土場整備の完了は、市産材の活用はもちろん、伊豆地域の木材流通の活性化に大きく貢献することが期待されます。

さて、人口減少抑制策と同時に必要なのは、避けて通ることのできない人口減少時代への対応策です。過疎化が進む周辺地域では、高齢化による移動困難者が増えることは避けられず、通院や買物など困難を訴える住民も増えています。

決算では、バス路線維持事業に1億7,595万円を使い、バス路線維持や高齢者割引乗車証購入助成金、高校生通学補助金などが賄われていますが、現状のバス路線で移動困難者に対応することは現実的とは言えません。将来に向けた利便性のよい市民の移動手段の構築を進めていただきたいと思います。

また、地域づくり推進事業では、6,716万円の決算額で、地域の特性を生かした住民主体の地域活性化、地域資源を生かしたまちづくりのための様々な事業補助金が交付され、地域づくり協議会への交付金も、原則、1地域上限500万円で交付され、地域コミュニティの再構築に大きく役立ってきました。これまでの成果を評価するとともに、今後は人口減少と高齢化社会への対応も地域住民で支え合うことができる体制づくりも進めていただきたいと思います。

最後に、将来にわたる持続可能な行財政運営のためには、安定した歳入の確保と、無駄を省き、歳出の抑制を進めることが求められます。

令和4年度では、包括的アウトソーシング事業の初年度ということもあり、当初計画より多くの金額が支出されました。しかしながら、確実に進む自治体職員不足への対応策として、また、より充実した市民サービスのための職員の専門性確保のために、アウトソーシングは必要と考えます。

同じく導入初年度の自治体DX推進事業と併せ、令和4年度決算の検証を踏まえた、持続可能な市政運営を進めていただきたいと思いますことを強く求め、令和4年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について賛成いたします。

議員各位の賛同をいただけますようお願いし、賛成討論を終わります。

○議長（青木 靖君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第49号 令和4年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立者全員。

よって、議案第49号は原案のとおり認定されました。

#### ◎議案第50号～議案第64号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第2、議案第50号 令和4年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第16、議案第64号 令和4年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの15議案を一括して議題といたします。

本案について各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、議案第50号及び議案第54号から議案第64号までの12議案について、総務経済委員会委員長、波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） 総務経済委員会長の波多野靖明です。

ただいま議長から報告を求められました議案第50号 令和4年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第64号 令和4年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの12議案について、審査の経過と結果について御報告いたします。

初めに、議案第50号 令和4年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第50号は全会一致で原案のとおり可決、認定すべきものと決しました。

次に、議案第54号 令和4年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、当局からの補足はなく、審査に入りました。

水道事業報告書の年間の配水量と有水量について若干増えているようですが、令和4年度増えた理由というのをどのように捉えていますかとの質疑に対し、若干増えている要因は、今までコロナ禍で旅館等の大口の利用、昨年までが少なかったものが若干回復傾向にあるという分析をしていますとの答弁がございました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第54号は全会一致で原案のとおり可決、認定すべきものと決しました。

次に、議案第55号 令和4年度伊豆市簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につ

いて、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

簡易水道事業が今年度から水道事業と統合ということですが、令和4年度と区域などの変化はあるのかとの質疑に対し、一般の市民向けには何ら変更はありません。施設のにも全く変わりはありません。ただ、会計上の料金を徴収するシステムに若干の内部的な改修作業がありましたとの答弁がございました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第55号は全会一致で原案のとおり可決、認定すべきものと決しました。

次に、議案第56号 令和4年度伊豆市温泉事業会計決算の認定について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

決算書の184ページ。土肥温泉事業のアウトソーシングに向けて業務委託をしています。1,379万円。ほぼ温泉事業の収入分ぐらいの金額を使って行っています。令和4年度の成果と、どのぐらいまでを目標としてやっていることなのかの質疑に対し、この業務委託は、実際に税込み額で1,507万円が今回のアウトソーシングに係る令和4年度の委託費となっております。経営改革の方向性を踏まえた上で地域関係者との調整を行い、運営協議会や議員の全員協議会の場で今後の取組に対する理解を深めていただきました。また、ポンプや管路の長期修繕、維持管理に係ることを検討して、実際に専門家に現地でご各施設を見てもらいました。経営改革に必要な経営資源や実施条件について検討も進め、最終的に持続的な土肥の温泉事業運営に向けた経営改革の検討で、直営、業務委託、またはPFIコンセッションについての比較検討をしました。PFIコンセッションでいきたいという方向性を令和4年度は示しました。

その後、資産の詳細を検討するデューデリジェンス、また、その資産状況、こちらの方針を踏まえた上で、民間として実際やっつけられるかどうかを調査するサウンディング等を現在進めております。以前は令和9年度頃の移管を予定しているということでしたが、それを前倒すように進めていますとの答弁がございました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第56号は全会一致で原案のとおり可決、認定すべきものと決しました。

次に、議案第57号 令和4年度伊豆市下水道事業会計決算の認定について、当局からの補足説明はなく審査に入りました。

狩野川流域下水道維持管理負担金とありますが、令和4年度における課題はありませんでしたかの質疑に対し、函南の処理場維持管理の中で、近年、集中豪雨に伴う異常流入についての情報が届いております。もちろん伊豆市も上流に位置する中で、常々、流域につながっている管路につきましては維持管理に努めておりますが、狩野川流域全体的には雨が降ると流入量が増えてしまうという傾向が、特にこの異常な降雨の中では顕著に多いというような状況を伺っておりますとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第57号は全会一致で原案のとおり可決、

認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第58号 令和4年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第64号 令和4年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7議案について一括して審査の経過と結果について御報告いたします。

当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第58号から議案第64号までの7議案は全会一致で原案のとおり可決、認定すべきものと決しました。

以上になります。

○議長（青木 靖君） 次に、議案第51号から議案第53号までの3議案について、教育厚生委員会委員長、三田忠男議員。

〔教育厚生委員会委員長 三田忠男君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（三田忠男君） ただいま議長から報告を求められました議案第51号から議案第53号までの3議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第51号 令和4年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑の主なものを御報告いたします。

一般管理費の包括的アウトソーシングについて、感想、トラブル、市民の声等いかがかとの質疑に対し、当初は業務の知識習得の必要があったが、職員との業務のすみ分けを行っているため、特に問題はありません。現在は質的にも向上していますとの答弁がありました。また、ジェネリック医薬品の普及啓発についての質疑に対し、PR付保険証ケースやシールの同封等で啓発し、令和4年度は73.1%で1%増加しましたとの答弁がありました。

次に、国保財政の健全化についての質疑に対し、構造的な課題として年齢構成が高く、医療費水準が高いこと、所得水準が比較的 low、保険料負担が重くなる傾向にあります、単年度収支としては黒字となっていますとの答弁がありました。

その他、生活習慣病重症化予防教室委託の内容の質疑があり、国保医療費の大半が生活習慣病となるため、予防策として、株式会社タニタヘルスリンクに委託し、運動教室の実施や、健診結果によって個別に訪問や通知を行い、医療機関への受診等を働きかけていますとの答弁がありました。

討議、討論はなく、挙手全員、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号 令和4年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑、討議、討論ともいずれもなく、挙手全員、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号 令和4年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、徘徊高齢者家族支援サービス事業委託料、介護給付費準備基金積立金、行方不明認知症患者の保護施策、認知症初期集中支援チーム、成年後見制度利用支援助成金、施設介護サービス等給付金、認定調査費等質疑がなされ、答弁として、GPSを利用した徘徊高齢者の早期発

見のために、事業や家族の安心のための安心くつシール登録事業、認知症講演会による正しい理解啓発事業を実施しました。

また、認知症等で保護された場合に備え、緊急の受皿として市独自の生活管理指導短期宿泊活用制度などで対応しています。認知症初期集中支援チームでは、サポート医師を含めたケース検討、専門家による支援方法の検討等を行い、また、地域包括支援センターへの委託事業としてアンケートによる認知症早期発見に取り組んでいます。施設介護サービス等給付費の傾向として、近年、老人保健施設から介護医療院への転換が進んだことにより、医療の必要性の高い方から安定的に施設サービスを受け継ぐことが可能となったことにより、サービス費が増えているとの答弁がありました。また、介護認定審査会の認定待ちの方はいないとの答弁でした。

討議、討論はなく、挙手全員、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

ただいまから、議案第50号から議案第64号までの15議案に対して質疑を行います。

議案第50号から議案第64号までについて、委員長の報告に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

これより暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第50号から議案第64号まで順次討論、採決を行います。

これより議案第50号 令和4年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第50号について採決を行います。

議案第50号に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第50号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第51号 令和4年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第51号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第51号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第52号 令和4年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第52号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第52号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第53号 令和4年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第53号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立者全員。

よって、議案第53号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第54号 令和4年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第54号について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決、認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第54号は原案のとおり可決、認定されました。

次に、議案第55号 令和4年度伊豆市簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてに対し、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第55号について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決、認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第55号は原案のとおり可決、認定されました。

次に、議案第56号 令和4年度伊豆市温泉事業会計決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第56号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第56号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第57号 令和4年度伊豆市下水道事業会計決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第57号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第57号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第58号 令和4年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第64号 令和4年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7議案について一括討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第58号から議案第64号までの7議案について採決します。

各財産区特別会計歳入歳出決算の認定について一括採決といたします。

本案に対する委員長の報告は全て認定であります。

委員長の報告のとおり賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第58号から議案第64号までの7議案は原案のとおり認定されました。

ここで休憩します。10分間休憩します。再開を10時35分からとします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時35分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議案第65号～議案第67号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第17、議案第65号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）から日程第19、議案第67号 令和5年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）の3議案を一括して議題といたします。

本案は各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、議案第65号について、総務経済委員会委員長、波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） ただいま議長から報告を求められました議案第65号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）について委員長の報告をいたします。

初めに、建設部所管科目について、当局からの補足説明はなく審査に入りました。

歳入で、建物等耐震改修促進事業の補助金の増、歳出で建物等耐震化促進事業費補助金の増ですが、これが増えたことは、常にニーズがあるとか、また新たに補修をするとか、国の方針なのかとの質疑に対し、今年度、緊急輸送ルートの沿道の建築物所有者から、除却をしたいという相談がありました。緊急輸送ルートに関しては、国費、県費等の申請をするためにこの補正をさせていただきました。当初予算から新たに1件追加になりますとの答弁がありました。

次に、産業部関係について、当局からの補足説明はなく審査に入りました。

水産業共同施設整備事業補助金が出ていて、全体像と経緯、事業の背景の説明はどの質疑に対し、本年の1月下旬に発生した高潮災害の影響により、伊豆市土肥地内の伊豆漁業協同組合土肥支所が営業していたフィッシングパークT O I が崩壊して営業不能になりました。今回、伊豆漁業協同組合土肥支所が実施主体となり、静岡県水産業振興事業費補助金交付要綱に基づく水産業共同施設整備事業によって、施設再建を計画している案件です。この事業につき、県の補助事業と同額になる経費の3分の1、700万円を上限とした補助事業を今回、

予算計上いたしますとの答弁がありました。

以上の審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第65号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）についての総務経済委員会所管科目については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務経済委員会委員長報告を終了いたします。

○議長（青木 靖君） 次に、議案第65号から議案第67号までの3議案について、教育厚生委員会委員長、三田忠男議員。

〔教育厚生委員会委員長 三田忠男君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（三田忠男君） ただいま議長から報告を求められました議案第65号から議案第67号までの3議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第65号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）（教育厚生委員会所管科目）についての質疑の主なものを御報告いたします。

教育部関係では、学校管理費、天城中学校借地に関わる不動産鑑定業務委託料で行うものは、公共施設再配置計画に沿ったものか、借地面積、筆数、人数、当初予算に計上しなかった理由等の質疑があり、統合後、いかなる活用方法にも対応できるよう準備段階として借地の解消を行いたい。筆数は1筆で所有者は2名、面積は4,753平米で、本来は当初予算に計上すべきですが、地権者の意向確認に時間を要し、補正予算として計上させていただきましたとの答弁がありました。

義務教育学校管理費、土肥小中一貫校学校用務員派遣業務委託料94万6,000円の背景、人件費アップについての質疑に対し、用務員は再任用職員の継続を予定していましたが、退職の願いがあり、当初予算編成に間に合わなかったため、4月から急遽予備費を充当し、業務委託の対応をさせていただきました。シルバー人材センターからの派遣をお願いしていますが、毎年10月に単価改定があることから、半年ごとの委託契約を締結しており、今回の補正予算は後期分となります。改定による人件費のアップは、4月から9月までの前期分から時間当たりおおむね30円の増で計算していますとの答弁がありました。

次に、健康福祉部関係では、民生費の介護保険費、認知症高齢者グループホーム等防災改修支援事業732万1,000円に対し、事業者名、お風呂の状況はとの質疑に対して、土肥の菜の花ホームの浴槽が10年経過し老朽化が進み、故障が発生することがあったため、事業所より全額国庫補助交付金となる補助申請があり、内示されたため補正計上しましたとの答弁がありました。

社会福祉総務費、「医療・福祉・司法なんでもかんでも相談会」の詳しい内容説明を求めたのに対し、令和4年11月からモデル事業として実施し、市民が困ったときに様々な生活の相談に乗ります。医師、弁護士、司法書士、精神保健福祉士、社会福祉士、リハビリ職員等が相談を受けていますとの答弁がありました。

生活保護総務費の調査項目の追加の項目はとの質疑に対して、学習支援費を計上したとの

答弁がありました。

衛生費、保健衛生総務費の市内公的病院等補助金に関わる特別交付税 2 億1,100 万円が入り、2 億6,400 万円余が補助金とされたが、内容と補助先がどこかの質疑に対し、通常の運営補助で、伊豆赤十字病院が 1 億7,907 万9,000 円、中伊豆温泉病院が 8,525 万円ですとの答弁がありました。

ほかに予防費、コロナワクチンについての質疑がありました。

討議、討論はなく、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号 令和5年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）は、質疑、討議、討論ともになく、挙手全員、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第67号 令和5年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）は、質疑、討議、討論ともになく、挙手全員、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

議案第65号から議案第67号までの3議案について質疑を行います。

3議案の委員長報告に対して質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

これより暫時休憩します。

議案第65号から議案第67号までの3議案に対し、討論のある議案は通告書を議長に提出願います。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時44分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第65号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第65号について採決を行います。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 令和5年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第66号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 令和5年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第67号について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第68号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第20、議案第68号 財産の減額譲渡についてを議題といたします。

本案は総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長、波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） 総務経済委員長、波多野靖明です。

ただいま議長から報告を求められました議案第68号 財産の減額譲渡について、審査の経過と結果について御報告いたします。

当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

譲渡価格1,100万円は売却基準額の11分の1となる。協議の中で相手方の利益や経済状況を毎年把握していたのか。また、それに基づいてこの金額を定めたのかとの質疑に対し、現在、施設を貸し付けていて、売却前提の覚書を締結している相手方に対して、財務諸表の提出や経営内容の把握はしておりませんが、現場などで東京ラスクの関係者と話をする中で、コロナ禍の状況やその後の経営方針、売上げなどは聞いておりました。

今回の減額譲渡は公共施設をどうしていくかという中で、普通財産で半分は工場・店舗、

旧保健センターは現在も工場拡張を行っている施設を市がそのまま持ち続けることが市民の利益に本当にならうのか。平成22年に企業誘致で事業を始めて以来、継続され、地域のにぎわいや観光拠点の一つになっている現状で、これからも事業拡張していく、建物を取得していただけるこのタイミングを見逃さず、引き続き使っていただけるということで出た譲渡金額ですとの答弁がありました。

また、ラスクが利用しなかったら、ほかの企業が使ってくれることはまずあり得ないと考えるが、鑑定評価額より解体費用のほうが高くなるということは事実かとの質疑に対し、仮に解体するとなると1億3,000万円程度の解体費用がかかると見込んでいます。不動産鑑定には解体費用は全く見込んでおりませんので、市が解体するとなれば、不動産鑑定評価額以上の負担がかかってくることとなりますとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論があり、採決の結果、議案第68号は賛成多数で原案のとおり可決、認定すべきものと決しました。

以上で総務経済委員会委員長報告を終了いたします。

○議長（青木 靖君） 以上で総務経済委員会委員長の報告は終わりました。

議案第68号について質疑を行います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

次に、討論に移ります。

これより暫時休憩を行います。

この休憩中に、ただいま議題となっております議案第68号に対し討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時52分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第68号 財産の減額譲渡について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

6名の議員より討論の通告がありますので、順次行います。

反対討論から行います。

初めに、議席番号1番、小川多美子議員。

〔1番 小川多美子君登壇〕

○1番（小川多美子君） 皆さん、こんにちは。議席番号1番、小川多美子です。

議案第68号 財産の減額譲渡について、反対討論を行います。

今回上程されたこの議案は、旧天城湯ヶ島支所庁舎を含む4棟を税別鑑定評価額が合計で1億1,072万6,000円であるものを約11分の1の1,000万円で譲渡するものです。

この庁舎は、旧天城中学校の跡地に建設されたもので、私の実家の目の前にあります。私もこの中学校に通いました。建物が解体され、庁舎建設の様子も目にしてきました。旧天城湯ヶ島町が町民の血税を基に、湯ヶ島の宿地区から市山に移転建設したものです。地区の住民からすれば、中学校時代から愛着を感じる場所となっております。旧天城中学校の卒業生だけでなく、長い間、湯ヶ島を離れていた人にとっては、その思いは分かりようもないと思います。

財政が厳しいと総合計画で表明している伊豆市で今起きようとしているこのことは、物価高騰の昨今、家計を預かる私ども主婦にとっては理解できません。毎日毎日家計のやりくりを追われている、年金なしの人々を思いやるのが行政のすることではありませんか。

1億円を超える利益供与とも受け取れる減額は、市民にどのような恩恵をもたらすのか。多くの市民には何の説明もなく、理解に苦しみます。合併特例債は使い切り、新たな財源を模索する中、今後に禍根を残すような減額譲渡は、市民の方向を向いて議員活動をしている私には到底理解できません。

私たち議員は、市民の皆様のために、二度と返らない時間を使い、議員活動をしているはずですが。この後、この議案に対して賛成討論をする方もいると思いますが、各議員におかれましては、市民の鋭い目が注がれていることを御承知おきの上、市民の皆様の方角を向いた賢明な判断に基づいて採決に臨むようお願いしまして、私の反対討論といたします。

○議長（青木 靖君） 次に、賛成討論、議席番号2番、浅田藤二議員。

〔2番 浅田藤二君登壇〕

○2番（浅田藤二君） 2番、浅田藤二です。

議案第68号 財産の減額譲渡について、賛成討論いたします。

財産の種類は建物で、旧天城湯ヶ島支所庁舎、旧天城保健福祉センター、旧車庫、旧防災倉庫の4件、延床面積の合計は4,829平方メートルになります。この4つの建物の鑑定評価額が、先ほどもお話がありましてとおり、合計で1億1,072万6,000円、税込みの売却基準価格で1億2,179万8,600円のところ、現在、この地で事業展開されている東京ラスク伊豆ファクトリーを経営している株式会社グランバーに1,100万円で減額譲渡するものです。

全国の自治体で移住定住施策や企業誘致が激化しつつある中、公共施設の再配置計画も急務であり、その公共施設の跡地を利活用した企業誘致もますます盛んに行われている状況で、1社の誘致に135億円もの巨費を投じた自治体の例や、最大で1社80億円の企業誘致の補助金を売りにする九州の自治体。これに1人100万円から120万円の新規雇用奨励金などの各種助成制度が加わり、企業誘致の優遇制度は自治体により大きく異なります。

静岡県内では、静岡市が最大で15億円、御殿場市が13億円、長泉町、御前崎市、菊川市、

袋井市が10億円の企業誘致の補助金を設けております。そのような状況下で、伊豆市にとっては新規の企業誘致ではなく、既にこの地で10年以上前から事業展開され、伊豆市の経済に大いに貢献いただいている株式会社グランバー東京ラスクさんに、大変失礼ながら現状の経営内容を伺いました。

まずは、持ち株会社のGRホールディングスがあります。その傘下に4つの会社があり、そのうちの1つが株式会社グランバー東京ラスクさんです。さらに、東京ラスクさんの下部組織には5つの会社があります。現状で東京ラスクさんの店舗数は全国で27店舗、事業人数は300名、売上高は35億円の企業です。グループ全体の事業者は500名、売上高65億円。今後、7年後の2030年には100億円を目指しており、その後も全国展開200億円に向けており、その達成見込みも十分見えているようでございます。友好的に企業誘致していただいた岩手県釜石市のラスク工場は手狭になり、従業員の確保、輸送コストを考慮すると、現状維持とし、今後は旧天城湯ヶ島支所の東京ラスク伊豆ファクトリーをメインに生産拡大を図っていくとお聞きしました。必然的に雇用も拡大し、間接的には当市への納税額も増え、結果的に当市に地域貢献していただくこととなります。

さらに、グループ企業のリゾート&スパ雲風々は、伊豆市のみならず、伊豆半島各地で事業展開されており、社長は伊豆市民として市内に居を構え、3人のお子さんにも恵まれ、地域に根づいてご活躍されています。今後の事業展開を考慮すると、本当に伊豆市への経済貢献は大です。

最後に、大川会長は当市の御出身です。ふるさと伊豆市が元気になってもらいたいという強い郷土愛により、2019年度には大川報恩会を発足して、大変ありがたいことに、教育、養護、老人施設などに毎年100万円の御寄附を継続されています。また、各種団体が開催する数々の市内大会やイベントに商品提供し、地域に近い存在となっております。

現在も成長を続け、事業拡大を進めるグランバー東京ラスクさんも、従業員不足は深刻であり、その対策として国の内外から採用を進め、従業員の寮として市内で廃業された民宿を活用されています。

私たちは、常に俯瞰の目を持ち、1点だけで判断するのではなく、何が市民の役に立つかをトータルで判断する力を持たなければならないと考えます。どんな立派な施設も、使う人がいなければ維持費だけがかかり、財政を圧迫していきます。1億円の減額という一部分だけにスポットを当てて、到底市民に理解されないとの意見もありましたが、減額譲渡後の土地賃貸料、固定資産税の収入見込みは、現在よりおおよそ230万円増え、約640万円となり、さらに、既に事業展開されている市内グループ会社まで含めると、その額は大きく膨らみます。

公共施設配置計画が進む中、議論の中で行政にない民間の考えが必要だと例に挙げられる場面が幾度かありました。民間はスピード感を持って実行に移すこと、素早い決断力が必要とされます。ならば、伊豆市にその民間に近い環境や考えを私たちが理解し、整備しなけれ

ば、伊豆市への企業誘致、留置につながらず、公共施設再配置計画も思うように進んでいかないことが予想されます。

交渉とは、利害関係が生じている中で、合意点を得るために行われる対話、議論、取引であるとありました。全ては相手があることなのです。伊豆市に行けば様々な面で働きやすい環境があるということを内外にアピールしていくことは、大変重要なことだと考えます。

以上、総体的に正しい事実を十分把握した上で、伊豆市にとって1億円を超える大きな経済効果、雇用者の確保、現在も地域貢献されていること、そして今後の確実な将来的投資に期待して、議案第68号に賛成いたします。

議員各位の賢明なる御判断をお願いして、私の賛成討論といたします。

○議長（青木 靖君） 次に、反対討論、議席番号8番、星谷和馬議員。

〔8番 星谷和馬君登壇〕

○8番（星谷和馬君） 8番、星谷和馬です。

議案第68号 財産の減額譲渡について、反対討論をいたします。

東京ラスクさんがこの地に企業誘致という形で進出してくださいました。この10年間、この地に根を張り、雇用、まちづくり、観光の面、地域経済において大変貢献をしていただき、敬意を表します。

また、企業進出に当たり東京ラスクさんの概要を拝見させていただきました。分かりやすく見事な資料説明でした。

本題に入ります。

まず、1点、東京ラスクさんのこの10年間の収支報告、損益計算を把握していないことです。これは大変な落ち度であります。なぜならば、収益、損益計算に基づいて売却の金額が決定すると言っても過言ではないからです。

2点目です。売却に当たっての事業計画が提出されていないことです。これも通常ではあり得ません。普通、金融機関においては、この事業計画に基づいて決定される要素が大だからであります。

3点目です。打合せ記録を拝見すると、担当課長が交渉している。また、最高責任者の市長の判こが押されていない。

4点目です。売却する企業側に4回全て出向いている。通常ではあり得ません。市役所で交渉を行うべきであります。

そして、東京ラスクさんが運営している施設にかつては役場があり、天城湯ヶ島地域でのナンバーワンの一等地であります。鑑定評価額、先ほども2人の方が述べましたが、税抜きで1億1,076万円を何と11分の1の消費税抜きですけれども、1,000万円で売却、合意とあります。あり得ない。

そして、何より1,000万円で売却に至った判断材料があまりにも少な過ぎることです。一連の流れ、根拠があまりにもないからであります。

そして、何より市民の皆様の理解が得られるでしょうか。また、交渉の過程で無償も含めてその旨を伝えたと述べております。無償もあるということです。市長から全権を託されたとしても、こちらから無償などと軽々しく言うてはいけません。何て下手な交渉か。慎重かつしぶとくすべきです。

地方自治法第2条14項に、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと定めてあります。減額の譲渡の際には、公共の利益や地域社会の利益に損なわれないようにすることが重要です。

伊豆市はまるで真逆なことを実施しているようであります。これから公共施設の統廃合が進みます。多くの物件売却が行われます。市民の皆様の財産を市が管理をしているだけあります。慎重かつ的確に努めることが重要であります。議員の皆様は、何でも賛成するのではなく、このような大きな案件です。深掘りして自問自答してください。

反対討論といたします。

そして、1点述べさせていただきます。

昨日の天城湯ヶ島地区で行われた市長懇談会の席で、市長が明日の議会で、本日でけれども、旧天城湯ヶ島支所の東京ラスクグループへの売却が決定します。売却が決定しますと市民の皆様の前で発言いたしました。まだ議会の議決を得ていない段階での発言です。勇み足どころか、自分の考えは絶対通すという独裁的な考えがそこに見えます。二元代表の議会をどのように見ているのか。議員の皆様には、たまには叱ってほしいと思います。

終わります。

○議長（青木 靖君） 次に、反対討論、議席番号15番、永岡康司議員。

〔15番 永岡康司君登壇〕

○15番（永岡康司君） 15番、永岡康司です。

議案第68号 財産の減額譲渡について、反対の立場で討論いたします。

地方自治法第237条2項は、条例または議会の議決による場合でなければ、普通地方公共団体の財産を適正な価格なくして譲渡し、または貸し付けてはならないとしています。この趣旨は、適正な対価によらず市民の財産の譲渡などがなされると、市民に多大な損失を生じるおそれがあるため、条例による場合のほかは、適正な対価によらず財産の譲渡を行う必要性和妥当性を議会において審議させ、譲渡等を行うかどうか議会に判断を委ねることとなります。

議会の議決は、財産の譲渡等は適正な対価によらないものであることを前提として審議がされた上で認めるかどうかの議決と言えます。適正価格と譲渡予定価格の差、およそ1億円は、言わば市民の損失であります。議会はしっかりと議論を交わさなければなりません。

当局は、当初、この案件は無償譲渡を考えていたようですが、当該事業所から1,000万円での譲渡額が提示されて、この譲渡予定価格が設定されたようです。

公共施設再配置計画の基本姿勢は、計画を推進するには、市民と情報や意義を共有することが重要であり、市民の情報公開に努めますとあります。市民に説明責任を果たさないのは、説明を果たさなくても、議案が大過なく議決されるとの思いからだと思えます。多くの市民はあまり議会に対して関心がなく、言っても仕方がないとの考えがうかがえます。それには、議会で審議が行われる前から結論ありきという悪疫があるからにはほかになりません。

さらに、闇の談合めいたことの結果では、市民の納得感は得られないし、かえって議会に対して不信を増長させるだけです。

ただいま星谷議員から討論の中で、市長は明日の議会で売却が決定しますと市民の前で発表されたと報告がありましたけれども、市長の発言は勇み足どころか議会軽視であり、二元代表制の議会をどのように感じられるか、私は不思議に思います。

議員、議会は、市長の親衛隊ではありません。住民や地域のことを第一と考えるのが議会であります。議会に対する住民の関心が低いのは、地方自治の空洞化につながります。それを避けるためにも、議会は思い切った自己改革が求められています。

以上のことから、私はこの議案、財産の減額譲渡について、議員の皆さんの再考を促し、必要と考えますので、反対といたします。

議員の皆様の賛同を求めて反対討論を終わります。

○議長（青木 靖君） 次に、反対討論、議席番号9番、鈴木正人議員。

〔9番 鈴木正人君登壇〕

○9番（鈴木正人君） 9番、鈴木正人です。

私は、議案第68号 財産の減額譲渡についてにつきまして反対の立場から討論を行います。

本議案は、伊豆市市山の旧天城湯ヶ島支所を含む4つの市の普通財産である建物を既にこの旧天城湯ヶ島支所で事業を展開している株式会社グランバー、以下、民間事業者と申しますが、この事業者に、基準価格である不動産鑑定額のおよそ91%引きの税込み1,100万円で減額譲渡、すなわち売却するために、その妥当性について議会の議決を求めるものであります。

執行部の議案上程の法的根拠は、議会の議決事件を定める自治法第96条第1項第6号及び公有財産の管理及び処分を定めた自治法第237条第2項であり、公有財産を適正な対価によらない減額譲渡等を行う場合、自治体の条例に適合しないものは議会の議決をしなければならないとする規定であります。

ここでいう適正な対価とは、逐条地方自治法第9次改訂版によると、当該財産が有する市場価値を指し、これは不動産鑑定評価という正常価格であると定義しています。つまり、今回は執行部が提示した不動産鑑定評価額がこれに当たります。それゆえに、今回の財産の譲渡が適正な対価によらないことを前提として、議会にはその妥当性を十分に検証、審査した上で、まさに重責を課せられた可否の判断が今まさに求められています。

この議案上程の背景には、伊豆市が進める公共施設再配置計画があります。私も6月定例

会の一般質問で取り上げましたが、今後も進行するであろう少子高齢化と人口減少という状況の中でも、市民サービスの水準を下げることなく、維持、継続するためには、そのための財源確保や徹底した歳出の削減が必要となっていくのは必須である。そうした厳しい財政状況を鑑みれば、スピード感を持って計画を推進していかざるを得ない、そういう課題であると理解をしております。

こうした背景から、私の討論の前提は、提案されている譲渡先の民間事業者がこれらの市有財産を取得し、さらなる事業拡張していただくことに全く異論はありませんし、むしろ今後の市内経済や雇用環境の創出の一翼を担っていただけること、これに期待をしております。つまり、この民間事業者が当該施設を活用していただき事業を行うこと、事業をさらに拡張することについて反対するものではありません。これが前提です。

しかしながら、本会議での議案質疑、また審査を付託された総務経済委員会での審査状況から、今回の大幅な減額に伴う譲渡価格を税込み1,100万円とする執行部提案の明確な根拠について、議会及び市民が納得できる材料を見いだすことはできませんでした。

執行部は説明の中で、このまま市有財産として行政が所有し続けると、管理上、市の職員がトラブルがあるたびに現場に駆けつけなければならないこと。修繕費用などの経常的経費による将来的な財政負担があることを挙げ、無償、つまりただでもいいから事業者に引き取ってもらったほうが市民の公益にかなうとしています。

また、事業者が事業を拡大することで、新たな雇用の創出、新たな事業投資、市内経済への波及効果、そして観光拠点としての地域のにぎわいの創出が期待できるとしていますが、約1億2,000万円の価値のあるものを約1億円値引きの1,100万円で譲渡するとした裏づけとなる計数的、数値的な根拠は全く示せていません。

ただし、唯一これが根拠の一つであろうという事実は判明しました。総務経済委員会の質疑の中で、私は委員外議員の立場で委員長の許可をいただき、参考資料として提出された行政と事業者との4回の打合せ記録について、記録によると、令和5年8月1日火曜日に行われた3回目の協議の中で、双方協議の上、税別1,000万円としたとあるが、なぜ1,000万円と決まったのか。また、どのようなやり取りがあったのか説明願いたいと尋ねたところ、担当部長から、令和5年5月11日の2回目の協議に臨むに当たり、事前に庁内で、これまでの相手方の投資、また将来にわたる投資などを勘案すると、無償譲渡ということを意思決定し、無償譲渡を含む減額譲渡について市側は検討している旨を相手方に打診したものであるとの説明があり、さらに続けて、実際に交渉に当たった担当課長からは、部長と同様の説明をした後、これは打合せ記録にないその後の話ですが、打合せからの帰り際の立ち話で、相手方から減額とか無償というときに、現状、雨漏りとか施設の状態もひどいですし、市のほうが減額でいいということなら、1,000万円ですみませんかと言われたような記憶があります。それに対して協議の場では減額とありますが、こちらとしては、そのときに上司から無償譲渡でもいいということも受けておりますので、担当課長はそうですねと答えましたという一

連の説明がありました。

ここで分かったことは、1,000万円という金額は相手側が提示したものであり、ゆえに、行政側が理論武装せずに交渉に当たり、計数的な根拠に基づく譲渡金額を提示できずに、最終相手方のペースで交渉に当たってきたことが判明しました。

ここで私が言う計数的な根拠とは、例えば平成22年12月1日に、この民間事業者と締結した定期建物賃貸借契約というものがあります。その第6条には、貸し付ける建物の維持修繕のうち、屋根の雨漏りについては市が負担すると明記されています。これは、その後も更新されている現在の契約の中でも同様であると思います。現状の建物の当座の問題は雨漏りであると考えます。この修繕費用は、税別か税込みかは分かりませんが、およそ8,000万円かかると聞いています。民間事業者が現状のままこの建物を引き受けてくれるなら、基準価格である不動産鑑定額、税込み金額で1億2,179万8,600円から、先ほどの雨漏りの修繕費用に該当する8,000万円、もしくは税込みであれば8,800万円、これを差し引いた金額、つまり4,179万8,600円、もしくは3,379万8,600円を譲渡価格の基本として交渉する方向も検討すべきではなかったのでしょうか。これであれば、算出根拠も明確でありますし、よって、市民の納得感も得られるのではないのでしょうか。

くしくも、今まさに市内各地で市長の地区懇談会が開かれています。当局は、こうした経緯も含めて、市民に対して果たして納得のいく説明ができるのでしょうか。

公有財産は、その名のとおり、納税者であり、市長がよくおっしゃる主権者である市民の所有する財産であります。物価の高騰の中で日々の生活のやりくりで苦慮している市民に対して、どのようにこのことを説明し理解していただくのでしょうか。

ここで申し上げますが、責めるべきは、交渉に当たった担当課長ではありません。事前に庁内での意思決定に携わった幹部や、その報告を受けたであろう市長、副市長も含めて、一体、市民に対してどのように説明責任を果たされるのでしょうか。庁内での市長、副市長を含む幹部の検討、打合せの中で、無償譲渡を含む減額譲渡の方針に対して、参加した幹部から異論は出なかったのでしょうか。残念ながら、こうした意思決定プロセスを検証できる会議録等の公文書は存在しないことも同時に判明しました。

伊豆市情報公開条例の第2条の定義において、公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものという規定されています。この意思決定プロセスに係る会議録は公文書ではないのでしょうか。また、その会議は、この条例に照らし合わせれば、職務上の会議ではなかったのでしょうか。

公文書は、それぞれの時代の行政の在り方とその推移を知る上で、また歴史的検証に役立つという意味においても、市民にとって貴重な知的資源であり、財産でもあります。本議案の提案の妥当性を見極める上で最も重要とも言っているであろう客観的な証拠、その根拠は闇の中です。

よって、こうした一連の当局の説明には一切説得力がなく、市民から負託を受けた私たち議員が判断するのも容易なことではありません。

終わりに当たり、議員各位におかれましては、市民から負託を得たものとして、市民の立場において賢明な御判断をされるようお願い申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（青木 靖君） 次に、反対討論、議席番号7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 議席番号7番、杉山武司です。

最後の討論になります。

議案第68号 財産の減額譲渡について、反対討論を行います。

議案質疑のときも申し上げましたが、私は譲渡に反対をするものではありませんが、なぜこの議案に反対するかは、今から申し上げます。

その前に、賛成討論をした方がいましたが、この議案の論点からの的がずれていると感じました。この議案の論点の1つは、1,000万円の減額の根拠と、その意思決定のプロセスです。2つ目は、市民への説明義務です。

それでは、討論を始めます。

伊豆市の総合計画は、市政の運営を図るために策定する市の最上位計画と位置づけられています。将来における市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針が示されていて、ばら色とも言うべき近未来の伊豆市が描かれています。言わば伊豆市のまちづくりの設計図ですが、その中の重点目標6には、ばら色のまちづくりの設計図の原資である財政運営の記載があります。その中身は、将来にわたる安定的な財政運営の堅持として、人口減少の進行や社会情勢の変化により、市内の国内総生産や税収も大きく落ち込む可能性があるとしています。

一方で、令和6年度まで合併特例債を活用した大型箱物事業による歳出が続きます。持続した市政運営のためには、厳しい財政状況を見据えた長期的な視野に立った準備を周到に進める必要があるとしています。全く同感です。そのためには、安定的な歳入の確保と徹底した歳出の抑制を図り、行財政運営の体制強化を目指すとしています。

そうした中、今回上程されたこの議案は、旧天城湯ヶ島支所庁舎を含む4棟を税別鑑定評価で合計で1億1,072万6,000円であるものを1,000万円で譲渡しようとするものです。財政が厳しい厳しいという市の財政状況を鑑みたとき、総合計画と減額譲渡の整合性について疑義が生じます。バランスの視点が中心点からずれているのではないのでしょうか。そう感じているのは私だけでしょうか。

まず、1,000万円の根拠も不明瞭で、その額に至った庁内会議の意思決定のプロセスも透明性に欠けています。秘密のベールに包まれた会議の記録は作成してありません。

私は、以前から公文書関連に必要な文書管理条例の制定をすべく一般質問を幾度となく行ってきました。行政の意思決定を検証できる唯一の文書を作成、保存し、主権者である市民

に対しての説明義務を全うされ、公正で民主的な行政につなげるのが公文書管理条例ですが、いまだに制定されていないが、今回の案件が露呈しました。どのような役職の方々が集い、意思決定をしたのか。公文書として作成、保存されていません。ベールに包まれた意思決定が明らかになりました。

加えて、1億円を超える減額理由を主権者である市民には何の説明も行っていない。本年3月から交渉を始めています。市側は5月11日の第2回目の打合せで、減額譲渡の意思を示しました。事業者からは、立ち話の中で初めて1,000万円の減額譲渡額が提示されました。市民への説明の機会は十分にあったはずで。

自治体は、減額譲渡の理由、影響及び将来的な計画について、透明かつ明確に情報を提供する義務を負っていると言っても過言ではありません。市民は自治体の意思決定について理解するためにも、信頼できる情報を知り得る権利があります。その権利に蓋はできません。知る権利とは、日本国憲法第21条が明記する表現の自由の一部です。

また、国際的な枠組みである市民権規約第19条の2項に、全ての者は表現の自由において権利を有する。この権利はあらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含むとうたわれています。法治国家の一員として遵守すべき決め事と思われま。

政治家は歴史法廷の被告人だ。この言葉は、故中曽根康弘元首相が自省録の中に表した言葉です。議員及び議会は被告として歴史の法廷に立つことはできるのか。真相を解明するために議席を得たのではないか。政治を目指す者にとって言葉は命とされます。つじつまの合わぬ、恥ずべき言動はないのか。証となる議事録は残され、吟味は次の世代にも託される。歴史の法廷が閉じることは、未来永劫絶対にありません。

議員各位におかれましては、市民の皆様の方角を向いた賢明な判断において、採決に臨むようお願いいたしまして、私の反対討論といたします。

○議長（青木 靖君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第68号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（青木 靖君） 起立者多数。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第69号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第21、議案第69号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長、波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） ただいま議長から報告を求められました議案第69号 財産の取得について、審査の経過と結果について御報告いたします。

達磨山観光施設は、2年間は直営で、その後3年間は指定管理者に運営委託をする予定との説明でした。その後、民間売却の計画となっています。この5年間、4,961万円のお金は何も生まないまま眠った財産となってしまいます。伊豆市の財務状況でこのようなことをして生まれる果実は何かとの質疑に対し、こちらの施設は、市の取得はあくまで一時的なもので、民営化されるまで直接的な利益はなかなか生みにくいということがあります。ただ、収支の部分では、年間の毎年かかっている人件費等の経費はマイナスになると考えています。

それから、その5年の間に、民営化を見据えた指定管理を検討していて、まず民間譲渡をする業者を決めて、そこに指定管理をしていただきたいと思いますと考えています。その中で、指定管理期間中にも、その民営化する事業者が独自のアイデア等で収益を生むことも考えられます。施設繁栄による来客増加、市内の商店や宿泊業、そういったところの増収は見込まれるのではないかと考えています。

また、メディア等で新たな事業が展開されることによって、広告宣伝効果、雇用の創出といった成果が見込まれると考えていますという答弁がありました。

討議、討論はあり、採決の結果、議案第69号は賛成多数にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務経済委員会委員長報告を終了いたします。

○議長（青木 靖君） 以上で総務経済委員会委員長の報告は終わりました。

議案第69号について質疑を行います。

委員長の報告に対して質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時40分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第69号 財産の取得についてに対し、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

議席番号5番、黒須淳美議員、賛成討論。

〔5番 黒須淳美君登壇〕

○5番（黒須淳美君） 皆さん、おはようございます。5番、黒須淳美です。

議案第69号 財産の取得について、賛成の立場で討論を行います。

これは県が所有する達磨山観光施設について、伊豆市が4,961万円で取得するものです。

この施設は、その財産一覧表を見ますと、レストハウスやロッジ、そして管理棟などの建物、そして駐車場、テントサイト、給水管、その他の附帯施設、これ総数28のものから成っています。

現在まで県所有の施設であるため、市が指定管理者制度を導入することはできず、県からの無償貸与で伊豆市が直営で運営する形となっています。

無償で借りていたものを今回取得することの理由として、将来を見据え、さらなる利活用を目指して行うものとの説明がありました。この取得後の5年間の用途制限期間を経て、民間へ譲渡することで、公営とは違った自由な発想による運営が行われ、については、市内の観光や産業振興へも波及効果を及ぼすことが期待されるというものであります。

また、この4,961万円という取得価格に至った経緯として、減額の可能性があるかどうか県と交渉を行ってきたところ、市が取得後は民間への譲渡が前提であることから、県の規定により減額の理由に該当しないためであるとの県の判断についての説明がありました。減額対象とならなかったのは、県の規定に沿ったものであり、この鑑定評価額で取得するに至った経緯を鑑みると、適正な価格であると認められます。

取得後につきましては、民間への移譲が速やかに行われますよう、この変化の激しい社会情勢の中、伊豆市として迅速な取組に努めていただきたい旨を一言申し添えたいと思います。

コロナ禍のもたらしたワーケーションやテレワークなどの新しい働き方、そして観光やレジャーの形も、最近ではキャンプやハイキングなど体験型のアウトドア活動の需要が増えてきています。眼下に駿河湾を抱いた雄大な富士山の姿を一望できる絶景スポットとしてのその価値は、地元の私たちが考えているよりはるかに高く評価されていると自負できるものです。

また、気軽に楽しめる達磨山や金冠山へのハイキングの出発点として、そしてロッジやキャンプ場を利用しながらの市内観光など、この施設の持つポテンシャルを最大限に引き出し、多様なニーズへの対応を含め、伊豆市の観光ブランド力を高めるためにも、民間の営業ノウハウは必要な選択であると考えます。

以上、議案第69号 財産の取得については認定すべきものと考え、議員の皆様の賛同を得られますようお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（青木 靖君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第69号について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（青木 靖君） 起立多数。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号～議案第72号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第22、議案第70号 伊豆市議会議員及び伊豆市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてから日程第24、議案第72号 伊豆市達磨山観光施設条例の制定についてまでの3議案を一括して議題といたします。

本案は総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長、波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） 総務経済委員長、波多野靖明です。

ただいま議長から報告を求められました議案第70号 伊豆市議会議員及び伊豆市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてから議案第72号 伊豆市達磨山観光施設条例の制定について、審査の経過と結果について御報告いたします。

初めに、議案第70号 伊豆市議会議員及び伊豆市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、当局からの補足説明を受け、審査に入りました。

伊豆市がこれを活用すれば、県内全市町で選挙公費負担があることとなりますかとの質疑に対し、そのとおりで、伊豆市が最後ですとの答弁がありました。

討議、討論はなく、採決の結果、議案第70号は全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号 伊豆市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第71号は全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号 伊豆市達磨山観光施設条例の制定について、当局からの補足説明はなく審査に入りました。

指定管理者は利用料金の金額を公表しなければならないと条例で決められていますが、ロッジやキャンプ場の指定管理者は、自らの営業政策上で利用料金を決められるということですかとの質疑に対し、指定管理者制度に移行し、条例に規定する料金が上限となりますが、指定管理者が料金を定めたとき公表する形になりますとの答弁がありました。

討議、討論はなく、採決の結果、議案第72号は全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務経済委員会委員長報告を終了いたします。

○議長（青木 靖君） 以上で総務経済委員会委員長の報告は終わりました。

議案第70号から議案第72号までの3議案について質疑を行います。

委員長報告に対して質疑はありますか。

[発言する人なし]

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時50分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第70号 伊豆市議会議員及び伊豆市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

賛成討論、議席番号4番、飯田大議員。

[4番 飯田 大君登壇]

○4番（飯田 大君） 議席番号4番、飯田大です。

議長の許可を得ましたので、賛成の立場から発言させていただきます。

議案第70号 伊豆市議会議員及び伊豆市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

本議案は、令和5年8月28日、伊豆市議会定例会において件名の条例制定議案が市長より提出されました。制定の理由として、現在未導入の選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る選挙公費について、近隣市町との不均衡解消や候補者の負担軽減のため、令和6年度、市長選挙及び市議会議員選挙から導入するため、条例を制定すると理由があります。

内容としては、選挙運動用自動車の使用に係る公費負担、契約、支払い及び限度額、選挙運動用ビラ作成に係る公費負担及び限度額、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担、契約、支払い及び限度額、これらについての内容です。

施行期日として、令和6年4月1日。

そして、その内容ですけれども、第1条、選挙運動用自動車の使用、公費負担について、それとそれに係る第2条から第6条、これは選挙運動用自動車の契約の締結の届出、公費の支払い、契約の指定、公費負担の限度額、これらについて記されております。

第7条につきましては、選挙運動用ビラの作成の公費負担、そして契約締結の届出、公費の支給、公費負担の限度額。

続いて、第11条からにつきましては、選挙運動用ポスターの作成の公費負担、締結の届出、公費の支払い、公費負担の限度額が記されております。

この条例の規定は、施行の日以後その期日を告示された伊豆市議会の一般選挙または伊豆

市長の選挙から適用するとあります。

選挙運動用自動車の使用に係る費用について、1人当たり25万4,100円を見ております。そして、選挙用ポスターの作成につきましては39万9,177円、そしてこの内訳は、2,609円掛ける153枚というような内容でございます。

選挙運動用ビラ作成1人当たり、市長につきましては12万3,680円、市議につきましては3万0,920円。これを合わせますと、市長の場合には97万4,357円掛ける候補者数ということになります。市議会議員選挙88万1,597円、これに候補者数という金額になっております。

施行までのスケジュールは、今回、9月定例会において条例議案の上程、令和6年3月、予算案を上程するというようになっております。

このことに関して記録を見ますと、過去、令和元年に伊豆市議会議長より伊豆市長に公費負担について下記理由で要求したことがあったということですが、要求事項と今回の議案第70号は同じと解釈されます。

当時の理由として、県内23市のうち、公営制度未導入は3市となっており、これを今のままでは意欲のある人が立候補をやめてしまうような場合があるのではないかと。これを実施することによって立候補しやすくなると。そして、個人の選挙費用の負担軽減を図るというようなことが目標とされております。

この令和元年度以降、市長選挙につきましては、それぞれ対抗候補者が出て、選挙に至っております。市議会議員につきましては、定数16ということなんですけれども、それにおいて、平成24年度の選挙のときの立候補者22名、平成28年については19名となっております。ただ、やはり立候補者の数というのは減少しているように思えます。

今回、伊東市で今月、投票が行われる市議会議員選挙については、30名の立候補があると聞いております。

県内の市町では、最後の条例施行となりますが、制定理由に記された選挙運動用自動車の使用に係る公費負担、契約、支払い、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る選挙公営制度について、候補者の負担軽減、立候補の機会や候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、選挙運動費用の一部を公費で負担する条例議案第70号 伊豆市議会議員及び伊豆市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定することにより、市政がますます活性化が図られることを確信し、議員各位の賛同を得たいと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第70号について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第71号 伊豆市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第71号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 全員起立。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 伊豆市達磨山観光施設条例の制定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第72号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第73号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第25、議案第73号 伊豆市沼津市衛生施設組合格約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

本案は教育厚生委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

教育厚生委員会委員長、三田忠男議員。

〔教育厚生委員会委員長 三田忠男君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（三田忠男君） ただいま議長から報告を求められました議案について審査の経過と結果について御報告いたします。

議案第73号 伊豆市沼津市衛生施設組合格約の一部を変更する規約については、質疑、討議、討論ともになく、挙手全員、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 以上で委員長報告は終わりました。

議案第73号について質疑を行います。

委員長報告に対する質疑はありますか。

[発言する人なし]

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

暫時休憩いたします。

ただいま議題となっております議案第73号に対し討論のある議員は、通告書を議長に提出願います。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 0時03分

○議長（青木 靖君） 休憩前に続き会議を開きます。

これより議案第73号 伊豆市沼津市衛生施設組合同規約の一部を変更する規約について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第73号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第74号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第26、議案第74号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案は総務経済委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長、波多野靖明議員。

[総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇]

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） 総務経済委員会委員長、波多野靖明でございます。

ただいま議長から報告を求められました議案第74号 市道路線の認定についての審査の経過と結果について御報告いたします。

当局からの補足説明はなく審査に入りました。

質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第74号は全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務経済委員会委員長報告を終了いたします。

○議長（青木 靖君） 以上で委員長報告は終わりました。

議案第74号について質疑を行います。

委員長報告に対して質疑はありますか。

[発言する人なし]

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩します。

議案第74号に対し討論のある議員は、通告書を提出願います。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 0時05分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第74号 市道路線の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第74号について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

なお、本日、追加日程がありますが、ここで議事の都合により昼の休憩といたします。

再開を午後1時からとします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

○議長（青木 靖君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

#### ◎日程の追加

○議長（青木 靖君） 追加議案の上程を行います。

お諮りします。

追加日程表のとおり、4件を日程に追加し、議題にしたいと思えます。御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（青木 靖君） 御異議なしと認め、4件を日程に追加することに決定しました。

◎報告第15号の上程、説明

○議長（青木 靖君） 追加日程第1、報告第15号 専決処分の報告について（伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正）を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第15号について提案理由を申し上げます。

本件は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、同法の規定を引用する伊豆市職員の給与に関する条例の一部を改正することについて専決処分したので報告するものです。

詳細を総務部長に説明させます。

○議長（青木 靖君） 補足説明の申出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 滝川正樹君登壇〕

○総務部長（滝川正樹君） それでは、報告第15号につきまして補足説明を申し上げます。

議案書は1ページからとなりますが、9ページの後ろに、ページは附番してございませんが、専決条例議案説明資料を添付してありますので、そちらを御覧いただきたいと思っております。

改正の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、よろしいでしょうか。

○議長（青木 靖君） 新旧対照表は5ページです。

○総務部長（滝川正樹君） 新旧対照表ではなくて、9ページの一番後ろに専決条例議案説明資料をページは振っていませんが、9ページの次の紙です。一番後ろです。

○議長（青木 靖君） お願いします。

○総務部長（滝川正樹君） 申し訳ございません。よろしく願いいたします。

では、改めて、専決条例議案説明資料に基づいて御説明させていただきます。

改正理由でございますが、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、施策の総合調整等に関する機能を強化するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正され、その施行日が令和5年9月1日とされたために、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、今回の新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、条文が整理され、職員の身分取扱いに係る改正前の同法第44条の規定内容が改正後には同法第26条の8に規定されることとなりました。

それでは、5ページ、お戻りいただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

伊豆市職員の給与に関する条例の第28条は、災害応急対策等のために、国または地方の行政機関の職員がその住所を離れて伊豆市に滞在した場合に支給する災害派遣手当について規

定をしております。

新旧対照表の右側、改正前の第28条第1項の中で、先ほど御説明いたしました新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条を規定している部分を、同法の改正による条文整理に伴い、新旧対照表の左側、改正後は同法第26条の8に改めるものでございます。

3ページの専決処分書をお願いいたします。

本条例改正につきましては、専決処分の指定についての第5項、法令の改正または廃止に伴い当然必要とされる条例中の当該法令の題名、条項、または用語を引用する規定の整理のための当該条例の改正に関することの規定に基づき、8月31日に専決処分し、9月1日から施行しているものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 以上で報告第15号を終了します。

#### ◎議案第76号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（青木 靖君） 追加日程第2、議案第76号 財産の取得についてを議題といたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第76号ですが、今回が私のこの定例議会での発言の最後になりますので、先ほどの議案で昨日の私の発言についての御発言がありましたから、しっかり説明をさせていただきます。

今、確認しました。冒頭の挨拶の中で、「明日の議会で売却が決まりますが……」となっています。ここの文脈の中で可決されます、否決されますということではなくて、明日、売却についての採決がなされますという文脈は明らかです。なぜならば、後ろのほうでこのような発言を私はしております。

ここからは、正確ではなくて、こういう趣旨ですという話なんです。以前、旧天城湯ヶ島支所を含む伊豆市の公共施設を大学の専門の先生に視察していただいたことがあります。この伊豆ファクトリーは、全国でもモデルとなり得る成功例だけれども、地元の評価が低いのではないかというコメントがありました。それは私はショックでした。

もしこれが可決されれば、伊豆市民は東京ラスクを歓迎するという意思表示になるのではないかと期待しているということの後で申し上げているんです。そういった趣旨でございますので、誤解なきようよろしくお願いいたします。

議案第76号は、修善寺生きいきプラザに係る空調機などを賃貸借契約満了後に取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び伊豆市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものです。

詳細を総務部長に説明させます。

○議長（青木 靖君） 補足説明の申出がありますので、これを許します。

総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） それでは、議案第76号につきまして補足説明を申し上げます。

議案書9ページの参考資料をお願いいたします。

本案の概要でございますが、1の賃貸借契約と財産取得の概念図のとおり、市は相手方のリース会社と賃貸借契約の形を取りますが、整備は当該リース会社が発注し、契約期間満了後には、整備された空調設備等が当該リース会社から伊豆市に無償譲渡されるため、本賃貸借は市が動産たる財産を取得することを約条した契約であります。

次に、2、仮契約締結までの経過でございますが、昨年12月の補正予算において、10年間の借上料の債務負担行為を限度額1億7,952万円として設定し、これに基づき本年2月、国の補助金を活用することを条件とした公募型プロポーザル方式により、民間事業者から提案を求め、選定委員会により優先交渉権者を決定いたしました。

本年4月、この優先交渉権者が国土交通省の令和5年度既存建築物省エネ化推進事業に申請を行い、9月に採択通知を受領いたしました。この事業採択による補助金額により、賃貸借総額が決定したため、今月、仮契約を締結したものです。

7ページにお戻りいただきたいと思っております。

議案の1、品名の数量でございますが、裏面8ページに機器一覧のとおりお示ししてありますが、空調設備のほか、国の補助金要件である省エネ率15%以上を満たすため、照明機器のLED化、天井断熱材の敷設、日射調整のための窓ガラス等への調整フィルムの貼り付けを実施します。

7ページの議案にお戻りいただきまして、2の取得方法は、賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡による取得。

3の賃貸借期間は、本年12月1日から令和15年11月30日までの10年間。

4の取得日は、契約期間満了日の翌日、令和15年12月1日でございます。

5の取得金額ですが、月額107万5,800円の120か月、総額で1億2,909万6,000円となります。

6の契約方法は、公募型プロポーザル方式による随意契約。

7の相手方でございますが、静銀リース株式会社東部支社となります。

冒頭に申し上げましたとおり、本案は賃貸借契約の形を取りますが、期間満了後に市が財産を取得することを約定した契約で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する予定価格2,000万円を2,000万円以上の動産の買入れに該当するものとして議会の議決を求めるものです。

なお、施行でございますが、本議案御承認いただきましたら、本契約を締結した上、事業に着手し、本年11月末までに完了する見込みとなっております。

補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 以上で補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑がありますので、質疑を行います。

議席番号11番、波多野靖明議員。

〔11番 波多野靖明君登壇〕

○11番（波多野靖明君） 議席番号11番、波多野靖明でございます。

ただいまのリース契約ですね、財産の取得について質疑をいたします。

機器一覧を拝見させていただきますと、空調機器、または照明だとか、グラスウールの断熱施工だとか、窓ガラスのフィルムでしょうか、これらがあるんですけども、例えば途中のLED照明や空調機がリース中に故障してしまった場合などは、保証は受けられるのでしょうか。それとも、伊豆市のほうが負担しての有償の修理になるのか。

それと、10年のリースの期間が終わってから故障した場合はどのようになるのか教えてください。

○議長（青木 靖君） ただいまの波多野議員の質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 本契約、先ほど総額で申し上げましたが、こちらの金額の中には、期間内の保守点検、法定点検であるとか、維持メンテナンスの費用は含まれておりませんので、このリース期間内であっても、もし故障等があれば、伊豆市のほうで直接修理、修繕をするということでございます。ですので、リース期間10年間が終わり、11年目以降についても、当然機械は稼働することにはなると思うんですけども、その後の不具合についても、市のほうが修理、メンテをするということになっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） リースというのが、私が知っている限りでは、全てを買い取るものだとか、例えばリース期間中はメーカーなどの保証がつくもの、多分この大きく二通りあると思うんですけども、どうしても、ふだんから空調機だとか照明なんかも稼働したりします。そうしますと、途中で、例えば機器が初期不良であったりですとか、例えば空調機であれば、1年間、2年間は正常に動いていたんですけども、3年目になったら、例えば機器の内部のほうからガスが漏れてしまった、または施工不良によってガスが漏れてしまって使えなくなってしまうということもあると思うんですけども、その辺はリース会社だとか施

工会社というか、こちらの会社のほうとは、そのような商談というか、打合せをしていたんでしょうか。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 先ほど概要の中で御説明しましたが、公募型プロポーザルを実施するときの私どものほうがつくった実施要領の中で、あらかじめ、先ほども御説明をいたしましたが、期間内の保守点検、維持メンテナンス費用は、本業務に含まないということで、そういった条件において提案を募集しておりますので、基本的には先ほど申し上げたとおり、故障等の対応については直接市ということになりますけれども、今、議員が御指摘いただいたような初期不良であるとか、本当に短期の中で想定外の故障があった場合については、そこについては、またリース会社のほうと内容については詰める必要があるということは考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 空調機ですと、私も自分の事業の中で関わりがありますので、いろいろな事例がございます。

昔は空調機、パッケージエアコンなんかは、大型のエアコンは、例えば5年ぐらい初期不良というか、メーカーのほうで保証をよくしていただきました。しかし、3年、2年、1年と、最近はメーカーの保証期間がとても短くなって行って、お客様の、こちらの先方の使い方が特に問題がなくても、メーカーのほうとしては、無償の保証というのはなかなかつけてくれない状況にあるので、そういうところを短期というのは、例えば何年までだったら大丈夫なのかというところはある程度明確にさせていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） メーカーの保証とかという点の確認についてです。

総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 先ほど私が説明しました議案参考資料9ページの1番の概念図に、今回の伊豆市とリース会社と施工業者の関係というのはお示しをさせていただいております。

今回、こちらの図にお示ししてあるとおり、市については、この発注であるとか、設計・施工のところというのは、あくまでもリース会社が施工業者と契約をするということになっておりまして、リース会社が手に入れたものを私どもがリースしてお借りするという形態になっております。

今のようにメーカー保証であるとか保証期間の云々というのは、まずは一義的には静銀リースさんと施工業者との当然話合いになると思いますので、そこはまた、この2社について、また今の議員から御指摘いただいたような想定外の全くの部品の不良であるとかということ

についての対応については確認をさせていただくと、協議をしていくことになると思うんですけども、直接私どもが施工会社に云々ということは、今回のケースでは直接発注ではございませんので、そこについてはリース会社を介するという形になると思うんですけども、確認はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 以上で波多野議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

ただいまの追加議案について質疑させていただきますけれども、そもそもこのリース契約によって財産を取得するメリット、機器を直接購入することに比べてのメリット、そういった比較対照、これをできるだけ詳しく説明してください。

以上です。

○議長（青木 靖君） ただいまの杉山誠議員の質疑に答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） リース契約は購入と違って、所有権が向こうに残ったままですから、こちらは利用権しかないのです、そのあたりが一番の特徴の違いなんですけれども、具体的なメリット・デメリットについては、総務部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 先ほど御説明させていただいたとおり、昨年12月に補正予算において債務負担行為を設定させていただいております。そのときの質疑の中でも同じ御質問をいただいて、お答えはさせていただいているんですが、私どもとしては、平成8年にできた生きいきプラザの空調がやはり老朽化、二十六、七年経過しているということで、かなり不具合が出てきたものですから、その更新をまずは検討しました。

令和4年度の予算においては、直営ということを当然前提にしておりましたので、令和4年度に設計費を計上させていただき、令和5年から令和6年にかけて直営工事という計画をまず立てて、その設計をいろいろ検討している中で、事業者のほうから、市が直接は補助金の受領団体にはなれないんですけども、今回のように民間が既設の住宅以外の建物を省エネ化する場合は、国土交通省、または環境省の補助金メニューがあるということで検討させていただきました。その中で、空調設備を直営で設計料と工事請負費を計上した上でやる総額と、いろいろ先ほど15%という省エネ効率の話もありましたけれども、国の事業に手を挙げる場合は、空調だけではなくて、先ほど御説明した遮熱フィルムであるとか、天井裏への断熱材の敷設も当然条件にはなるんですけども、5,000万円を上限として事業費の3分の1という補助金が頂けると。それをトータルで換算したところ、約1,000万円弱、このエン

トリーしてリースという形態を取ったほうが全体としての経費が安くなるということが分かりましたので、そのことを12月補正でも御説明させていただいて、直営の設計料を減額した上で、10年間の債務負担行為を設定させていただいたという経緯がございます。ですので、最大のメリットは、やはり全体経費の圧縮ということになります。

ただ、エントリーはすることを条件とはしておりましたが、国のほうで採択されるかどうかという保証は全くなかったんですけれども、今回、幸いうちのほうの提案が、うちというか、これは伊豆市が提案したのではなくて、リース会社が提案しているんですけれども、採択されたということで、今回、設備機器についてリース形態を取ったのは、一番の大きなメリットは、事業経費の圧縮ということでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 国の補助金を受けるには、民間の、ということで、その理由は分かりましたし、1,000万円の経費節減になるということも理解できました。

あと1つ分からないのが、先ほどの波多野議員の質疑にもあったんですけれども、保証なんですけれども、普通、リース物件というのは、修理代含めて、自動車のリースにしても、故障の場合は当然リース会社がつし、AEDにしても、全て利用料金というか、リース料金だけ払ってれば、全て向こうでメンテナンスしてくれるんですけれども、この件に関してメンテナンス、あるいは修理の保証は市がつ、リース料を払う側がつというのは、ちょっとまだ理解できないんですけれども、もう少し分かりやすく説明できますか。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） すみません、基本的に先ほどリースの中で通常のメンテ料が入っていないということなんですけれども、想定外の事態が起きたときには、動産保険料というのをかけているんですけれども、それはこのリース料の中に含まれておりますので、通常メンテは私どもの責任において定期点検等はやるんですけれども、先ほど波多野議員、また杉山議員から御指摘いただいたような不測の事態による緊急事態については、その動産の保険料が適用できるかどうか、ちょっとすみません、詳しくその内容までは把握していないんですけれども、リース料の中に入っている動産保険料の中で対応できるものは、当然そうした保険を活用できるというふうには思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 大体そういう説明で終わっちゃうと思うんですけれども、かなり機器の内容からして、先ほどの波多野議員の質疑にもあったけれども、初期不良というか、機

械のもともとの不良の場合なんかは、保証を受けられるだろうという話なんですけれども、何年かたった、経年、使用した後の利用とか、いろいろ心配事はあるものですから、その辺、他のリース契約、自治体が行っている民間とのリース契約との比較なんかをしっかりと検証していただいて、過度な負担が、あと市のほうに不測の事態に対して起こらないようにしっかりと整理していただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 今回、こういった賃貸借契約、事実上のリース契約、期間終了後に無償でそのものが市の財産になるという例は、我々としても今回この議案を提出するに当たりまして、他市の事例は、今、杉山議員おっしゃられたとおりいろいろ調べました。

最近やっているといいますか、空調機器をやはり今回のうちのケースと同じようにやっているところもございましたし、場合によっては庁舎の増築であったり、学校等の増改築をリース会社とやっているという事例も、議案を取ってやっているという例もありますので、当然建物、建築物のリースで、最終的には市が10年後、15年後に取得するという契約はかなり議案としてもある例がありましたので、また具体的な市の名前も私ども把握しておりますので、その間というか、初期不良等の対応をどういう形にするのかというのは、相手方に照会した上で確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員の質疑を終了します。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 御異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これより議案第76号について、討論、採決に移ります。

ここで暫時休憩します。

議案第76号に対し討論のある議員については、通告書を議長に提出願います。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時28分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第76号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第76号 財産の取得について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

### ◎発議第5号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（青木 靖君） 追加日程第3、発議第5号 伊豆市議会議員政治倫理条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議席番号2番、議会改革推進特別委員会委員長、浅田藤二議員。

〔議会改革推進特別委員会委員長 浅田藤二君登壇〕

○議会改革推進特別委員会委員長（浅田藤二君） 議会改革推進特別委員会委員長、浅田藤二です。

伊豆市議会議員政治倫理条例の一部改正について提出理由を申し上げます。

全国的なニュース等で地方議会議員のハラスメントを問題とする事件の報道が見受けられます。伊豆市議会は、伊豆市や市民に対し、伊豆市議会議員政治倫理条例により、政治倫理基準を定め、倫理基準を遵守しておりますが、ハラスメントに関する倫理基準を定めていないため、今回、新たに国家公務員や伊豆市職員の基準に併せ、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他人権侵害のおそれのある行為をしないことという規定を新たに政治倫理基準に定め、政治倫理条例の第3条に第8号として追加することで、伊豆市議会改革推進特別委員会にて決定し、過日の全員協議会にて報告し、承認をいただきました。

全国的には、ハラスメント防止条例を定める議会もありますが、伊豆市は政治倫理条例を既に定めていますので、この条例の倫理基準に追加することといたしました。

この条例の目的にあります議員が市民全体の代表者として誠実かつ公正に職務を遂行し、人格と倫理の向上に努めるとともに、その権限または地位による影響力を不正に行使して、自己または特定の者の利益を図ることのないよう人権侵害につながる行為を慎むよう政治倫理基準に定めて、市民に表明するものです。

この条例改正に御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（青木 靖君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第5号 伊豆市議会議員政治倫理条例の一部改正についてを採決いたします。  
原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第6号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（青木 靖君） 追加日程第4、発議第6号 伊豆市議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議席番号2番、議会改革推進特別委員会委員長、浅田藤二議員。

〔議会改革推進特別委員会委員長 浅田藤二君登壇〕

○議会改革推進特別委員会委員長（浅田藤二君） 議会改革推進特別委員会委員長、浅田藤二です。

伊豆市議会基本条例の一部改正について提出理由を申し上げます。

伊豆市議会改革推進特別委員会では、議会基本条例の見直しを検証する中で、同条第17条第5項に規定する議会の議決すべき事件を定めた規定と地方自治法第96条第2項により条例による議決について定める伊豆市総合計画条例第5条の規定との整合性を図り、伊豆市議会基本条例第17条第5項の規定からただし書の部分、「ただし、軽微な変更を除く。」という規定を削るための改正をするものです。

本来、このただし書の規定を必要とするならば、伊豆市総合計画条例の第5条に同様のただし書を定め、同条例の施行規則等で軽微な変更について詳細を定めるべきと考えられます。

この条例改正に御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（青木 靖君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（青木 靖君） 御異議なしと認め、本案については委員会付託を省略させていただきます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（青木 靖君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより発議第6号について採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会宣告

○議長（青木 靖君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、本定例会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、伊豆市議会会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（青木 靖君） 御異議ございませんので、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、令和5年伊豆市議会9月定例会を閉会いたします。

皆様には長期間慎重な御審議、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

閉会 午後 1時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 木 靖

署 名 議 員 下 山 祥 二

署 名 議 員 杉 山 武 司